

1.0版

食品損失と廃棄に関する測定 および報告に関する基準

















FLWプロトコル運営委員会および執筆担当者

Craig Hanson、Brian Lipinski、Kai Robertson: 世界資源研究所(WRI)事務局

Debora Dias, Ignacio Gavilan, Pascal Greverath (Nestle), Sabine Ritter: 消費財フォーラム (CGF)

Jorge Fonseca、Robert van Otterdijk: 国際連合食糧農業機関(FAO)

Toine Timmermans: EUの委託によるFUSIONSプロジェクト

James Lomax、Clementine O'Connor: 国際連合環境計画(UNEP)

Andy Dawe、Richard Swannell: 廃棄物・資源行動プログラム(WRAP)

Violaine Berger、Matthew Reddy、Dalma Somogyi: 持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)

その他の寄稿者

Bruno Tran(Upstream Technical Working Group議長)、グリニッジ大学自然資源研究所(NRI)

Barbara Leach(Downstream Technical Working Group議長)、WRAP

Tom Quested, WRAP

目次

序文	4
FLWプロトコルについて	5
FLWスタンダートの策定について	6
本文書の構成について	7
es LT ANTES	
パートI 概要	
第1章 はじめに	10
第2章 用語の定義と適用	14
第3章 FLW定量化の目的	20
第4章 手順と要件の概要	24
第5章 FLWの測定および報告の原則	28
パートII 主な要件	
第6章 FLWインベントリーの範囲の設定	34
第7章 FLWの定量化方法の決定	58
パートⅢ その他の要件と推奨事項	
第8章 データの収集、計算、分析	66
第9章 不確実性の評価	76
第10章 多数のFLWインベントリーの分析の統合	82
第11章 FLWの原因の記録	90
第12章 レビューと保証	94
第13章 報告	100
第14章 目標の設定と経時的な変化の追跡	106
付録	
付録A データの標本抽出と定率拡大の方法	112
付録B 素材タイプを分離する:個々の品目に適用する換算係	系数の情報源 121
付録C データの正規化	125
付録D FLWの重量をほかの用語や計測単位で表示	128
付録E 救出された食品の重量の定量化と報告	136
用語集	140
参考文献	146
巻末注	149
協力者	153

詳細目次

FLWスタンダードの策定について 5 52 ガイダンス: 除外を開示し正当性を証明する 31 パートI 概要 第1章 はじめに 10 62 FLWインベントリーの範囲の設定 34 第1章 はじめに 10 62 FLWインベントリーの範囲の設定 34 第1章 はじめに 10 62 FLWインベントリーの範囲の設定 34 第1章 はじめに 10 62 FLWインベントリーの範囲の設定 36 第1章 はじめに 10 62 FLWインベントリーの範囲の設定 36 第2 第2 第3 36 4 4 62 第3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 5 5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 <td rowspa<="" th=""><th>序文</th><th>4</th><th>第5章 FLWの測定および報告の原則</th><th>28</th></td>	<th>序文</th> <th>4</th> <th>第5章 FLWの測定および報告の原則</th> <th>28</th>	序文	4	第5章 FLWの測定および報告の原則	28
# 文書の構成について 7 パートII 主な要件 第6章 FLWインペントリーの範囲の設定 34 の	FLWプロトコルについて	5	5.1 原則の説明および適用に関するガイダンス	29	
#6章 FLWインペントリーの範囲の設定 34 パートI 概要 6.1 第6章のはじめに 35 第1章 はじめに 10 6.2 FLWインペントリーの範囲の定義 36 1.1 目的とビジョン 11 6.3 期間 36 1.2 測定および報告基準の必要性 11 6.4 素材タイプ 38 1.3 本基準の想定される利用目的 12 6.5 送り先 40 1.4 本基準の基本理念と設計 12 6.6 境界 47 第2章 用語の定義と適用 14 6.8 目的の影響 55 2.1 本基準の用語: 「するものとする」「けべきである」「してもよい」 15 第7章 FLWの定量化方法の決定 58 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 7.1 FLW定量化予法の測定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の測定 61 2.4 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響の 本基準における扱い 17 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 第3章 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響 61 第 データの収集、計算、分析 66 8 データの概集・計算、分析 66 8 データの収集・計算、分析 66 8 データの概集・計算、分析 66 8 データの概集・計算、分析 66 8 データの収集・計算、分析 66 8 データの概集・計算、分析 66 8 データの概集・計算・分析 66 8 データの概集・計算・66 8 データの概集・1 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	FLWスタンダードの策定について		5.2 ガイダンス:除外を開示し正当性を証明する		
#1章 はじめに 10 6.2 FLWインペントリーの範囲の定義 36 1.1 目的とビジョン 11 6.3 期間 36 1.2 測定および報告基準の必要性 11 6.4 素材タイプ 38 1.3 本基準の想定される利用目的 12 6.5 送り先 40 1.4 本基準の基本理念と設計 12 6.6 旋界 47 6.7 関連事項 53 6.7 関連事項 53 6.8 目的の影響 55 2章 用語の定義と適用 14 6.8 目的の影響 55 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 第7章 FLWの定量化方法の決定 58 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の減定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の減度 61 アータの根域面、栄養面、財務面の影響の本基準における扱い 17 アートⅢ その他の要件と推奨事項 第8章 データの収集、計算、分析 66 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機需情報に関する考慮事項 76 42 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77			パートII 主な要件		
第1章 はじめに 10 6.2 FLWインベントリーの範囲の定義 36 1.1 目的とビジョン 11 6.3 期間 36 1.2 測定および報告基準の必要性 11 6.4 素材タイプ 38 1.3 本基準の想定される利用目的 12 6.5 送り先 40 1.4 本基準の基本理念と設計 12 6.6 境界 47 6.7 関連事項 53 6.7 関連事項 53 1.3 下上級の定義と適用 14 6.8 目的の影響 55 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 第7章 FLWの定量化方法の決定 58 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 7.1 FLW定量化手法の選定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の概要 61 7.2 定量化手法の概要 61 7.2 定量化手法の概要 61 7.2 定量化手法の概要 61 7.4 下上級の環境面、栄養面、財務面の影響の 本基準における扱い 17 7.一トⅢ その他の要件と推奨事項 第8章 データの収集、計算、分析 66 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サブライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の評価 76 75 75 75 75 75 75 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76	パート! 概要			34	
1.1 目的とビジョン 1.1 6.3 期間 36.4 素材タイプ 38.1 1.2 測定および報告基準の必要性 1.1 6.4 素材タイプ 38.1 3 本基準の想定される利用目的 1.2 6.5 送り先 40.1 4 本基準の基本理念と設計 1.2 6.6 境界 47.1 1.5 2.5 2.5 自動の影響 5.5 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 1.5 第7章 FLWの定量化方法の決定 5.8 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 1.5 7.1 FLW定量化手法の測定 5.9 2.3 「損失と廃棄」の定義 1.7 7.2 定量化手法の概要 6.1 アータの収集、計算、分析 6.6 本基準における扱い 1.7 アートⅢ その他の要件と推奨事項 第8章 データの収集、計算、分析 6.6 8.1 データの標本抽出と定率拡大 6.7 第3章 FLW定量化の目的 2.0 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 6.8 3.1 強制的および自発的な目標 2.2 8.3 包装を測定 7.1 2.2 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3		10			
1.2 測定および報告基準の必要性 11 6.4 素材タイプ 38 1.3 本基準の想定される利用目的 12 6.5 送り先 40 1.4 本基準の基本理念と設計 12 6.6 境界 47		. •			
1.3 本基準の想定される利用目的 12 6.5 送り先 40 47 47 47 47 48単の基本理念と設計 12 6.6 境界 47 47 47 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48					
1.4 本基準の基本理念と設計 12 6.6 境界 47 第2章 用語の定義と適用 14 6.8 目的の影響 53 6.8 目的の影響 55 22 素材タイプおよび考えられる送り先 15 第7章 FLWの定量化方法の決定 58 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 7.1 FLW定量化手法の選定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の概要 61 7.2 定量化手法の概要 61 7.2 定量化手法の概要 61 7.2 定量化手法の概要 61 7.3 作品の環境面、栄養面、財務面の影響の本基準における扱い 17 7.一ト面 その他の要件と推奨事項 第8章 データの収集、計算、分析 66 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 7.1 意味を使用した組織体間の比較 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 68 8.3 包装を測定 7.1 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 77 77					
#2章 用語の定義と適用 14 6.7 関連事項 53 21 本基準の用語: 「するものとする」「すべきである」「してもよい」 15 第7章 FLWの定量化方法の決定 58 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 7.1 FLW定量化手法の選定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の概要 61 2.4 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響の本基準における扱い 17 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 2.6 本基準を使用した組織体間の比較 19 第8章 データの収集、計算、分析 66 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 7.1 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 7.3 第4章 手順と要件の概要 24 第9章 不確実性の評価 7.6 4.2 要件の概要 25 第9章 不確実性の評価 7.6 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 7.7					
#2章 用語の定義と適用 14 6.8 目的の影響 55 2.1 本基準の用語: 「するものとする」「すべきである」「してもよい」 15 第7章 FLWの定量化方法の決定 58 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 7.1 FLW定量化手法の選定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の概要 61 2.4 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響の 本基準における扱い 17 7~トⅢ その他の要件と推奨事項 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 2.6 本基準を使用した組織体間の比較 19 第8章 データの収集、計算、分析 66 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ばす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77	1.4 本基準の基本理念と設計	12			
2.1 本基準の用語: 「するものとする」「すべきである」「してもよい」 15 第7章 FLWの定量化方法の決定 58 2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 7.1 FLW定量化手法の選定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の概要 61 2.4 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響の本基準における扱い 17 パート皿 その他の要件と推奨事項 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 18 第8章 データの収集、計算、分析 66 66 2.6 本基準を使用した組織体間の比較 19 第8章 データの標本抽出と定率拡大 67 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化 68 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 3.2 さまざまな目的の選定が及ほす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 第9章 不確実性の評価 76 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77	第2章 用語の定義と適用	14			
2.2 素材タイプおよび考えられる送り先 15 7.1 FLW定量化手法の選定 59 2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の概要 61 2.4 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響の本基準における扱い 17 パート皿 その他の要件と推奨事項 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 第8章 データの収集、計算、分析 66 66 2.6 本基準を使用した組織体間の比較 99 19 第8章 データの収集、計算、分析 66 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ (食品と不可食部分)を別々に定量化 68 8.2 素材タイプ (食品と不可食部分)を別々に定量化 68 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 71 第4章 手順と要件の概要 24 1 測定および報告の手順 25 機密情報に関する考慮事項 75 8.5 機密情報に関する考慮事項 76 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15			
2.3 「損失と廃棄」の定義 17 7.2 定量化手法の概要 61 2.4 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響の本基準における扱い 17 パート皿 その他の要件と推奨事項 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 188章 データの収集、計算、分析 66 66 2.6 本基準を使用した組織体間の比較 19 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ (食品と不可食部分)を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77	2.2 素材タイプおよび考えられる送り先	15			
2.4 FLWの環境面、栄養面、財務面の影響の本基準における扱い 17 2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用 17 7. トⅢ その他の要件と推奨事項 2.6 本基準を使用した組織体間の比較 19 第8章 データの収集、計算、分析 66 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 第3章 FLW定量化の目的 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77	2.3 「損失と廃棄」の定義	17			
2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用172.6 本基準を使用した組織体間の比較19第8章 データの収集、計算、分析 8.1 データの標本抽出と定率拡大66第3章 FLW定量化の目的208.2 素材タイプ (食品と不可食部分) を別々に定量化683.1 強制的および自発的な目標228.3 包装を測定713.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響238.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73第4章 手順と要件の概要248.5 機密情報に関する考慮事項754.1 測定および報告の手順25第9章 不確実性の評価764.2 要件の概要9.1 不確実性の程度を報告77		17			
2.6 本基準を使用した組織体間の比較 19 8.1 データの標本抽出と定率拡大 67 第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ (食品と不可食部分) を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 9.1 不確実性の程度を報告 77	2.5 食品サプライチェーンの各構成要素に対する本基準の適用	月 17	ハート血・ビックにツ女けて推失事項		
第3章 FLW定量化の目的 20 8.2 素材タイプ (食品と不可食部分) を別々に定量化 68 3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 9.1 不確実性の程度を報告 77	2.6 本基準を使用した組織体間の比較		第8章 データの収集、計算、分析	66	
3.1 強制的および自発的な目標 22 8.3 包装を測定 71 3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 9.1 不確実性の程度を報告 77	#0.7 FLWDR # 0.7 H	0.0	8.1 データの標本抽出と定率拡大	67	
3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響 23 8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータを合計 73 第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77			8.2 素材タイプ(食品と不可食部分)を別々に定量化	68	
第4章 手順と要件の概要 24 8.5 機密情報に関する考慮事項 75 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77			8.3 包装を測定	71	
第4章 手順と要件の概要 24 4.1 測定および報告の手順 25 第9章 不確実性の評価 76 4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77	3.2 さまざまな目的の選定が及ぼす影響	23	8.4 食品サプライチェーンのさまざまな段階のFLWデータ	を合計 73	
4.2 要件の概要 26 9.1 不確実性の程度を報告 77	第4章 手順と要件の概要	24	8.5 機密情報に関する考慮事項	75	
5.1 小雁天江の往及を採口	4.1 測定および報告の手順	25	第9章 不確実性の評価	76	
9.2 不確実性を定性的に記述 77	4.2 要件の概要	26	9.1 不確実性の程度を報告	77	
			9.2 不確実性を定性的に記述	77	
9.3 定量的評価 80			9.3 定量的評価	80	
9.4 結果を伝える際の考慮事項 81			9.4 結果を伝える際の考慮事項	81	

第10章	多数のFLWインベントリーの分析の統合	82	付録B 素材タイプを分離する:	
10.1 調整:	組織体の活動と目的	83	個々の品目に適用する換算係数の情報源	121
10.2 多数	のインベントリーの範囲と方法論を指定	83	B1 はじめに	121
10.3 ガイタ	ダンス: 政府レベルの部門横断的な		B2 換算係数の情報源を選択	121
FLW	<i>「</i> インベントリーの統合	85	B3 換算係数の一般的な情報源	122
第11章	FLWの原因の記録	90	B4 特定部門向けの換算係数の情報源	123
11.1 原因	の特定	91	付録C データの正規化	125
11.2 駆動	要因の特定	91	C1 はじめに	125
11.3 原因	と駆動要因を記録および報告する方法	93	C2 正規化因子の選択	125
12章 し	レビューと保証	94	C3 正規化データについての報告やコミュニケーション	127
12.1 保証	に使用される主な用語	95	付録D FLWの重量をほかの用語や計測単位で表表	示128
12.2 保証	プロセス	96	D1 はじめに	128
第13章 131 報告	報告 のガイダンス	100 101	D2 全般的な留意点 D3 環境影響	128 129
13.2 必須		103	D4 栄養成分	133
	ションの報告要素	103	D5 経済的影響	134
	目標の設定と経時的な変化の追跡	106	付録E 救出された食品の重量の定量化と報告 E1 はじめに	136 136
14.1 基準	年の選定	107	E2 救出された食品の重量を定量化する手順	136
14.2 目標	の範囲の明確化	107	E3 ガイダンス:範囲の定義と記述	137
14.3 目標	の選択	108	E4 ガイダンス: 重量の定量化手法を選択する	138
14.4 目標	に対する実績を監視	109	E5 食品救出に関してほかに考慮すべき事項	139
14.5 基準	年のFLWの再計算	110	Ed 民間秋田に図してはかに考慮すべき事項	159
付録			用語集	140
付録A	データの標本抽出と定率拡大の方法	112	参考文献	146
A1 はじ	めに	112	巻末注	149
A2 標本	抽出に関するガイダンス	112	協力者	153
A3 デー:	タの定率拡大に関するガイダンス	118		

序文

全食糧の推定3分の1が生産から私たちの口に入るまでの間に損失(ロス)し、または廃棄されていることをご存知ですか?

これは、経済的にも社会的にも、また環境にも多大な影響を及ぼし、年間9,400億ドルもの経済的損失を生じさせ、食糧不足と栄養不良も悪化させています。関連コストは金銭的な問題にとどまりません。損失または廃棄された食糧は毎年、全農業用水の4分の1を費やし、中国に匹敵する面積の耕作地を要し、全世界の温室効果ガス排出量の推定8%を発生させています。この損失し廃棄された食品を1つの国とすれば、中国と米国に次いで世界第3位の温室効果ガス排出国になるのです。

したがって、食品ロスおよび廃棄物を削減すれば三重の勝利、すなわち(1)農家、企業、家庭のお金の節約になる、(2)捨てるものが減れば食糧供給が増える、(3)水、土地、気候への圧迫が緩和される、という効果を期待できます。

食品ロスおよび廃棄物の削減は、国や企業が、気候変動に関するパリ協定をはじめ、国際合意や企業合意を満たすことにも資するでしょう。国連持続可能な開発目標(SDGs) ――具体的にはターゲット12.3――では、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たり

の食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させることが要求されています。

「計測できるものは管理できる」という誰でも知っているビジネスの名言があります。これは食品ロスおよび廃棄物にも当てはまると私たちは考えています。食品ロスおよび廃棄物プロトコル(以下、FLW プロトコル)のパートナーで構成される私たち組織が、政府、企業などの組織体に向けて要件とガイダンスを提示するためにグローバルな『食品損失と廃棄に関する測定および報告に関する基準』(以下、FLW スタンダード)を策定した理由はここにあるのです。

FLW スタンダードに従ってインベントリーを作成することで、国、市、企業などは、食品ロスおよび廃棄物がどれくらい発生しているか、送り先はどこかをよりよく理解できるようになるでしょう。こうした情報は、効果的な削減戦略を立案し、経時的な進捗を監視するために不可欠です。最終的には、この取り組みが経済、環境、食糧安全保障、栄養問題に有益な結果をもたらすでしょう。

FLWスタンダードが、「計測できるものは管理できる」のための、みなさんの取り組みの一助となり、促進されれば幸いです。

(feet

ピーター・フリードマン 消費財フォーラム (CGF) マネージングディレクター

Augus

トゥイン・ティンメルマンス FUSIONS プロジェクトコーディネーター

Jelin Steins

アヒム・シュタイナー 国連環境計画 (UNEP) 事務局長

ビーター・バッカー 持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD) 会長兼CEO

Liz Godis-

リズ・グッドウィン 廃棄物・資源行動プログラム (WRAP) CEO

Auto

アンドリュー・スティア 世界資源研究所 (WRI) 所長兼CEO

FLWプロトコルについて

食品ロスおよび廃棄物プロトコル(FLW プロトコル)は、 マルチステークホルダープロセスによるパートナーシップで あり、食品サプライチェーンから外れた食品や関連する不 可食部分(一般に「食品ロスおよび廃棄物」、略して FLW と称される)を定量化するためのグローバルな『食品損失 と廃棄に関する測定および報告に関する基準 (FLW スタ ンダード)』を策定しました。2013年に発足した FLW プロ トコルの使命は、国際的に通用する FLW 測定および報告 基準を策定して関連ツールを開発し、その採用を推進する ことで測定や報告の組織体が知識を増やし、FLW をでき るだけ減らすための適切な策を講じることに積極的になる ようにすることです。

FLW プロトコルは、広範かつ包括的、合意に基づくマ ルチステークホルダープロセスに従って FLW スタンダード を策定しました。参画したのは、世界中の政府機関、政 府間組織、非政府組織、企業、学術機関などです。

専門機関から成る運営委員会が、FLWスタンダードの策 定全体に専門的助言、戦略的な方向性、品質管理を提供 しました。運営委員会は、消費財フォーラム (CGF)、国 連食糧農業機関(FAO)、欧州連合(EU)の委託による FUSIONS プロジェクト¹、国連環境計画 (UNEP)、持続 可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD)、廃棄物・ 資源行動プログラム (WRAP)、世界資源研究所 (WRI) で構成され、起草とレビューのプロセスを指揮する事務局 としての役割も果たしています。

FLW プロトコルは、FAO、UNEP などのパートナーが 主導するセーブ・フード・イニシアチブ (Save Food) による 「考えて食べ節約 (Think Eat Save)」 キャンペーンなどの 取り組みを補完するものです。また、CGFと欧州食料飲料 産業連盟(FoodDrinkEurope) の「ひとかけの食物でも 大切 (Every Crumb Counts))、英国の「コートルード・コ ミットメント 2025 (Coutraud Commitment 2025)」、米国 の食品廃棄削減同盟 (Food Waste Reduction Alliance) など、民間部門の取り組みにも寄与するものです。さらに、 FUSIONS プロジェクトによる統一基準の策定をはじめ、 地域ごとの定量化アプローチも踏まえています。

FLWスタンダードの策定について

FLW プロトコル運営委員会は、FLW スタンダードの策定 を 2014 年初めに開始しました。FLW スタンダードの原案作 成に当たったのは2つの専門的作業部会(テクニカル・ワー キング・グループ) であり、その調整は WRI が担いました。 専門的作業部会の1つは、主に食品サプライチェーンの上 流部分(収穫から加工まで)の定量化を受け持ち、もう1 つの専門的作業部会は主に食品サプライチェーンの下流部 分(加工から消費まで)の定量化を受け持ちました。この 2つの専門的作業部会は、合計すると25カ国、6大陸を 超える場所の多様な企業、政府機関、政府間組織、非政 府組織、学術機関を代表する専門家80人以上で構成され ました。

2015 年 3 月、事務局は FLW スタンダードの草案を外部 のレビューグループ(パイロットテストの試験者たち)と一 般市民によるレビューにかけました。レビューとパイロット テストを経て、FLW スタンダードの内容、実用性、有用性 についてフィードバックを受けました。事務局は、世界中の 企業、中央政府や市政府、政府間組織、非政府組織、学 術機関を代表する合計 200 人以上の外部のステークホル ダーからフィードバックを集めました(巻末「協力者」欄参照)。 このフィードバックは改訂草案に反映され、それを運営委 員会が最終的な編集と承認のために検討しました。

本文書の構成について

FLWスタンダードは、国、企業、その他の組織体が FLW を測定および報告する際に基準として用いる要件を 提示するものです。FLWスタンダードの利用を補助するガイ ダンス、資料、事例も含まれています。別にエグゼクティブ サマリーがあり、それは本文書の最も重要な特徴に絞って 説明したものです。

FLWスタンダードは3つのパートに分かれています。パー トIは第1章~第5章まであり、各章の内容は、FLWスタ ンダードの目的と用途の概要(第1章)、用語の定義と適 用(第2章)、FLW 定量化の目的(第3章)、手順と要件 の概要 (第4章)、FLW の測定および報告の原則 (第5章) となっています。

パート∏とⅢ(第6章~第14章) では、*FLW スタンダー* ドの要件をより詳しく説明し、要件を履行するためのガイ ダンスを提示します。具体的には、

▶ パートII (第6章と第7章) では、「何」(FLW インベ ントリーの範囲) を「どのように」 定量化するか (手法) を説明し、規定するための要件に関する詳細なガイダ ンスを提示します。

▶ パートⅢ(第8章~第14章)では、FLW スタンダード のその他の要件と推奨事項に関するガイダンスを提示 します。各章の内容は、データの収集、計算、分析(第 8章)、不確実性の評価 (第9章)、複数の FLW イン ベントリーの分析の統合(第10章)、FLWの原因の記 録(第11章)、レビューおよび保証のプロセス(第12章)、 報告(第13章)、目標の設定(第14章)です。

巻末の付録 A~Eでは、データの分析と管理に関す る詳細な情報を提供します。FLWスタンダードの重要な 手引書として『The Guidance on FLW Quantification Methods (FLW 定量化手法ガイダンス)』があり、www. flwprotocol.org にアクセスするとオンラインで入手できま す。報告のサンプル雛形と「FLW 定量化手法ランキング ツール (FLW Quantification Method Ranking Tool)」も www.flwprotocol.org で入手できます。

FLWスタンダード全体で使用される重要な用語の定義 と解説については「用語集」を参照してください。



パート I の各章の内容は、FLWスタンダードの目的とビジョン(第1章)、FLWスタンダードで使用される用語の定義とその適用(第2章)、FLW定量化の目的(第3章)、手順と要件の概要(第4章)、FLWの測定および報告の原則(第5章)です。



第1章 はじめに



1.1 目的とビジョン

食品損失と廃棄に関する測定および報告に関する基準 (FLW スタンダード)は、一般に「食品ロスおよび廃棄物 (FLW)」と呼ばれる、食品サプライチェーンから排除され る食品や関連する不可食部分の重量を定量化して報告す るための要件とガイダンスを提示するグローバルな基準で す。FLWスタンダードを用いれば、国、市、企業などの組 織体が、FLW の発生量と送り先についてインベントリーを 作成することが可能となります。こうしたインベントリーは、 FLW を最小化するための根拠や情報源として、また最小 化するための戦略を集中させるうえでも有効です。 FLW を 最小化すれば、経済的利益があり、食糧安全保障が強化 され、天然資源の利用効率が向上し、環境への影響が減 ると考えられます。

FLW スタンダードの目的は、FLW の定量化を円滑にし (何をどう計測すべきか)、報告されるデータの一貫性と透 明性を高めることです。FLW スタンダードに従えば、ベー スラインとなるデータの一貫性のある定量化が可能になり、 国連持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲット 12.3² をは じめとする目標に対する進捗も追跡できます。

FLWスタンダードは、あらゆる種類の組織体が特定 の定量化の目的に基づいて FLW インベントリーを作成 できるように実用的に設計されています。FLWスタン ダードが提示する用語と要件を用いれば、国際的に通 用する一貫性が確保され、包括的なインベントリーと なり、また組織体内部の FLW インベントリー開示でも 組織体間の開示でも、その透明性の裏づけとなります。 FLW を定量化することは、買いすぎやごみ処理に伴う 費用削減から温室効果ガス排出の同避、飢えをなくす 活動の支援まで、多種多様な利益をもたらし得る削減 活動の重要な基盤です。FLWスタンダードに従ってイ ンベントリーを準備する組織体は、FLW の発生量と最 終的な送り先をよく把握でき、したがって行動をとる 態勢もよく整うことになります。

1.2 測定および報告基準の 必要性

人間が消費するために栽培された食糧のかなりの割合 が食べられていません。国連食糧農業機関(FAO)の推 定によれば、2009年には世界で生産された全食糧の重量 ベースで3分の1が損失または廃棄されています 3 。

これだけの非効率性は、経済的にも社会的にも、また 環境にも多大な影響を及ぼしています。例えば、FAOの 推定によれば、およそ年間 9.400 億米ドルの経済的損失 になります 4。食糧不足も悪化させています。また、損失 または廃棄される食糧の量は全農業用水の約4分の1に 換算され⁵、耕作地にすれば中国に匹敵する面積に相当 し6、全世界の温室効果ガス排出量の推定8%の原因にも なっています ⁷。

さらに、食品に関連する不可食部分(骨、皮、種など) はごみ廃棄場の場所をとる上、分解される過程で温室 効果ガス排出の原因になる可能性があります。こうし た不可食部分は、ある種の天然資源の非効率性を表し ています(行動や技術が変化して不可食部分の一部が 食品や人間に有益な産品になった場合のレベルとの比 較)。FLWスタンダードは食品と関連する不可食部分 の両方に妥当なものです。

国、市、企業など多くの組織体が、食品サプライチェー ンから排除される食品と関連する不可食部分の量、排 除される理由、排除される後の送り先について、現在 のところ十分な洞察を欠いています。そのせいで FLW を防止するための戦略策定や行動に優先順位をつける こと、発生する FLW の最も生産的な利用法を見つける ことが困難になります。要するに、計測しないものを 管理するのは難しい問題なのです。さらに言えば、何 が FLW と見なされるかはまちまちであり、一貫性のあ る定義や測定・報告の枠組みがなければ、組織体内部 もしくは組織体間で経時的にデータを比較することや 有益な結論を導き出すことは難しくなります。

FLW スタンダードは、これらの問題に対処すべく世界中 の組織体が一貫して用いることのできる測定と報告の要件 を提示します。 またインベントリーに含まれる FLW の構成 要素を記述するための普遍的に適用できる定義も提示しま す。FLWスタンダードで使用される食品ロスおよび廃棄物 の定義については、節 2.2 および 2.3 で説明します。

1.3 本基準の想定される利用目的

FLW スタンダードは任意のものであり、種類や規模、 経済部門、国を問わずあらゆるユーザーを範囲に設計されています。「組織体」とは、FLW インベントリーの作成に 関心を寄せると思われる関係者を指します。組織体として 想定されるのは、政府間組織、政府(国、州、市など)、 業界団体、企業、農業生産者などです。

このように多様なユーザーがいるとすれば、組織体が FLW スタンダード を用いる理由や方法も多岐に渡ることに なります。FLW インベントリーを作成する前に、組織体は FLW を定量化する理由を明確にすべきです。その根本的 理由としては、例えば、そもそもの FLW 発生を防止することもあれば、価値を生む、もしくは取り戻せる用途に FLW を転用することもあります。 ひとたび組織体が FLW を定量化することを選択したならば、FLW スタンダード は次のような目的のために利用されることになります。

- ► FLW インベントリーを作成して組織体内部の意思決定 に情報を提供します。
- ▶ 政府、業界団体をはじめ、第三者のFLW削減活動に 従うためにFLWインベントリーの結果を報告します。
- ▶ FLW スタンダードに基づき、独自のガイダンスをカスタマイズして定める FLW 方針・イニシアチブ・プログラムの策定に情報を提供します。

FLW スタンダードは、実際のデータやリソースの制約、ならびに FLW を定量化する理由はさまざまであることを考慮して設計されています。したがって、FLW スタンダードは、FLW インベントリーの範囲を記述するための定義と結果の測定および報告に対する要件に関しては厳密ですが、自身の FLW インベントリーにとってどの範囲が最適かをユーザーの選択に委ねる点では柔軟です。例えば、定量化の範囲を食品サプライチェーンから排除される食品と関連する不可食部分の両方にするか、食品のみにするか、関連する不可食部分のみにするかはユーザーが選択します(第2章の図 2.1 参照)。ユーザーの選択は FLW 定量化の目的に依るものとなります。

FLW プロトコルそのものは、組織体の実績を格付けしたり、評価したりはしません。ただし、外部の組織が FLW スタンダードを基に測定や報告の要件を規定し、組織体を格付け、もしくは評価することはあるでしょう⁸。

FLW インベントリーの報告雛形については、表計算ベースのサンプルが www.flwprotocol.org から入手できるようになっています。ただし、節 4.2 にまとめた報告の要件がすべて含まれていれば、書式は問いません。

1.4 本基準の基本理念と設計

FLW スタンダードの設計と策定の根底には、次の基本理念があります。

- ▶ マルチステーホルダープロセスを活用:FLW スタンダー ドの策定は、世界中の政府、政府間組織、市民社会 組織、企業、学術機関の代表者が参画する包括的で グローバルなものでした。
- ▶ *既存のイニシアチブを基礎に:FLW スタンダードの*策定 に際しては、「車輪の再発明」を避けるためにも、グローバルな標準化を促進するためにも、ある地域や食品サプライチェーンのある段階の FLW 定量化手法をすでに 作成した、もしくは作成中の組織体に、率先して関わりました。
- ▶ 範囲を広く: FLW スタンダードは、収穫時点⁹ から消費 時点まで、どこで発生する FLW にも妥当なものであり、 したがって、あらゆる種類のユーザーに適切なものです。
- ▶ ユーザーのニーズを充足: FLW スタンダードは、定量 化手法と情報源について、できるかぎりユーザーフレン ドリで実用的、かつ意義ある結果を生み出すガイダン スと推奨事項を提示します。
- ▶ 「完璧は良好の敵」とならないように:FLW スタンダー ドは、FLW を最小化する第一歩を踏み出すためには、 ユーザーが必ずしも完全な定量化や正確な定量化をす る必要はないという認識です。

▶ 「厳密だが柔軟に」: グローバルに適用できるものにする ために、FLW スタンダードは、FLW の想定される構成 要素の定義などの面、および測定や報告の原則に関し ては厳密なものです。同時に、データを入手できる可 能性と計測能力は組織体間の差が大きいことから定量 化手法などの面に関しては柔軟です。

以上の基本理念から、FLW スタンダードの設計上の3 つの特徴に至りました。すなわち、「モジュール方式の定 義を認める」「多様な定量化の選択肢を認める」「時間とと もに進化すると予測される」の3つです。

FLW のモジュール方式の定義

FLW スタンダードは、組織が異なれば FLW を定量化 する理由も異なるという事実を許容する設計になっていま す。このように目的が違えば、何をもって FLW とするかと いう定義も違ってきます(政府の規則で明示される場合も あります)。したがって、FLW スタンダードは、想定される 素材タイプ(つまり食品や関連する不可食部分)と送り先(食 品サプライチェーンから排除される物質がどこに向かうか。 図 2.1 参照) の観点から FLW の構成要素を定義します。 組織体は、自身の決めた目的に従って、自身が FLW と見 なす素材タイプと送り先の組み合わせを選択できるのです。

例えば、食糧安全保障の改善をめざす目標を達成しよう とするなら、最終的な送り先にかかわらず、ある食品サプ ライチェーンから排除された食品 (関連する不可食部分は 含まない)という観点のみから FLW を定義することにな ります。埋め立てられる FLW の量を制限して廃棄物処理 作業から出る温室効果ガスの削減をめざす目標を達成しよ うとするなら、食品と関連する不可食部分の両方を FLW と定義しますが、範囲となる送り先は1つのみになります。 この例では、ごみ廃棄場となります。

上記のように FLW スタンダード のモジュール方式のアプ ローチは、こうした柔軟性を認めています。すなわち、食 品サプライチェーンから排除される食品と関連する不可食 部分の両方を定量化するか、食品のみか、関連する不可 食部分のみか、ならびにどの送り先を範囲に含めるかは 組織体が選択してよいのです。このように FLW スタンダー ドが FLW の想定される構成要素のグローバルに適用で きる定義を提示し、その構成要素のうちどれを FLW イン

ベントリーに含めるかは、組織体が自身の目的や業務事情 (FLW 削減の目標やプログラムが自主的か義務かなど) に 応じて定義するのです。詳細は第6章を参照してください。

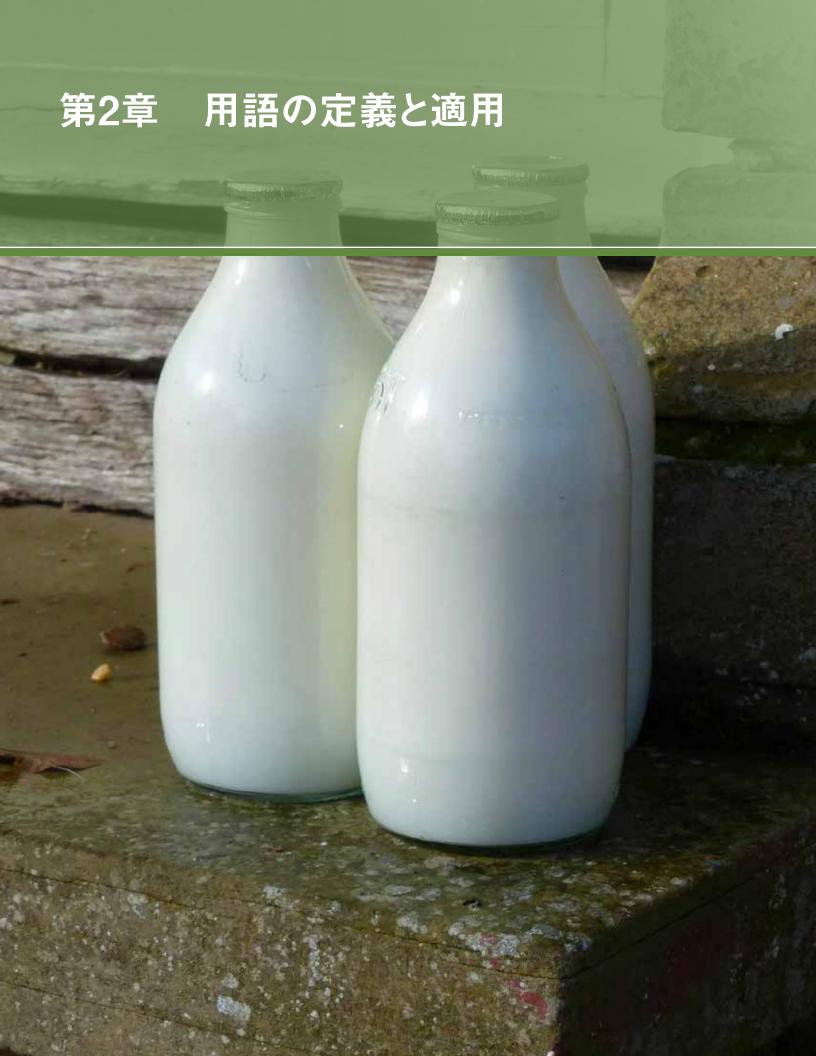
多様な定量化の選択肢

多くの場合、組織体は FLW を定量化する方法に関して 選択を迫られることになります。往々にして選択肢は、正 確性と完全性を優先すれば、定量化実施コストがかかると いうトレードオフの関係にあります。FLW スタンダードは、 単独の定量化手法を規定するのではなく、リソース(技術 面、財政面など)もデータを入手できる可能性も幅が大き い多様な組織体のニーズを満たすために、正確性と完全 性の度合いがさまざまな一定範囲内の手法を認めています。 FLWスタンダードは、どの方法論上の選択をすれば正確 性の高い FLW インベントリーになりそうかのガイダンスを 提示します。より正確なデータが出る方法を選択する組織 体もあれば (例えば、基準年の FLW と経時的な FLW 削 減の進捗を定量化して報告する)、どのくらいの FLW が 発生しているか全般的に把握するのみの手法を選択する 組織体もあります。透明性を確保するために、FLWスタン ダードでは、採用した定量化手法を報告し、不確実性の 程度を記述することが要求されます。

"完全な"データがない、あるいは高度な定量化手法を 活用する能力がないことを理由に、組織体が自身の FLW について理解を深め、対策を講じるプロセスを開始する ことを除外すべきではありません。簡単な表計算ベースの 「FLW 定量化手法ランキングツール (FLW Quantification Method Ranking Tool)」が www.flwprotocol.org で入手 できます。これは、望ましい正確性の程度、定量化対象の 物理的 FLW にアクセスできるかどうかなど重要な条件に 基づいて、ユーザーがさまざまな定量化手法を検討し、決 定するのを支援するツールです。

進化していく設計

FLW スタンダードは、グローバルなマルチステークホル ダーパートナーシップ、FLW プロトコルの最初の成果です。 FLW スタンダードは、2014 \sim 2015 年のマルチステークホ ルダープロセスによって策定された [バージョン 1.0] です。 なぜなら、定量化手法、データ、ユーザーのニーズが進化 するにつれて進歩していくからです。後継バージョンには、 こうした進歩が組み込まれることでしょう。



本章は、FLWスタンダードで使用するいくつか の主要な用語を定義するとともに、FLW インベ ントリーの作成時にそれらをどう適用できるかを 説明するものです。本文書巻末の「用語集」に、 FLWスタンダードの重要な用語の定義および注釈 をまとめた一覧を示します。

2.1 本基準の用語: 「するものと する」「すべきである」「して もよいし

FLW スタンダードでは、正確な言葉を使用して、 FLW スタンダードのどの規定が要件であり、どれが推 奨事項であり、どれが許可あるいは容認される(つま りその規定に従うことを選んでもよい)ものかを示し ます。

「するものとする (shall)」という用語は、FLW スタン ダード全体を通じて、FLW インベントリーが FLW ス タンダードに準拠するために*要求される*ことを示す際 に使用されます。「すべきである(should)」という用語は、 *推奨事項*ではあるが要件ではないことを示す際に使用 されます。「してもよい (may)」という用語は、許可ある いは容認される規定を示す際に使用されます。

*FLW スタンダード*内で、「要求される (required)」「要 件 (requirements) | という用語は、FLW スタンダー ドのどこか別の場所で「するものとする (shall)」と述 べられていることを指す際に使用されます。FLW スタ ンダードの使用は自発意思によるものなので、このよ うな要件は、インベントリーが FLW スタンダードに準 拠するために従わなければならないことのみに言及し ています。「する必要がある (needs) | 「することがで きる (can)」「することができない (cannot)」といっ た用語は、要件を実施するためのガイダンスを示す際、 あるいは行動が可能または不可能であることを示す際 に使用されます。

2.2 素材タイプおよび考えられ る送り先

FLW スタンダードでは、素材タイプおよび送り先という 2つの要素の測定(定量化)が要求されます。

素材タイプとは、食品サプライチェーンから排除され た物質(つまり食品または関連する不可食部分)であり、 FLW インベントリーで定量化する物質を指します。定量化 の目的によって、以下を測定してもよいでしょう。

囲み記事2.1 | 食品と不可食部分の定義

食品 a:

人間による消費を目的として生産される、あらゆる物質(加工済み、半加工済み、または生の場合があります)。「食品」には、 飲料も含まれます。また、食品の製造・調理・処置に使われている、すべての物質が含まれます。「食品」には、傷んだり鮮度 が落ちたため食用に適さなくなった素材も含まれます。化粧品、タバコ、または薬用のみで使われる物質は、食品には含まれません。 たとえば工場や家庭で素材の洗浄や調理に使われている水など、食品サプライチェーンで使用される加工補助材も、食品には含 まれません。

不可食部分:

特定の食品サプライチェーンにおいて、食品に関連する構成要素のうち、人間による消費を目的としないもの。食品に関連す る「不可食部分」の例としては、骨、皮、果物の種などがあります。「不可食部分」には、包装は含まれません。どんなものが 不可食と見なされるかは、ユーザーによって異なり(例:鶏の足は、サプライチェーンによっては消費される場合があります)、年 月の経過とともに変化します。また、文化、社会経済的要因、入手可能性、価格、技術の進歩、国際貿易、地域事情など、さ まざまな条件による影響を受けます。

a コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission) の「Procedural Manual」(2013年) から編集

- ▶ 食品とそれに関連する不可食部分の両方
- ▶ 食品のみ
- ▶ 関連する不可食部分のみ

素材タイプの間の区別を理解する1つの方法として、バナナ丸ごとを考えてみましょう。生鮮バナナのサプライチェーンでは、バナナの果肉は(人間による消費を目的としているため)食品と定義されることが多いでしょうし、バナナの皮は(多くの文化で人間による消費を目的としていないため)関連する不可食部分です。囲み記事2.1に素材タイプのさらなる定義を示します。

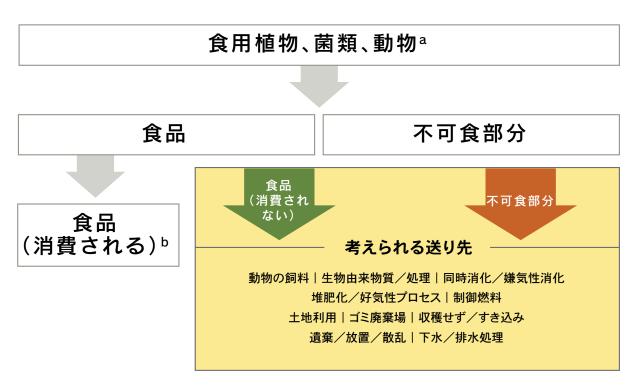
送り先とは、食品サプライチェーンから排除された物質がどこに向かうかを指します。考えられる送り先は幅が広く、これは幅広い別の使用法や潜在的な価結果を表しています。*FLW スタンダード*で使用する 10 の分類は以下の通りです。

- ▶ 動物の飼料
- ▶ 生物由来物質/生化学処理
- ▶ 同時消化/嫌気性消化
- ▶ 堆肥化/好気性プロセス
- ▶ 制御燃焼
- ▶ 土地応用
- ▶ ごみ廃棄場
- ▶ 収穫せず/すき込み
- ▶ 遺棄/放置/散乱
- ▶ 下水

第6章に、より詳細な素材タイプの説明、送り先の定義、 要件の一覧、測定および報告のガイダンスを示します。

図 2.1 に、素材タイプおよび考えられる送り先を簡単に 図示します。人間は、食用植物、菌類、動物を収穫、解体、

図2.1 | FLWスタンダードにおける素材タイプおよび考えられる送り先



a 人間による消費を目的とする(つまりバイオエネルギー、飼料、種子、工業利用を意図して栽培される作物を除外)

出典:FAO (イタリア・ローマ、2014)「Definitional Framework of Food Loss (食品ロスの定義枠組み)」、「Working paper of the Global Initiative on Food Loss and Waste Reduction (食品ロスおよび廃棄物削減に関する世界イニシアチブの成果報告書)」より作成。

b 食品サプライチェーン内の時点において(人々に再分配されて消費された余剰食品を含む)

狩猟します。この一部分が「食品」、つまり人間による消 費を目的とした物質(加工済み、半加工済み、生の場合を 含む)です。残りが「不可食部分」、つまり食品に関連し、 ある特定の食品サプライチェーンにおいて人間による消費 を目的としていない物質です。ここには例えば骨、皮、種 などが含まれます (図 2.1、赤 [右] の矢印) 10。 最終的に 人間により直接消費されないあらゆる食品が、「食品サプラ イチェーンから排除された と見なされます (図 2.1、緑 [左] の矢印)。

緑(左)と赤(右)の矢印は、FLW インベントリーで想 定される素材タイプ2つを表しています。これらの素材タ イプは、食品サプライチェーンから排除された後、1つまた は複数の考えられる送り先(黄色い枠の中に一覧を掲げる) に向かいますが、その際いくつかの「経路」(節6.5でさら に詳しく記述)を通ってこれらの送り先に向かいます。

FLW スタンダードでは、図 2.1 の黄色い枠の中に示し たすべてのもの(つまり食品サプライチェーンから排除され たすべてのもの) について、測定および報告における要件 とガイダンスを示します。逆に言うと、黄色い枠の中に入ら ない物質は食品サプライチェーンから排除されていないた め、FLWスタンダードはそのような物質には焦点を当てま せん。

どの具体的な素材タイプおよび送り先を FLW インベント リーに含めるかは、その組織体の FLW の目的に応じて決 まることになります。これを規定するものとしては、その会 社の方針、業界の取り組み、政府の規制、政府間の目標、 またはその他の情報源が考えられます。節6.8に、どのよ うに組織体の目的が素材タイプおよび送り先の選定を決め るかの例を示します。

2.3 「損失と廃棄」の定義

FLW スタンダードでは、「損失(ロス)と廃棄」が厳密 にどの送り先の組み合わせから成るのか、具体的に明示し ません。その代わりに、食品サプライチェーンから排除さ れる食品または関連する不可食部分の考えられる送り先に ついて、世界的に一貫性があり適用可能な定義を提供しま す。

ある特定の状況下で「損失と廃棄」と呼ばれる送り先 の組み合わせは、例えば企業の自発的な目標、業界団 体の取り組み、国家規制、欧州連合(EU)や国際連合 など政府間の政治組織が設定した目標など、FLWスタ ンダード 以外の要因で決まることになります。FLW スタン ダードで定義する用語「送り先」は、食品サプライチェー ンから排除された物質がどこに向かうかを表すものであ り、地域の法規制や他の外部の政策で何が「損失(ロス)」 「廃棄」「廃棄物」あるいは他の関連用語と見なされるか とは無関係です。

「食品ロス」および「食品廃棄」という用語は、食品サ プライチェーンから排除される食品や関連する不可食部分 の性質を記述するのによく使用されているため、FLWスタ ンダードでも分かりやすくするためにこれらの用語を使用 します。しかしながら、FLW インベントリーで定量化する ものを最もよく表す「素材タイプ」および「送り先」の組み 合わせを選定し報告するのは、FLWスタンダードのユー ザーです。従って、定量化の目的に沿って、報告を行う 「食品ロス」や「食品廃棄」の具体的な定義を決めるのは、 FLW スタンダード のユーザーとなります。

2.4 FLW の環境面、栄養面、財 務面の影響の本基準におけ る扱い

FLWスタンダードのユーザーは、重量で表現される物 理的な FLW の量を**測定するものとします** 11。 ただし、ユー ザーによっては、重量以外の他の計測単位や他の観点か ら FLW の規模や関連性を記述し伝えたいと考えるかもし れません。*FLW スタンダード* では要求されませんが、環 境への影響、栄養素含有量、財務面での影響の観点から FLW を表現する場合のために、初歩的な概要を本文書の 付録 D に掲げます。

2.5 食品サプライチェーンの 各構成要素に対する本基準 の適用

FLW スタンダード が食品サプライチェーンのさまざまな 構成要素に適用されるかどうかを、表 2.1 に明示します。

表2.1 | 食品サプライチェーンの構成要素に対するFLWスタンダードの適用

次のものに <i>FLW</i> <i>スタンダード</i> が 適用されるか	答え	説明
食品?	はい	組織体の定量化の目的が、FLW インベントリーでどの素材タイプを測定および報告するかを決める。選 定される定量化の素材タイプとしては、食品サブライチェーンから排除される食品のみか、関連する不
不可食部分?	はい	可食部分のみか、食品サプライチェーンから排除される食品および関連する不可食部分の両方が考えられる。
飲料?	はい	FLW スタンダードで使用する食品の定義に、飲料も含まれる。
救出された食品 および食品の転 売市場?	いいえ	FLW スタンダードが焦点を当てているのはもはや食品サプライチェーン内にない物質であることを考えれば、食品サプライチェーンの一部から他の部分に移動したものの依然として人間による消費のために使われる食品は、FLW スタンダードの範囲外となる。
		とはいえ、組織体は個々の目的を達成するために、救出されて人々の食用となった安全で健全な食品を定量化および報告することを選択してもよい。しかしながら、 <i>FLW スタンダード</i> のユーザーは、救出された食品に関するデータを FLW インベントリーの結果とは分けておくものとする。
		まだ人間による消費にふさわしい食品の経路としての食品救出(食品回収、再分配、寄付とも呼ばれる)の重要性に鑑み、本文書の付録 E に、救出した食品の重量の定量化および報告に関連するガイダンスを示す。
		フードバンクや慈善活動で食品または関連する不可食部分が食品サプライチェーンから排除されるとき(つまり最終的に人々によって消費されなかったとき)、その組織体は <i>FLW スタンダード</i> を使用して FLW の量を測定および記録すべきである。
包装?	いいえ	FLW の定義には箱、包装、プラスチック容器などの包装は含まれない ^a 。従って、あらゆる包装容器の重量を除外するものとする。節 8.3 に、FLW の量から包装容器の重量を除外する方法についてのガイダンスを示す。
収穫前の損失?	いいえ	FLW スタンダード(1.0 版)には、収穫前の損失の定量化方法に関する規定が盛り込まれていない ^b 。 収穫前の基準やガイダンスを策定する別の過程が必要となるであろう。 これは FLW プロトコルの今後 の活動で対応されるかもしれない。
		FLW スタンダードに盛り込まれているガイダンスの中には、収穫前の損失の定量化に関連するものがあるかもしれないものの、FLW スタンダードはこのことを意識して策定されたわけではなく、策定過程で収穫前の損失の定量化の試験も行っていない。さらに、収穫前の損失は、収穫期やその後に生じる損失とは、発生の仕方も定量化方法も異なる(節 6.7「収穫前の損失」を参照)。
		しかしながら、収穫前の損失を定量化し把握することは、人間による消費のための食品を入手しやすくすることに関連する可能性がある。さらに、収穫前に起こること、例えば天候による作物への被害が、収穫期およびそれ以降の FLW の一因となるかもしれない。 FLW スタンダードでは、 FLW の原因に関する情報を収集し記録することが推奨されるが、結果として収穫前に起こる要因がここでとらえられるかもしれない。
		とはいえ、組織体は個々の目的を達成するために、収穫前の損失を定量化することを選択してもよい。 しかし、収穫前の損失に関するデータは FLW インベントリーの結果に含めないものとする。

表2.1 | 食品サプライチェーンの構成要素に対する FLWスタンダードの適用(続き)

次のものに <i>FLW</i> <i>スタンダード</i> が 適用されるか	答え	説明
食品以外の目的 を意図した原材 料農産物?	いいえ	FLW スタンダード は、食品以外の目的(例えば動物の飼料、たばこ、バイオ燃料、化粧品などとして)で栽培あるいは使用される原材料農産物に関連性があるかもしれない一方で、こうした目的を意識した策定も試験も行っていない。
		原材料農産物の実際の意図された用途が分からない場合のため、FLW スタンダードの節 6.4「ガイダンス:物質の最終的な目的が分からないあるいは変化する場合」にガイダンスを示す。

a 食べられる包装なら、人間による消費を目的としているため、FLWスタンダードの目的において食品と見なされるであろう。

2.6 本基準を使用した組織体間 の比較

FLW スタンダード に準拠した FLW インベントリーを作 成する場合、第6章で定義および記述するインベントリー の範囲(つまり期間、素材タイプ、送り先、境界)を同じく するインベントリー同士であれば、直接の比較を行えるか もしれません。しかし、同じ範囲を使用する場合であって も、異なる定量化手法や異なる仮定が使用されて、インベ ントリーの結果の正確性および完全性、ひいては比較可能 性に影響があることも考えられます。 ある FLW インベント リーを他と比較して評価する際にはこれらの要素を考慮に 入れ、複数のインベントリーの結果の間で結論を導く際に は注意することが重要です。

FLW インベントリーの比較可能性を最大化するために、 関連する FLW の範囲および定量化手法を明快に規定し、 FLW スタンダード の要件 (節 4.2 にまとめる) に従ってイ ンベントリーの結果が測定および報告されるように要求す ることは、FLW 削減の目的や目標、規制、報告プログラ ムを策定する担当者の責務です。第10章に、さらなる分 析のために複数の FLW インベントリーの作成および計算 を統合しようとする中央政府や業界団体などの組織体に向 けたガイダンスを示します。 部門独自の FLW 測定および 報告ガイダンスを作成すれば、FLW インベントリーの結果 の間でさらに一貫性が生まれるでしょう(囲み記事2.2を参 照)。

囲み記事2.2 | 部門独自のガイダンス作成において考慮すべき事項

FLW スタンダード (1.0 版) は、あらゆる種類の組織体およびユーザーのためのものであり、ある部門に特化したものではあり ません。しかし、ある特定の部門において、部門独自の要件や実施ガイダンスやツールを作成すれば、より一貫性のある FLW 定 量化、報告、実績追跡ができるようになるでしょう。特定の部門で FLW スタンダードを解釈する際のガイダンス、部門独自の活 動からの FLW 計算のガイダンスおよびツール、推奨される実績の指標、勧められる情報源、関連する換算係数(該当する場合) などの情報があれば役に立つでしょう。各部門が具体的な要件やガイダンスを策定する場合には、包括的なマルチステークホル ダープロセスを用いることが奨励されます。そうすれば、幅広く受け入れられるとともに、一貫性および信頼性が高まることになり ます。

[♭] FLWスタンダードの目的において、「収穫前」とは、食品の原材料が収穫期や食肉解体を迎えたりする前の食糧生産段階を指す(節6.7「食品サプライチェーンの始点」を参照)

第3章 FLW定量化の目的



FLW スタンダード に準拠した食品ロスおよび廃棄 物 (FLW) インベントリーを作成する前に、組織体は なぜ FLW を定量化したいのかを明確に記述すべき です。FLW 定量化の根拠や目的が、インベントリー の範囲や必要とされる正確性の度合いを左右します。

組織体は、以下のような目的の1つあるいは複数を 達成するために、FLW を削減しようあるいはもっと 価値の高い送り先に回そうとすることが考えられます。

- ▶ 食糧安全保障 FLW を削減すると、人間による 消費に利用できる食品として残る量が増えるため、 食糧安全保障が改善されます。今日「不可食部分」 と見なされるものを未来の食糧源に転換させる選 択肢もあるかもしれません。食糧安全保障は、人 道的、政治的な理由から非常に有意義な目的とな り得ます。
- ▶ 経済的成果 FLW を削減あるいは転用すると、 食品サプライチェーンにおける経済的価値の損失 が減るため、経済・財務業績が上がります。FLWは、 最終的に食品サプライチェーンから排除される食 品および関連する不可食部分を栽培、収穫、保管、 輸送、販売、購入するための資源(労働力、資本、

- エネルギー、種子、水)が表れています。このた め、こうした資源は入手しにくくなって価格が上昇 するかもしれません。FLW は、結局消費される食 品とならないコストなのです。この財務上の損失は、 食糧生産者から加工業者、小売業者、消費者に 至るまで、食品サプライチェーン全体が負います。 さらに場合によっては、FLW の処分時に直接の 財務コストがかかる可能性があります(例えば埋立 処分される FLW の廃棄物処理委託料や、FLW を回収する廃棄物処理業者への支払いなど)。
- ▶ 環境面での持続可能性 FLW を削減すると、温 室効果ガス排出量が低減するとともに、農業シス テムに関わる水の消費や耕作される土地面積、肥 料と殺虫剤の使用が最も効率的に行われるように なるため、局地、地域、世界の環境面での持続 可能性が向上します。こうした環境影響の改善は、 気候変動を緩和し、淡水資源を保全し、生物多 様性を保護し、汚染を軽減する取り組みに役立ち ます。

組織体はなぜFLWを定量化したいのかを明確に 記述すべきです。FLW定量化の根拠や目的が、 インベントリーの範囲や必要とされる正確性の 度合いを左右します。

3.1 強制的および自発的な目標

ある状況では、政府または他の権力が定めた強制的な政策や規制に対応する FLW 削減目標を採用してもよいでしょう。例えば米国マサチューセッツ州は、企業が固形廃棄物処理施設に送ることができる有機物を1週間に1トンのみに制限しています 12。

別の状況では、個別にあるいは共同体として約束した自発的な取り組みの一環として、FLW 削減目標を採用してもよいでしょう。例えば国際連合は、持続可能な開発目標 (SDGs) (囲み記事 3.1) の一環として、自発的な目標を設定しました 13 。同じように、企業が独自にあるいはバリューチェーンで自社の FLW 削減目標を設定することができますし、業界団体が会員企業のために目標を設定することもできます。2015 年 6 月に消費財フォーラム (CGF) は、会員の小売および製造業務における食品廃棄を2025 年までに (2016 年ベースラインと比べて) 半減させ、2030 年までに国連 SDGs に貢献する目標を採択しました 14 。

明確な目標が規定された後は、目標達成に向けた活動の計画、実施、監視を行うために、FLWを定量化する必要があります。以下を行うために定量化を実施することが考えられます。

- ▶ 基準年のFLWの量を確定することで、それに対する 目標を設定し、将来の進捗が比較できるようにします。
- ▶ 定量化した FLW 削減目標を設定します。
- ▶ 目標に対する進捗を時間の経過とともに追跡します。
- ▶ 実績のベンチマーキングのために他の組織体と比較します(または比較されます)。
- ▶ さまざまな送り先に向かう FLW の量を明確化します。
- ▶ FLW でもたらされる財務コストを推定します。
- ► FLW が発生するがゆえに、的を絞り優先順位を付けて 介入を行うべき "ホットスポット" を明確化します。
- ▶ FLW を削減する上でどの戦略が最も適切かを明確化します。
- ▶ FLW 削減戦略の有効性の監視および評価を行います。
- ▶ FLW の統計を作成します。
- ▶ FLW の将来動向をモデル化します。

FLW の定量化は FLW 削減戦略への貴重なインプットであるものの、行動を起こすのに先駆けて必ず定量化を行わなければならないわけではありません。定量化が完了するまで行動を留保する必要はありません。例えば定量化と削減活動を平行して実施し、定量化した結果をさらなる削減活動の形成および改善に役立てることができます。

囲み記事3.1 | 国連 「持続可能な開発目標」

2015 年 9 月に、国際連合はポスト 2015 年開発アジェンダの一環として、17 の持続可能な開発目標(SDGs)を正式に採択しました。 SDGs は、貧困に終止符を打ち、地球を守り、すべての人に繁栄をもたらすための世界的な目標です。目標 12 は、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことを目指しています。この目標の 3 つめの個別目標(ターゲット 12.3)は、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことを求めています。

さらなる情報は、以下を参照してください。

http://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/

3.2 さまざまな目的の選定が及 ぼす影響

FLW 削減および定量化の目的の選択で、FLW インベ ントリーの範囲が左右されることになります。例えば組織 体が定量化を行う理由によって、素材タイプ(食品とそれ に関連する不可食部分の両方か、食品のみか、関連する 不可食部分のみ) の選択が決まります。食糧安全保障を 改善するためにサプライチェーンから排除される食品の量 を削減することを目的とする組織体は、食品だけに焦点を 当てたインベントリーを望むでしょうし、環境面や経済面の 理由からごみ廃棄場に向かう有機物を削減することを目的 とする組織体は、食品と関連する不可食部分の両方を含 めたインベントリーを望むでしょう。また、操業する国や地 域における既存法令の定義も考慮するかもしれません。例 えば欧州委員会は現在の規制の枠組みで、「食品廃棄」に は素材タイプとして食品と不可食部分の両方を含めること としています¹⁵。

目的は、FLW の定量化で要求される正確性の度合いも 左右します。基準年および経時的な進捗を定量化および 報告したい組織体は、どれだけの FLW が発生しているか 大まかに把握したいだけの組織体よりも、より精度の高い ものを必要とするでしょう。節 6.8 に、さまざまな定量化の 目的が FLW インベントリーの設計に及ぼす影響の例を示 します。

第4章 手順と要件の概要



本章では、食品ロスおよび廃棄物 (FLW) の測 定および報告に関わる手順の概要のほか、FLW インベントリーが FLW スタンダード に準拠するた めに従わなければならない要件の一覧を示します。

4.1 測定および報告の手順

FLW スタンダードは、FLW インベントリーを作成およ び報告する際に従うべき手順(図4.1)に従って構成され ています。各手順のガイダンスをこれ以降の章に示します。

FLW スタンダードは、FLW インベントリー作成の各手 順に沿って指針を与えます。各手順に1つまたは複数の章 を割いていきます。手順は以下の通りです。

- 1. 目的の定義。何を定量化するか、およびどのように定 量化を行うかを決めるために、なぜ FLW の定量化を 行っているのかを定めるべきです。目的としては、食 糧安全保障、経済的成果、環境影響、あるいはこれ ら3つの組み合わせに関連するものが考えられます。
- 2. 測定および報告の原則の確認。FLW を定量化および 報告する組織体は、測定および報告の5つの基本原 則(関連性、完全性、一貫性、透明性、正確性)に 従うべきです。これらの原則は、特にFLW スタンダー ドで直接カバーされない状況下で、FLWスタンダード を実施上の指針となるためのものです。

- 3. **範囲の設定**。この手順では、FLW インベントリーに含 めることになる期間、素材タイプ、送り先、境界を決 めます。
- 4. FLW 定量化手法の決定。新たな計算に着手するか どうか、既存のデータを使用するかどうかを決定し、 FLW インベントリー作成で使用する定量化手法を選 定します。どの手法を選定するかは、組織体の個々の 目的、設定された範囲、その他利用できるリソース (例 えば人的リソースや財務リソースなど)や物理的 FLW に直接アクセスできるかどうかといった状況に左右さ れることになります。
- 5. データの収集・分析。FLW 定量化に必要なデータの 収集を始めます。FLW スタンダードでは、FLW 関連 データの収集・計算・分析手法の数々について詳細な ガイダンスを示します。FLW スタンダードでは、FLW の原因を記録する手法や、効果的な FLW 削減戦略 を明確化する際に推奨される選択肢も扱います。
- 6. インベントリー結果の計算。データを収集・分析した 後に、インベントリーの結果を計算することができます。 FLW スタンダードでは、必要な計算を行う際のガイダ ンスを示します。FLW を重量以外でも環境への影響、 栄養素含有量、財務面での影響を伝えるために)計 測した単位で表してもよいですし、正規化因子を使用 して例えば一人当たり FLW などの指標を与えてもよい でしょう。本文書の付録 D にガイダンスを示します。

図4.1 | FLWの測定および報告における手順の概要

目的の 定義

測定·報告 原則の 確認

範囲の 確定

FLW 定量化 手法の 決定

データの 収集と 分析

インベント リー結果 の計算

不確実性 の評価

レビューの 実施 (省略可能)

FLW インベント 報告

目標の 設定 (省略可能) と経時的な 追跡

- 7. **不確実性の評価**。この手順は、FLW インベントリーの 計算で生じるかもしれない不確実性の原因を特定し、 記録するプロセスです。FLW スタンダードでは、具体 的に不確実性がどのように予測され最小化されうるか について考えを示します。
- 8. レビューの実施。この手順は省略可能ですが、内部ま たは外部の保証プロセスを行い、FLW インベントリー の正確性と一貫性を確保します。
- 9. FLW インベントリーの報告。ここまでの手順が完了し たら、FLW を報告すべきです。FLW スタンダードでは、 必須情報のほか、インベントリー報告に追加してもよ い推奨要素の報告について、ガイダンスを示します。
- 10. 目標の設定と経時的な追跡。FLW 削減目標を設定し、 FLW スタンダード を使用してその目標に向けて経時的 な進捗の追跡を図るのもよいでしょう。FLWスタンダー ドでは、基準年の選定、実績の監視、必要に応じて 基準年の計算の修正に関する情報など、FLW 削減目 標の設定とその追跡に関するガイダンスを示します。

4.2 要件の概要

FLW スタンダードでは、FLW の真実かつ公正な測定 結果を表す FLW インベントリーを作成するのに役立つよう な、測定および報告の要件を示します。真実かつ公正とは、 示された記載に既知の重要な虚偽記載がなく、実績を誠 実に表しているという意味です。

表 4.1 に、FLW スタンダード に準拠した FLW の測定お よび報告を行う際に従わなければならないすべての要件を 一覧にします。各要件については、この後の章でさらに説 明します。5つの要件(1、2、3、4、6) は、どのような状 況にあろうとすべての組織体に適用されるものです。しか し他の3つ(5、7、8) は条件付きであり、つまり、ある 特定の状況(組織体がデータの標本抽出[サンプリング] と定率拡大 [スケールアップ] を実施する場合、FLW イン ベントリーの保証やレビューを実施する場合、FLW の量 の追跡や FLW 削減目標の設定を行う場合) にのみ適用さ れます。適用される場合には、これらの要件の詳細に従う ものとします。

FLW スタンダードの要件のうち、情報を「記述」するよ う指示のあるものに関しては、FLW インベントリー報告の 想定する読み手のニーズを満たす十分な詳細を伝えるべき です。

表4.1 | FLWスタンダードにおける測定および報告の要件

要件	<i>FLWスタンダード</i> の 該当章
1. 関連性、完全性、一貫性、透明性、正確性の原則に基づいて FLW の測定および報告を行うものとする。	第5章
2. 重量で表現される物理的な FLW の量を測定および報告するものとする 。(例えばポンド、キログラム、米トン、トンなど)	第7章
3. FLW インベントリーの範囲を定義し報告するものとする。	第6章

- a. 期間。インベントリーの結果が報告されている期間を報告するものとする (開始日および終了日を含む)。
- b. 素材タイプ。FLW インベントリーに含まれる素材タイプ(つまり食品のみ、不可食部分のみ、あるいは食品 と関連する不可食部分)の測定および報告を行うものとする。

食品サプライチェーンから排除される食品や関連する不可食部分が、インベントリーで別々に測定される場合、

- ▶ 物質を食品か不可食部分かに分類するのに使用した情報源や枠組みを記述するものとする。ここには、 その物質が人間による消費を「目的としていた」かどうかを規定するのに使用したあらゆる仮定を提示す ることを含むものとする。
- ▶ それぞれの量を計算するのに使用した手法を記述するものとする。該当する場合、使用したすべての換 算係数とその情報源を記述するものとする。
- c. 送り先。FLW インベントリーに含まれる送り先(つまり食品サプライチェーンから排除される物質がどこに向 かうか)について測定および報告を行うものとする。送り先が不明の場合は、最低でも最初の経路を報告す るものとする。
- d. 境界。食品カテゴリー、ライフサイクル段階、地域、組織の観点から、FLW インベントリーの境界を報告す るものとする (それらを分類するのに使用した情報源を含む)。

関連事項。

包装およびその他の FLW 範囲外の物質。食品サプライチェーンから排除される食品とそれに関連する不可 食部分(つまり FLW)以外のあらゆる物質(およびその重量)を、FLW インベントリーから除外するものと する。FLW の重量と FLW 範囲外の物質の重量を分けるのに計算(例えば包装容器の重量を引くなど)が必 要である場合、使用した手法および計算を記述するものとする。

FLW に加えられる/除去される水。水が加えられる前、あるいは FLW に内在する水の重量が減少する前の、 FLW 発生時の状態を反映する FLW の重量の測定および報告を行うものとする。 FLW のもともとの重量を概 算するのに計算が行われる場合、使用した手法および計算を記述するものとする。

収穫前の損失。収穫前の損失は、FLW インベントリーの範囲から除外するものとする。このような損失を定 量化してもよいが、そのデータを FLW インベントリーの結果とは分けておくものとする。

- 4. 使用した定量化手法を記述するものとする。既存の研究やデータを使用した場合は出典と範囲を明確にするもの 第7章 とする。
- 5. データの標本抽出(サンプリング)と定率拡大(スケールアップ)を実施する場合、採用する標本抽出法と計算方法、 第8章 ならびに標本(サンプル)データを収集する期間(開始日と終了日を含む)を記述するものとする。
- 6. FLW インベントリーの結果に伴う不確実性を定性的に記述し、また、定量的に評価するものとする。 第9章
- 7. FLW インベントリーの保証を実施する場合(査読、検証、妥当性確認 [バリデーション]、品質保証、品質管理、 第 12 章 監査など)、保証声明書を作成するものとする。
- 8. FLW の量を追跡したり、FLW 削減目標を設定したりする場合、基準年を選定し、目標の範囲を明確にし、必要 第 14 章 に応じて基準年の FLW インベントリーを再計算するものとする。

第5章 FLWの測定および報告の原則



要件

関連性、完全性、一貫性、透明性、正確性の原則に基づいて食品ロスおよび廃棄物(FLW)の測定および報告を行 うものとする。

財務会計報告の場合と同じように、一般に認めら れた原則は、FLW の測定および報告を下支えし指 針を与えるように意図されています。それらを誠実に 適用すれば、FLW インベントリーが、定量化すると 選定した FLW の真実かつ公正な提示となる一助と なります。関連性、完全性、一貫性、透明性、正確 性という5原則の主たる役割は、FLW スタンダード の実施および FLW インベントリーのレビューや保証 にあたって指針を与えることです。これらの原則は、 特定の状況で FLW スタンダード の適用が曖昧であ る場合や、FLWスタンダードに規定されていない測 定および報告の選択を行う場合に、特に価値がある でしょう。

関連性、完全性、 一貫性、透明性、 正確性という5原則の 主たる役割は、 FLWスタンダードの実施 およびFLWインベントリ ーのレビューや保証に あたって指針を与える ことです。

5.1 原則の説明および適用に関 するガイダンス

FLW インベントリーは、関連性、完全性、一貫性、透明性、 正確性の5つの原則に基づくものとします。これらについ ては、本章の表 5.1 およびこの後の本文で記述します。

原則の間のトレードオフ

実践において、FLWインベントリーを完成させる際に、 原則の間のトレードオフに遭遇するかもしれません。例え ば、最も完全性の高い FLW インベントリーを実現するに は、より正確性の低いデータを使用し全体的な正確性を 犠牲にすることが要求されると気付くかもしれません。逆 に、最も正確性の高いFLW インベントリーを実現するには、 正確性の低い要素を除外し全体的な完全性を犠牲にする ことが要求されるかもしれません。組織体は個々の定量化 および報告の目的に従って、原則の間のトレードオフのバラ ンスをとるべきです。例えば、具体的な FLW 削減目標に 向けて実績を追跡するには、より正確性の高いデータが要 求されるかもしれません。 時が経つにつれて FLW データ の正確性と完全性が増せば、これらの測定原則の間のト レードオフはおそらく減っていきます。

表5.1 | FLW測定および報告の原則:定義とガイダンス

原則	定義	ガイダンス
関連性	FLW インベントリーおよび報告書を作成するための定量化手法が、確実に想定する読み手の意思決定上のニーズを満たすようにする。想定する読み手がすぐに理解できる形で、インベントリー報告に情報を示す。	関連性がある FLW インベントリー報告は、組織体の内部および外部のステークホルダーが意思決定を行う上で必要な情報を含む。インベントリーの範囲から何らかの要素を除外するかどうかを決める際、関連性の原則を用いるべきである。また、定量化手法および情報源を選定する際の指針としても関連性の原則を用いるべきである。インベントリーが関連性を有する(つまり定量化されている FLW を適切に反映し、読み手の意思決定上のニーズを満たす)ために、十分な質のデータを収集すべきである。手法および情報源の選定は、組織体の個々の定量化の目的による。第7章と8章に、関連性およびデータ収集に関するさらなる情報を示す。
完全性	FLW インベントリー報告が、確実にインベントリーで選定された範囲内のすべての FLW を含むようにする。例えばデータの収集があまりに困難であるために定量化できなかった FLW など、除外したものすべてを開示し正当性を証明する。	報告される FLW インベントリーの関連性を損なうような、いかなる要素の除外も行うべきではない。しかし場合によっては、データ不足あるいは他の制約要因のために、ある特定の妥当な FLW の要素を推定できないかもしれない。関係する要素がインベントリーに含まれない場合、このような除外を開示し正当性を証明するものとする。節 5.2 に、関連するガイダンスを示す。必要に応じて、保証提供者がその除外のインベントリー報告全体に及ぼしうる影響および関連性を判断することができる。
一貫性	一貫性のある手法を使用して、FLW を時間とともに有意義に追跡できるようにする。時系列で、データ、インベントリーの範囲、定量化手法、あるいはその他あらゆる関連要素に何らかの変更があった場合、透明性のある記録を示す。	FLW 情報の読み手は、報告組織体の動向を明確化し実績を評価するため、概して経時的に情報を追跡する。インベントリーの範囲、定量化手法、前提条件を一貫性のある形で適用することは、経時的に比較可能な FLW データを出す上で不可欠である。インベントリーの範囲の変更(例えば以前は除外していた素材タイプまたは送り先を含めたり、企業のダイベストメントや買収のために組織単位を変更したりするなど)や、定量化手法、データ、その他 FLW の量に影響する要因の変更があった場合、透明性をもって記録し正当性を証明する必要があり、基準年の FLW インベントリーの再計算を行ってもよい。第 14章に、実績を時間経過とともに追跡する際の一貫性に関するさらなる情報を示す。
透明性	事実に基づく首尾一貫した形で、明確な記録に基づき、すべての関連事項を述べる。関連するあらゆる仮定を開示し、インベントリー報告で使用した定量化手法および情報源に適切に言及する。あらゆる推定およびバイアスを明確に説明し、FLW インベントリー報告が提示すると主張することを、できるか	透明性には、どの程度 FLW インベントリーのプロセス、手順、仮定、制約の情報が明確に記録され、事実に基づき中立で理解できる形で開示されているかが関わる。内部のレビュー者や外部の保証提供者(必要に応じて)が信頼性を証明できるような形で、情報の記録、とりまとめ、分析を行うべきである。具体的な除外を明快に特定して正当性を証明し、仮定を開示し、適用した手法および使用した情報源に適切に言及する必要がある。インベントリーのプロセスの外部組織が、同じ元データを与えられたら同じ成果を導けるほど十分な情報があるべきである。透明性のあるインベントリー報告は、関連する事項の

明快な理解と、定量化する FLW の有意義な評価をもたらす。第 13 章に、報

告に関するさらなる情報を示す。

ぎり提示するようにする。

表5.1 | FLW測定および報告の原則: 定義とガイダンス (続き)

原則 ガイダンス 定義

正確性

分かるかぎり FLW の定量化が系統的 に実際の FLW より多くも少なくもなら ないようにし、実務的に可能なかぎり 不確実性を減らすようにする。想定する 読み手が、報告される情報の完全性に ついて合理的な自信をもって意思決定 を行えるだけの十分な正確性を成し遂 げる。

データは、想定する読み手にとってインベントリーの情報が信用に足ると合理 的な信頼性をもって意思決定を行えるだけの十分な正確性を有するべきであ る。読み手の意思決定上のニーズを導き、FLW インベントリーの関連性を確 保するためには、定量化される量ができるだけ正確であることが重要である。 事業上の目的を満たせるほど厳密なデータでない場合、組織体はより有用な データを得るためには何を変える必要があるかを割り出し始めるべきである。 妥当かつ現実的な範囲で、定量化プロセスにおける不確実性を減らすべきで ある。時間の経過とともに正確性を改善させるためにとる措置を報告すると、 信頼性を高め透明性を確保する一助とすることができる。第7章と8章および 『The Guidance on FLW Quantification Methods (FLW 定量化手法ガ イダンス)』に、データ収集の際の正確性に関するさらなる情報を示す。

5.2 ガイダンス:除外を開示し正 当性を証明する

FLW スタンダードのユーザーは、完全性を得るよう努力 すべきですが、インベントリーの範囲内のすべての FLW を測定することは必ずしも実行可能ではないかもしれませ ん。場合によっては例えば計測可能性やデータの入手可能 性、あるいはユーザーのもつリソースや能力といった制約 のために、一部の FLW を除外することが必要かもしれま せん。このことを意識し、FLW をインベントリーから除外 してもよいですが、このような除外を開示し正当性を証明 するものとします。

何らかの FLW の量を除外するかどうかを決定する際、 FLWスタンダードのユーザーは、関連性、完全性、正確性、 一貫性、透明性の原則に従うものとし、従って想定する読 み手の意思決定上のニーズに悪影響を及ぼすようないかな るFLWの除外も行わないものとします。

FLW を除外する代わりに、可能な場合は以下を使用す ることが考えられます。

- ▶ FLW の量を概算するための、単純化したあるいはそれ ほど厳密ではない推定手法
- ▶ データの不足を埋める近似データ

このような場合、定量化手法および不確実性の原因の開 示の要件に沿って、使用したあらゆる計算手法の制約に関 してインベントリーの透明性を確保するものとします。

パート川主な要件



パートIIの各章では*FLWスタンダード*の2つの要件、つまりFLWインベントリーの範囲の定義および報告(第6章)と、使用する定量化手法の記述(第7章) について、要件およびガイダンスを提示します。



第6章

FLWインベントリーの 範囲の設定



要件: 食品ロスおよび廃棄物(FLW)インベントリーの範囲を定義し報告するものとする

期間(節6.3)

インベントリーの結果が報告されている期間を報告するものとする(開始日および終了日を含む)。

素材タイプ(節6.4)

FLW インベントリーに含まれる素材タイプ(つまり食品のみ、不可食部分のみ、あるいは食品と関連する不可食 部分)の測定および報告を行うものとする。

食品サプライチェーンから排除される食品や関連する不可食部分が、インベントリーで別々に測定される場合、

- a. 物質を食品か不可食部分かに分類するのに使用した情報源や枠組みを記述するものとする。ここには、その 物質が人間による消費を「目的としていた」かどうかを規定するのに使用したあらゆる仮定を提示することを 含むものとする。
- b. それぞれの量を計算するのに使用した手法を記述するものとする。該当する場合、使用したすべての換算係数 とその情報源を記述するものとする。

送り先(節6.5)

FLW インベントリーに含まれる送り先(つまり食品サプライチェーンから排除される物質がどこに向かうか)につ いて測定および報告を行うものとする。送り先が不明の場合は、最低でも最初の経路を報告するものとする。

境界(節6.6)

食品カテゴリー、ライフサイクル段階、地域、組織の観点から、FLW インベントリーの境界を報告するものとする(そ れらを分類するのに使用した情報源を含む)。

関連事項(節6.7)

- ▶ 包装およびその他の FLW 範囲外の物質。食品サプライチェーンから排除される食品及び関連する不可食部 分(つまり FLW) 以外のあらゆる物質(およびその重量)を、FLW インベントリーから除外するものとする。 FLW の重量と FLW 範囲外の物質の重量を分けるのに計算(例えば包装の重量を引くなど)が必要である場合、 使用した手法および計算を記述するものとする。
- ▶ FLW に加えられる/除去される水。水が加えられる前、あるいは FLW に内在する水の重量が減少する前の、 FLW 発生時の状態を反映する FLW の重量の測定および報告を行うものとする。 FLW のもともとの重量を概 算するのに計算が行われる場合、使用した手法および計算を記述するものとする。
- ▶ 収穫前の損失。収穫前の損失は、FLW インベントリーの範囲から除外する。このような損失を定量化しても よいが、そのデータを FLW インベントリーの結果とは分けておくものとする。

6.1 第6章のはじめに

本章は、FLW インベントリーの範囲の設定、つまり「何 を定量化するか」に関するものです。「何を」定量化する かは、その目的に左右され、そして、「どのように」FLW を定量化するかの選択を規定することになります(これは 第7章と8章で扱います)。

測定の5原則および組織体の目的と並び、しっかり規定 された範囲は、FLW インベントリーが組織体のニーズを満 たす上で重要です。

FLW インベントリーの範囲の設定では、インベントリー の期間、素材タイプ、送り先、境界を選定します。本章では、 これら4つの各要素に関して具体的な測定および報告の 要件を記述し(上の表を参照)、実施する上でのガイダンス を示します。

6.2 FLW インベントリーの範囲 の定義

FLW スタンダード に適合するためには、ユーザーは FLW インベントリーの範囲を定義および報告するものとし ます。範囲は、以下の4つの構成要素により規定されます(図 6.1を参照)。

- ▶ 期間:インベントリーの結果が報告されている期間
- ▶ 素材タイプ:インベントリーに含まれる物質(食品のみ、 不可食部分のみ、あるいはその両方)
- ▶ 送り先:食品サプライチェーンから排除された時に FLW がどこに行くか
- ▶ 境界:食品カテゴリー¹⁶、ライフサイクル段階、地域、 組織

FLW 定量化の決定の根底を成す目的に合致するように、 範囲を定義すべきです。ある場合には、FLW の削減や報 告の目標、プログラム、政策を有する外部組織(業界団体、 政府、政府間組織など)によって範囲が明確に設定される こともあるでしょう。こうした外部組織の取り組みが規範と して、インベントリーに含まれるべき範囲の構成要素を決定 してもよいです。この方法であれば、取引費用が低減し、 組織体間で比較しやすくなり、その他の目的を達成するこ とができます。別の場合には、内部の優先事項の設定やベ ンチマーキングの目的により、組織体自身によって範囲が規 定してもよいです。こうした場合の方が、内部の目的を達成 するように範囲を設定できる自由度が高くなります。

FLWスタンダードでは、素材タイプと送り先の定義のほ か、FLW インベントリーの境界の設定に関わる4つの側面 を表す国際的に認められた分類を提供します。これらの定 義と分類を一貫して使用することで、FLW インベントリー 全体に透明性と一貫性がもたらされ、インベントリー同士で 比較しやすくなります。

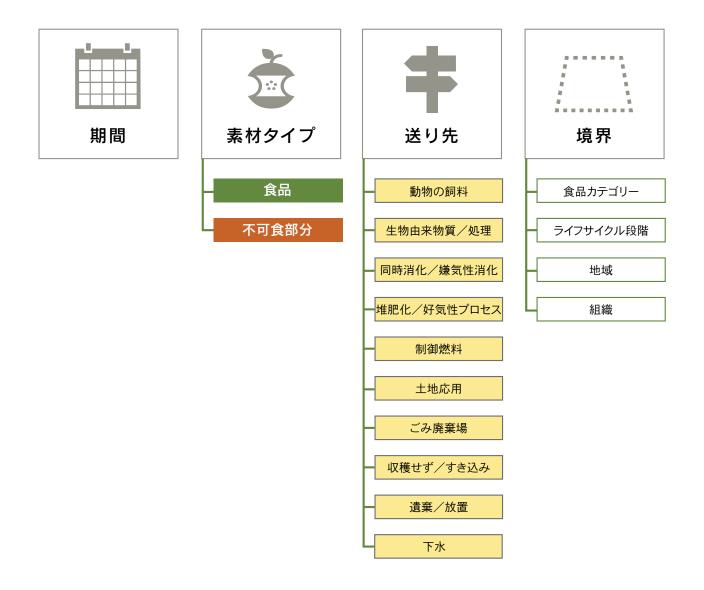
6.3 期間

FLW スタンダードのユーザーは、インベントリーの結果 が報告されている期間を定義および報告するものとします (開始日および終了日を含む)。

あらゆる季節変動を算定し、FLW インベントリーの間で 比較しやすくするため、12カ月間にわたってインベントリー の結果を報告すべきです。これは強く推奨されますが、12 カ月間の報告期間が適切ではない状況も一部にあるため、 必須ではありません。例えば、1週間あるいは1カ月間の み FLW を計測し、行動を起こした後に、FLW の量の再 評価を行ってもよいでしょう。季節性が大きな問題になら ない場合、この方法は定量化した結果に悪影響を及ぼす とは思われません。この場合、12カ月間に外挿して報告す るのではなく、単純に範囲となる期間の報告を行う方が、 データの正確性はさらに増します。別の場合には、特定の 出来事(例えばお祭り、スポーツイベント、1回または複数 回の収穫期など) に限って FLW を定量化してもよいでしょ う。この場合は、12カ月間にわたる報告は適切ではありま せん。

FLW スタンダードでは、どのくらいの頻度で FLW を 定量化すべきかは規定されていません。どのくらい頻繁に FLW の定量化を行うか (例えば隔年、5年に1回など) は、 個々の目的や利用できるリソース、外部からの要求事項、 FLW の量が変化し始めるまでに予想される期間に基づく べきです。節 14.4 に、FLW 定量化の頻度を選定する上で のガイダンスを示します。

図6.1 | FLWインベントリーの範囲



組織体はFLW定量化の決定の 根底を成す目的に合致するように、 範囲を定義すべきです。

6.4 素材タイプ

FLW スタンダードのユーザーは、FLW インベントリーに含まれる素材タイプを**測定および報告するものとします**。 「素材タイプ」とは、食品サプライチェーンから排除されて FLW インベントリーで定量化される範囲となる物質が、食品か、関連する不可食部分か、その両方かを指します(囲み記事 2.1 の定義を参照)。組織体の目的により、インベントリーに含まれる素材タイプとしては以下が考えられます。

- ▶ 食品とそれに関連する不可食部分の両方
- ▶ 食品のみ
- ▶ 関連する不可食部分のみ

FLW スタンダードでは、2種類の素材タイプを一緒に(つまり食品と関連する不可食部分の組み合わせとして)、あるいは別々に、測定および報告を行うことができます。従って、食品サプライチェーンから排除される物質についてインベントリーの結果を報告する方法としては、以下の4つが考えられます。

- 1. 素材タイプの混合(つまり別々ではない)
- 2. 素材タイプの混合に加え、各素材タイプの結果に分けたもの
- 3. 食品のみ
- 4. 関連する不可食部分のみ

上記 2、3、4の場合、食品サプライチェーンから外れた素材タイプの間で区別をつけているため、報告すべき追加的な要件が2つあります。ユーザーは以下を**行うものとします**。

▶ 物質を食品か関連する不可食部分かに分類するのに使用した情報源や枠組みを記述します。ここには、その物質が人間による消費を目的としていたかどうかを規定するのに使用した、あらゆる仮定を提示することを含みます。

▶ 食品サプライチェーンから排除される食品と関連する 不可食部分を別々に定量化するのに概算が行われた場合、使用した手法を記述し、該当する場合すべての換算係数とその情報源を記述します。節8.2 に、この要件のガイダンスを示します。

素材タイプを別々に定量化することで考えられる利点

食品と見なされる(特定の食品サプライチェーンや慣行、 当該社会の基準に基づき、人間による消費を目的とした) 物質と、それ以外とを区別することは、有益となりえます。 食品と関連する不可食部分の量が別々に分かれば、食品 が食品サプライチェーンから排除されるのを防ぐことにより 食糧安全保障を改善し(そしてその他の恩恵を得る)機会 がどのくらいあるかを評価するのに役立ち得ます。

例えば、英国の家庭では大量の「厨芥ごみ」が発生していることが知られていました。しかしながら、厨芥の流れの中で食品とそれに関連する不可食部分の相対比率が分かっていなかったため、この不確実性が一因となって行動が起こされていなかったのです。厨芥の流れはすべて不可食部分から成るとする声に反論する証拠が全くありませんでした。2007年に『The Food We Waste (私たちが捨てる食品)』¹⁷の調査でその大部分が食品であるということが示されて初めて、英国で家庭の食品廃棄を防ぐキャンペーンや市民の取り組みが大きく加速したのです。

逆に、不可食部分と見なされるFLWの量を把握することから、食品をもっと入手できるようにする機会を示すことができます。今日不可食部分と見なされる物質を未来の食糧源に転換させるために、さまざまな技術、追加的な加工、文化規範の変化が探られています。FLWインベントリーでは関連する不可食部分に分類される物質であっても、人間による消費のために取り込めるかを検討すべきですし、この転換をFLW削減戦略に組み入れることを検討すべきです。

ガイダンス:食品か関連する不可食部分かで 素材タイプを分類する

本節では、インベントリーの結果を食品か関連する不可 食部分かで分けて報告する FLW スタンダードのユーザー 向けに、ガイダンスを示します。FLW スタンダードでは、 この素材タイプの分類に使用した情報源または枠組みの記 述が要求されます。

物質を食品として分類する際は、それを「人間による消 費を目的とした」と見なす決定の根拠となっているのはど のような仮定であるかを提示することが要求されます。逆 に言うと、物質を不可食部分に分類する際は、「人間によ る消費を目的としていない」と見なす決定の根拠となって いる仮定を提示することが要求されます。

何が人間による消費を「目的としている」と見なすかは、 食品サプライチェーンによって異なります。例えば、商品に ジャガイモの皮を使用しない食品加工会社は、皮を人間に よる消費を「目的としていない」と分類し報告するかもしれ ず、従ってその食品サプライチェーンにおける関連する不可 食部分として分類し報告するかもしれません。別の会社で はジャガイモの皮を最終製品の一部に使用するかもしれず、 皮は人間による消費を「目的としている」ため、食品に分 類し報告することになるでしょう。いずれの場合において も、FLW インベントリーの結果を素材タイプで分けて報告 する場合、ジャガイモの皮を「食品」または「不可食部分」 に分類した基準を提示することが要求されます。

ある産物が人間による消費を「目的としている」かどうか を決定する大まかな方法は、その産物が食品サプライチェー ンの中で販売されているかどうかと関係があります。例え ば、ジャガイモの皮を加工食品の一部として販売する場合、 あるいは魚の骨をだしの材料として販売する場合は、皮や 魚の骨を「食品」と見なすべきです。

物質を食品かそれに関連する不可食部分かで分類する 上で、文化的な要素も同じくらい重要な決定要素です。例 えば、牛のひづめはアフリカでは食べられていますが、欧 州では食べられていません。牛皮は、アフリカ南部では廃 棄されたり皮なめし工場に送られたりするかもしれません が、アフリカ西部では食べられているかもしれません。鶏 の足は、英国ではたいてい関連する不可食部分と見なされ ますが、中国では通常食べられており食品として分類され るでしょう。実際、英国の鶏の足は通常、人間による消費

のために中国の市場に販売されており、このことは経済的 にも地球規模の食糧安全保障の観点からも、食品と関連 する不可食部分とを別々に定量化することは価値があるか もしれないことを物語っています。

このような曖昧さがそもそもあるとはいえ、消費を「目的 としている」および「不可食部分」の一貫性のある定義を、 可能な限り使用すべきです。物質を食品か不可食部分か 特定するために個々のユーザーが独自の定義を策定するの ではなく、定義が少数の関連する枠組みに合致している方 が良いでしょう。こうすることで、FLW インベントリーの比 較可能性が高まっていくでしょう。節8.2にこの問題に関 する追加的なガイダンスを示し、付録Bに「不可食部分」 を規定する上で役立ちうる情報源を示します。

ガイダンス:物質の最終的な目的が分からな いあるいは変化する場合

ある場合には、物質が最終的に食品の可食部になるか どうかが、初めの段階では分かっていないこともあります。 例えば、作物を生産する農家は、収穫の段階でそれがバ イオ燃料になるか、バイオプラスチックになるか、食品にな るかが分からないかもしれません。こうした状況では、特 定の地域および年に人間の食品市場に入った当該物質の 割合(この例では、特定の年および地域で食品として消費 された作物の割合) に関する一般的な統計情報を使用し て、FLW を定量化してもよいでしょう。*FLW スタンダー* ドは、食品以外の目的で栽培あるいは使用される原材料 農産物に関連性があるかもしれませんが、こうした目的を 意識した開発も試験も行っていません。

ある物質が食品サプライチェーンに沿って移動する中で、 相対的な利益率を含むさまざまな要因に基づいて、意図さ れた用途の変化も起きるかもしれません。FLW スタンダー ドでは、ある物質がサプライチェーンの中で食品として扱 われている部分で使用されることが意図されています。

6.5 送り先

FLW スタンダードのユーザーは、FLW の送り先について分かっている最大限のことを**測定および報告するものとします**。「送り先」とは、食品サプライチェーンから排除された物質がどこに向かうかを指します。送り先が不明の場合、最低でも最初の経路は**報告するものとします**。「経路」とは、FLW が送り先に向けて移動する経路を指します。

食品サプライチェーンから排除される食品や関連する不

可食部分の送り先は幅広く考えられます。これらの送り先には大きな違いがあります。FLWの資源回収 ¹⁸ が全く行われない(つまり最終処分を表す) 結果になる場合もあれば、価値ある産物が生まれる場合もあります。表 6.1 に、FLW スタンダードで使用する 10 の送り先を(元の英語の)アルファベット順の一覧にし、定義も示します。

これらの10の分類は、食品や関連する不可食部分が食品サプライチェーンから排除されたときにどこに向かうか、最もあり得る送り先を表します。FLWが現在の一覧に入っ

表6.1 | FLWの10の送り先の定義

FLWの送り先	定義
動物の飼料	物質を食品サプライチェーン a から(直接にあるいは加工後に)動物用に転用すること。
生物由来物質/生化学処理	物質を産業製品に転換させること。例としては、梱包材用の繊維をつくる、バイオプラスチック(例えばポリ乳酸など)をつくる、(例えば枕用などの)羽毛や革など「伝統的な」素材をつくる、油脂や獣脂を原材料にして石けんやバイオディーゼルや化粧品などの製品をつくるなどが挙げられる。「生化学処理」は、嫌気性プロセスや発酵によるバイオエタノール生産は含まない。
同時消化/嫌気性消化	酸素がない状態で細菌を用いて物質を分解すること。この工程は、バイオガスと栄養豊富な物質を生産する。 同時消化は、1 つの消化槽の中で、FLW およびその他の有機物質の嫌気性プロセスを同時に行うことを指す。 この送り先には、発酵(酸素がない状態で微生物を用いてブドウ糖、果糖、蔗糖などの炭水化物をアルコー ルに転換させ、バイオ燃料などの製品をつくること)が含まれる。
堆肥化/好気性プロセス	酸素が豊富な環境で細菌を用いて物質を分解すること。 堆肥化は、土壌改良材として使える有機物質を(好気性プロセスで)生産することを指す。
制御燃焼	制御下で燃焼するように特に設計された施設に物質を送ること。エネルギー回収の一部形態も含まれ得る (これは「焼却」と呼ばれることもある)。
土地応用	土壌の質を改良するため、地面あるいはそれより深部に有機物質を散布、噴霧、注入、混和すること。
ごみ廃棄場	廃棄物を受け入れるように特に設計され建設された土地区画あるいは掘削された用地に物質を送ること。
収穫せず/すき込み	収穫期を迎えた農作物を田畑に放置すること、あるいは土壌にすき込むこと。
遺棄/放置/散乱	物質を陸上に捨てたり、海洋に投棄したりすること。ここには、開放ごみ廃棄場(オープンダンプ:覆いも遮水工も施していない)、野焼き(つまり制御された施設内ではない)、収穫された作物のうち害虫に食われた分、投棄魚(総漁獲量のうち捨てたり逃がしたりした分)が含まれる。
下水	(前処理後または前処理せずに)下水に物質を送ること。廃水処理用に設計された施設に向かうことが考えられるものも含まれる。
その他	上記 10 の送り先とは異なる送り先に物質を送ること。 この送り先については記述を行うべきである。

a バイオエネルギー、飼料、種子、工業利用を意図して栽培される作物を除く。

ていない送り先に向かう稀な場合、FLWスタンダードでは 「その他」の分類を使用して送り先を記述することが要求 されます。

表 6.1 の送り先は、最終的な産物 (例えば燃料、土壌改 良材など)ではなく、FLW を転換させるのに用いるプロセ スに焦点を当てています。なぜなら、FLW からの最終的 な産物が不明である場合も多いからです。最終的な産物 が分かっている場合でも、最終的な産物の間で FLW の 重量を配分するのが難しい可能性もあります。この理由は、 プロセス (例えば嫌気性消化など) が FLW を複数の物 質(例えばバイオガス、液体、固体残渣など)に転換さ せるかもしれず、これらがそれぞれその後、さらなる産物(例 えば燃料、肥料、土壌改良材など) に転換されるかもし れないからです。

表 6.1 の送り先は、食品サプライチェーンから排除され る食品やそれに関連する不可食部分の多様な送り先を定 義、把握、整理、報告する上で、普遍的に一貫性のある 方法を与えます。「食品」や「不可食部分」の選定が組織 体によってさまざまなのと全く同じように、どの特定の組織 体に対しても「損失(ロス)と廃棄」と見なされる送り先の 組み合わせもさまざまにあります。「損失と廃棄」と見なさ れることになる送り先は、組織体の目的、地域の法規制、 外部の政策、自主的プログラム、その他 FLW プロトコル 以外の情報源により規定されます。例えば、FUSIONS の 欧州委員会に対する勧告は、「食品廃棄」は、飼料と生物 由来物質/生化学処理以外のすべての送り先に送られる 食品とそれに関連する不可食部分を指すべきだとしていま す¹⁹。これに対して消費財フォーラム(CGF) の 2015 年「食 品廃棄決議」は、「食品廃棄」を、ごみ廃棄場か制御燃焼(エ ネルギー回収を行わない)か下水に送られる食品や関連す る不可食部分と定義しています20。

1つの FLW インベントリーを別の物と (組織体の中であ るいは組織体間で)比較する際、それぞれのインベントリー の範囲にどの送り先が含まれているかを知ることが重要で す。少数の送り先しか含まない FLW インベントリーは、10 の送り先すべてを含むインベントリーとは範囲が大きく異な ります。

ガイダンス:送り先に関する測定および報告

FLW の送り先に関する知識の点で、組織体間には大き な差があります。従って、FLW スタンダードでは、FLW の 送り先について現在分かっている最大限の測定および報告 を行うことが要求されます。

送り先が不明の場合、FLW スタンダードでは最低でも 最初の経路(どのように FLW が送り先に達するか)の報 告が要求されます。時が経つにつれて、FLW を定量化す るメリットが広く認識され、FLW から価値を引き出せる機 会があるという知識が広がり、FLW 削減目標の達成に向 けて行動がとられるようになるにつれ、FLWの送り先別の データがもっと入手できるようになります。

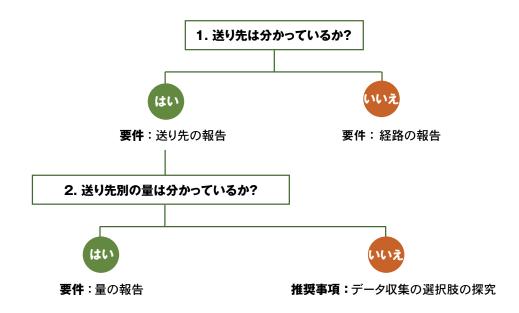
FLW スタンダードでは3種類の経路を示します。

- 1. FLW の現地での除去あるいは利用。例としては、FLW が発生した場所で利用されるあらゆる状況が挙げられ ます。
- 2. 他の組織体が FLW を回収/現地外へ輸送。 例として は、廃棄物処理業者やその他 FLW を発生した場所か ら運び出す会社が挙げられます。
- 3. その他の経路、概して非公式。例としては、道ばたに捨 てられた食品や、祝祭後に公共空間に残された食品と 関連する不可食部分が挙げられます。

送り先が分かっている場合、10の送り先のうちどれをイ ンベントリーに含めるかを示すことが要求されます (要求は されていないが、経路も報告してもよいでしょう)。ある特 定の送り先に向かった FLW の量を測定できる場合、FLW の重量を送り先別に報告することが要求されます。

FLW スタンダードでは、FLW の送り先について現在分 かっている最大限の測定および報告を行うことが要求され ます (図 6.2 を参照)。

図6.2 | 経路および送り先について分かっていることに基づく要件のまとめ



現地のシステムを使用して FLW 処理の中間段階 (例えば FLW をふやかす、脱水する、液化させるなど)を行う場合、この「前処理」段階が完了した後の FLW の経路/送り先(分かっている場合)を報告することが要求されます。しかしながら、報告する FLW の量は、あらゆる前処理が行われる前の FLW の重量に基づくべきです (関連するガイダンスについて節 6.7、具体例は囲み記事 6.1を参照)。

ガイダンス: FLW の価値向上(資源回収)

送り先が分かっている場合、FLW スタンダードでは、インベントリーの比較可能性と透明性を高めるため、FLW を受け入れる施設で FLW がどの程度資源回収によってその価値を向上しているかを把握することが強く推奨されます。

送り先のうち5つ(同時消化/嫌気性消化、堆肥化/好気性プロセス、制御燃焼、ごみ廃棄場、下水)に関しては、FLWを受け入れる施設の種類によって大きく異なり、それがFLWをどの程度資源を回収しているかに影響を与

えます。例えば、一部の制御燃焼施設や下水処理施設はエネルギー回収を行うように設計されている一方で、別の施設ではまったく資源回収がないままに FLW を処分します。(他の5つの送り先[動物の飼料、生物由来物質/生化学処理、土地応用、収穫せず/すき込み、ゴミ] については、FLW は一般に、資源を回収しているかあるいはしていないかのどちらかです)。

上記の最初の5つの送り先について、FLWがどの程度 資源として回収されるか、そしてどの資源(つまりエネルギー、固形物、液体)が回収されるかに差があることを踏まえると、入手できる場合は関連情報をFLWインベントリー報告に含めるべきです。具体的には、FLWが資源として回収されるかどうか、FLWのうち資源として回収される分、どの資源が回収されるか、を含めるべきです。ひとたび送り先に引き渡された後にFLWがどうなるか知らない場合、FLWが資源として回収されるかどうかと、どの資源が回収されるかの問い合わせるべきです。

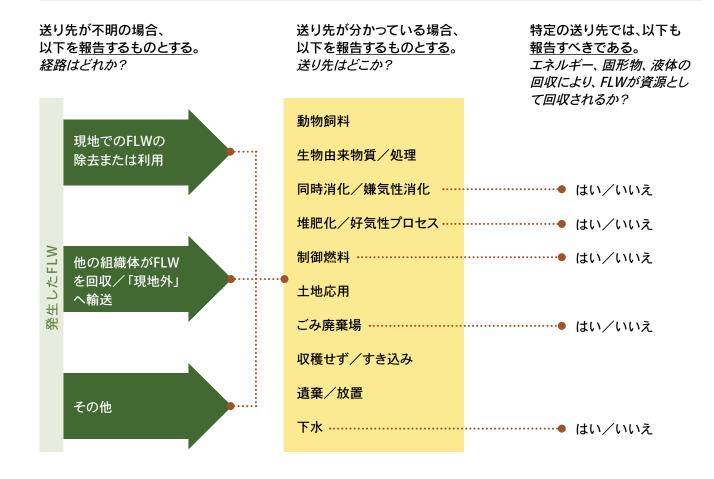
さらに、これらの5つの送り先のうち特に2つ(同時消 化/嫌気性消化、堆肥化/好気性プロセス) については、 FLW は概して資源として回収されますが、さらなる利用の ためにどの程度の資源が回収されるかには差があることを 意識することが重要です。例えば、

▶ 同時消化/嫌気性消化では、バイオガスのほか、固形 物と液体残渣が発生します。概してバイオガスはエネル ギーとして回収されます。ある場合には、固形物や液 体の物質も回収されることもあり、さらに処理されて他 の産物が生まれることもあります (例えば土壌改良材を 生産するなど)。別の場合には、こうした残渣が資源と して回収されることなく、ただごみ廃棄場など他の送り 先に送られることもあります。

▶ 好気性プロセスによる堆肥化では、土壌改良材など使 える産物に転換されていることで知られる有機固形物 が発生します。しかし同時に液体も発生し、これは回 収されて使える製品に転換される場合もあれば、そう でない場合もあります。

図 6.3 に、FLW の経路および送り先、さらに資源の回 収を通じた価値向上に関して何を報告するものとされてい るか、そして報告すべきであるかをまとめます。(この情報 を報告しやすいように、表計算ベースの報告雛形がウェブ www.FLWprotocol.org で入手できます。)

図6.3 | FLWの経路、送り先、 資源の回収



FLW スタンダードは、「エネルギーの回収」「固形物の回収」「液体の回収」を以下のように定義します。

- ▶ エネルギーの回収:使える熱、電気、燃料に転換する こと
- ▶ **固形物の回収**:消化された固形物やその他の物質の産物を、肥料(植物に養分を与えるもの)、家畜の床敷材、土壌改良材(土壌の物理的状態を改良するもの)など、使える製品に転換すること
- ▶ 液体の回収:液体を、肥料などの使える製品に転換すること

回収された液体や固形物が品質基準を達成するための 措置に関し、追加的な情報を報告してもよいでしょう(例 えば、堆肥化された物質が、米国材料試験協会[ASTM] が策定したような第三者の基準を満たしているかどうかな ど)。

囲み記事 6.1 に、さまざまな経路および送り先に向かう FLW をどのように報告してもよいかを例示します。

考慮すべき事項:送り先と「FLW 管理の階層図」 の関連付け

FLW 対策の取り組みに関わる多くの組織が、さまざまな FLW マネジメント戦略を (好ましさの上下で) 順位付けする「マネジメントの階層図」を作成してきました。これらはよく「廃棄物管理」「食品回収」「食品利用」の階層図と称され、普通は逆ピラミッド型の図で示されます。ピラミッドの底(先端) が最も好ましくない送り先を表しており、「廃棄」と称されることが多くなります。FLW スタンダードでは、ある特定の FLW 管理の階層図だけを推奨してはいません。その代わりに、数多くの階層図に表されている送り先の包括的な一覧が盛り込まれていますった。それによって、FLWスタンダードはすべての国と部門に関連性もたせることができるのです。

FLW プロトコルは、FLW の発生防止を優先するという普遍的な推奨事項を支持しています。ここには、発生源の削減(つまり余剰食品の発生を減らすこと)や、人間による消費のために健全な余剰食品を救出することが含まれます。しかしながら、FLW スタンダードが焦点を当てているのはもはや食品サプライチェーンから外れた物質であるため、食品を救出し、フードバンクおよびその他の慈善活動を通じて人々に再分配することは、FLW スタンダードの範囲外となります。とはいえ、必要とする人々に健全な余剰食品を回すことの重要性に鑑み、本文書の付録Eに、救出されて人々の食用となった食品の重量の定量化および報告を行う際の初歩的な概要を示します。

FLW が発生するとき、一般に第一の最善利用は動物の飼料と考えられ、その次が FLW を「生物由来物質および生化学処理」に利用することです。それ以降、どれが次ば好ましい選択肢」か、あるいは「より有益な利用」かという見方には、差が出る傾向があります。 FLW を転換させる選択肢は、その地域の法律、利用できるインフラ、 FLW管理の技術を含む数多くの要因に左右されます。 FLW 定量化の経験のある組織体は一般に、 FLW が他の物質と分けて回収される方が、「より有益な利用」に向けられる可能性(および定量化の正確性)が大きい場合が多いことを見いだしています。

囲み記事6.1 複数の経路、送り先、FLWの量を報告する架空の事例

この架空の事例では、レストランが 3 つの FLW 発生源について報告する場合を考えます。 この囲み記事の図に、この事例で 発生する FLW について報告される経路、送り先、架空の FLW の量をまとめます。

1. 使用済み調理油は、レストランに共通の FLW 発生源であり、しばしば第三者によって回収されます。使用済み油のリサイクル のしっかりした市場があり、これは「生物由来物質および生化学処理」の送り先に当たります。油は幅広い製品に転換されるかも しれません。最終的な産物の選択は、油を処理する施設が行います。

この FLW 発生源について、レストランは「送り先」を「生物由来物質および生化学処理」として報告するでしょう(もし望めば この FLW 発生源の経路を「他の組織体が FLW を回収/現地外へ輸送」「およびこの事例ではその他の経路」 と報告できますが、 送り先が分かっているため、経路の報告は要求されません)。レストラン経営者は一般に油を他の物質から分けているため、重量 を報告することができます(おそらく容積から重量に変換する必要はありそうですが)。

2. 「調理中」の FLW (使用済み調理油とともに、キッチンの FLW、厨房の FLW、消費者に提供前の FLW とも呼ばれます) は 普通、複数の原材料から成ります。レストランは脱水機を使用して、保管中の FLW の重量と容積を減らすかもしれません。この 場合、脱水する前の FLW の重量を報告することになります。「送り先」については、FLW が脱水プロセス後にどこに向かうかを 基に報告することになります。

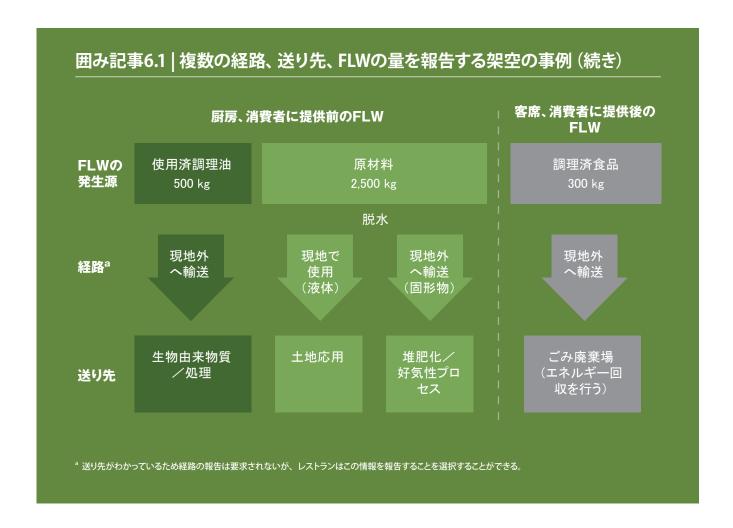
FLW の脱水を行った後、液体と固形物が生じますが、これらは同じ送り先には向かわないかもしれません。この事例では、脱 水機で発生する液体凝縮物は回収されて、現地の造園の散水に使用されるかもしれません。この場合、経路は「現地」となり、 レストランは「送り先」を「土地応用」と報告することになります。発生した固形残渣を、第三者が回収して「現地外」へ輸送し 堆肥化する場合、レストランは「送り先」を「堆肥化/好気性プロセス」と報告することになります。レストランは、これらの送り 先を報告することが要求され、また経路を報告することも選択するかもしれませんが、*FLW スタンダード*では経路の報告は要求さ れません。レストランは、どれだけの FLW が液体と固形物に分けられたか、よってどれだけの FLW がそれぞれの送り先に向かっ たかを区分できないかもしれません。

3. 「客席」の FLW (消費者に提供後の FLW とも呼ばれます) は、消費者が食べなかった食品のほか、プラスチックのカトラリー やカップやナプキンなど使い捨てのテーブルウェアから成るかもしれません。この FLW は、ごみ運搬業者が回収して「現地外」に ある地域のごみ廃棄場地へと輸送するかもしれません。この FLW 発生源について、レストランは「送り先」を「ごみ廃棄場」と 報告するだろうし、ごみ廃棄場地でエネルギー用のメタン回収が行われることが分かっている場合はこの追加情報も含めるべきで

この FLW の量の計算にさまざまな定量化手法を使用してもよいのですが、重要なのは、FLW の範囲外の物質(この事例では 使い捨てのテーブルウェア)の重量を除外する必要があるということです。 FLW の範囲外の物質の重量を推定するのに入手でき る参照情報源があるかもしれませんし、廃棄物組成分析を実施して FLW 対 FLW の範囲外の物質の割合を求めることで、FLW の 量を推定するかもしれません。

出典:Neale (2013).

^a 脱水後にそれぞれの送り先に送られる FLW のもともとの重量を推定するために、脱水機の製造者あるいはレストランが使用できる他の情報源から、既知の割合や換算係数が手に入るかもしれない。例えば米国のある研究で、典型的な脱水機は FLW250 ボンドを、滅菌した有機バイオマス 25 ボンドと水 25 ガロン (208 ボンド) に転換することが分かっている。これらの数値を使用すれば、レストランはもともとの FLW のうちどれだけの割合が上記 2 つの送り先(土地応用および堆肥化)に向かったかを推定できる。



送り先が分かっている場合、 FLWスタンダードでは、インベントリーの比較可能性 と透明性を高めるため、 FLWを受け入れる施設でFLWがどの程度資源回収に よってその価値を向上しているかを把握することが 強く推奨されます。

6.6 境界

FLW スタンダードのユーザーは、FLW インベントリーの境界を報告し、それを食品カテゴリー、ライフサイクル段階、地域、組織単位の観点から記述するものとします。この記述には、該当する場合、使用した分類情報源および該当するコードの一覧を含めます。

表 6.2a に、これらの要素の定義のほか、FLW インベントリーに関連性がありうるいくつかの例を示します。

FLW スタンダードでは、FLW インベントリーの間で透明性と比較可能性を高めるため、表 6.2b に示した分類情報源を使用することが強く推奨されます。世界的に一貫性のある分類基準は、世界中で同じように境界を分類する共通言語を与えます。表 6.2b に掲げた分類情報源を利用できない場合(例えば FLW インベントリーの食品カテゴリーや経済活動の種類が掲載されていないためなど)、FLW インベントリーの境界をできるだけ明快に描写することが要求されます。分類情報源を使用する場合、最新版を使用しているかを常に確認すべきです。

表 6.3 に、どのように境界を報告してもよいかの具体例を3つ示します。

表6.2a | 境界の定義と例

境界の次元	定義	例
食品カテゴリー	報告するFLWに含まれる食品のタイプ ^a	▶ すべての食品▶ 乳製品▶ 生鮮果実および野菜▶ 鶏
ライフサイクル段階	食品サプライチェーンまたは食品ライフ サイクルの中で、報告されるFLWが発生 する段階	▶ 食品サプライチェーン全体▶ 2段階:乳製品の製造、および飲食料の販売▶ 家庭
地域	報告の対象となるFLWが発生する地理 的境界	 世界(すべての国) 東アジア ガーナ カナダ、ノバスコシア州 ペルー、リマ
組織	報告の対象となるFLWが発生する組織 単位	 ■ 国内のすべての部門 ★ 企業全体 ★ 2つのビジネスユニット ★ 1,000ヶ所の店舗すべて ▶ 100戸の世帯

a「食品カテゴリー」と「素材タイプ」は別のものである。素材タイプは、FLWが食品サプライチェーンから排除される「食品」および「関連する不可食部分」の両方あるいは一方で成り立っていることを表すに過ぎない。

表6.2b | 境界の分類情報源およびコードの例

境界の次元	使用する分類情報源(最新版を選定)	該当するコードの一例
食品カテゴリー	 ▶ つぎのいずれかの基準から1つないし複数のカテゴリーを選択: 食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) a システムまたは国連の中央生産物分類 (CPC) b システム ▶ さらに詳細な情報を使用する場合、以下のような、もっと細かい情報源からの適切なコードを含める。 ▶ Global Product Category (GPC) コード (オンライン、または Excel, Word or XML コピーをダウンロード) ▶ 国連標準製品およびサービス・コード (UNSPSC: United Nations Standard Products and Services Code) d 	 すべての食品 (GSFA01.0 ~ 16.0) または (CPC2.1 Divisions 21 ~ 24) 乳製品 (GSFA01.0) または (CPC2.1 Group 221 と 222) 生鮮果実および野菜 (GSFA04.1 と 04.2.1) または (CPC2.1 小分類 012 と 013) 鶏 (GSFA08.1.1 [生鮮肉、家禽および獲物、全体またはカット]; GPC Brick10005769) または (CPC2.1 Subclass 21121)
ライフサイクル段 階	 ▶ 1 つないし複数の国連 国際標準産業分類 (ISIC: Interational Standard Industrial Classifications of All Economic Activities) コード ^e を選択 (本文書発行時点における最新バージョンは「Rev.4」)。 ▶ 地域および国の分類システムを使用しても可。ほとんどがISIC から派生したもの (例:ヨーロッパにおける NACE)。国連統計部が国内標準分類システム ^f 一覧を公開している。 ▶ コードが存在しない場合は、ライフサイクル段階に書き込むこと。 	 ▶ 食品サプライチェーン全体 (ISIC コードの該当する小分類を選定) ▶ 2 段階:乳製品 (ISIC グループ:105) の製造、および飲食料の販売 (ISIC クラス:4721) ▶ 家庭 (ISIC クラス:9820)
地域	▶ 1つないし複数の UN 地域コードまたは国コード ^g を選択。 ▶ より狭い地理的範囲の場合は、説明を記入。可能であれば、 国内標準分類システムを使用(例:米国の Census)を利 用する。	 ▶ 世界/すべての国(国連コード 001) ▶ 東アジア(国連コード 030) ▶ ガーナ(国連コード 288) ▶ カナダのノバスコシア州 ▶ ペルー、リマ
組織	組織単位の数およびタイプと、必要な場合、その他の詳細情報を記述(本文書のガイダンスを参照)。	 ■内のすべての部門 企業全体 2つのビジネスユニット 1,000ヶ所の店舗すべて 100戸の世帯

本文書公表の時点で、分類情報源のウェブサイトは以下の通り。

 $^{{\}it ^aGSFA:}\ \underline{http://www.fao.org/gsfaonline/foods/index.html?lang=en}$

 $^{^{\}text{b}} \ \text{CPC:} \ \underline{\text{http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/cpc-21.asp}}$

^cGPC: http://www.gs1.org/gpc/gpc-food-beverage-tobacco/archive (オンライン); http://www.gs1.org/gpc/gpc-food-beverage-tobacco/archive (オンライン); http://www.gs1.org/gpc/gpc-food-beverage-tobacco/ archive (エクセル、ワード、XML)

d UNSPSC: http://www.unspsc.org/

^e ISIC: <u>http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?CI=27&Lg=1</u>

[「]国の産業分類システム: http://unstats.un.org/unsd/cr/ctryreg/default.asp?Lg=1

^g国連コード: http://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm

表 6.3 | インベントリーの境界の具体例

対応サンプル	食品カテゴリー (報告されるFLWに 含まれる食品の種類) GSFAまたはCPCの分 類を使用。もっと詳細を 提供するあらゆる他の コードも記述。	ライフサイクル段階 (食品サプライチェーンまたは食品のライフサイクルのどの段階で、報告されるFLWが発生しているか) ISICコード1つもしくは複数を使用。国のコードを使用してもよい。コードがまったく存在しない場合、段階を記述。	地域 (どの地理境界の中で、報告されるFLWが発生しているか) 国連コード、および国の情報源からの詳細を使用。	組織 (どの組織単位の中で、 報告されるFLWが発生 しているか) 組織単位の数および種 類(およびあらゆる追加 的な詳細)を記述。
インスタントコー ヒー加工会社が、す べての直接事業から の FLW を報告	GSFA カテゴリー: カテゴリー 14.1.5 — コーヒー、コーヒー代用品 およびその他のホットドリンク または CPC2.1 カテゴリー: Subclass 23911 — コーヒー、デカフェまたは焙煎 GPC コード: Brick: 10000115 — ーインスタントコーヒー	1 つの段階: 1. 加工 ISIC Class: 1079——その他の 食料品製造業	スイス(国連コード 758)	コーヒー工場 3 カ所
世界的な酪農製品 製造業者が、自社 の製造事業のほか 上流および下流も含 め、1 施設の牛乳 の FLW を報告	GSFA 分類: カテゴリー 1.1.1.1 ―― 乳(プレーン)または CPC2.1 カテゴリー: Subclass 22110 ―― 加工された液乳 GPC コード: Brick: 10000026 ― ー牛乳/代用乳(常温 保存可能品)	2. Class: 1050——酪農製品製造業、 <i>および</i> 3. Class: 4912——貨物鉄道運送業、 <i>および</i>		
米国の市町村が、 すべての食品・飲料 分野にわたり一世帯 住宅の FLW を報告	GSFA カテゴリー: すべて (つまりカテゴ リー 01.0 ~ 16.0) または CPC2.1 カテゴリー: Divisions 21-24	1 つの段階: 1. Class: 9820――個人世帯による自家利用のための分別不能なサービス生産活動	米国(国連コード 840)、サウスダコタ州 アバディーン(CBSA コード 10100)	一世帯住宅 10,000 世 帯

ガイダンス:「食品カテゴリー」の報告

「食品カテゴリー」は「素材タイプ」とは異なります。「食品カテゴリー」は、報告される FLW に含まれる食品の種類を指します。「素材タイプ」は、FLW の構成物、つまり食品か、関連する不可食部分か、その両方かを指しています。

FLW インベントリーにおける食品カテゴリーの明快な記述は、インベントリーを分析し決定を行う個人に重要な背景を与えます。例えば、飲料、その他の液体、半固形物(例えば液体だし、ヨーグルト、乳清や油など食品加工の副次/二次製品など)を FLW インベントリーに含めると、このような種類の品目は重いため、報告される FLW の重量に大きく影響するかもしれません。一つの FLW インベントリーを別の物と比較する際、食品カテゴリーの構成が重量にどう影響している可能性があるかを意識すべきです。

定量化を行う目的や、さまざまな構成要素を分離および明確化する能力に基づいて、さまざまな分野の食品をFLWインベントリーに含めることになるでしょう。例えば、コーヒー加工事業の効率を改善したいコーヒー製造業者は、「インスタントコーヒー」分野だけを報告するかもしれません(表 6.3 を参照)。これに対して、FLWの量を報告する地方自治体は、家庭で生じるFLWの量を把握したいと考えるかもしれず、おそらく「すべての食料品・飲料分野」を含めて報告するでしょう。

FLW インベントリーの準備に普遍的に適用できる唯一の、食品カテゴリーの分類システムというものは存在しません 22 。しかしながら、FLW スタンダードのユーザーは最低でも、次の2つのシステムのうちの1つを使用して FLW の報告を行うべきです。それは「食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA)」システムか、あるいは国連の「中央生産物分類 (CPC)」システムのいずれかのコードです。(本文書公表の時点で、GSFA の最新版は第38回コーデックス委員会総会までの更新版(2015)」であり、CPC の最新版は「2.1 版」です。)どちらのシステムでも、FLW インベントリーに含まれる食品カテゴリーを幅広く報告できます。これらのコードの構成はわずかに異なりますが、たいてい一方のシステムで使用されるコードには、もう一方のシステムにも対応するコードがあります。

GSFA は、国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) で使用されます。16 の食品カテゴリーが一覧に

されており、各分類に当てはまる食品が記述されています。 主な目的はさまざまな食品カテゴリーで許容できる食品添加物を記述することですが、FLW以外に使用する目的で設計されたものの、食品の分類でも高水準の有用性を示しています。

CPC は、国連統計部が管理しており、あらゆる種類の 経済活動にわたる生産物を網羅、つまり農業、漁業、食 料品以外にまで及びます²³。CPC システムはもっぱら食品 部門だけに焦点を当てているわけではありませんが、一部 の分野についてはGSFA システムよりも詳しく報告できます (例えば果実、野菜、穀物などの農産品の分類の選択肢が より多いなど)。

「すべての食料品・飲料分野」(GSFA コード 01.0~ 16.0、または CPC2.1 Divisions 21~24) など幅広い分野について報告しますが、特定の種類の生産物や何らかの食品カテゴリーを除くという意図的な決断を行った場合、この除外の情報を公開することが要求されます。例えば、小売業者は店内のすべての分野の食料品・飲料を定量化してもよいのですが、さまざまな理由により、包装容器に飲用目的と明示された水(GSFA コード 14.1.1、またはCPC2.1Class 2441) は含めないと選択してもよいでしょう。

GSFA や CPC のコードではインベントリーの範囲を十分 明快に記述できない場合、実務的に可能な範囲で詳しく 食品カテゴリーの追加的な記述を報告すべきです。もっと 詳細で世界的に適用可能な食品カテゴリーの分類情報源 が、ほかに2つ利用できます。1つが、GS1で利用できる「国 際商品分類 (GPC) 」 コード ²⁴ であり、もう1つが国連の ために GS1 が管理している 「国連標準製品およびサービス・ コード(UNSPSC) | です。この2つのシステムは互いに補 完し合うもので、重複はしていません。GPC は、主に小売 業の商品に詳細な分類のアトリビュート(属性) とバリュー を与えるもので、無料で利用できます²⁵。これに対して、 UNSPSC はすべての産業部門のすべての製品およびサー ビスに、世界的な分類の枠組みを与えます。枠組みの中で FLW の目的に関連する部分は、セグメント: 50000000 で あり、これは「食料品・飲料・たばこ製品」をすべて一覧 にしたものです。 UNSPSC コードセットの無料の PDF 版 が、UNSPSCのウェブサイトの「コードセットのダウンロード」 タブから入手することができます (UNSPSC メンバーは検 索可能なデータベースにもアクセスできます)²⁶。

品目に内在する含水量の変化に関して考慮すべき 事項

ある特定の品目が食品サプライチェーンで移動中に、重 量が変化するかもしれません。これは、品目に内在する含 水量が時間とともに減少するという生物学的プロセスの結 果生じることが多くあります²⁷。含水量はさまざまな形態 の加工によっても変化するかもしれず、それにより含水量 は以下のようになり得ます。

- ▶ 食品調理法や加工により、増加(例えば炊飯やパスタ をゆでる、ジュースの濃縮還元など);または、
- ▶ 加熱やその他の方法で脱水が行われ、減少(例えばクッ キー生地の焼成、穀物や果実の乾燥など)

内在する含水量の変化が品目の重量に大きく影響するか もしれないため、品目の状態について追加的な詳細を報告 したいと考えるかもしれません(例えば FLW インベントリー に含まれるのが乾燥パスタかゆでたパスタか、濃縮果汁か 濃縮還元果汁か、干しリンゴか生のリンゴかなど)。この 追加的な詳細の水準が有用であるかどうかは、第5章に 記述した測定および報告の原則、特に提供する情報に関 連性があるかどうか(つまりインベントリーが想定する読み 手の意思決定上のニーズを満たすか)に基づいて、判断を 下すべきです。

複数の原材料でできた品目の記述に関して考慮す べき事項

どのような種類の食品が FLW を構成しているかの把握 に関心を寄せる組織体 (例えばレストランや小売業者など) にとって、GSFA、CPC、GPC、UNSPSCのコードは、複 数の原材料でできている品目 (例えば調理済み食品やスー プなど)について十分な詳細を提供しないかもしれません。 その場合はこのような品目を、FLW インベントリーの作成 時に想定する読み手にも理解してもらえるような、通常使用 される名前 (例えばビーフシチューなど) で記述すべきです。

個々の原材料に関する追加的な情報が、インベントリー が想定する読み手の意思決定上のニーズに関連性がある 場合、FLWインベントリーの報告を行う際に原材料の記 述も行ってもよいでしょう。すべての原材料を記述するの ではなく、品目の総重量のうちかなりの割合を占める主材 料(例:ビーフシチューの場合は牛肉、液体だし、玉ネギ、ジャ ガイモなど)を選定する方が実務的かもしれません。個々 の原材料はたいがい、GPCや UNSPSC のコードを使用し て記述できます。

ガイダンス:「組織」の報告

FLW の量が報告されている組織単位の記述に利用でき るような、世界的に認められた分類システムといったもの は存在しません。FLWスタンダードのユーザーは、最低で も「FLW 発生単位」の数および種類を報告すべきですし、 専門的な判断をもって想定する読み手にとって十分詳細な 記述を行うべきです。

FLW スタンダードの目標において、「FLW 発生単位」 とは、FLW を発生させる個別の組織体です。例としては、 家庭、会社、各施設 (例えば生産拠点、食料品店など)、 既知の農地区画などが挙げられます。 FLW インベントリー において定量化されるのは、これらすべての組織単位から の特定期間中の FLW の量です。「組織」は、ある特定の インベントリー報告に含まれる、FLW 発生単位全体を記 述するものです。

場合によっては、境界の構成要素である「組織」につ いて追加的な詳細がまったく要求されないこともあるでしょ う。例えば、報告されている FLW が「すべての食品カテ ゴリー|(食品カテゴリー)、「すべての経済部門|(ライフ サイクル段階)、「全国」(地域) という境界である場合、 組織単位の記述によりさらに追加すべきことは何もありま せん。

「組織」の報告では、業務のどの部分が含まれるかを 記述すべきです。透明性によって、一貫性のある追跡と比 較可能性が可能になります。インベントリーを利用する読 み手の意思決定上のニーズを意識して区別し、できる限り 明快に公開すべきです。具体例としては、

- ▶ 生産者は、複数の田畑から作物を収穫するがその一部 しか所有していないかもしれません。FLW インベント リーが借地からの FLW も含むか、それとも生産者が 所有する田畑からの FLW のみかを報告すべきです。
- ▶ レストラン経営者は、複数の店舗からの FLW を報告 してもよいでしょう。一部の店舗がフランチャイズであ る場合、FLW インベントリーがフランチャイズ店から の FLW も含むか、それとも所有する店からの FLW し か含まないかを報告すべきです。さらに、レストランの 施設内には概して、FLW の種類と量がまるで異なる2 つの部分(「厨房」で調理中の、消費者に提供する前 に生じる FLW と、「客席」で消費者に提供後に生じる FLW) があります。また、消費者に提供前や提供後の

FLW を定量化する場合、どの種類の FLW の発生が インベントリーに含まれるかも報告すべきです。

- ▶ 食品製造業者は、すべての全額出資子会社のほか、合 弁事業を報告してもよいでしょう。
- ▶ 地方自治体が世帯からの FLW を定量化する場合、 FLW の範囲が一部カテゴリーの世帯分のみであるかど うかを報告すべきです。例えば、一世帯住宅で発生し たFLWの量のみしか定量化できていないかもしれませ \mathcal{A}_{\circ}

これらの例を意識して、企業は以下の3種類の事業の 間で区別をつけることを検討してもよいでしょう。

- ▶ 本業を構成する事業 (例えば所有するスーパーマーケッ トなど)
- ▶ 本業を支えて存在するような、所有または運営する事業 (例えばスーパーが所有する牛乳屋やパン屋など)
- ▶ 所有も運営もしていないが、その旗の下で、あるいはそ の他の形でリンクしている事業(例えばフランチャイズ のスーパーなど)

他に特定システムが存在する場合は、それを使用しても よいでしょう。例えば農場が監査を受ける場合、認証機関 が特定システムを持っているかもしれません (例えば、グ ローバル GAP の認証を受ける農場は、GGN 「グローバル GAP 番号]を保有しており、これを使用することもできま す)。また、産業部門などが、その状況に関連性のある新 制度を創設することもできます。

囲み記事 6.2 に、ホテルチェーンの例をとり、FLW イン ベントリーにおける組織の境界をどのように記述し得るか を述べます。この例では、さまざまな種類の FLW 発生単 位からの、複数の FLW の流れを足し合わせた合計を報告 することになります。組織についての報告方法に関する他 の例を、表 6.3 に示します。

囲み記事6.2 | ホテルチェーンにおける「組織」 の具体例

架空のあるホテルチェーンは、ホテル 50 店舗を経営しており、そのうち 30 店舗を所有、20 店舗がフランチャイズであるとしま す。ホテルチェーンの FLW インベントリーが、所有する業務で発生する FLW のみを基にする場合、報告される組織の境界は「所 有ホテル 30 店舗」となります。

ホテルチェーンの目的が、所有するホテルの FLW インベントリーを経時的に比較すること、あるいは総インベントリーを他のホ テルチェーンと比較することである場合、FLW 発生単位である拠点(直販店)の総数、および各ホテルの業務形態(例えばフルサー ビスのレストラン、ビュッフェ・レストラン、ルームサービスなど)も記述に含めるべきです。なぜなら、FLW の量は業務形態に よって異なるからです。また、FLW 発生のどのタイプ (消費者に提供前の FLW、提供後の FLW) が含まれるかも報告すべきです。 ホテルの業務のこれらの2つの部分は、異なる性質の異なる量のFLWを発生させるからです。

追加的な詳細を含めた場合、FLW インベントリーの「組織」は「所有するホテル 30 店舗、45 拠点(フルサービスのレストラ ン 10 軒、ビュッフェ・レストラン 20 軒、ルームサービス 15 軒)、全拠点で消費者に提供前および提供後」と報告することになり ます。

6.7 関連事項

ある特定の FLW インベントリーの範囲を報告する際、 ユーザーは数多くの関連事項を考慮に入れるべきです。

梱包材およびその他 FLW 範囲外の物質

FLWは、他の素材例えば包装容器などの無機物²⁸、刈っ た草などの有機物質など)と混ぜ合わさって、送り先に向 けた経路に入るかもしれません。このような「混合した流 れ」では、FLW スタンダードのユーザーは、食品サプライ チェーンから外れた食品や関連する不可食部分に該当しな いあらゆる物質(およびその重量) を FLW インベントリー から除外するものとします。

FLW の重量と FLW 範囲外の物質とを分けるのに計 算(例えば包装容器の重量を引くなど)が必要である場 合、*FLW スタンダード*のユーザーは、使用した手法および 計算を記述するものとします。可能であれば、概算された FLW データに関わる不確実性の概算も出すべきです(第9 章を参照)。

以下の方法で、FLW の範囲外の物質と区別して FLW の量を概算できます。

- ▶ 廃棄物組成分析を実施して、混合した流れの中のさま ざまな構成要素を分離し重量を量ります。
- ▶ 推計ベースの手法(例えばモデル、物質収支、近似係 数など)を使用して、混合した流れの中で FLW の割 合を概算します。あるいは、
- ▶ 調査や日報に着手してデータを収集します。

こうした定量化の手法は、節7.2で述べます。多くの場合、 定量化が要求される FLW は、まだ包装容器の中に入って いる (例えば容器に入ったヨーグルトなど)、包装容器と混 ざっている (例えば回収容器の中に生ゴミと包装容器が混 ざって入っているなど)、あるいは FLW に関するデータが 包装容器の重量を含んでいる、のどれかです。節8.3に、 FLW の量から包装容器の重量を除外するための、より詳 細なガイダンスを示す。

FLW に加えられる、あるいは除去される水

FLW スタンダードのユーザーが報告する FLW の重量 は、水が加えられる前、あるいは内在する水の重量が 減少する前の、FLW 発生時の状態を示すものとします。 FLW のもともとの重量を概算するのに何らかの計算が必 要である場合、使用した手法および計算を記述するものと します。

ある特定の送り先に向けた経路に入る前に、FLW に水 を加えてもよいでしょう。このように水を加えることは、現 地での「廃棄物から水へ」のシステムの一環として行われ るかもしれませんし、処分前に FLW を希釈すべきという 規制の要件を満たす必要があるのかもしれません。水は、 食品加工施設で生産安全基準を満たすために、保管する 場所や設備を洗浄するためにも使われるかもしれず、これ により FLW が液状廃棄物の流れの一環となります。

水が FLW に加えられる場合、FLW スタンダードのユー ザーは、加えた水を除外した FLW を報告することが要求 されます。例えば、醸造所がビールを100リットル処分し、 水 900 リットルで希釈して下水に流す場合、FLW は 100 リットルのビールのみを (FLW スタンダード で要求される ように重量相当に換算して)報告することが要求されます。 FLW のもともとの重量を概算するのに計算が必要となる場 合、FLW スタンダードのユーザーは使用した手法を記述す ることが要求されます。『The Guidance on FLW Quantification Methods (FLW 定量化手法ガイダンス)』は、水 が加えられる場合の FLW の定量化 (付録 A を参照)、そ して導管などを通って下水システムに洗い流される FLW の 定量化(節3.2を参照)についてガイダンスを示します。

別の場合には、ある特定の送り先に向けた経路に入る 前、保管している間に FLW に内在する水を除去すること もあります。FLW に内在する水はしばしば、飲食業でパ ルパー・脱水システムの利用により除去されています。この システムでは、水を抽出し、回収容器に占める容積を減らし、 その後の処分のコストを低減させるために、FLW を粉砕、 加熱、あるいはその他の処理を行います。

保管や処分のために FLW の含水量を減らすことは、節 6.6 (「品目に内在する含水量の変化に関して考慮すべき事 項」を参照)で言及された状況とは異なります。節 6.6 では、 調理/加工方法や生物学的変化の結果として含水量が増 加または減少する際の品目の性質を記述することに焦点を 当てています。

FLW に内在する水が抽出された場合、報告される FLW の量がもともと発生した時の状態を反映するように、 水を除去する前の FLW の量を報告することが要求されま す。例としては、レストラン経営者が FLW200kg を回収す るが、パルパーを使用して FLW に内在する水の重量を減 らす場合が挙げられます。FLW は、パルパーを使用する 前のもともとの 200kg として報告することが要求されます。 パルパーを使用する前の FLW を定量化できない場合、使 用後の生産物の最終重量を使用前の重量に戻す換算に使 える係数を得るために、パルパー製造業者に相談する必要 があるかもしれません。

ある場合には、水を加える前あるいは除去する前の FLW の量を正確に概算するのが非現実的あるいは困難な こともあるでしょう。例えば加工工場では、生産工程の完 了時に導管や容器に残った FLW を下水へと洗い流すため に水を加えるかもしれませんし、FLW を保管容器に移す ために水を使用するかもしれません。

FLW スタンダードのユーザーは、第5章に記述した測 定および報告の原則に基づき、特にこの選択が「関連性」 の原則(つまりインベントリーの想定する読み手の意思決

定上のニーズ)を損なうかどうかを考慮した上で、インベ ントリーにこのような FLW の量を含めるか除外するか(あ るいは定量化前の保管中のあらゆる自然の重量の減少を 測定するか)を決めてもよいでしょう29。例えば上述の加 工工場は、導管から洗い流された、残った FLW の量を除 外することが僅少さの閾値を超えない、あるいは報告され るFLWの総重量に重要な影響を及ぼさないであろう場合、 この量をインベントリーから除外すると決めてもよいでしょ う³⁰。*FLW スタンダード* のユーザーは、この除外を記録し 正当性を証明することが要求されます。

一方で、加工工場は、インベントリーの妥当性および完 全性を確保するためにこの FLW の流れを含めてもよいで すが、使用した計算手法を記録するものとします。インベ ントリーがこの手法とそれに関連する限界の報告において 透明性を確保できるのであれば、必要に応じて、この量を 定量化するのにやや正確性に欠ける手法を使用してもよい でしょう。

収穫前の損失

FLW スタンダードの 1.0 版には、収穫前(食品の原材 料が収穫期や食肉解体を迎えたりする前の食糧生産段階) に生じる損失を定量化する規定が盛り込まれていません。 収穫前の基準やガイダンスを策定する別の過程が必要とな ります。これは FLW プロトコルの今後の活動で対応され るかもしれません。従って、本基準のユーザーはFLWスタ ンダードに適合するために、収穫前の損失を FLW インベ ントリーの範囲から除外するものとします。

FLWスタンダードのユーザーは、 食品サプライチェーンから外れた食品や関連する不 可食部分に該当しないあらゆる物質(およびその重 量) をFLWインベントリーから除外するものとします。

FLW スタンダード に盛り込まれているガイダンスの中に は、収穫前の損失の定量化に関連するものがあるかもしれ ないものの、FLWスタンダードはこのことを意識して策定さ れたわけではなく、策定過程で収穫前の損失の定量化手 法の試験は行っていません。

収穫前の損失の定量化は、収穫期およびその後の段階 における他の損失の定量化とは異なります。その主な理由 は、「有形の品目の損失」というより「逸失機会」に目を向 けるからです。収穫前の損失への対応はポテンシャルを最 大化することに関わる一方で、食品サプライチェーンの中で、 収穫/解体できる状態あるいはその後の段階にある物質の 損失に対応することは、損失や廃棄物の最小化に関わりま す。これらは異なる現象です。収穫前の実績の計測では、 理論量(生産ポテンシャルの最大値)を計算した上で、収 穫期を迎えた実際の量を計測します。これは「理論対実際」 です。これと比較して、収穫期(あるいはその後)の実績 の計測では、どれだけが実際に収穫の準備が整っている かを計測した上で、食品サプライチェーンから外れた実際 の量を計測します。これは「実際対実際」です。

しかしながら、収穫前に起きる損失を把握し定量化する ことは、人間による消費のための食品を入手しやすくするこ とに関連する可能性があります。さらに、収穫前に起こる こと、例えば天候や病虫害による作物への被害が、収穫期 およびそれ以降の FLW に寄与するかもしれません。*FLW* スタンダードでは、FLW の原因に関する情報を収集し記録 することが推奨されますが、結果として収穫前に起こる要 因がここでとらえられるでしょう。

とはいえ、FLWスタンダードのユーザーは、個々の目的 を達成するために、収穫前の損失を定量化することを選択 してもよいのですが、このデータを FLW インベントリーの 結果とは分けておくものとします。

食品サプライチェーンの始点

食品サプライチェーン (FSC) は、「食品を生産し、加工 し、流通し、消費する一連のつながった活動しと定義さ れます。FLW スタンダードの目的において、動詞「生産する」 は、食品の原材料が収穫あるいは解体の準備が整った(つ まり食品生産や自家消費の経済技術システムに入る準備が 整った) 段階を指します。

「収穫や解体の準備が整った」31 と見なされ得るものの例 としては、以下が挙げられます。

- ▶ 収穫できるほど熟した、あるいは目的にかなった作物
- ▶ 収穫できるほど熟した果実とベリー類
- ▶ 収穫される野生の作物、果実、ベリー類
- ▶ 解体の準備が整った家畜
- ▶ 捕まえられたり殺されたりした野生動物(生体重)
- ▶ 乳房から絞られた乳
- ▶ 鳥の産んだ卵
- ▶ 池で成長した養殖魚

個々の範囲として、食品サプライチェーンのどの段階を 使用するかは、「ライフサイクル段階」に関する報告で記述 することになるでしょう (表 6.2a を参照)。

6.8 目的の影響

FLW インベントリーの範囲は、FLW に対処する根本的 な目的に合致するように選択すべきです。表 6.4 に、さま ざまな目的の具体例を示し、さまざまな組織体が選定する FLW インベントリーの範囲にどのような影響が考えられる かを示します。

世界的な基準点として、国連持続可能な開発目標(SDGs) のターゲット12.3 は、「2030 年までに小売・消費レベルに おける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収 穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを 減少させる」としています。

表6.4 | 目的の具体例およびFLWインベントリーの範囲への影響

			FLWインベントリーの範囲への影響		
組織体	目的の種類	目的の具体例	素材タイプ	送り先	
中央政府	食糧安全保障	2030 年までに FLW を 30%減らすことで、 食糧を入手しやすくする	食品	10 の送り先すべて	
地方政府	環境	資源効率を改善し、2030年までに温室効果ガス排出量を 25%削減する	食品; 関連する不可食部分 (別々に定量化)	動物の飼料と生物由来 物質以外のすべての送 り先	
全国食品製造業組合	経済・環境	廃棄物回収費用を低減させ天然資源を保全 するために、2025 年までに加工工場から の食品関連の損失と廃棄を 25%削減する	食品; 関連する不可食部分 (別々に定量化)	すべて	
大規模食品小売 業者	経済	廃棄物処理費用を削減するため、2025 年 までにごみ廃棄場に向かう FLW を 50%削 減する	食品および関連する不 可食部分	ごみ廃棄場	
食品製造業者	環境	3 地方の仕入れ先と連携し、ジャガイモ農場 での FLW を 30%減らす	食品および関連する不 可食部分	すべて	
清涼飲料製造業 者	経済	新技術の利用により、バッチの切り替え中に 洗浄水に失われる製品の量を 10%削減する	食品	下水	
市役所	環境	2025 年までに、ごみ廃棄場に向かう FLWを 90%削減し、残りを飼料やエネルギーと して回収する	食品; 関連する不可食部分 (別々に定量化)	動物の飼料 同時消化/嫌気性消化 堆肥化/好気性プロセ ス 制御燃焼 ごみ廃棄場 下水	
栽培農家	経済	果実と野菜の市場での売り上げを増やすため、今後5年間で収穫から貯蔵までの果実と野菜の損失を半減させる	食品および関連する不 可食部分	すべて	

表6.4 | 目的の具体例およびFLWインベントリーの範囲への影響(続き)

	FLWインベントリーの範囲への影響(続き)				
組織体(再掲)	期間	境界			
		食品カテゴ リー	地域	ライフサイクル段階	組織
中央政府	年間	すべての食品 カテゴリー	国	サプライチェーン全体	国(すべての経済部門)
地方政府	年間	すべての食品 カテゴリー	E U加盟国	サプライチェーン全体	28ヶ国(一次産品以外の すべての経済部門)
全国食品製造業組合	年間	すべての食品 カテゴリー	国	加工業(ISIC1010 ~ 1080、すべて含む)	すべての加工工場(会員 企業 70 社)
大規模食品小売 業者	年間	すべての食品 カテゴリー	小売業者が操業す るすべての国	小売業(ISIC4721 および 4722)	小売業者が経営する 500 店舗すべて
食品製造業者	年間(収穫期に定量化し、定率拡大させる)	ジャガイモ	選定した地方	野菜及びメロン、根菜及び 塊茎の栽培(ISIC0113)	専売契約で食品製造業者 に販売する農場 20 ヶ所す べて
清涼飲料製造業 者	月間(新技術の有 効性を迅速に評価 するため)	清涼飲料	加工工場の全拠 点	清涼飲料製造業;ミネラル ウォーターその他の瓶詰め水 生産業(ISIC1104)	100 ヶ所の製造工場すべ て
市役所	年間	すべての食品 カテゴリー	市	FLW を発生させるすべての 経済部門(家庭、小売業、 仕出し/飲食業、製造業)	すべての FLW 発生単位
栽培農家	年間(収穫期に定量化し、定率拡大させる)	果実と野菜	農場の所在地	2 つの段階: 1. 野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培(ISIC0113); 多年生作物の栽培(ISIC0121 ~ 0129 すべて含む); 2. 倉庫・保管業(ISIC5210)	畑 5 枚

第7章 FLWの定量化方法の決定



要件

使用した定量化手法を記述し、既存の研究やデータを使用した場合は出典と範囲を明確化するものとする。

本章は、食品ロスおよび廃棄物 (FLW) の定量 化方法の決定を支援するためのものです。節2.4で 触れたように、FLWスタンダードのユーザーは、重 量で表現される物理的な FLW の量を測定すること が要求されます。

FLWスタンダードは、ある特定の定量化手法を 使用することは要求していません。なぜなら、定量 化手法の選択は、個々の目的、FLW インベントリー で選定した範囲、利用できる人的・財務リソース、 そして物理的 FLW に直接アクセスできるかどうか に左右されるであろうからです。しかしながら、さま ざまなシナリオの下で最も適切な手法を選定するの に資するため、「FLW 定量化手法ランキングツール (FLW Quantification Method Ranking Tool)」が ウェブ www.FLWprotocol.org から入手できます。

FLW スタンダードのユーザーは、FLW 定量化方 法を決定する前に本章全体を読むことが推奨されま す。なぜなら、その選択を左右し得る複数の要因が あるからです。手引き書である 『The Guidance on FLW Quantification Methods (FLW定量化手法ガ イダンス)』には、本章で紹介する各定量化手法の 利用方法について、詳細なガイダンスが示されてい ます。

7.1 FLW 定量化手法の選定

新規データの収集に時間とリソースを投入する前にまず、 FLW インベントリーに適しているかもしれない既存のデー タを評価すべきです。定量化の目的の一部あるいはすべて を達成するような研究や照合データ(社内または社外)が、 すでに存在するかもしれません。どの既存のデータも適切 でない場合、新規の定量化を始めるのに幅広い手法を使 用することができます。組織体によっては、FLWの量のデー タを複数の情報源から収集する必要があるでしょう。FLW スタンダードのユーザーは、使用した定量化手法を**記述す** るものとし、既存の研究やデータを使用した場合はその出 典と範囲を明確化するものとします。

ガイダンス:既存の FLW の研究およびデー 夕の使用

既存の FLW データが適切であるかもしれないと考える 場合、データを使用する前に、データと研究条件を注意深 く吟味すべきです。考慮すべき重要な側面が2つあります。

1つめが、既存のデータの範囲が、作成中の FLW イン ベントリーの範囲と一致するかどうかです。同じ期間、素 材タイプ、送り先、境界が使用されたかどうかを考慮する ことが重要です。例えば、素材タイプを分けて報告するこ と(つまり食品とそれに関連する不可食部分を区別するこ と)を意図している場合、既存の FLW データが使用した 食品対関連する不可食部分の分類枠組みが、組織体の望 む素材タイプの分類の仕方と同じであることを確認すべき です。

2つめは、データが、使用できるほど十分な信頼性を有 するかどうかです。既存データの信頼性は、それに関連す る不確実性(あらゆるバイアスを含む)の度合いと強い相 関があります。不確実性は、定量化手法や方法論の詳細標 本抽出[サンプリング] 手順など) の選定を含むいくつか の要因で決まります。付録Aに標本抽出手順のガイダンス を記載し、第9章に不確実性の評価に関するガイダンスを 示します。質の高い研究は、不確実性の原因を一覧にして おり、それらが結果に及ぼし得る影響を記述しています(可 能な場合は定量化している)ものです。これにより、その 研究のデータが自身の目的のために使用できるかどうかを 評価することができます。ある場合には、不確実性の程度 が大きすぎるため、既存の研究を利用すべきではないこと もあります。

別の場合には、データが、まさに必要としているそのも のとは違うものの、非常に近いということもあります。その 場合、FLWインベントリーに情報を与える計算のベースと して使用することができます。例えば、ある市は、一人当 たりの FLW の量が年ごとに変化した可能性は低そうだが 人口は増加したと結論づけることができます。 FLW イン ベントリーの範囲が変化しないと仮定し、市は一人当たり FLW の以前のデータを使用した上で、もっと最近の人口 データを使用してそれを比例拡大させることができます。

同様に、一部店舗の販売面積当たりの FLW (kg/m2) を計算した小売チェーンは、インベントリーの範囲や店舗 の特徴(例えば搬入され販売された商品の種類など)や FLW 管理のやり方が同じである場合、同じ結果を他の店 舗に適用することができます。

定量化に必要なものすべてが既存データで満たされな い場合、残りのデータの収集方法を探らなければならない でしょう。囲み記事 7.1 に、既存のデータと新規の計測お よび推定とを組み合わせてデータを計算した FLW 研究の 例を示します。

ガイダンス:新規の FLW 定量化の実施

新規に FLW 定量化を実施するにあたっては、複数の 措置を伴います。定量化された結果を基に行うことになる コミュニケーションや決定を把握するなど、どのようにその 結果を使用する意向であるかを明確に意識した上で、着手 すべきです。詳細な計画を立てるとともに FLW インベント リーの特にどの部分についてデータ収集が必要かを明確 化するような、方法書を準備してもよいでしょう。ここには、 FLW 定量化を超えて関心のある事項 (例えばなぜ FLW が生じるのかなど)の考慮を含めてもよいでしょう。方法 書は、必要なものをすべて設計段階で明確化することを支 援します。

その後、目的と範囲とリソースにより、FLW を計測する か、概算するか、計算により推計するかが左右されること になります。目的を達成するために、これら3つの異なる FLW データ定量化方法を組み合わせてもよいでしょう。

計測と概算

計測は、FLW を定量化する最も直接的な方法です。計 測では、標準単位の目盛りが付いた道具や装置を使用し て、あるいは量が分かっている物と FLW とを比較して、 FLW の量を求めます。計測した値は、重量 32、品目の個 数、または容積で表されます。FLW スタンダードに準拠し た FLW インベントリーを作成するには、品目の個数と容 積は、重量に換算することが要求されます。これは標準的 な係数を使用して行えますが、誤差が生じるかもしれませ ん。個数および容積を重量に換算するガイダンスは、それ ぞれ『FLW 定量化手法ガイダンス』 の第2章および第3 章に示されています。

概算は、FLW の実際の量に近い推定値を求めるのに使 用する種類の定量化ですが、計測より正確さに欠けます。 例えば計測装置を利用できない場合などに、概算を行って もよいでしょう。家庭内の FLW の量を概算する際は、「さ じ1杯」や「皿1杯」を使用してもよいのでしょう。農業

囲み記事7.1 | 既存および新規の研究のデータを組み合わせる

廃棄物・資源行動プログラム (WRAP) が行った研究 「Household Food and Drink Waste in the United Kingdom 2012 (2012 年の英国における家庭の食品および飲料の廃棄)」では、以下のような既存の情報源2つと新しい研究1つが使用されました。

- ▶ さまざまな家庭ゴミの流れにおける物質の量に関する既存の計測データ
- ▶ 関連する家庭ゴミの流れにおいて食品であった物質の割合に関する既存の計測データ
- ▶ 食品の種類別の食品廃棄量に関する新規の計測および概算

の場合は、病虫害による穀類の損失を評価し概算する一 つの方法として、「目視による階級評価 | を使用してもよい でしょう。レストラン経営者は、回収容器の大きさ (m3 ま たはリットル)が分かれば、それがどのくらい満杯である かを基に容積を推定してもよいでしょう。この推定値はそ の後、かさ密度係数を使用して重量に換算できます。概算 を行うのにある程度の主観が伴うことを考えれば、値の正 確性はFLWを実際に計測した場合よりも概して低くなりま す。

計算による推計

計算による推計では、他のデータを基に FLW の量を推 定します。FLW を他の関連データから推測する形をとるこ と (例えば食品製造などの工程における食品インプット量と 食品アウトプット量の差分を計算するなど)もあり得ます。 また、FLW の量に影響を及ぼすことが知られる係数(例 えば気候や農業のデータなど)を適用し、モデルを使用し て、量を推定してもよいでしょう。 さらに、FLW の推定値 を出す近似値として他の組織体 (例えば他国や他社など) のデータを使用して、FLWの量を推計してもよいでしょう。

推計では、FLWの計測や概算を行いません。とはいえ、 推計の元になるデータが、以前の計測や概算から生じてい ることもあります。例えば、以前の計測値は、工程へのイ ンプット量(例えば原材料の量など)やアウトプット量(例 えば製造した製品の量など)から算出したかもしれません。 FLW の量が推計されることを考えれば、もたらされる推 定値の正確性は、選んだもともとのデータの質と正確性の ほか、それが基づく他の仮定(例えばある量の製品「アウ トプット]をうまく製造するのに必要な原材料[インプット] の量など)にも大きく左右されます。しかしながら、計算 による推計はたいてい FLW の計測よりも、ことによると 概算よりも、正確性に欠けることになります。

7.2 定量化手法の概要

表 7.1 に、FLW の定量化に通常使用する手法を大ま かにまとめます。これらの各手法は『FLW 定量化手法ガ イダンス』にもっと詳細に記述されています。どの手法で あれ個々のニーズを最も満たすものを選定してよいですし、 FLW スタンダードで記述していない手法の使用を選択し てもよいでしょう。

FLW の計測と概算の手法

FLW に直接アクセスできる組織体だけが、定量化手法 として、直接的な重量計測、個数カウント、容積評価、廃 棄物組成分析を使用することができます。 FLW の重量計 測は、当て推量もなく、仮定を立てる必要もないため、通 常は最も正確な結果をもたらします。しかしながら、この 前提となるのは、正確な計測値を示す適切な装置 (例えば 重量計や目盛り付き容器など)を使用できることです。さ らに、目盛りの刻みは、重量が計測されている FLW の量 に対して十分小さいものであるべきです (例えば FLW の量 がいつも1kgより軽い場合、10kg単位の情報しか与えない 装置は適していません)。

FLW に直接アクセスできない組織体であっても、FLW を発生させている組織体に記録や FLW データを依頼でき る場合は、計測や概算ベースの手法を用いることができま す。これらの手法で収集した(つまり記録や日報や調査を 使用した) データの正確性は、データの性質や収集・分析 方法によって異なるでしょう。例えば、業界団体は調査を行っ て会員企業からデータを収集することを決定するかもしれま せんが、会員企業が FLW の量に関して重量ベースの生デー タを提供する場合は、粗い概算による推定値を提供する場 合よりも、FLW インベントリーの結果の正確性は大幅に高 まるでしょう。同様に、仮定を立てたり計算をしたりする必 要性が少ない方が、データの正確性は高まるでしょう。

FLW に直接アクセスできる場合であっても、記録ベース や日報ベースや調査ベースの手法の方が FLW 定量化の全 体的な目的に適している場合には、それらの手法を選定す ることもできます。例えば、FLW の生じる原因に関する情 報や振る舞いに関する情報を収集したい場合には、日報ベー スの手法の方が、重量ベースの定量化よりも適切かもしれ ませんし、あるいは重量ベースの定量化を補完するものとし て有用であるかもしれません。

表7.1 | FLWの定量化手法

	手法	定義
	1. 直接的な重量計測	計測装置を使用して FLW の重量を求めること。
	2. 個数カウント	FLW を構成する品目の個数を評価し、その結果を使用して重量を求めること。POS データや「目視による階級評価」 ^a の使用も含む。
計測または概算	3. 容積評価	FLW が占有する物理的空間の評価を行い、その結果を使用して重量を求めること。
FLWに直接アクセスできる 場合に、これらの手法を使	4. 廃棄物組成分析	FLW を他の物質から物理的に分けて、重量と組成を求めること。
用できる	5. 記録	記載や保存が行われ、しばしば FLW 定量化以外の理由で定期 的に収集されている個々のデータ(例えば廃棄物移動の受領証 や倉庫の記録簿など)を使用すること。
	6. 日報	FLW およびその他の情報の日々の記録やログを維持すること。
	7. 調査	一連の構造化した質問を通じて、FLW の量のデータやその他の情報 (例えば態度、信念、振る舞いの自己申告など) を多数の個人や組織体から収集すること。
	手法	定義
計算による推計	8. 物質収支	インプット量 (例えば工場敷地における原材料や、サイロに入れる穀類など) およびアウトプット量 (例えば製造された製品や、市場に出荷された穀類など)、並びに在庫水準の変化や加工中の食品の重量の変化を計測すること。
	9. モデル化	FLW 発生を左右する複数の要因の相互作用に基づき、数学的 アプローチを使用すること。
	10. 近似データ	組織体の FLW インベントリーの範囲外の FLW データ(例えば 古いデータや、他国や他社の FLW データなど)を使用して、 組織体のインベントリーの範囲内の FLW を推計すること。

⁸目視による階級評価は、農業で使用される、絵を用いた実用的な補助的手法であり、概して病虫害が貯蔵作物に及ぼすさまざまな水準の被害を評価するのに役立つ。

計算により FLW を推計する手法

FLW に直接アクセスできず、計測や概算に基づく記録 やその他の FLW データを取得できない場合、計算により FLW を推計しなければならないでしょう。 FLW にアクセ スできる組織体も、費用対効果や、計測および概算の実 務的な難題の一部を克服できないといった理由で、推計 ベースの手法の使用を選択してもよいでしょう。

推計では、既存のデータを用いて計算的に処理し、FLW の推定値を出す。多くの場合、推計の基にするデータは、 使用する組織体が収集したものではありません。従って、デー タの背景を把握し、組織体のインベントリーの範囲に適切 であると確認することが重要です。

推計ベースの手法を使用する組織体は、推量に絡む不 確実性の定量化を試みるべきです。時折、計算の性質(お よび仮定)や使用するデータの質により、組織体のニーズ を満たせるほど FLW の推定値が正確でない場合がありま す。受け入れられる不確実性の水準の決定は、判断の問 題であり、推定値がどのように使用されるかによります。不 確実性の評価に関するガイダンスは、第9章に示します。

さまざまな種類の定量化から選定する際に考 慮すべき事項

FLW の重量を計測するか、概算するか、計算により推 計するかの決定は、定量化を行う目的や、望ましい正確 性の水準、FLW にアクセスできる度合い、利用できるリ ソース、実務的に考慮すべき事項を含め、複数の要因に 左右されます。表 7.2 に、これらの事項が、選定される定 量化の種類をどのように左右する可能性があり、「FLW 定 量化手法ランキングツール (FLW Quantification Method Ranking Tool)」(www.FLWprotocol.org) にどのように 組み込まれているかを詳しく述べます。

表7.2 | さまざまな種類の定量化の使用に影響を及ぼす事項

事項	考慮すべき事項
望ましい正確性の水準	たいていの場合、計測の方が、概算に基づく推定値よりも正確な FLW の定量化が行える。そしてこの双方ともが概して(ただし常にではない)、推計で計算された FLW より正確である。
FLW にアクセスできる度合い	FLW にアクセスできる場合、重量を計測または概算できる。アクセスできない場合、計算による重量の推計に基づく手法を使用しなければならない。
利用できるリソース	データの計測および概算は、計算による FLW の推計よりも多くの工数と予算(および FLW へのアクセス)が要求される場合が多くある。
実務的な側面	計測や概算を実行できるためには、例えば電動計測装置の電源を利用できるかや、分別前の混じり合った物質から FLW を分けるための場所、FLW の移動・保管・標本抽出の方法など、数多くの側面を考慮しなければならない。
FLW の量を知るにとどまらない定量化を行う目的 (例えば FLW の発生する原因の把握など)	計算による推計に基づく手法には概して FLW の量を定量化する以上の能力はないが、社会科学の研究手法(例えば日報や調査など)に基づく手法は、追加的な情報を収集するのに大変適している。



パートIIIでは、FLWデータの収集、計算、分析に関連したFLWスタンダードの要件とガイダンス (第8章)、不確実性の評価(第9章)、FLWインベントリーの報告(第13章)について説明します。 また、FLWインベントリーの保証やレビューを実施する場合(第12章)、およびFLWの量を追跡 したり、FLW削減目標を設定したりする場合(第14章)に適用される要件に関するガイダンスも 提示します。

要件をどのように履行するかに関するガイダンスの提示に加え、パートIIIには、詳細な分析のために多数のFLWインベントリーを統合したり(第10章)、FLWの原因についての情報を記録したり(第11章)しようと努める*FLWスタンダード*のユーザーに対する推奨事項とガイダンスを提示する章もあります。



第8章 データの収集、計算、分析



要件

データの標本抽出(サンプリング)と定率拡大(スケールアップ)を実施する場合、採用する標本抽出法と計算方 法、ならびに標本(サンプル)データを収集する期間(開始日と終了日を含む)を記述するものとする。

本章は食品ロスおよび廃棄物 (FLW) データの収 集と計算に関するガイダンスです。各節の主な内容 は次のとおりです。

- ▶ データの標本抽出と定率拡大
- ▶ 素材タイプ(食品とそれに関連する不可食部分) を別々に定量化
- ▶ 包装容器を測定
- ▶ 食品サプライチェーンのさまざまな段階の FLW データを合計
- ▶ 機密情報に関して考慮すべきこと

8.1 データの標本抽出と 定率拡大

FLW インベントリーの範囲を構成する全 FLW 発生単位 の全 FLW を計測(もしくは概算) する全数調査は費用対 効果が悪く、現実的でもないことが多くあります。この場合、 FLW 発生単位の標本集団や物理的 FLW の標本からのみ FLW 量に関するデータを収集し、収集したデータを定率 拡大して、インベントリー範囲に入る全 FLW 発生単位か らの合計 FLW を推定する標本調査にすることができます。

FLWスタンダードのユーザーがデータの標本抽出と定 率拡大を実施してインベントリーを作成する場合、採用す る標本抽出法と計算方法、ならびに標本データを収集す る期間(開始日と終了日を含む)を記述するものとします。 標本データを収集した期間を報告する (例えば、ある日 付から日付までの6週間)という本章で述べる要件と、い つからいつまでのインベントリーデータを報告するのか期 間を報告する(例えば、標本データを定率拡大して12カ月 のデータにするなら、FLW インベントリーの期間は 12 カ月 と報告)という節 6.3 で述べた要件を区別することが重要 です。

FLW データの標本抽出について

標本抽出(サンプリング)とは、ある母集団内の FLW 発生単位のサブセットから、あるいは実際に生じた物理的 FLW の一部から、一定期間、FLW の量を計測もしくは概 算することを選択するプロセスです。この2種類の標本抽 出を両方とも実施することもあります。それぞれ次の手順 を要します。

- ▶ FLW 発生単位の標本:まず、インベントリー範囲を代 表する FLW 発生単位のサブセットを選択し、このサブ セットから FLW を定量化します。次に、インベントリー 範囲の全 FLW 発生単位 (「母集団 | 全体) を反映する ようにサブセットのデータを定率拡大します。
- ▶ **物理的 FLW の標本**: 実際に生じた FLW の物理量か ら標本を採取し、その標本の重量を計測(もしくは概 算)します。これは、インベントリー範囲に入る FLW の物理量全体を計測することは現実的ではないからで す。次に、FLW の標本から得たデータを定率拡大して、 FLW 発生単位が生み出す合計 FLW を推定します。

標本抽出を実施する際は、時期によって発生する FLW に差があることを考慮する必要があるかもしれません (例え ば、標本となった FLW 発生単位に1年の異なる季節のデー タを提供してもらう、1年の断続的な何週間かの物理的標 本を採取するなど)。

また、計測もしくは概算の拠り所になる FLW 発生単 位の標本(もしくは物理的 FLW の標本)が、母集団の 全 FLW 発生単位(もしくは FLW 発生単位が生み出す全 FLW) をできるかぎり代表するものにすべきです。 典型例 となる標本を入手すれば、インベントリーのための FLW 推定値の正確性が向上します。

付録Aに、代表的な標本の入手、標本抽出法の選定、 適切な標本サイズの決定に関する考慮事項の全般的なガイ ダンスをまとめてあります。

FLW データの定率拡大について

データが母集団全体や FLW インベントリーの期間全体 をカバーしていない場合、そのデータを定率拡大(スケー ルアップ) する必要があります。「母集団」とは、FLW を 生み出し、FLW インベントリーの範囲に入る全単位を指し ます。したがって、母集団の例を挙げると、事業単位内の 1つの場所、複数の場所、ある部門内の全事業、ある市 の全世帯、ある国の全農地、ある国の全経済部門などが あります。インベントリーの期間とは、いつからいつまでの FLW を報告するかという期間を指します (12 カ月を推奨)。 しかし、もっと短い期間(1カ月、数週間など)で FLW の標本を抽出し、したがってデータを定率拡大してインベ ントリーの全期間を反映するものにしなければならないこと もあります。付録 A に、データの定率拡大のプロセスに関 するガイダンスをまとめてあります。

データの標本抽出と定率拡大は統計的に有効なデータ になるように実施しなければなりませんが、組織体内部に その専門知識が十分にない場合は、統計専門家など、有 資格の専門家に技術指導を仰ぐべきです。

8.2 素材タイプ(食品と不可食 部分)を別々に定量化

本節は、素材タイプを別々に定量化する方法に関するガ イダンスです。第6章で述べたように、FLW スタンダード の要件の1つは、「FLW インベントリーに含まれる素材タ イプ(つまり食品や不可食部分、囲み記事2.1の定義を参 照) を**測定および報告するものとする**」です。この 2 種類 の素材タイプの区別は、バナナ丸ごと1本を例にすると分 かりやすいでしょう。バナナには、食品と見なされる果肉と、 多くの文化圏で不可食部分と見なされる皮があります。

組織体の定量化の目的によって、どちらの素材タイプを 報告するかが決まります。食品サプライチェーンから排除さ れる食品と不可食部分を別々に定量化することを選択する なら、FLW スタンダードでは次の点も記述することが要求 されます。

- ▶ 素材タイプを分離する方法
- ▶ 該当する場合、明確な換算係数、および係数の情報源 (個々の品目に適用される換算係数の情報源について は、付録 B を参照)

素材タイプを別々に定量化する方法

食品サプライチェーンから排除される食品を関連する不 可食部分とは別に定量化する場合、いくつかの方法から選 択してもよいです。図8.1 にそれらの方法を正確性の高い 順に示します。

1. 素材タイプを物理的に分離

FLW は物理的に 2 種類の素材タイプ――食品とそれに 関連する不可食部分――に分離することができ、分離して から、どちらかの素材タイプもしくは両方(組織体が何を 定量化するかによる) を重量計測するか、あるいは他の方 法で定量化する方法があります。この方法は3つの方法の なかでは最も正確性を期待できます。

しかし、素材タイプを物理的に分離するのは人手を要し、 時間もかかる可能性があり、したがって、ほかの2つの方 法よりコストが高くつく恐れがあります。しかも、実用性の 面でも難があります。例えば、FLW を定量化する頃には 品目が腐ったり、腐りかけたりして、関連する不可食部分 を抽出するのが難しくなり、不快さも伴いかねないのです。

2. 個々の品目に換算係数を適用

個々の品目のデータに換算係数を適用する方法もありま す。この換算係数は、品目のうち食品と見なされる割合(重 量で)と不可食部分と見なされる割合とを分離するために 用いるものです。

素材タイプを物理的に分離し、定量化してみて独自に換 算係数を算定してもよいですし、第三者のデータに基づく 換算係数を用いてもよいでしょう。 実際に定量化した FLW に基づく換算係数を用いるほうが、ほとんどの場合、第三 者データから得た換算係数を用いるよりも正確になります。 しかし、個々の品目に第三者の換算係数を用いるほうが、 たいていは時間がかからないし、状況を選ばずに実行可能 です。換算係数を求める2つの方法について、コンテナ1 つ分のバナナを例にして以下に説明します。組織体 (バナ ナ生産者) は、バナナ果肉(食品) の重量をバナナの皮(不 可食部分という前提) の重量とは別に定量化しようとしてい ます。

バナナ生産者が、バナナの代表的な標本の重量を計って から、皮をむいて皮の重量のみを計るという手順で独自の 換算係数を算定するとします。この場合、皮の総重量の割 合を計算し、この割合を換算係数として用いてコンテナ全 体のバナナの皮の重量を推定します。

バナナ生産者が代表的な標本を選び、バナナの皮を物 理的に分離して重量を計るというのが現実的ではない場合、 第三者データに基づく換算係数を適用し、果肉の重量と皮 の重量を推定するという方法もあります。換算係数の情報 源はいくつかあり、その中から選択できます。1つは、米国 農務省(USDA) の「食品標準成分表(NNDSR: National Nutrient Database for Standard Reference)」であり、こ のデータベースでは、米国人が食べるバナナの皮はバナナ 全体重量の36%と推定されています³³。

推定の正確性を高めるために、組織体は品目に関する 情報をできるかぎり詳細に記録し、適切な係数を適用でき るようにすべきです。例えば、バナナを丸ごと捨てるなら、 (NNDSRの換算係数を用いて)不可食部分は36%と推定 されるでしょう。しかし、バナナを食べて皮を捨てた場合、 [バナナのゴミに占める] 不可食部分の割合ははるかに高く なります(果肉をすべて消費したなら100%に近い)。したがっ て、換算係数を適用する場合、食品サプライチェーンから 分離される際の品目の状態についてできるかぎり詳細に把 握していることが重要です。

個々の品目に適用する換算係数の情報源の選定について 詳しくは、付録 B を参照してください。表 8.1 は、個々の品 目に適用する換算係数に関する情報とその出典を報告する 場合の例です。

図8.1 | 素材タイプを別々に 定量化する方法

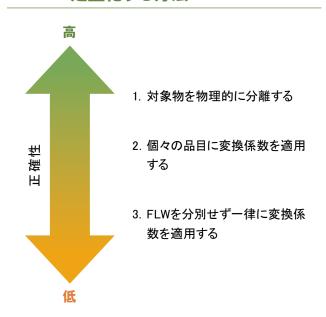


表8.1 | 個々の品目の換算係数の報告例

品目	FLW インベントリーで不可食部 分と見なされる部分	不可食部分の重量を品目総重量とは別に推定 するために用いる係数(%)	出典
リンゴ(皮をむいて調理に使用)	芯、果柄、皮	23% (「芯・果柄」10%+皮13%)	USDA, NNDSR*
バナナ	皮	36%	USDA, NNDSR
鶏胸肉、骨なし	骨、皮	28% (骨19%+皮9%)	USDA, NNDSR

^{*} 米国農務省の「食品標準成分表 (NNDSR: National Nutrient Database for Standard Reference)」

3. FLW を分別せず一律に換算係数を適用

FLW に分別できない品目が混在している場合、素材タイプを物理的に分離することも、個々の品目に換算係数を適用することもできなくなります。例えば、数千世帯から出る FLW を収集する施設がこれに該当します。ここでのFLW は、容易に見分けられない雑多な品目が混在したものになります。

しかし、不可食部分の割合を推定するために、混在した FLW に1つの換算係数を適用することは可能です。複雑ではない FLW の流れと同様に、組織体は独自の換算係数を算定してもよいでしょうし、第三者が算定した係数を用いてもよいでしょう。例えば、家庭ゴミの定量化には、他国の家庭ゴミの定量化に用いられる係数を適用することが考えられます。この方法の正確性は、いくつかの変動要素によって左右されます。例えば、両国が食品と不可食部分を同じような方法で分類しているかどうか、両国の家庭の食事や調理習慣が似ているかどうか、などです。

囲み記事 8.1 では、第三者の換算係数を用いる場合に 問題となりそうな点を架空の事例で説明します。

囲み記事 8.1 の事例から、組織体の状況に近い第三者の換算係数を用いる重要性、および選択する第三者の換算係数に付随する詳細な事情を明確に理解する必要性がよく分かります。場合によっては、不可食部分とは別に食品可食部を推定するために採用できる組織体の状況に近い第三者の換算係数が存在しないこともあります。

組織体が FLW の経時的な変化を監視することに関心があり、第三者の換算係数を用いて素材タイプを食品と不可食部分に分離するつもりなら、その換算係数を算定するのに用いられた方法や前提条件に経時的な一貫性があることを確認すべきです。さもないと報告される FLW の変遷が第三者の換算係数にまつわる変動の結果だということになりかねません。

囲み記事 8.1 | 第三者の換算係数を用いる場合に問題となりそうな点:

あるレストランチェーン会社が、厨房から出る FLW の量を把握して、廃棄食品の量を削減できる可能性があるかどうか知りたい とします。厨房は FLW を FLW 対象外の物質とは別に集め、食品と関連する不可食部分の両方が対象となります(どちらもほか のルートでは処分されません)。廃棄物処理業者が、収集時に厨房でみを計量し、合計重量をレストランチェーンに報告します。 レストランチェーンは、食品と不可食物質の割合を把握するために、この情報を公表しているライバル会社が採用する換算係数を 適用することを検討しています。

しかし、ライバル会社は、主に素材段階から自社調理しており、したがって、調理準備にあたって大量の不可食物質が発生します。 さらに、広範な廃棄物抑制トレーニングコースをすでに厨房スタッフに受けさせており、廃棄物の流れに占める食品の割合を削減 しています。結果的に、廃棄物の流れに占める不可食部分の割合は高くなります。

対照的に、このレストランチェーンは厨房で主に半調理品を利用しているため、調理ごみに占める不可食物質の割合はずいぶ ん低くなります。したがって、このレストランチェーンから出る FLW にライバル会社の不可食部分の換算係数を適用すると、FLW の不可食部分の推定値は実態よりはるかに高く、不正確になり、経営上の意思決定が不適切なものになることが懸念されます。

8.3 包装を測定

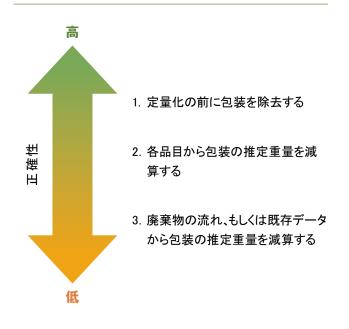
FLW の定義には箱、包装、プラスチック容器などの包 装は含まれません(ただし、食べられる包装容器なら、人 間による消費を目的としているため食品と見なされるでしょ う)。したがって、FLW スタンダードでは FLW インベント リーから包装を除外することが要求されます。しかし、多 くの状況で、定量化が必要な FLW は包装容器に入ったま まか(容器に入ったヨーグルトなど)、包装と混在している か(残飯と包装が収集容器で混在しているなど)、FLW に 関するデータには包装の重量も含まれています。

本節は、FLW から包装の重量を除外する方法に関する ガイダンスです。図8.2に包装の重量を除外する3つの方 法を正確性の高い順に示します。

FLW スタンダードでは、包装を除いた FLW を推定する ために採用した方法を記述することが要求されます。理想 的には、組織体はデータに付随する不確実性も評価すべ きです (不確実性の評価に関するガイダンスについては第 9章を参照)。

FLWの定義には 箱、 包装、 プラスチック容器 などの包装は含ま カません。

図8.2 | FLWから包装の重量を 除外する方法



1. 定量化の前に包装を除去

包装を除去してから FLW を定量化すれば、最も正確な FLW の推定になります (例えば、品目を包装から出し、その重量を包装とは別に計ります)。そのための方法としては 次の3つが考えられます。

- ▶ 廃棄物組成分析を実施する際に、包装の除去を分別 手順の一部にします。
- ► 日報ベースの手法でデータを収集する場合、記録担当 者に包装を除去するよう指示します。
- ▶ スキャン情報を利用する場合、関連データベース内の品目重量を正味量にします。

2. 各品目から包装の推定重量を減算

包装と FLW を分離するのは必ずしも実行可能ではありません。場合によっては、分離が難しいか(例えば、ビンからジャムをすべて取り除く)、実地調査のコストが上がってしまいます(例えば、廃棄物組成分析で包装と FLW を分離するには時間がかかります)。包装からの分離を行わなかった場合、FLW 正味量を推定すべきです。その方法を以下に挙げます。

- ▶ 手つかずの、または未開封の品目の包装容器に印刷されている正味重量を減算します。食品の実重量が記載重量より多い場合があることに注意することが重要です。例えば、英国では、未開封品目の実重量は記載重量の100~110%であることが分かっています³⁴。
- ▶ 同一の包装容器の汚れていないものの重量を計算し、 それを包装容器込みの品目重量から減算します。標準 的な包装容器が使用されており、減算用の包装容器と 食品包装容器が一致することを確認できる場合に可能 な方法です。
- ▶ 残っている FLW の量を目視で見積もり、その重量を推定します(例えば、ビンにジャムが「ひとすくい」だけ残っている場合)。 包装容器に残っている FLW の量が比較的少なく、大まかに推定しても全体の合計には大きく影響しそうにない場合に適した方法です。

3. 廃棄物の流れ、もしくは既存データから包装の 推定重量を減算

上記どちらの方法も不可能な場合(例えば、包装込みの FLW 重量が含まれている記録や先行 FLW 調査を用いる場合)、包装重量を仮定し、それを合計から減算して FLW を計算する方法があります。 FLW 推定の正確性では 劣りますが、これしか現実的な選択肢がないこともあります。

この方法の例を以下に2つ示します。

- ▶ 小売業者の FLW が嫌気性消化用に収集され、それに 包装容器に入った製品も含まれる場合、収集施設が契 約している小売業者全体の包装の量を推定できるかも しれません。この推定値、「包装重量の割合」を個々 の小売業者が自身の廃棄物の流れ全体に適用すれば FLW の量を計算できます。
- ▶ ある国で家庭のFLWと包装ゴミを合算して推定した ことがあり、それとは別に家庭の包装ゴミの推定も存 在するなら、前者から後者を引けば、その国の家庭の FLWを推定できます。

8.4 食品サプライチェーンのさま ざまな段階の FLW データを

組織体の分析の範囲は、食品サプライチェーンの複数の 段階から生じる FLW のこともあれば、特定の段階内の連 続した活動から生じるFLWのこともあります。前者の例は、 「農場からお皿まで」、つまり農業による一次生産から消費 まで全段階をカバーする分析です。一方、ある特定の段階 における、継続的な活動からの FLW を分析したいかもし れません。穀物の一次生産段階で収穫・脱穀・乾燥の活 動から生じる FLW を分析するとすれば、後者の例になり ます。

複数の段階にまたがる FLW の量を分析する場合、段階 内と段階間の食品の動きをフローチャートで表してみるとよ いでしょう (関連があれば、関連する不可食部分について も)。フローチャートにすると、素材タイプの流れを書面で 視覚化できます。またサプライチェーンの関連する段階をも れなく把握する助けにもなります。

食品の流れはサプライチェーンのさまざまな段階で増え たり、減ったりすることがあると留意することが重要です(例 えば、見落としやすいが、輸出入が原因で)。さらに、さ まざまな段階で生産・加工・販売されているさまざまな種 類の食品(関連する不可食部分「副産物とも称される」も 要確認)が計算に含まれることも理解しておくべきです。

サプライチェーンが複雑になると、必要な計算も複雑に なることがあります。サプライチェーンの複数の段階にま たがる計算がどう行われ、報告書にまとめられたかを知 るには、国連食糧農業機関(FAO) による方法論の調査 [Global Food Losses and Food Waste—Extent, Causes, and Prevention (全世界の食品ロスと廃棄物一程度、原因、 防止策)』(2011年) が参考になります。

連続した段階から生じる FLW の量を分析する場合に注 意が必要なのは、割合(%)を合計してはいけないという ことです。連続した段階の FLW を計算して合計する場合 の例を下記に示します。

複数の段階にまたがるFLWの量を 分析する場合、 段階内と段階間の食品の動きを フローチャートで表してみるとよいでしょう (関連があれば、関連する不可食部分についても)。

複数の段階にまたがる FLW の量の 計算と合計

表 8.2 の例では、食品サプライチェーンが 1,000 トン (t) の食品と不可食部分から始まり、各段階である量の FLW を生み出します。この単純化されたサプライチェーンには、 5つの連続した段階があり、FLW にならなかった材料が 次の段階に 「流れ」 ます。 この例では合計 516.3 t の FLW が生じます。割合(%)で表すと(516.3 / 1,000)、FLW は元の材料の52%を占めます(表8.2の列Aを参照)。

各段階の FLW の割合(%) は単純に計算してよいでしょ う(つまり、その段階の合計 FLW をその段階に流入した 材料の合計で割ります。列 A を参照)。ただし、食品サプ ライチェーンの全段階で生じた合計 FLW の割合は、各段 階の%を合計しても導き出せません。これは、各段階に流 入する材料の総量が次の段階に移るたびに減っていくから です。列Bの5つの割合を合計すると65%になり、正し い数字になりません(正しくは 52%)。FLW の合計(累積) 割合は列Cの計算で算出しなければなりません。

表8.2 | 食品サプライチェーンの複数の段階にまたがるFLWの計算例

サプライチェーンの 段階	列A:各段階で記録されたFLW重量(1,000 t の生産物、つまり食品と不可食部分から開始)	列B:段階ごとの FLW(%)	列C: FLWの累積%
段階1 生産	300 t FLW(1,000 t から)	30	30
段階2 出荷と貯蔵	70 t FLW(700 t から)	10	37 (300 + 70)/1000
段階3 加工と包装	31.5 t FLW(630 t から)	5	40 (300 + 70 + 31.5)/1000
段階4 流通と販売	89.8 t FLW (598.5 t から)	15	49 (300 + 70 + 31.5 + 89.8)/1000
段階5 消費	25 t FLW (508.7 t から)	5	52 (300 + 70 + 31.5 + 89.8 + 25)/1000
合計FLW	全段階で516.3 t FLW =52% FLW	%は合計しない	

8.5 機密情報に関する考慮事項

データ収集や既存データの分析を行う組織体は、その データを機密扱いにする必要があるかどうかを考慮すべき です。多くの国がデータの保護やデータのセキュリティに関 する法律を定めています。それに加え、社会・市場調査関 係の専門機関の多くが調査研究の参加者の機密を保護す るガイドラインを定めています(個人、企業、その他の組 織かを問わず)。例えば、FLW データを出すのに用いた前 提条件やコンテクスチュアルデータ (状況に即したデータ) に言及すると、小売業者にとって極秘扱いの市場占有率が うかがい知れることになる可能性があります。

FLW 定量化調査の情報提供者 (小売業者に FLW 情 報を提供するよう依頼されるサプライヤーなど)も、機密 情報について懸念するかもしれません。こうした懸念には、 秘密保持契約、ファイアウォール、データを匿名化する仲 介業者などの手段でデータを提供するサプライヤーが特定 されないようにすれば対処できます。

第9章 不確実性の評価



要件

食品ロスおよび廃棄物(FLW)インベントリーの結果に伴う不確実性を定性的に記述し、 また、定量的に評価するものとする。

FLW インベントリーの結果には不確実性がつきも のだが、不確実性は結果の解釈にも、結果から導 き出される結論にも影響するため、不確実性がどの 程度か把握することが重要です。

FLW を定量化する際は常にある程度の不確実性 は避けられません。不確実性の程度とは、FLWの 推定(定量化した値)とFLWの「真の」量、つまり、 完全な計測ができたとしたら得られる値との誤差の 予想です。この2つの差は、ランダムな不確実性 35 (例えば、母集団の一部のみから標本を抽出し、値 を定率拡大 「スケールアップ] することに起因する) とバイアス(偏り)(例えば、日報など、FLWの水 準を系統的に低く見積もるような系統誤差が生じる 定量化手法を採用することに起因)から生じます。

本章は不確実性の評価と報告に関するガイダンス です。各節の主な内容は次のとおりです。

- ▶ 不確実性の程度を報告
- ▶ 不確実性を定性的に記述
- ▶ 不確実性を定量的に評価
- ▶ インベントリーの結果を伝える際の考慮事項

9.1 不確実性の程度を報告

不確実性の程度や不確実性の原因を明確に伝えれば、 FLW インベントリーの信頼性が増し、その結果がより信用 されるようになります。ほかの組織体がインベントリーの結 果を自分たちの意思決定や FLW 定量化調査に適切に組 み込むこともできるようになります。さらに、不確実性の原 因を特定し、書面で報告すれば、FLW インベントリーの 質を改善するために必要な手段も把握しやすくなります。

したがって、FLWスタンダードのユーザーは、インベン トリーの結果に伴う不確実性の定性的な記述もしくは定量 的な評価、可能ならば両方を報告するものとします。ユー ザーは結果の不確実性の主な原因を可能なかぎり完全に 伝える努力をすべきです。 FLW インベントリーを改訂する 際は、不確実性を減らす取り組みについても説明すべきで す。不確実性に関する情報は可能なかぎり完全に開示すべ きなのです。

9.2 不確実性を定性的に記述

不確実性を定性的に記述する場合、調査の過程で評価 した不確実性のさまざまな原因を一覧にして記述すべきで す。不確実性が結果に与えそうな影響についても検討した ことを記述すべきです(定量的評価を示さない場合)。

不確実性の原因になりそうなものは多々あります。表 9.1 に不確実性の例と不確実性を最小化するために推奨され る手段を示します。

FLW インベントリーを作成するプロセスでは、全体をと おして不確実性の主要な原因をつきとめ、追跡すべきです。 プロセスの開始時に不確実性の原因をリストアップした「作 業文書」を作成することが有効と思われます (リストアップ した原因が後から規模の点で無視してよいと判明するとし ても)。不確実性の原因がほかにも見つかればリストに追加 していきます。FLW を定量化するプロセスの初期に不確 実性の原因になりそうなものを評価できれば、結果の不確 実性の程度を最小化する準備もより入念にできます。

表 9.1 |不確実性の原因と最小化のための選択肢

不確実性の潜在的 原因	説明	不確実性を最小化するための修正の選択肢
系統誤差(バイアス)	バイアスの潜在的原因の例 ► FLW を系統的に過小評価もしくは過大評価する定量化 手法を採用 (調査回答者に FLW の量を思い起こして もらう方法など)。 ► 計測用の「重量 0」の目盛りが正しく較正されていない。 ► ある種類の FLW 発生単位を調査から省いている (母集団の全世帯から標本を抽出する際に集合住宅を省く など)。 ► インベントリー範囲に入る全 FLW をカバーしていない (洗浄工程で排水管に流される FLW の粒子など)。	 より精度の高い定量化手法を選択(重量ベースの 手法など)。 データ計測・収集機器を点検(適切な間隔で)。 定量化する母集団の中にありうる差異を慎重に検 討。 標本抽出の偏りによる誤差を避けることができな いなら、推定値を調整して誤差を修正できないか 検討。
方法論的な誤差	 (手順上もしくは定量的な) 誤差は、例えば以下のような FLW を定量化するプロセスで生じる可能性がある。 計測もしくは概算の値を定率拡大するとき。 あるモデル内で計算するとき (誤った計算式を用いるなど)。 廃棄物組成分析で、FLW の分別が一貫して処理されるプロセスが整っていない。 	 データの定率拡大には適切な方法と係数を適用 (付録 A 参照)。 計算の全段階でチェックを実行。 プロトコルを整備する (FLW の分別と分別プロセスの監視など)。
データ処理の誤差	データベース入力時の誤りや品目コードの誤指定。	データ入力中にも最終的なデータベースやデータセットに対してもチェックを実行。
量を重量に変換する	ほかの度量衡(容積など)から重量に変換する場合、ある 程度の不確実性が生じる。	FLW の重量を実測する方法を選択(例えば、容積を 目視で見積もって重量に変換するのではなく)。
仮定(前提条件)	FLW を定量化する際に仮定が必要な場合(例えば、処理中の蒸発による重量の変化は無視してよいと仮定する)。	仮定が結果に与える影響を調査感度分析を実施するなど) ^a 。影響が大きいなら、もっと正確な情報を入手して仮定を精密にすることを検討。
標本中のFLW発生単 位の数	定量化のために FLW 発生単位の一部のみ選択すると不確実性が生じる。選択がランダムかランダムに近いなら、不確実性は次の式で推定できる。 称95%信頼区間 = 平均 ± 2 × 標準偏差	標本とする FLW 発生単位の数に起因する標本抽出の不確実性の想定レベルを調べ、それに応じて標本枠の単位数を変更 b。 一般的には、FLW 発生単位の標本数を多くすれば(つ
	************************************	まり標本サイズを大きくすれば)、不確実性は減少。 適切な標本サイズが不確実性に与える影響について 詳しくは、付録 A を参照。
標本抽出法 (付録A参照)	標本枠に対して標本抽出する単位の選択がランダムでないなら、バイアスが生じる可能性がある。例えば、大企業に偏って標本抽出し、その FLW 水準が中小企業と比較して異なっていれば (正規化因子を用いた比較で)、結果にバイアスが生じる。	層化抽出法や後からデータに重み付けすることを検討 して、母集団を代表する標本になるようにする。

表9.1 | 不確実性の原因と最小化のための選択肢(つづき)

不確実性の潜在的 原因	説明	不確実性を最小化するための修正の選択肢
FLW発生単位の無 回答	標本枠の FLW 発生単位が FLW のデータを提供しないこともある(理由はさまざま)。データを提供する FLW 発生単位の FLW 水準が、データを提供しない単位と比較して異なっていると、無回答バイアスが生じる可能性がある。	データ収集状況によって、データ収集後に無回答者群の影響の度合いを調べ、無回答バイアスを(部分的に) 測定に含めることができるように調整。
FLWの経時的な変動	FLW の水準は 1 週間、1 カ月、1 年の間に変化することがある。 したがって、FLW の標本抽出をいつ行うかによって結果に影響が出る可能性がある。	季節的影響に関連するバイアスを避けるために標本抽出法を調整。 例えば、家庭の FLW 量は 1 年のさまざまな時期に購入する食品の種類に基づいて変化することが多い。 理想的には、1 年かけて標本抽出を行い、データが時間の経過に対応したものになるようにする。
推計ベースの手法に 用いるデータの不確 実性(物質収支[マス バランス]など)	FLW の推定の不確実性は、その推定を出すのに用いるデータに伴う不確実性によって影響される(例えば、物質収支計算では、あるプロセスのインプットとアウトプットに関する量がこれに該当する)。	可能なら、計算に用いるデータに伴う不確実性を入手するか推定し(インプットとアウトプットに関するデータなど)、その不確実性の影響を計算が完了するまで 追跡。
モデルの不確実性	モデルの不確実性は、実社会を反映させるために採用する モデル化手法の性能の限界から生じる。実社会を数値モデ ルに単純化すれば必ず何らかの不正確さが生じる。多くの 場合、モデルの不確実性は、少なくとも部分的には、本表 で前述した誤差をとおして表れる可能性がある(「インプット」データの不確実性や仮定など)。ただし、モデルの不 確実性のなかには、そうした分類では把握できない、ある いは定量化するのがきわめて難しい側面がある場合もある。	可能なら、用いるデータの不確実性を入手するか推定する(モデルの使用について詳しくは、『Guidance on Quantification Methods』を参照)。
第三者データ	外部情報源から得たデータを利用する場合、不確実性のレベルは必ずしも明らかではない。	可能なら、そのデータの「所有者」に連絡をとって不確実性の推定が可能かどうか確認。あるいは、類似の情報源、もしくは標本サイズの知識に基づいて不確実性の推定を出し、そのデータの不確実性の重要度を把握する。

^a感度分析とは、パラメータ(変数)もしくはパラメータの組み合わせを調整して、パラメータが変化したら全体的な結果にどう影響するかを理解すること。

b この種の分析には通常、FLW 発生単位の違いによる FLW 水準の差異に関する一定の知識を要する。このような情報は先行調査(類似した国の調査など)やパイロット調査 から入手できるであろう。

複数のFLWインベントリーの不確実性を比較し、伝達するつもりだが、まだ定量的評価を実施していない場合、より定性的な方法を採用してもよいでしょう。例えば、単純なレーティング(ランク付け)を作成して不確実性の程度を評価する方法があります。レーティングの基準は、表 9.1で述べた不確実性の諸原因でも、ほかの要因でもよいのです。レーティングの尺度を設定するための方法はさまざまです。それは組織体の具体的なニーズや優先順位によります。以下に 2 つの例を示します。

- ▶ 不確実性のおよその程度に基づく尺度(不確実性が低いほうから高い順にランク付け)
 - 1. かなり正確なデータ(推定誤差±0~10%)
 - 2. やや正確なデータ (推定誤差±11~25%)
 - 3. 高い不確実性(推定誤差±26%超)
- ▶ 採用する定量化手法の種類、および報告する FLW 量 の精度を高めるために実施される保証の水準に基づく 尺度(不確実性が低いほうから高い順にランク付け)
 - 1. 標本サイズが大きく、計測値を含み、徹底した検証· 保証がある調査
 - 2. 標本サイズが大きく、計測値を含み、何らかの結果の検証、保証がある調査
 - 3. 標本サイズが大きく、計測値を含む調査
 - 4. 標本サイズが大きい調査
 - 5. 標本サイズが比較的小さい調査

後者の架空の尺度では、標本サイズ、計測の有無、 計測の質についてどの程度保証があるかという3要素 の組み合わせで5段階のランク付けをします。3要素に 伴うと想定される不確実性は以下のようになります。

- ▶ 標本サイズ(高:小さい標本、低:大きい標本)
- ▶ 記憶か直接計測か(高:記憶、低:直接計測)
- ▶ 数値の検証・保証(高:検証・保証なし、低:適切 な検証・保証)

9.3 定量的評価

不確実性の評価においては、定量的評価のほうが定性 的評価より確かな結果を得ることができますし、最大の不 確実性の原因にねらいを定めることができるためデータの 精度を向上させる仕事の優先順位もつけやすくなります。 不確実性の定量的評価について伝える際は、次の点に留 意します。

- ▶ 定量化する不確実性をはっきりさせます(定量化しない 不確実性を除外する根拠も説明します)
- ▶ 定量化できた不確実性を反映している信頼区間をインベントリーの結果に併記します³⁶。

ある種の不確実性は信頼区間で表現できる場合もあります。例えば、標本抽出の不確実性は通常、比較的単純に定量化されます。インベントリーの結果±Xトン[t]のように信頼区間は、95%、99%など異なる信頼度で表現され、異なる精度を示すことができます。調査研究の分野によって信頼度に関する決まりは異なりますが、95%の信頼区間が採用されていることが多いです。この意味は、調査をまったく同じ方法で繰り返したとすれば、この区間(範囲)に仮定の計算結果の95%が収まるということです。不確実性を定量化する場合、FLWスタンダードのユーザーは、どのレベルの信頼度を採用しているか明示すべきです。

場合によっては、2つの値の比較が行われることになります(例えば、同じ地理的領域の異なる2つの時点における FLW 量の比較)。比較を行う場合、経時的変化や2つの組織体間の差異は、統計的手法に基づく計算を用いて、この変化もしくは差異やp値 37 に関する信頼区間と一緒に報告すべきです。

比較を報告する際は、標準的な信頼度の閾値に達しているか否かにかかわらず、値を――関連する信頼の基準(信頼区間もしくは p 値)と一緒に――提示すべきです。例えば、p 値が 0.05 未満――95%の確率で実際に変化があった――という条件を値が満たしていない場合でも、その値を報告するのが望ましいのです。そうすれば報告の読み手が必要に応じてデータを利用できます。

具体例を挙げてみましょう。ある組織体がその FLW を FLW 削減対策前は 500 トン (t)、対策後は 400 t であっ たと定量化したとします。この変化の p 値は 0.06 でした。 削減対策の過程で生じた FLW の変化が望ましい水準だと すれば、変化を報告するのが適切でしょう。その際、この 変化をどう解釈するか報告の読み手への説明を添えてp 値 も報告します。一般的な有意水準は $p \le 0.05$ であり、p値 が 0.06 ではこれを満たしていないため、この FLW の変化 は「有意でない」とする研究者もいるでしょう。しかし、もっ と低い有意水準³⁸を用いる研究者もいるでしょうし、複数 の研究の結果を統合するメタ研究ならば、ある水準に達し ていない結果でも利用できるかもしれません。

不確実性のレベルは、計算内の量によって異なることが あります。したがって、計算の経過に沿って不確実性が追 跡されるようにすることが重要です。次に述べる例から、 不確実性の統合方法によって合計値が影響されることが分 かります。これは「パラメータ不確実性の伝播」とも呼ば れます。

ある物質収支の計算において、アウトプットの推定90 t $(\pm 10 t)$ をインプットの $100 t (\pm 10 t)$ から引きます。こ の結果は、2つの誤差が独立しているならば 10 t (± 14 t) となります。収支計算結果の誤差比率(±140%)は、元 の計算値の誤差比率 (それぞれ ± 11% と ± 10%) よりはる かに大きくなります³⁹。これは、ある量からある量を引く 場合によくあるケースです。不確実性の追跡は、計算にお ける不確実性の伝播を記述する等式を用いるか⁴⁰、モンテ カルロ・シミュレーション 41 などの方法を採用することで遂 行できます。

9.4 結果を伝える際の考慮事項

専門的な報告に加え、調査結果を外部の(専門知識の 少ない)人々に伝えるよう決断するかもしれません。社会の 関心を集める、意思決定を支援する、調査結果の信頼性 を高める、など目的はさまざまでしょう。

一般の人向けのコミュニケーション媒体を作成する担当 者は、調査結果に伴う不確実性に詳しい人と協力して仕事 を進めることが望ましいでしょう。そうすれば、調査結果 の裏づけのある情報伝達になり、参照元の調査研究がはっ きりするし、結果に関する適切な補足説明も伝えることがで きます。

例えば、FLW の変化を伝えることにするなら、測定され た信頼区間とp値も添えて説明すべきです。具体例を挙げ ましょう。ある地域の家庭から出る FLW の量が 150 kg / 人/年($\pm 30 \text{ kg}$ /人/年) だとすると $120 \sim 180 \text{ kg}$ /人 /年になります。別の地域では、135 kg /人/年(±25) kg /人/年) で 110 ~ 160 kg /人/年だとします。この結 果からは2地域の差の証拠がほとんど分からないので、中 央値では15 kg /人/年の小さい差があるにしても、差が あったことを示唆すべきではありません。

第10章 多数のFLWインベントリーの 分析の統合



本章では、多数のインベントリーの食品ロスおよび 廃棄物 (FLW) インベントリーの結果を分析し、統合 することに関心を寄せる組織体に向けたガイダンスを 提示します。インベントリーを統合する必要が生じる 理由は主に2つあります。多数の組織体のFLW量 を合計するためか、異なる組織体の FLW を比較す るためです。FLW スタンダードでは、インベントリー を統合する役割を果たす組織体を「調整組織体」と 呼んでいます。各節の主な内容は次のとおりです。

- ▶ 調整組織体の活動と目的
- ▶ 多数のインベントリーの範囲と方法論を指定
- ▶ 政府レベルのインベントリーを統合する場合に特 有のガイダンス

調整組織体は、分析する FLW インベントリーの範囲 と方法論の詳細に特別な注意を払うべきです。FLW インベントリーの範囲と方法論の違いは、調整組織 体が結果を合計もしくは比較し、正確な結論を引き 出せるかどうかに影響するでしょう。

10.1 調整組織体の活動と目的

調整組織体の目的は一様ではなく、目的が違えば活動 も違ってきます。表 10.1 は、調整組織体の種類別に想定 される活動と関連する目的の例を示したものです。

10.2 多数のインベントリーの範 囲と方法論を指定

FLWスタンダードは、測定と報告の決定に違いがあるこ とを考慮に入れて設計されており、組織体は自らの裁量で 目的に最も合う範囲と定量化手法を選択できます。しかし、 取り扱うインベントリーが異なる範囲に基づいているので は、個々の FLW インベントリーの結果を比較しようとする 調整組織体が正確な結論を引き出すことはできません。

多数の組織体のインベントリーの範囲が同じだとしても、 現実的な理由(予算など)や求める正確性の水準の違い から定量化手法と仮定は同じとは限りません。定量化手法 や仮定の違いは、インベントリーの結果の不確実性の程度 に影響を与える可能性があり、比較可能性を制限し得る要 因の1つです。

表10.1 | 調整組織体別の活動と目的の例

調整組織体	活動と多数のFLWインベントリーの結果を分析する目的
業界団体	▶ 加盟企業の FLW を合計して部門全体の総 FLW インベントリーを作成し、団体もしくは部門全体の基準年 データを確定する。
個々の企業	 ▶ ある事業部内の多数の場所の FLW を合計して総 FLW を出し、削減目標を設定する。 ▶ 上流の起点から下流の終着点までの FLW を見える化して行動の優先順位をつけるために、サプライヤー(上流) と消費者 (下流) の FLW データを合計する。 ▶ 社内のベンチマーク評価のために各事業部の FLW を比較する (例えば、「先進的なところと遅れたところ」をはっきりさせ、FLW 削減の機会に優先順位をつける)。
中央政府	 全国的なインベントリーを用意して経時的な削減を追跡するために、全経済部門および国境内の全世帯の FLW データを合計する。 最も有益な介入策とリソース利用を優先するために、ある部門内(特定の作物、世帯など)の FLW を比較して国内の FLW の差異を把握する(地域別の差異、民族別の差異など)
政府間組織	▶ 各国の FLW を比較して FLW 削減の進捗を評価し、どこで(どんな)戦略がうまくいっているか特定する。

場合によっては、調整組織体がこれから FLW インベントリーを作成する組織体を指導し、どんな FLW を定量化するか (範囲)、どのように定量化するか (手法と仮定) を指定する立場にあるかもしれません。こうした場合、調整組織体は、可能であれば、以下を実行するのが望ましいでしょう。

- 1. FLW インベントリーの実施担当者と望ましい仕様を 満たせる可能性について話し合います。調整組織体が FLW インベントリーの設計と準備についてインベント リー実行者である組織体と事前に話し合えるなら、現 実に従える仕様に確実に従うという結果につながりやす くなります。FLW インベントリーの範囲と方法論の詳細 を後から統合するのは難しいものです。
- 2. **指定した範囲、定量化手法、仮定を文書で明確に示します**。これは、FLW インベントリーを準備している組織 体が参照できる仕様書になります。
- 3. フィードバックの仕組みを組み込みます。調整組織体は、FLW インベントリーを準備している組織体にフィードバックの提供を促し(例えば、範囲と定量化手法について、さらに詳しい情報が必要かどうか)、フィードバックに応じて文書を更新すべきです。

ガイダンス: 範囲の指定

範囲を指定するには、第6章で述べた構成要素に基づいて、必要な情報を定義し、FLWインベントリーを作成する組織体にそれを伝達しなければならなりません。構成要素は次のとおりです。

- ▶ 期間—FLW の推定が適用される期間
- ▶ 素材タイプ―測定する物質の種類(および食品を関連する不可食部分とは別に定量化するかどうか)
- ▶ **送り先**—FLW の 10 の送り先のうちどれを FLW インベントリーに含めるか (もしくは除外するか)
- ▶ 境界―どの食品カテゴリーを含めるか除外するか(例えば、飲料を含めるかどうか)、ライフサイクル段階(どの経済部門を含めるか)、測定範囲に入る地理境界や組織単位
- ▶ **関連事項**—FLW 以外の物質 (包装など) や収穫前の 損失の重量は除外しなければならないこと、報告す

る FLW の重量は発生時の状態(つまり、加水前か、 FLW に内在する水の重量が減少する前)を反映したも のにすることを確認します

組織体の目的と選定されるFLWインベントリーの範囲との相関については、考えられる例を挙げて節 6.8 で説明しています。個別のFLWインベントリーを作成し、報告する組織体が一貫性をもって作成および報告できるように、調整組織体は範囲の仕様を十分に詳しく定義し、伝達すべきです。例えば、関連する不可食部分は範囲から除外するなら、調整組織体は「不可食部分」と見なされる物質を十分に詳しく、FLWインベントリーに取り組む組織体にとって曖昧さがないように定義する必要があります。調整組織体がそうするには、何を食品と見なし、何を不可食部分と見なすかに関して文化的背景を考慮に入れることが求められます。

ガイダンス:定量化手法と仮定の指定

定量化の範囲となる FLW を指定することに加え、調整 組織体は FLW を定量化する方法に関するガイダンスも提 示すべきです。例えば、データを定率拡大するなら、報告 組織体が適切に標本を抽出することを調整組織体は要請 すべきです (例えば、食品加工業者なら、事業活動には 変動性があるとすれば、200 工場あるうちの1 工場のみを 報告するというわけにはいきません)。 どのような状況なら、 ある FLW インベントリーの FLW データを別のインベント リーに使ってもよいかなど、調整組織体がより詳細な部門 特有の指示を出すこともあるかもしれません (例えば、ある 集乳地区に基づく結果が、ほかの集乳地区とよく似ている なら、その結果を用いてデータを定率拡大して全地区を定 量化してよいでしょう)。調整組織体が食品サプライチェー ンのさまざまな段階で発生する FLW を合計するなら (例え ば、一次農業生産から消費までの全段階を範囲にする)、 節8.4の計算方法についてのガイダンスを参照すべきです。

表 10.2 は、調整組織体が指定すると思われる定量化のさまざまな要素をまとめたものです。

10.3 ガイダンス: 政府レベルの 部門横断的な FLW インベ ントリーの統合

どのレベルの政府――中央政府、省、州、市――も管 轄内の FLW の水準を明らかにするために FLW インベン トリーを準備することがあるでしょう。この情報があれば、 FLW 削減の機会を特定する、経時的な FLW 量を追跡す る、ほかのレベルの政府のインベントリーと FLW 量を比 較して効果的な予防および管理戦略について知識を共有す る、ということができます。本節は、さまざまな部門のデー タを基に政府レベルのインベントリーを準備および統合す るためのガイダンスです ⁴²。

ガイダンス:政府レベルのインベントリーの 範囲の設定

政府レベルのインベントリーも、ほかのインベントリー同 様、目的の確認とその後の範囲の選定作業から始まります。 囲み記事 10.1 は、中央官庁が実施する FLW インベントリー の範囲の例です。

政府レベルのインベントリーに着手

政府当局は、国から市まで種類を問わず、さまざまな経 済部門(一次生産、製造、小売・流通、飲食業、家庭な ど)からFLWデータを収集する場合、次の5つのステッ プに従うべきです 43。時間をかけて調査を繰り返すなら、 初回の評価の後、改善の余地はないか、今後はより簡単に、 効率的に、安くできないか調査方法を見直せば有益です。

- 1. 部門の範囲の精査
- 2. 作業計画の策定
- 3. 既存データを見つけ、精査
- 4. 定量化の方法論の選定
- 5. 既存データもしくは新しいデータを用いて定量化に着手

1. 部門の範囲の精査

政府当局は、どの部門を含めるか明確に限定すべきで す。これは、政府レベルのインベントリーを実施する組織 体が設定した範囲から導き出されることになるでしょう。こ の組織体は、政府のこともあれば、政府に代わってインベ ントリーを請け負う業者のこともあります(話を単純にする ために、本節ではインベントリーに取り組む組織体を「政府」 と呼びます)。例えば、定量化の目的が市のごみ廃棄場地 で処分される FLW の量を明らかにすることなら、食品サプ ライチェーンの全段階で FLW を発生させている全部門が 含まれます。政府が収穫後の貯蔵で発生する FLW 量を把 握しようとしているだけなら、農業部門と貯蔵部門のみが 含まれます。政府当局の意向が国連持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲット12.3 に対する進捗を追跡することな ら、一次生産から家庭まで全部門が含まれるべきです。

政府は、各部門に何が該当するかについても明確にすべ きです。例えば、市が市内の食料品店から出る FLW を定 量化するなら、今回のインベントリーでは何をもって食料 品店とするのかを明示すべきです (一定規模以下の店は除 外、食品と食品以外の商品を一緒に販売している店は該当 など)。

該当部門ごとに、政府は部門内の主要な人物、組織、 企業をよく知るべきです (家庭レベルの FLW を調査する場 合は必要ないかもしれません。家庭部門の定量化には標本 調査を採用する可能性が高いからです)。こうした行為者、 および部門と密接な関係にある代表団や業界団体は、イン ベントリーを完成させるために必要なデータを得るための重 要なリソースになります。

表10.2 | 調整組織体が指定すると考えられる定量化の要素

定量化の要素	調整組織体が指定できる事項
定量化手法	 プログラムもしくはイニシアチブ内の全 FLW インベントリー報告に採用される単独の手法。例えば、家庭の FLW を定量化するなら、調整組織体(中央官庁など)は廃棄物組成分析や日報ベースの手法を指定してもよい。 ★状況別に(一定限度)適合する複数の手法。例えば、サプライヤーから FLW の情報を得る小売チェーンなら、農産物サプライヤーにはある方法を、食品加工業者には別の方法を指定してもよい。
標本抽出(該当する場合)	 ▶ 標本サイズ ▶ 標本抽出法 (無作為、無作為集落、割当など)。割当抽出法の場合、調整組織体はバイアスを最小限にする方法を指定すべきである ▶ 標本の層化が必要かどうか、必要なら、この層化の詳細 ▶ 標本抽出法ごとの計測期間 (1 週間分の FLW を計測など) ▶ 期間中のいつ標本抽出に着手するか (例えば、期間が 1 年なら標本抽出をどう分散させるか) (標本抽出に関するガイダンスは付録 A 参照)
その他の方法論の詳細	採用する手法に応じて、次の仕様が必要になることがある。 ▶ 換算係数 (例えば、容積を重量に換算するなら密度係数) あるいは換算係数の情報源 (具体的なデータセットなど) ▶ データを調査範囲の母集団に定率拡大する方法 (例えば、一人当たりか、販売面積当たりか、ほかの係数か) ▶ 廃棄物組成分析の場合、廃棄物の大小の分離に使用する網目サイズ ▶ 既存データを使用する場合 (廃棄物処理会社の記録など)、個々の記録を含める/除外する基準となる質(『The Guidance on FLW Quantification Methods (FLW定量化手法ガイダンス)』の第5章参照) ▶ データの望ましい「信頼性の水準」(第9章参照)

2. 作業計画の策定

どのレベルの政府でも、統合しなければならない外部組織が多数あるために多くの活動を引き受け、進行を把握する必要が生じます。したがって、作業計画を立てることが重要であり、計画を立てれば、インベントリーの作成に要する作業量やリソースを予想できるでしょう。

成功を期するには作業計画に次の要素を含めるべきです。

- ▶ 本節で概要を示す5つのステップに沿った活動のリスト
- ► 各部門内の接触する必要のある人、組織、企業のリストと主な連絡先情報

- ▶ 各部門内の組織や企業それぞれに対して具体的に依頼 する内容のリスト(例えば、既存の FLW データ、廃棄 物管理データ)
- ▶ 必要なリソースの推定 (スタッフの作業時間、予算など)
- ▶ 各ステップの所要期間
- ▶ 各ステップの実行責任者の身分証明

この計画は、インベントリー作成の仕事が手に負えないものになったり、一貫性を欠くものになったりする事態を防ぐ手立てになるでしょう。

囲み記事10.1 | 国レベルのFLW定量化で設定される範囲の例

次に示すのは、中央官庁(調整組織体)が FLW を報告する各組織体に要求する範囲の例です。 さらに、中央官庁はより詳細 な部門特有の指示もおそらく加えなければなりません。

- ▶ 期間:1 暦年にわたるデータ収集
- ▶ 素材タイプ:食品と関連する不可食部分の両方を定量化

FLWスタンダードでは、可能であれば、食品に関する情報は関連する不可食部分とは分けて記録することが推奨されます。こ のため中央官庁は異なる素材タイプを(現在もしくは今後)別々に分析することを選択できます。

▶ 送り先:関連ある送り先に送られる FLW を含めます (10 の送り先分類から選択、可能であれば、別々に報告)

食糧の入手可能性と資源効率を最大化しようとする中央官庁なら、10の送り先すべてを含める意向かもしれません。しかし、 例えば、ごみ廃棄場や制御燃焼で処理されたり、下水に流されたりする有機物の削減に重点を置く中央官庁なら、組織体に この3つの送り先のみ報告させる意向かもしれません。

▶ 境界:

▶ *食品カテゴリー* 全種類および全分類の食品

飲料を定量化するのは難しい場合があり、インベントリーを準備している組織体は定量化手法に関して補足ガイダンスが 必要かもしれません。

- ▶ ライフサイクル段階──直接事業。経済部門、食品部門の種類、家庭に関しての指定も考えられます。
- ▶ 地域──国境内の領域
- ▶ 組織──全 FLW 発生単位

組織の境界は、各報告組織体の総 FLW を反映するものにすべきです。 ただし、ある単位を測定しないならば、組織体は その除外を明示するものとします。例えば、ある地方自治体が集合住宅から出る FLW の重量はインベントリーに含めない なら、その除外を明記します。

▶ 関連事項:ほかの FLW 以外の物質(包装など)と収穫前の損失の重量は除外されていること、報告する FLW の重量は発生 時の状態(つまり、加水前か、FLW に内在する水の重量が減少する前)を反映していることを確認します。

3. 既存データを見つけ、精査

部門によっては、政府の定量化の目的を満たす調査研 究や照合データが既に存在することもあります。節 7.1 「ガ イダンス:既存のFLWの研究およびデータの使用」で 述べたように、政府はまず既存データの範囲が準備中の FLW インベントリーの範囲と合致するかどうか確定しなけ

ればなりません。すなわち、期間、素材タイプ、送り先、 境界が同じかどうかです。次に、政府は既存データの不確 実性の程度を評価して、使用に足る信頼性かどうか決定す べきです。

4. 定量化の方法論を選定する

既存データの精査が終われば、政府は調査対象部門の FLW を収集もしくは定量化する方法を決定できます。新し いデータを収集することを選択する場合は、いくつか決定 しなければならないことがあります。この多くについては 第7章で詳説していますが、例えば、利用可能なリソース、 政府が物理的 FLW にアクセスできるかどうか、時間的制 約などの問題に関連する決定です。政府レベルのインベン トリーに特有の決定事項としては、定量化を政府自身(も しくは請け負い業者)が行うのか、部門内の組織や企業 が行うのかということです。

政府がインベントリーを実施することの利点は、調査で 行われる定量化がすべて一貫性のあるものになるという点 です。欠点があるとすれば、部門に関する知識の面で、お そらく政府はその部門で実際に仕事をしている人ほど詳し くはなく、そのせいで定量化の設計に見落としの可能性が あるかもしれません。さらに、部門に属する人々が機密保 持の懸念からデータ提供に協力的ではないことも考えられ ます。この欠点は、部門の専門知識を備え、独立した請け 負い業者を使えば緩和されるでしょう。政府が定量化の仕 事を被調査部門に委任することを選択するなら、データ収 集に必要なリソース(経済的、人的)へのアクセスを部門 内の組織や企業に持たせるか、得られるようにすべきです。

インベントリーを準備する政府は、データを提供する 部門に対して、どの定量化手法なら意図している目的に 適切な水準の正確性が得られるかというガイダンスを提 示すべきです。定量化手法の選定についてその他の情報 は第7章で述べています。また状況別に最適な手法を知 るガイダンスとして、「FLW 定量化手法ランキングツール (FLW Quantification Method Ranking Tool)」がありま す。オンラインの『The Guidance on FLW Quantification Methods (FLW 定量化手法ガイダンス)』では、一般的 な定量化の10手法に関する総合的なガイダンスが提供さ れています。この文書と関連ツールのアクセス先は www. flwprotocol.org です。

5. 既存データもしくは新しいデータを用いて定量 化に着手

政府レベルの FLW インベントリーを準備する際は、次 に示す課題を考慮に入れるべきです。

▶ 部門データの標本抽出と定率拡大

部門内のあらゆる現場でそれぞれ発生する FLW を すべて定量化するのは通常、実行可能でもないし、現 実的とも言い切れません。したがって、定量化に取り組 む政府や部門は、部門全体の FLW 量を推定するため に標本抽出や定率拡大を利用してもよいでしょう。標 本抽出と定率拡大の詳細は付録 A にまとめてあります。

▶ 部門データの報告

FLW インベントリーの報告に含めなければならない 情報は表13.2にまとめてあります。可能であれば、政 府レベルのインベントリーの範囲となる部門それぞれ が、必須情報を含む部門レベルのインベントリーを独 自に用意すべきです。そうすれば、部門レベルの経時 的な比較が可能になり、FLW 量の変化を追跡できるで しょう。

▶ 部門データの統合と合計

部門別インベントリーの基になるデータを入手したら、 次に政府はデータを合計して1つの包括的な集計イン ベントリーにする必要があります。この段階では、部門 インベントリーの範囲を再び確認することが重要です。 これは、範囲が同一であり、よって合計することが理 にかなっていると確認するためです。もし部門別のイン ベントリーにほんとうに差異があるなら、その差異は最 終的なインベントリー報告で明確に報告されなければ なりません。家庭、ホスピタリティ、食品メーカー、小 売・卸売業の各部門から発生した年間の食品廃棄物を 報告した国レベルの調査の実例としては、『Estimates of Food and Packaging Waste in the UK Grocery Retail and Hospitality Supply Chains (英国小売り・ 外食サプライチェーンにおける食品及び包装廃棄の見 *積もり)』(2013) があります。*

囲み記事 10.2 は、市政が FLW インベントリーを実施す ると仮定した場合の単純化した例です。

囲み記事10.2 | 市当局が実施すると仮定した場合のインベントリー

市当局は、市内の2部門(食品製造業と食品小売業)で発生するFLW量を査定するためにFLW定量化調査に着手すること を決定しています。その目的は、ごみ廃棄場で処分される FLW 量と同時消化/嫌気性消化される FLW 量を把握することです。

範囲は以下のとおりです。

期間:1暦年

素材タイプ:食品および関連する不可食部分

送り先:ごみ廃棄場および同時消化/嫌気性消化

境界: 食品カテゴリー: 飲料を除く全食品 (GSFA 1.0 ~ 13.0、15.0、16.0)、ライフサイクル段階: 食品製造業段階 ((ISIC 1010 ~ 1070) および食品・飲料小売業段階 (ISIC 4721 および 4722)、地域:市境内、組織:全所有製造施設および全所 有食料品店

FLW インベントリーの範囲を定義したら、次に市当局は、まず、食品製造部門と食品小売部門のマッピングから始めるべきで す。この例では、各部門から部門全体を代表する標本となる企業群を選定し、それらの企業に定量化調査への参加を要請します。 市当局は、各参加企業に範囲と定量化手法を提示します(この例では、廃棄物組成分析)。範囲と定量化手法を指定することで、 市当局は作成される FLW インベントリーをできるだけ比較可能なものにすることができます。

参加企業は、必要に応じて市当局の専門的なサポートを受けながら、自社のインベントリー測定を実施し、調査員にデータを 提供します。そして調査員がデータを定率拡大して市全体を反映するインベントリーにします。これが完了したら、市当局は以下 の表に示すようなインベントリーの結果を報告します。

市レベルのFLWインベントリーの結果例(単位1,000 kg)

部門	FLW	食品および不可食部分		食品		不可食部分	
		ごみ廃 棄場	同時消化/ 嫌気性消化	ごみ廃 棄場	同時消化/ 嫌気性消化	ごみ廃 棄場	同時消化/嫌 気性消化
食品製造業	2,500	1,300	1,200	900	500	400	700
食品小売業	1,300	900	400	800	300	100	100
合計	3,800	2,200	1,600	1,700	800	500	800

この単純化した例において、市はこの演習から、食品製造業が食品小売業の2倍近いFLWを出しており、そのうち食品小売 業部門の FLW に匹敵する量がごみ廃棄場で処分されていることを学びます。 この結果を受けて、 2 部門の FLW を削減もしくは再 利用できないか、あるいはごみ廃棄場から別の送り先に転換できないか調べる取り組みにつながる可能性があります。

第11章 FLWの原因の記録



可能であれば、FLWスタンダードを用いる組織体 は、インベントリーを実施しながら食品ロスおよび廃 棄物(FLW)の発生に関連する原因と駆動要因を記 録すべきです。FLWスタンダードにおいて、「原因」 は FLW 発生の直接の理由と定義され、「駆動要因 | は原因を生み出すのに関与する根本的な要因と定義 されます。

原因と駆動要因を記録することは、FLWスタン ダードの要件ではありませんが、記録することを強く 推奨します。原因と駆動要因を記録しているときに 集まった情報は、何が FLW を発生させているかつ きとめ、理解する助けになります。この情報が次は FLW 防止および削減戦略の策定のための情報とな り、戦略策定を強固にします。

例えば、かなりの量の卵が FLW インベントリーに 記録されていると小売業者が知ったとします。しか し、原因を見つけるための情報を集めていなければ、 卵が売れ残る理由に対処する解決策を小売業者が 見つけるのはさらに難しいことになるでしょう。同様 に、政府機関がさまざまな部門からどこで FLW が 発生するかというデータを集めていたとしても、その FLW の原因が分からなければ、それに対処する政 策やプログラムを立てることは難しくなります。

11.1 原因の特定

定量化の時点では、FLW の直接の理由しか記録でき ないこともあります。根本的な駆動要因がまだ明らかに なっていない可能性があるからです。したがって、原因を 見つけて記録することは、FLW が発生した理由を報告す ることを選択した場合の優先事項と考えるべきです。同じ FLW に複数の原因が当てはまる場合もあります。その場 合には、すべての該当する原因を記録すべきです。表 11.1 は、FLW の想定される原因の一部です。該当するものが あれば、ここから選んでもよいでしょう。

11.2 駆動要因の特定

駆動要因は、インベントリーを実施する組織体の業務事情 によって決まることが多くあります。例えば、農家がトマト を市場に出荷しても一貫して拒絶されることに気づいたと すれば、厳しすぎる外見基準が駆動要因だとつきとめるか もしれません。レストランが FLW を記録してみてビュッフェ のある料理が営業終了時に頻繁に食べ残されていることを 知ったとすれば、その料理に対する消費者の実際の需要 とレストラン側が認識している需要に食い違いがあること が駆動要因と考えられます。かなりの量の肉が最後はごみ 廃棄場で処分されており、その原因が腐敗だと政府が知っ たとすれば、政府は冷蔵をはじめ国全体のコールドチェー ン(低温流通)技術が不足していることが駆動要因だと見 なすかもしれません。

表11.1 | 食品サプライチェーンの段階別FLWの原因(一部)

生産	出荷と貯蔵	加工	流通と販売	消費
▶ 流出	▶ 流出	▶ 流出	▶ 製品の回収	▶ 製品の回収
▶ 外見の損傷	▶ 外見の損傷	▶ 加工中の整形	▶ 不適当な調理	▶ 不適当な調理
▶ 虫・動物による損傷	▶ 虫・動物による損傷	▶ 市場からの拒絶	▶ 調理したが食べ残さ	▶ 調理したが食べ残さ
▶ 収穫せず	▶ 市場からの拒絶		れた食品	れた食品
	▶ 市場に届けられない		▶ 外見の損傷	▶ 外見の損傷
	▶ 質・サイズが原因で販		▶ 腐敗	▶ 腐敗
	売不可		▶ 消費/賞味期限切れ	▶ 消費/賞味期限切れ
	▶ 腐敗			

表 11.2 は、食品サプライチェーンの段階ごとの駆動要因の一部です。表 11.1 に挙げた FLW の原因を引き起こしそうな駆動要因です。

駆動要因は、組織体にとって直接の原因より分かりにくいこともあり、インベントリーに含まれる FLW の駆動要因を必ずしも把握できるわけではありません。しかし、駆動要因をつきとめ、記録できたほうが FLW 防止および削減戦略を立案する態勢が整うことになるでしょう。

表11.2 | 食品サプライチェーンの段階別FLWの原因の駆動要因(一部)

生産	出荷と貯蔵	加工	流通と販売	消費
 早すぎる、もしくは遅すぎる収穫 労った収穫技術 市場もしくは加工施設へのアクセス不足 農薬を入手しにくい、不十分な柵 価格変動の結果、商品価格がをカバーできない 商品規格(サイズ、外見基準など) 	 ▶ 穀物の乾燥が不適当なことによる真菌感染 ▶ 不適切な貯蔵容器の選択 ▶ 冷蔵貯蔵ができないなど、貯蔵施設の不足 ▶ 積み降ろし時の商品の扱いが粗雑 ▶ 輸送中の状態が悪い ▶ 検査のために港湾や国境で遅延 	 ▶ 加工ラインでの汚染 ▶ 加工の失敗による欠陥 ▶ 不適当な包装 ▶ 商品規格(サイズ、外見基準など) 	 ▶ 定期的な在庫補充により、消費者が最も新しい商品を選ぶ ▶ 調理したが提供しなかった食品 ▶ 1人前/パッケージのサイズが大きすぎる ▶ 需要予測の失敗 ▶ 食品寄付システムが不足 	 ト パッケージサイズが 大きく消費者が使う よりも多く入っている ト 不十分な買い物計画 ト パッケージの日付ラ ベルに関する混乱 ト 調理知識の不足 ト 不適切な保管 ト 食品の最善とは言えない保管

出典:FAO (2014)より作成

11.3 原因と駆動要因を記録およ び報告する方法

原因について報告する際は、インベントリーの FLW の 種類と量それぞれに原因と駆動要因を一致させるべきで す。表 11.3 は、農産物包装工場がインベントリーに含まれ る数種類の FLW に対して原因と駆動要因を記録する場合 の例です。表から1つ例を挙げると、500kg のリンゴが市 場から拒絶されたのは商品規格が最小サイズだったからと 記録されています。つまり、リンゴが小さすぎて販売でき

なかったということです。このくらいの詳しさで記録してお くと、規格外サイズのリンゴは価格を下げて販売するなど、 今後、同じFLW を防止もしくは削減するための戦略を見 つけやすくなります。

インベントリー報告では、できるだけ多くの情報を提示 すべきです。原因や駆動要因が不明な場合は、それも報 告に記録すべきです。

報告に関するガイダンスは第13章に詳しく説明されてい ます。

表11.3 | インベントリーの原因と駆動要因に関する報告例

FLW の種類	量 (KG)	原因	駆動要因
トマト(CPC 細々分類 01234)	1,000	外見の損傷	輸送中の状態が悪い
トマト(CPC 細々分類 01234)	3,000	腐敗	冷蔵貯蔵施設の不足
リンゴ(CPC細々分類01341)	500	市場からの拒絶	商品規格(最小サイズ)
トウモロコシ(CPC細分類0112)	2,000	収穫せず	不明

第12章 レビューと保証



要件

FLWインベントリーの保証を実施する場合(査読、検証、妥当性確認(バリデーション)、品質保証、品質管理、監査 など)、保証声明書(保証報告書)を作成するものとする。

保証の例としては、査読、検証、妥当性確認、 品質保証、品質管理、監査などがあります。保 証は、食品ロスおよび廃棄物 (FLW) の推定が 正確で、FLWスタンダードに合致しており、透明 性と関連性があり、重要な虚偽記載がないこと の証明手段です。保証プロセスを実施するのは 報告組織体でも外部の第三者でもよいでしょう。 一般に保証プロセスは報告の前に実施するもの です。

保証プロセスは FLW スタンダードの必須要件 ではありませんが、FLWスタンダードに従って定 量化した結果の保証を得れば、次のように報告 組織体にとってさまざまなメリットがあります。

- ▶ 報告がなされた情報に対する信頼が高まり、 防止目標、FLW 削減戦略、関連する決定の 基盤となる。
- ▶ 内部の測定および報告実務が改善される(例 えば、方法論の文書化、データ収集、計算)。
- ▶ 報告がなされた情報に対してステークホル ダーの信頼が高まる。

インベントリーの方法論と計算を入念かつ包括的に文書 化することは、保証を準備するうえで不可欠な手順です。 保証を実施することを選ぶなら、次の内容を含む保証声 明書を作成するものとします。

- ▶ 内部 (第一者) 保証か、第三者保証か
- ▶ 保証意見
- ▶ 保証プロセスの概要
- ▶ 保証提供者の適格性
- ▶ 潜在的な利害対立の説明(保証の独立性)

12.1 保証に使用される主な用語

保証分野では、さまざまな保証プロセス(検証、バリデー ション、品質保証、品質管理、監査など)を説明するのに 使用される用語がいろいろあります。すべて網羅してはい ませんが、報告組織体である企業が知っておくべき用語を 表 12.1 にまとめます。

表12.1 | 保証に使用される主な用語

保証用語	説明
主張	FLW の推定を報告する組織体による声明。保証者に対して提示される。
主題	インベントリー報告に含まれる FLW の推定と裏づけ情報。保証の種類によって評価の範囲となる主題が決まる。
保証基準	主題の評価や測定に用いる基準。報告組織と保証者が開示に適すと判断した当 FLW スタンダードの要件、方法論の選択、データの品質、不確実性その他を含む。
証拠	FLW の推定と報告組織体の主張で言及されている主題の裏づけに用いる情報源と資料。証拠は量の点で十分であるとともに質の点でも適切でなければならない。
保証業務基準	保証者が用いる基準、保証プロセス遂行上の要件を定める。
保証声明	保証者が報告組織の主張を評価した結果。結論を表明できないと保証者が判断する場合は、声明でその理由に 言及しなければならない。

12.2 保証プロセス

保証プロセスにおける当事者の関係

保証プロセスに関与するのは、保証を求める組織体、 FLW インベントリーを利用するステークホルダー、保証者 の3つの当事者です。

報告組織体が自身で内部保証を遂行する場合は第一者 保証と呼ばれます。報告組織体以外の当事者が外部保証 を遂行する場合は第三者保証と呼ばれます(表 12.2)。

組織体は、FLWインベントリーとも、その報告プロセス とも利害関係をもたない独立した保証者を選ぶべきです。

外部のステークホルダーに対しては、第三者保証のほう が FLW インベントリーの信頼性が高まる傾向があります。 しかし、第一者保証でもインベントリーの信頼性への信用 は提供できますし、第一者保証は組織体にとって第三者に 保証を委託する前に保証業務の経験を積める意義あるもの になり得ます。

本質的に、第三者が提供する保証は客観性と独立性が 高くなります。独立性を脅かす最たるものとしては、報告組 織と保証者の金銭をはじめとした利害の対立が考えられま す。こうした脅威は保証プロセスの開始時に評価すべきで す。第一者保証を行う企業は、保証プロセス中に潜在的な 利害対立をどう回避したかを報告すべきです。

保証者の適格性

FLW インベントリーの保証者の適格性を満たす条件を 以下に挙げます。

- ▶ 保証枠組みに従った保証の専門知識と経験
- ▶ FLW インベントリーの実施や関連する方法論の知識と 経験
- ▶ 誤り、漏れ、虚偽の陳述があった場合、その重大さを 評価する能力
- ▶ 信用、独立性、データや情報を疑ってみる職業的懐疑 心

表12.2 | 保証の種類

保証の種類	説明	独立性の仕組み
第一者保証	報告組織体内部に属しているが、FLW インベント リーとは無関係の者が実施する内部保証	異なる報告系統(つまり、保証者は FLW インベントリーの実施や報告の関係者には報告せず、逆もまた同様)
第三者保証	FLW インベントリーを実施する組織体とは独立し た組織に属する者が実施する第三者保証	保証者と報告組織体が同一組織に属していない

保証の遂行

保証業務は、遂行するのが第一者であれ、第三者であ れ、次の手順を要します。

- ▶ 計画策定と範囲設定(リスクや重要な虚偽記載の決定 など)
- ▶ インベントリーの方法論、情報源、計算(前提条件も 含め)の理解
- ▶ 保証プロセスの遂行(証拠集め、分析など)
- ▶ 結果の評価
- ▶ 結論の決定と報告

保証プロセスの性質と範囲は、保証業務が合理的保証 と限定的保証のどちらを得るためにあるかによって異なり ます。最も保証水準が高いのが合理的保証です(評価に は不確実性がつきものですから絶対的保証というものはあ りません)。限定的保証では保証の証拠を得るプロセスが 合理的保証より厳格ではありません。

保証プロセスのタイミング

保証プロセスは報告組織体が FLW の推定を公表する 前に実施されます。そのため保証意見(もしくは改定され た意見)と主張の発表の前に重要な虚偽記載を修正する 余地があります。必要であれば、保証作業を FLW 推定の 改善に役立てられるように、保証プロセスは FLW 推定の 発表より前に十分に余裕をもって開始すべきです。

保証は、 食品ロスおよび 廃棄物(FLW)の推定が 正確で、 FLWスタンダードに 合致しており、 透明性と関連性があり、 重要な虚偽記載がない ことの証明手段です。

予定した方法論の詳細が決まったところで保証プロセス を開始し、保証者から提言された変更を実地調査の実施 前に反映させる場合もあります。これは、報告段階で始ま る保証プロセスに勝るメリットがある方法です。定量化の 方法論に関する問題で報告段階まで発見されなかったもの に、定量化が完了してから対処できることはまずないから です。さらにまた、方法論の段階から保証を受ければ、イ ンベントリーの実施者が方法論のあらゆる面とそれらが結 果に与える影響を早い段階で考えざるを得なくなります。

このように早い段階の保証を準備する際は、定量化の方 法とその選定理由を文書に残すべきです。文書化という行 為によって方法論を強化しなければならない面が明らかに なります。保証者は関連する定量化の方法について専門知 識をもっているはずですから、その経験は採用する方法の 強化に生かされ、インベントリーにも、最終的な結果の堅 牢性にもプラスになります。

保証に要する期間は、主題の性質と複雑さや求める保 証水準によって決まります。

保証の準備

保証の準備は、保証者が要求する証拠を用意し、すぐ 閲覧できるようにすることが中心です。保証者が要求する 証拠と資料の種類は主題、部門、求める保証の種類によっ て異なります。

保証プロセスの開始に先立ち、報告組織は次の資料を 用意し、保証者が閲覧できるようにすべきです。

- ▶ 会社の書面による主張 (FLW の推定や報告書)
- ▶ 方法論一式
- ▶ 入手可能なら、質・量ともに適切な証拠 (生データ、分析計算など)

保証プロセスが定量化と同時進行で遂行されている場 合、初めのうちは上記資料がすべてそろわないかもしれま せん。その場合、報告組織は必要な資料を用意ができ次 第提供すべきです。

FLWインベントリーとも、 その報告プロセスとも利害関係をもたない 独立した保証者を選ぶべきです。

保証の課題

FLW 推定の保証にはいくつかの課題があります。推定 の根拠は収集データ、既存データ、計算、仮定(前提条件) などが混在したものです。どの推定にも、定量化するのが 難しいバイアスを含め、ある程度の不確実性はつきもので す。したがって、保証を遂行する際は、データ収集の方法、 採用した既存データの完全性、仮定の妥当性を検討する ことが重要です。

保証声明書

保証声明書は、保証者の FLW インベントリーの結果に 関する結論を伝えるものです。第一者保証か第三者保証 かによって書式が異なることもあります。一般的に声明書 に盛り込まれる内容を以下に示します。保証声明書に必須 の内容、その他 FLW スタンダードが声明書に含めること を推奨する情報(該当する場合)を組み合わせたものになっ ています。

導入

- ▶ 報告組織体の説明
- ▶ 報告組織体の主張に対する論及

保証プロセスの説明

- ▶ 保証者の適格性(必須)
- ▶ 保証プロセスの概要と実施状況(必須)
- ▶ 報告組織と保証者それぞれの責任の説明
- ▶ 保証基準のリスト
- ▶ 保証が第一者によるものか、第三者によるものか(必須)
- ▶ 第一者保証なら、潜在的な利害対立の回避策(必須)
- ▶ 保証プロセス遂行上の要件である保証業務基準 (表 12.1 参照)

結論

- ▶ 保証意見、達成された保証の水準(限定的か合理的か) を含む
- ▶ 保証者の結論に関する補足説明、言及した例外の詳細 や保証業務中に遭遇した問題など

主張に保証基準からの重要な逸脱がある場合、その逸 脱の影響を報告組織体が報告すべきです。 FLW 推定の 今後の改定時に改善すべき点に関して保証者から受けた 推奨事項を組織体が報告してもよいでしょう。



報告は、説明責任を果たすためにも、ステークホ ルダー(外部・内部ともに)との効果的な関係構築 のためにもきわめて重要です。報告する情報が関連 性、正確性、完全性、一貫性、透明性という報告 の大原則に基づいていることが不可欠です(第5章 参照)。食品ロスおよび廃棄物(FLW)インベントリー 報告の雛形サンプルは、www.FLWprotocol.orgか らダウンロードできます。

他章ですでに述べた測定および報告の要件に 基づき、本章では、FLWスタンダードに適合する FLW インベントリー報告を作成するために報告し なければならない情報をまとめます。必須情報に 加えて、組織体の具体的な目的や報告書の想定す る読み手のニーズを満たすほかの要素も報告する ことを検討すべきです。こうした推奨要素は省略可 能であり、節 13.3 で述べます。これらはインベント リー報告に加えてもよいですし、求めに応じて入手 できるようにしてもよいでしょう。

各節の主な内容は次のとおりです。

- ▶ 報告の目的
- ▶ FLW 報告書の想定する読み手
- ▶ 報告書の結果を伝える
- ▶ 制限(免責事項)を告知する
- ▶ FLW スタンダードの要件について報告する
- ▶ オプションの報告要素

13.1 報告のガイダンス

報告の目的

FLW スタンダードに適合する FLW インベントリーを作 成する最重要目的は、各食品サプライチェーン内部で、ま た関係する全食品サプライチェーンで FLW 削減を追求す るための良い刺激を生み出すことです。この目的を達成す るための最初のステップが FLW 定量化の目的を定めるこ とであり、最終ステップが報告です。インベントリーの作 成から結果の報告まで、全プロセスが FLW の防止と削減 の機会をしっかり把握するためにあります。報告は内外の ステークホルダーとのコミュニケーションも促進し、ひいて はそれが FLW の原因に優先順位をつけ、対処する組織体 を支えることになります。

想定する読み手

目的を設定し、FLW インベントリーを作成する際は、イ ンベントリー報告を利用することになる読み手のニーズに 留意することが重要です。想定しうる読み手は多様であり、 報告組織体が FLW インベントリーを作成する端緒となっ た目的を初めに設定した当事者も含まれます(企業の経営 陣、業界団体、政府機関など)。表 13.1 は想定する読み 手の一例です(但し、想定する読み手を網羅したリストで はありません)。

結果を伝える

読み手が誰であるかにかかわらず、報告書を作成する意 図は、FLW 定量化の目的、およびさまざまな測定上の決 定を下した背景や根拠を明確に説明し、インベントリーか ら導かれる全体的な結論をまとめ、インベントリーの結果 の制限(免責事項)を告知することであるべきです。FLW インベントリー報告の読み手は、FLW の量に関心をもつで しょうが、おそらく組織体の現在の活動、あるいは今後の 計画、すなわちインベントリーの結果を受けた FLW の削 減計画にも関心を寄せるでしょう。したがって、FLW 報告 書を準備する際は、活動計画や、該当する場合は、特定 のステークホルダー (消費者や政策決定者など) が FLW 削減策を講じる機会についてもステークホルダーに情報を 提供してよいでしょう。

表13.1 | FLWインベントリー報告の想定する読み手とその関心

読み手の種類	FLWインベントリー報告に対する関心の特性(例)
政府間組織(IGO)	例えば、国連持続可能な開発目標(SDGs)ターゲット 12.3 ^a など、組織体の報告の比較範囲となる FLW の目的、又は目標を設定
政策決定者と政府プログラム管理者	FLW 削減の任意プログラムや義務的プログラムなど、インベントリーの結果に基づいて今後のプログラムや政策を計画
持続可能性報告プログラム	インベントリーの結果の報告、登録、普及のためのプラットフォームを提供
FLW 専門家(研究者、学者など)	インベントリーの結果を別の調査のデータとして利用
持続可能性や環境問題の専門家	ある国、部門、食品カテゴリーの FLW について理解を深めたいと希望
保証提供者	インベントリーに関する保証業務を遂行
一般市民	FLW に関心はあるが、FLW インベントリーの知識や経験なし

^a 国連持続可能な開発目標(SDGs) は、志の高いグローバルな目標を掲げるとともに、国内目標については各国政府に委ねられており、グローバルな水準の抱負を指針としながら も国情を考慮に入れて独自に設定することになっている。SDGsの目標12は「持続可能な生産消費形態を確保する」である。その個別目標(ターゲット12.3)は「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」である。

https://sustainabledevelopment.un.org/sdg12

最初のFLW報告書を発行したら、後続の報告書で前の報告書以降に起こった変化の概要を提供したり、FLWの削減努力を紹介したりすべきです。例えば、前回のインベントリーと比較したFLW量の減少もしくは増加の概要、FLWが増加もしくは減少した理由の説明、効果の高い取り組みの紹介、特にFLWが集中的に発生する場所の削減活動に焦点を当てた計画などが考えられます。

インベントリーの結果の制限(免責事項)を 告知する

インベントリーの範囲など、結果に影響を与え、インベントリーの用途を制約する要因を読み手が認識していることが重要です。したがって、報告書には「免責事項」(お断り、但し書き)を含めるべきです。これは、FLW インベントリー報告で提供される結果を評価したり、利用したりする場合に考慮に入れるべき事柄を説明する短い段落です。ここで結果の比較可能性や正確性に影響を与える可能性のある制限を読み手に告知します(囲み記事 13.1)。

囲み記事13.1 |制限(免責事項)の告知例

本報告書で報告される結果は、組織体 X の仮定と実践に限定されたものです。本報告書をお読みになって、本報告書の結果とほかの FLW インベントリーの結果を比較して結論を出される際は、<u>この点にご注意ください</u>。インベントリーの結果の比較可能性と正確性は、インベントリーの範囲(すなわち、*食品損失と廃棄に関する測定および報告に関する基準*で定義される期間、素材タイプ、送り先、境界)、定量化手法、仮定によって影響されます。用語集と FLW インベントリーのプロセスに関する詳細については、『Food Loss and Waste Accounting and Reporting Standard(食品損失と廃棄に関する測定及び報告に関する基準)』(www.flwprotocol.org)をご参照ください。

13.2 必須情報

FLW スタンダードの要件に従って FLW を報告する場合 に含めなければならない要素を表 13.2 にまとめます。この 表に基づく報告の雛形サンプルは www.FLWprotocol.org からダウンロードできます。ただし、必須情報がすべて報 告されるならば、書式は問いません。想定する読み手に とって最も有用だと思われる書式で報告してよいでしょう。 FLW スタンダードの要件のうち、情報を「記述」 するよう 指示のあるものに関しては、FLW インベントリーの想定す る読み手のニーズを満たす十分な詳細を伝えるべきです。

13.3 オプションの報告要素

必須情報に加えて、組織体の具体的な目的や報告書の 想定する読み手のニーズを満たすほかの要素も報告するこ とを検討すべきです。こうした推奨要素は、インベントリー 報告に加えてもよいですし、請求に応じて入手できるように してもよいでしょう。以下に例を示します。

範囲や方法論の詳細

- ▶ インベントリーの結果とその計算方法に関する背景情 報の補足
- ▶ 結果の細分化。例えば、FLWの量を次の条件で分類 します。
 - ▶ 食品カテゴリー (例えば、肉、穀物、果物、野菜といっ た食品の種類)
 - ▶ ライフサイクル段階
 - ▶ 地域
 - ▶ 組織単位
- ▶ FLW の送り先に関して、FLW が資源として回収される かどうか、資源として回収される FLW の比率、回収さ れる資源は何かについての情報(節6.5参照)。
- ▶ 不確実性を減らす取り組み (第9章参照)
- ▶ 正規化因子を適用する場合、選択した因子の説明と選 択の根拠を正規化因子データの情報源も添えて記載(付 録 C 参照)。

FLW インベントリー報告の用途

- ▶ 結果の適切な利用に関する制限(囲み記事 13.1 参照)
- ▶ 結果の解釈と利用に関する補足説明

FLW の原因と駆動要因

▶ FLW 定量化調査で集まった FLW の原因に関する定性 的データ (第11章参照)

目標設定と変化の追跡

- ▶ 基準年の選定理由
- ▶ 詳細な FLW 削減計画
- ▶ 前回のインベントリー以降、FLW に変化があった場合、 その概要と説明
- ▶ 結果に伴う不確実性
- ▶ 基準年再計算方針と再計算する場合の根拠と背景
- ▶ 目標監視の方法
- ▶ 目標達成期間内に定量化された全時点の FLW (合計 量、および「住民一人当たり FLW」など、目標の評価 に用いる指標を含む)

表13.2 | FLWインベントリーの必須情報の報告に含める項目の概要

報告の区分	要素	必須の補足説明 (該当する場合)
一般情報	 ▶ 情報を報告する組織体の名称 ▶ 連絡先 ▶ 定量化の単位(重量) ▶ インベントリー作成日 ▶ 2回目以降のインベントリーの場合、前のインベントリー報告へのリンク、方法論上の変更の説明 	
範囲(第6章参照)	期間(開始日と終了日を含む) 素材タイプ(食品、不可食部分、両方)	食品サプライチェーンから排除される食品もしくは不可食部分を別々に測定するかどうか: ▶ 素材タイプが食品か関連する不可食部分か分類するために参照した情報源もしくは枠組み(素材タイプが人間による消費を「目的」としていた
	送り先と経路(送り先不明で経路が必要な場合のみ)	か否かを定義する前提条件も含む) ▶ 別々の量を計算するために採用した 方法、該当する場合は適用した換算 係数すべてとその情報源
	境界、すなわち食品カテゴリー、ライフサイクル段階、地域、組織(採 用する分類の情報源を含む)	
	以下の確認: 包装その他 FLW 範囲外の物質(およびその重量)の除外;発生状態 を反映した FLW の報告重量、すなわち、加水前か、FLW の含水重量 が減少する前か;収穫前の損失の除外	FLW の重量を FLW 範囲外の物質から 分離するために、あるいは元の FLW 重 量を推定するために計算が必要だった 場合、採用した計算方法
インベントリーの結果	FLW の合計量(重量)	以下の条件で分類される量: ▶ 素材タイプ (「食品と不可食部分」 の合計か、素材タイプごとに別々に) ▶ 送り先 (判明しているなら) か、送り先不明なら経路ごとの合計 FLW

表13.2 | FLWインベントリーの必須情報の報告に含める項目の概要(つづき)

報告の区分	要素	必須の補足説明 (該当する場合)
FLW の定量化方法の 決定(第7章参照)	使用した定量化手法を記述し、既存の研究やデータを使用した場合は 出典と範囲を明確化する。	
データの収集、計算、 分析(第 8 章参照)	データの標本抽出と定率拡大を実施する場合、採用する標本抽出法と 計算方法、ならびに標本データを収集する期間(開始日と終了日を含む) を記述する。	
不確実性の評価 (第 9 章参照)	FLW インベントリーの結果に伴う不確実性を定性的に記述するか定量 的に評価するかその両方を行う。	
保証を実施する場合 (第 12 章参照)	以下を含む保証声明書を作成する: 第一者保証か、第三者保証か 保証意見 保証プロセスの概要 保証提供者の適格性 潜在的な利害対立の説明(保証の独立性)	
FLW 量を経時的に追 跡し、削減目標を設定 する場合 (第 14 章参照)	 ▶ 基準年 ▶ 目標の範囲(該当する場合、削減目標と完了日を含める)、およびFLW インベントリーの結果のすべてを経時的に追跡するのか一部のみか。一部のみ追跡する場合は、理由を説明する。 ▶ 定量化手法や前提条件に重大な変化が生じた場合、基準年のFLW インベントリーの結果を再計算する。 	





要件

食品ロスおよび廃棄物(FLW)の量を追跡したり、FLW削減目標を設定したりする場合、基準年を選定し、目標の 範囲を明確にし、必要に応じて基準年のFLWインベントリーを再計算するものとする。

FLW の測定および報告によって FLW を経時的 に追跡し、報告することも可能です。 FLW を定量 化する際に定めた目的に沿って、将来の FLW 削減 目標を組織体自身で設定することもあれば、外部 の行為者(政府間組織、中央政府、業界団体など) が構成組織体に対して目標を設定することもあるで しょう。

FLW インベントリーの報告では、FLW スタンダー ドに適合していれば、削減目標の設定やインベント リーの変化の追跡は必須ではありません。ただし、 削減目標を設定し、インベントリーの変化を追跡す る場合は、本章で述べる要件に従うものとします。 各節の主な内容は次のとおりです。

- ▶ 基準年の選定
- ▶ 目標を設定する範囲の明確化
- ▶ 目標を選択
- ▶ 目標に対する実績を監視
- ▶ 基準年の FLW を再計算

14.1 基準年の選定

組織体の FLW を経時的に追跡する場合、ある期間(通 常は1年)を比較の範囲にします。この期間は「基準年」 と呼ばれることが多くあります。 基準年に発生した FLW の量と目標達成期間の終了時に発生した量とを比較して、 目標が達成されたかどうかを評価します。

FLWスタンダードのユーザーは、目標を設定し、実績を 経時的に追跡する場合、比較範囲の基準年を選定するも **のとします**。また、その基準年を選定した理由も明示すべ きです。FLW の精度が高い(つまり不確実性のレベルが 低い)基準年を選定することは、最大の利益をもたらすで しょう。経時的な追跡調査がより有意義な一貫性の高いも のになるからです。したがって、FLW の実態をよく反映し た FLW インベントリーの結果が得られるまで基準年を選 定しないという判断も想定されます。

14.2 目標の範囲の明確化

FLWスタンダードのユーザーは、目標の範囲を明確にす **るものとし**、特に FLW インベントリーの結果のすべてを 経時的に追跡するか、一部のみかを明示しなければなりま せん。インベントリーデータの一部のみを目標の範囲に含 める場合は、その理由も説明するものとします。

基準年の FLW として定義されるインベントリーの範囲 は、第6章で述べた要件とガイダンスに従って設定されな ければなりません。以降、この範囲は目標を設定し、追跡 している期間中一定に維持されるべきです。

FLW インベントリーと目標それぞれの確定した範囲が一 致することが理想的です。しかし、インベントリーと厳密 には一致しない目標を設定することもあります。特に目標を FLW インベントリーより狭く定義する場合にそうなる可能 性が高くなります。表 14.1 は、FLW インベントリーの範囲

と目標の範囲を区別する場合の例です。この例では、パイナップル缶詰メーカーが、「ごみ廃棄場処理される食品(つまりパイナップル果肉)の量を2035年までに25%削減する」という目標を設定しています。このような場合は、インベントリーと目標それぞれの範囲の違いを報告すべきです。

14.3 目標の選択

基準年が確定すれば、経時的なFLW削減目標を設定できます。FLWスタンダードでは、削減目標の設定は必須ではありませんが、全体的な目標を視野に入れて、削減目標の設定を検討すべきです。目標があれば意識が高まり、注目を喚起し、FLW削減に向けてリソースを集めることができます。FLW削減目標を設定する際は、目標の種類、完了日、水準という3つの要因を考慮すべきです。

目標の種類

目標には総量目標と相対目標(原単位目標とも言う)があり、どちらを設定してもよく、両者を組み合わせることもできます。総量目標は、具体的な量として表現されます。例えば、ある会社が2020年までにFLWを2016年の水準から100万トン(t)削減する計画であるというのが総量目標です。相対目標は、ほかの指標との比較で表現されま

す。例えば、ある国の政府が 2030 年までに FLW を 2016 年の水準から国民一人当たり 50%削減する目標を設定するというのが相対目標です。透明性を確保するために、相対目標を採用する場合は、目標の範囲に入る FLW の絶対量も報告すべきです。

相対目標ならば、FLW量を目標の範囲に入る全食品と比較する方法もあります (例えば、ある国が生み出す FLWはその国の食糧供給の20%に相当、あるいはレストラン1店舗で販売されたサラダの40%が FLWになる)。このような場合は、目標の範囲に入る食品の全体量を定量化できなければなりません。

目標完了日

目標完了日は、目標が相対的に短期的なものか長期的なものかを示します。目標完了日は基準年と同じ時間単位で表現すべきです(1 暦年や12 カ月間など)。できれば長期目標(10 年以上など)を設定して長期計画の指針となるようにするとよいでしょう。短期目標、すなわち長期目標内のマイルストーン(道標)もあると頻度を上げて進捗を評価できます。長期目標と短期目標のどちらを選択するかは、FLW の監視を実施する頻度によっても影響されます。

表14.1 | FLWインベントリーとFLW削減目標の範囲の違い: パイナップル缶詰メーカーの例

範囲となるFLWインベントリー の構成要素	FLWインベントリー	FLW目標
期間	1年 (2016)	1年 (2035)
素材タイプ	食品と関連する不可食部分	食品のみ
送り先	全送り先	ごみ廃棄場のみ
境界	この会社(本社ホンジュラス)が直接経営する全 缶詰工場のパイナップル	この会社(本社ホンジュラス)が直接経営する全 缶詰工場のパイナップル

目標水準

削減目標の設定水準は志の度合いを表します。目標が 内部的に、すなわち報告組織体自身によって設定される 場合、目標は組織体の志の度合いを反映するものになりま す。目標が外部の行為者、中央政府や業界団体などによっ て設定される場合、組織体はその目標を採用するか、より 野心的な目標をめざすことになるはずです。一般的に言え ば、基準年と比較して大幅に FLW が削減される目標を設 定すべきです。 さらに言えば、FLW の削減が順調に推移 するにつれて、また FLW 削減のための新技術や介入策が 実用化されるにつれて、目標はより意欲的なものにできる し、そうすべきです。

14.4 目標に対する実績を監視

目標に対する実績を監視し、評価する方法はいろいろあ ります。監視とは、目標達成期間中に FLW をさまざまな 時間間隔で定量化することです。監視することで目標を達 成したかどうか(あるいは達成途上にあるかどうか)を確 認できます。評価は、FLW を削減するための取り組みが 効果的かどうか評定するプロセスであり、このプロセスを 経ることで、どの計画や活動が目標達成(もしくは目標の 進捗)に成功したか理解を深めることができます。

FLW 監視計画の策定

目標達成期間の最初に監視計画を立てることが望ましい でしょう。監視の現実的な諸問題が目標の枠組みに影響 を与えることもあるため、まだ目標の詳細を検討している うちに監視計画を立てるのが理想的と言えます。進捗を報 告する際は、監視方法について説明すべきです。次の節 で、監視に関する重要な考慮事項、すなわち定量化の頻度、 範囲の一貫性、定量化手法の一貫性について述べます。

定量化の頻度

監視計画には FLW を定量化する頻度を含めるべきで す。少なくとも、目標達成期間の開始時点と終了時点では FLW を監視する必要があります。目標達成期間の途中で 定量化を実施することもあり、そうすれば目標の進捗が順 調かどうか早い段階で分かります。できれば中間的な定量 化を一定間隔で実施することを計画すべきであり、そのほ うが現在の FLW 削減戦略の成功度合いに関して有益な 情報が得られ、それに応じた調整措置もとれるでしょう。 例えば、英国では、地方自治体が家庭ゴミを収集し、既 存の廃棄物組成データに基づいて家庭から出る FLW の データを定量化しています。地方自治体はそれぞれ不定期 に廃棄物組成分析を実施し、そのデータはおよそ2年に1 度の頻度で合計されて英国全体の推定となります。

FLWの測定および報告によって FLWを経時的に追跡し、報告することも 可能です。

2年に1度でかなり正確な推定が出る十分なデータが得られるため、この間隔は監視頻度として適切だと証明されています。これより頻度を上げると、以下の問題が懸念されます。

- ▶ 少数の廃棄物組成分析に基づく推定になり、よって不確実性が容認できないレベルになります。
- ▶ 以前の推定の一部としてすでに用いられた廃棄物組成 分析のデータを用いることになります。これは目標に対 する実績を監視する場合に回避すべき方法です。

範囲の一貫性を確保し、不確実性を低減

FLWの目標を適切に監視するには、経時的に定量化し、比較するFLWインベントリーの範囲が一定であるようにすべきです。可能ならば、目標に近づくにしろ、遠ざかるにしろ、不確実性のレベルが低く、小さい変化でも検出できるデータを用いることも重要です。そのためには次の点に留意しなければなりません。

- ▶ 精度の高い結果になる定量化手法を選択します。例えば、アンケートやインタビューで FLW の量を思い出してもらう方法よりも FLW の重量を計るほうが正確なデータになる可能性が高くなります。
- ▶ 標本抽出に伴う不確実性を最小化する堅牢な標本抽出 法を採用します(節 8.1)。
- ▶ 第9章で述べたように、その他の不確実性(およびバイアス)を減らします。

定量化手法の一貫性を確保

FLWを監視する時点で同じか類似した定量化手法を適用する際に、一貫性を保つことも重要です。選択した方法に必要な情報がFLWを定量化する各時点で利用可能かどうか考慮すべきです。例えば、廃棄物処理会社の記録に基づく定量化なら、この記録は基準年にも、目標年にも用いることができなければなりません。

定量化手法の変更——大小ともに——は、FLWの推定を大きく左右しかねません。方法に変更があった場合は、その変更をインベントリーで明示し、FLW水準の変化の考えられる原因として特記すべきです。

14.5 基準年の FLW を再計算

FLWスタンダードのユーザーは、重大な変更が生じた場合、基準年のFLWインベントリーの結果を再計算するものとします。再計算は、一貫性を保つ、インベントリーの経時的な比較を有意義なものにする、目標に対する進捗を正確に監視するために必要です。再計算を要する重大な変化の例を以下に挙げます。

- ▶ 組織の構造的変化、例えば、合併、買収、ダイベストメント(持株や事業の売却)など。
- ▶ インベントリー範囲の変更
- ▶ 計算方法の変更、データの正確性の向上、重大な誤り の発見
- ▶ 政府の管轄範囲の変更
- ▶ 基礎となる FLW の変化を表していない換算係数の変 更

重大な変化は、1つの大きな変化から生じるとは限りま せん。いくつかの小さい変化が積み重なって大きくなった 結果、生じることもあります。大きな構造的変化があった 場合に基準年の FLW を再計算する代わりに、FLW 削減 目的、又は目標に矛盾しなければ、基準年をもっと最近の 年に決め直してもよいでしょう。

基準年の再計算方針を決定

基準年を設定する際は、基準年の再計算方針を立て、 再計算の根拠と背景を明文化しておくべきです。基準年の インベントリーの結果を再計算するかどうかは、インベント リー範囲や方法の変更の重大性によります。重大か否かの 境界は組織体が定義し、矛盾なく適用すべきです。重大 な変化の例を挙げると、報告される FLW の量を 10%以上 変えてしまうインベントリー範囲や方法の変更です。基準 年 FLW の再計算方針の一環として、基準年 FLW の再計 算が必要になる重大性の境界を定め、開示すべきです。

所有権や管理に構造的変化が生じた場合の 再計算

合併、買収、ダイベストメント、国境の変更など、報 告組織体に重大な構造的変化が生じた場合、基準年の FLW インベントリーの結果をさかのぼって再計算すべきで す。例えば、FLWスタンダードを採用している会社が報告 3年目に子会社を売却するとしたら、その子会社によって 生じた FLW を社の基準年のインベントリーから削除して 基準年の FLW インベントリーの結果を再計算します。こ の調整によって3年目のFLW は一見減少するが、それは FLW 管理上の変化ではなく構造的変化の結果です。

過去のFLWインベントリーを入手できない子会社を買収 した場合、買収した会社は報告書で FLW 大幅増の理由 として買収の件に言及すべきです。新しく買収した会社が 前年に生み出したであろう FLW 量を大まかに推定するた

めに、類似した組織から推定する方法(外挿もしくは補外) もあります。このような場合、新しい子会社の FLW は別 に定量化して、既存のインベントリーに影響を与えないよう にすることもできるでしょう。

インベントリー範囲に経時的な変化が生じた 場合の再計算

組織体が FLW インベントリーの範囲を経時的に変更す ることもあります。例えば、州政府が基準年に FLW の定 量化を1市のみで開始し、翌年からほかの市を追加すると いうことが想定されます。あるいは、農家が基準年に雑穀 関連の FLW を定量化したが、翌年はソルガム (モロコシ) も追加したという例も考えられます。 FLW インベントリー の範囲を追加または変更したことによる累積的な影響が重 大なら、新しい品目を基準年のインベントリーに含めるべ きです。そのためには入手可能な活動データの履歴に基づ いて基準年にデータを後付けします。こうしたデータが入 手できなければ、基準年以降に生じたインベントリー範囲 の変更をすべて開示すべきです。

経時的に定量化手法の変更やデータの正確 性向上があった場合の再計算

組織体が FLW 定量化の方法を経時的に変更することも あります。例えば、より多くの情報源からより多くのデータ を収集した結果、データの質が著しく向上したという場合 です。FLW インベントリーの経時的な変化は実際に FLW が増加もしくは減少した結果であって、方法の変更の結果 ではないことを組織体は保証すべきです。したがって、も し情報源や方法の変更の結果、FLW インベントリーに著 しい差が生じているなら、新しい情報源や方法を適用して 基準年の FLW インベントリーの結果を再計算したほうが よいでしょう。こうしたデータが入手できなければ、基準 年以降に生じた情報源や方法の変更をすべて開示すべき です。

付録A データの標本抽出と 定率拡大の方法

A1 はじめに

食品ロスおよび廃棄物(FLW)発生単位の標本(サンプル)や物理的 FLW の標本からデータを収集し、定率拡大(スケールアップ)して合計 FLW を推定する場合、FLW スタンダードでは、結果の報告の際に採用した標本抽出(サンプリング)法と計算方法を明確に述べることが要求されます。

本付録では、標本抽出に関する全般的なガイダンスとして、標本抽出法の選定、経時的なFLW発生の典型となる標本の入手、適切な標本サイズの決定に関する考慮事項などを説明します。標本データが母集団全体やFLWインベントリーの全期間をカバーしていない場合にはデータの定率拡大が必要になりますが、その方法に関するガイダンスも提供します。

標本抽出や定率拡大の専門知識がない組織体ならば、統計専門家や経験豊富な調査員に指導を仰ぐべきです。

A2 標本抽出に関するガイダンス

代表する標本の選定はデータの正確性に影響します。したがって、FLW 発生単位と物理的 FLW の標本が母集団の全単位と全 FLW をできるかぎり代表するものであることが重要です。FLW 発生単位の標本を抽出する主な方法は2つあり、両者は得られるデータが全単位をどれだけ的確にとらえているかという点で異なります。この2つは「確率標本抽出法」と「非確率標本抽出法」です。確率標本抽出法では、母集団の全 FLW 発生単位に既知の等しい確率で選ばれる可能性があり、よって調査対象の母集団全体の特性を統計的に表現し得る無作為標本が得られます。非確率標本抽出法では、1つの FLW 発生単位が選択さ

れる可能性はたいてい未知です(例えば、標本が取り出される母集団の正確なサイズと性質が十分には分からないという理由で)。非確率抽出標本は、母集団全体の特性の指標として無作為標本より信頼性の点で劣ります。

状況によっては、FLWの全量を計測(もしくは概算)するのは現実的でないため、FLW発生単位から出る物理的FLWのごく一部のデータしか入手できないことがあります(所定の期間内には)。例えば、当該期間に出るFLWがあまりにも多くて全部の重量を量れないといった事情です。こういう状況では、母集団のFLW発生単位から出る全FLWを代表する標本を入手することが重要です(節A2.2参照)。

A2.1 FLW 発生単位の標本を抽出する方法

本節では、確率標本抽出法と非確率標本抽出法の概要を述べます。まず、両者の違いが分かりやすい2つの例を 挙げます。

確率標本抽出法の例として、小売業者が廃棄物組成分析を実施するとします。これを全店で実施する余裕はないため標本となる店を選んで実施する予定です。同社は店舗数を正確に把握しており、全店に調査への参加を命ずることもできるため、調査対象の店を無作為に選ぶことができます。例えば、各店に番号を割り当て、乱数生成器を使用して店を選び出す方法があります。

対照的に、自治体が市内の食品を販売している店から 標本となる店を選んで廃棄物組成分析を実施するとしま す。ただし、自治体は店舗数を正確には把握していないし、 店に調査への参加を命ずる権限もないとします。この場合、 自治体は知っている店すべてのリストを作成し、無作為に 何店か選ぶことになります。しかし、参加を拒否する店も あるかもしれず、その場合は代わりの店を選ばなければな りません。しかも、最初から数に入っていない店もあった かもしれません。ということは全店が等しい確率で調査対 象に選ばれるわけではなく、よって標本は真の意味で無作 為ではありません。これが非確率標本抽出法です。

確率標本抽出法

FLW 発生単位を確率標本抽出法、すなわち「単純無作 為抽出法」で選ぶには、以下の3つの基本ステップを要し ます。

- 1. 定量化調査の対象に入る全 FLW 発生単位のリストを 作成、または入手(個々の食料品店など)。これは標本 枠(フレーム)と呼ばれ、枠内の全 FLW 発生単位が 調査の母集団を構成します。ビジネスとして事業活動を している組織体なら、おそらく全事業地のリストを用意 し、そこから標本を選ぶことになるでしょう。標本枠を 定義するために外部情報源から情報を集める必要があ る組織体は、調査対象の部門と FLW 発生単位の定義 に応じて、企業要覧、税支払い企業リスト、郵便デー タベースなど、さまざまな選択肢から選択できます。複 数の情報源をまとめて1つにしなければならないことも あります(重複している FLW 発生単位はリストから除 きます)。
- 2. このリストから FLW 発生単位を無作為に選択。無作 為選択は確率標本抽出法の基本です。そうすることで 全単位が選ばれる可能性が等しくなり、その結果、母 集団を代表する標本になるからです。この選択はソフ トウェアや乱数生成器を使用して行うことができます。 あるいは、最初の発生単位を無作為に選んだら、n番 目ごとに選択するという方法もあります。FLW 発生単 位をいくつ選ぶかという問題(つまり標本サイズ)につ いては、節 A2.4 で述べます。この無作為に選択した FLW 発生単位のリストが標本と呼ばれます。
- 3. 標本内の FLW 発生単位から FLW データを取得。標 本内の全 FLW 発生単位から情報を取得することは一 般に不可能です。例えば、一部が調査への参加を拒

否することもあります。しかし、標本内のできるだけ多 くの FLW 発生単位から FLW データを収集する努力は すべきです。FLW 発生単位からデータを取得できない と無同答バイアス(偏り)の原因になります。無回答バ イアスが生じるのは、情報を提供する FLW 発生単位 の FLW 水準がデータを提供しない単位と比べて異な る場合です。参加拒否があっても標本サイズを増やす ために別の標本で代替はしないというのが確率抽出法 の重要な側面ですから、回答を促す努力を惜しまない ことが不可欠です。代替してしまうと、全単位が選ばれ る確率が既知で等しいことという規定に反することにな ります。

標本抽出の記録をつけて、依頼の承諾と拒否の詳細を 記録することが望まれます。FLW 発生単位から情報を取 得することが不可能な場合、それを理由も添えて書き留め るべきです。

確率標本抽出法に分類される別の方法がいくつかありま すが、そのステップは基本的に上記の単純無作為抽出法 と同様です。状況によっては、それらの方法、特にクラスター 抽出法(集落抽出法)と層化無作為抽出法が適切なことも あります。

クラスター抽出法 (集落抽出法) が適しているのは、 FLW 発生単位が地理的に散在しており、無作為に選んだ 標本から情報を収集するのが現実的に難しい場合です。ク ラスター抽出法は一般に2段階(もしくは多段階)プロセ スです。まず、調査対象となる地理的領域(自治体、全 農場など)を無作為に選び、次に、その領域内からFLW 発生単位を無作為に選びます(自治体内の家庭、同じ作 物を生産している農場内の農地など)。この抽出法にする と、標本数は多くしなければならないが、コスト(旅費、 場所を仕分ける費用など)は抑えなければならないという 場合に定量化コストを削減できます。

層化無作為抽出法が適しているのは、母集団全体の中 に FLW の量や種類が異なる明確な下位集団がある場合 です。この方法では、母集団を「層化」してから、すなわ ち標本抽出の前に母集団を下位集団に分けてから、各層 を個別の母集団として扱うというプロセスになります。適切 に層化すれば、母集団全体の推定における不確実性が低 くなるはずです。さらに、層化によって組織体が母集団内 の明確なグループについて推計しやすくなることも期待で

きます。特に単位数がきわめて少ないグループがあるなら、 無作為抽出にすると、そのグループ内の単位が十分に調 査に含まれなくなることが懸念されます。以下に層化の例 を挙げます。

- ▶ 食品製造現場、加工されている食品の種類別に層化
- ▶ 農地、栽培されている作物の種類別に層化
- ▶ 家庭、世帯人数によって層化

非確率標本抽出法

確率標本抽出法が現実的な理由で不可能なら、非確率 標本抽出法を採用してもよいでしょう。非確率標本抽出法 の最も一般的な種類は、市場調査や社会調査で広く採用 されている割り当て抽出法です。

割り当て抽出法は、層化無作為抽出法(上記参照)の 非確率標本抽出法バージョンですが、共通の特性をもつ下 位集団から無作為に標本を選ぶのではなく、下位集団そ れぞれから単に一定数(割り当て)の発生単位を選びます。 この方法の長所は、FLW 発生単位に連絡が取れなかった り、参加を拒否された場合に、同じ特性をもつ別の FLW 発生単位で代替が可能なことです。しかしながら、無作 為選択でないことは母集団を代表する標本にならない結 果を招くことがあります。したがって、割り当て抽出法は、 単純無作為抽出法が不可能な場合に採用される傾向があ ります (例えば、標本枠を構築する費用効率が悪い場合)。 割り当て抽出法は、無作為抽出法より管理に費用がかかり ません。なぜなら時間のかかる電話のかけ直し(費用もか かる)が減り、よって固定価格で標本サイズを大きくできる からです。確率標本抽出法か割り当て抽出法かという選択 は通常、実行可能性、コスト、正確性の兼ね合いを考慮 して決定されます。

標本となる発生単位を募って「割り当て」を満たす方法 はいくつかあります。いずれにしても、選択した方法によっ て結果にバイアスが生じないようにすることが重要です。 例えば、ある組織体が家庭の典型的な標本を募るなら、 募集活動は1日に何回か行うべきです。これは、日中は家 を空けていることが多い勤労者世帯と日中も誰かが在宅し ていることが多い非勤労者世帯の選ばれる確率を等しくす るためです。偏りなく範囲を募ることに細心の注意を払え ば、割り当て抽出法では標本に偏りが出るというという批 判を克服できます。

ほかにも非確率標本抽出法の種類はありますが、調査対象の母集団を代表するとは言えない標本になりがちであり、したがって FLW スタンダードでは採用を推奨できません。推奨できない方法に含まれるのは、便宜的抽出法(例えば、調査員が知っている FLW 発生単位のみを調査する)、雪だるま法もしくは機縁法・縁故法(まず調査員が知っている FLW 発生単位に連絡をとり、その紹介により別のFLW 発生単位に当たる)です。

A2.2 経時的な FLW 発生の典型的な標本 を採取

FLW の物理的標本を採取するとき、FLW がどのように発生するかが標本に十分に反映されるよう、その標本がFLW 発生量と相関がある変動要素を代表しているべきです。そのためには、FLW が発生する状況を理解する必要があります。これは、しばしば継時的な変動性と関係があります(FLW の発生が時間の経過とともにどう変化するか)。一例を挙げると、毎週発生する FLW が概して同じ量、同じ食品カテゴリーなら(標準的なメニューのレストランから出る FLW など)、毎週 1、2回の標本採取が適当でしょう。

重要な時間的影響の例を挙げると、次の時間枠で FLW 発生量が変化することです。

- ▶ 1週間(平日と比べて週末の発生量が異なるなど)
- ▶ 1年間(主に収穫期に FLW が発生するなど)
- ▶ ある年と別の年(エルニーニョ現象の年とラニーニャ現 象の年の相違など)

通年で発生する FLW に関しては、季節性などの時間 的影響が FLW の組成に影響することもあります。 通年で FLW のデータを収集すれば、1年の変動性が反映された データになるでしょう。概して購買パターンに(したがって FLW にも) はっきりと季節性が見られる食品の種類はい ろいろあります (例えば、英国の調査によれば、清涼飲料 は夏季に購入頻度が高く、スープの購入は冬季との関連性 が高くなります)⁴⁴。

1年に1回だけ発生するFLW に関しては(ある農産物 の収穫期など)、標本採取が必要なのはその期間だけです。 収穫期を例にすると、標本採取の時期が年全体ではなく 収穫期の典型となるように注意すべきです。

もう1つの季節性に対処する方法は、計測結果を定率 拡大する際に季節的影響に合わせて調整することです (節 A3.3 参照)。しかし、そのためには季節的影響が何か、 その大きさはどれくらいかを理解することが必要です。季 節的な傾向を示す食品と飲料の購買データを国が持って いれば、それを外挿して FLW に適用できるでしょう。

季節性に加えて、年によって FLW が変化することもあり ます。農業由来の FLW の場合、FLW の量や種類に天候 による違いが見られることがあります。例えば、エルニーニョ 現象の年とラニーニャ現象の年の相違、生育期の重要な 期間の降水量と降水の種類による相違です。調査設計に おいては、季節性と同様に、この年による相違を考慮すべ きです。そのためには、例えば、複数年にわたって標本を 採取する、関連データがあれば既知の影響に合わせて調 整するなどが必要になります。

以上の変動要素の種類を考慮したら、FLWの標本採取 の方針を策定すべきです。これには標本数はもちろん、い つ・どのように FLW にアクセスするかが含まれるべきです。

A2.3 FLW の物理的標本を採取する方法

本節では、物理的に FLW の標本を採取することに関す る考慮事項、および3つの一般的な標本採取法について 述べます。

物理的に FLW の標本を採取する方法は、大部分が現実 的な問題によって決まるでしょう。前節で述べたように、標 本採取プロセス全体にわたって、FLW 発生単位が発生さ せる全 FLW の典型となる標本が得られるように留意するこ とが重要です。理想を言えば、インベントリーの範囲に入る FLW の発生すべてを集積し、想定されるあらゆる変動性 の原因を考慮して、その集積から標本を採取することにな ります。保管スペースの不足、FLW の分解、健康や安全 の問題をはじめ、さまざまな理由から、この理想的方法は おそらく不可能です。実際には、経時的にいくつかの標本 を採取し、それらが大きければ、そこから副標本を採取す ることになるでしょう。

標本を採取するために機械と場所の双方が必要なことも あります。いずれかがないと特定の方法が選択できなくなる ことがあるため、組織体が採用する方法を決定する際はこ れらの条件を検討すべきです。 さらに、ミキシング(混合) など、物理的に FLW を攪拌する技術によって、FLW に含 まれる食品の種類を特徴づけることが難しくなる点も認識 する必要があります。食品の種類の分別は、例えば、家庭 やレストランから出る FLW の調査の場合、必要かもしれま せん。

FLW が単独の素材タイプなら(小麦など)、その一部 を標本として採取し、定量化することは容易にできます。 FLW が素材タイプの混合物だと分かっているか、それが疑 われるなら(小麦と大麦など)、混合物の典型的な標本を 採取すべきです。

FLW の構成を考えて、構成要素すべてが発生に比例し て採取されるようにすることが重要です。例えば、収集容 器にトマトとレタスが入っているが、レタスはすべて底にあ るという場合、上部から採取した標本は典型的な標本には なりません。そうではなく、中身を外に出し、よく混ぜ合わ せて、一体となった素材タイプから標本を採取すべきです。 可能であれば、収集容器で混ざってしまう前に FLW を計 測すれば、より正確な推定になります。

3つの最も一般的な物理的標本の採取法を以下に示す。 どの方法も FLW を混合する必要があるため、FLW に含まれる食品の種類を把握しようとしている組織体にはあまり適していません。

1. 円錐四分法

「円錐四分法」は、標本採取を繰り返すことによって FLW の集積を減らして管理しやすい量にするために用いられます。課題は、最終標本が元の FLW の集積を偏りなく代表する標本になるようにすることです。

プロセスは以下のとおりです。FLW を完全に混合してから、積み重ねて円錐形にします(これが「円錐」)。次に円錐を平らにして四等分し(四分)、相対する2つの部分を取り除きます。残りをまた混合して円錐形にし、さらに4分の1か2を取り除きます。これを管理しやすい量になるまで繰り返します。管理しやすい量がどれくらいかという決定は大部分が実用上の問題です。もちろん、統計的手法で標本サイズを決めることはできます。混合がうまくできていれば、標本は全体を代表するものになるはずです。FLW の規模と性質によっては、ローディングショベルと運転手が必要な場合もあります。

2. コンパスポイント採取法

「コンパスポイント採取法」では、FLW をよく混ぜ合わせて山にし、少量の標本を山の 4 点から採取します (例えば「北」「南」「東」「西」)。この少量の標本をひとまとめにして重さを計量するための標本にします。この方法を用いる場合、山の高さ全体からまんべんなく標本を採取することが重要です。そうしないと、山の上部にある軽いゴミが多くなって標本が偏る懸念があります。この方法は、スコップを使った手作業でも、ローディングショベルを使用しても可能です。

3. 容器から採取する

FLW が容器内で均等に分散していると分かっている場合は、容器から直接標本を採取できます。これは、例えば、途上国でよく見られるように、袋に保管されている穀類を採取するために用いる方法です。この場合、袋から標本を採取するために先のとがった試料採取器「スピアサンプラー」(図 A1 参照)が使用されることがあります。穀類がサイロに保管されているなら、もっと長いものを使用します。

図 A1 |「スピアサンプラー」の例



出典:天然資源研究所 (NRI) の収穫後ロス削減センターにてベシラ・ゴビンデン (Pesila Govinden) 撮影

標本採取は、調査対象の全量を代表する標本となるように設計された標本採取体系に沿って、数回行うべきです。その後、標本を混合して複合標本にします。穀類の場合、典型的な標本であることは変わらないようにしながら、さらに「リフルディバイダー」(図 A2 参照)を使用して標本サイズを減らし、管理しやすくすることもあります。

図 A2 |「リフルディバイダー」の例



出典:天然資源研究所(NRI)の収穫後ロス削減センターにてブルーノ・トラン(Bruno Tran) 撮影

A2.4 適切な標本サイズの決定

組織体が調査のために、FLW 発生単位の標本サイズ、 もしくは物理的 FLW の標本サイズを選択する際は、いく つかの要因を考慮すべきです。例えば、結果の不確実性 の許容できる程度、発生単位や物理的標本から使用に適 したデータを得られない可能性などを検討します。ほとん どの調査で、情報提供を求められている FLW 発生単位の 一部がデータを提供しない、求められている情報とは違う 情報を提供する、といったことが起こります。標本サイズを 決定するために利用できる統計的手法を以下に示します。

不確実性と標本サイズのバランス

標本サイズは、組織体が許容できる不確実性の程度に 基づいて選択すべきです。これは、なされる決定の種類と、 したがって要求される FLW インベントリーの結果の正確性 によって決まります。一般に、標本サイズが大きくなれば、 不確実性は小さくなります。

標本サイズの決定は、おそらく反復プロセスになります。 まず、組織体は調査に着手する前に、FLW 定量化内の主 な推定値の、想定される不確実性の程度を推定すべきで す。次に、確実性の予想水準が必要条件を満たさない場合、 それに応じて標本サイズを調整することがあります。

不確実性の予想水準を評価するには、同種の先行調査 を参考にできることがあります。例えば、先行の FLW 調査 では 200 世帯の標本抽出で ± 10%の 95% 信頼区間 (不確 実性の尺度)でしたが、新しい調査では±5%以下の95% 信頼区間が必要条件だとします。この新しい信頼区間を達 成するには(つまり、誤差幅を半減させる)、標本として抽 出する単位数を4倍にする必要があります。新しい調査の 標本サイズは、したがって800世帯にしなければなりません。 この例が示すように、結果の正確性を高めようとすればとて も高くつく可能性があります。不確実性に関する詳細なガイ ダンスは、本文の第9章に示します。

正確な標本サイズの必要条件は、標本サイズの式を用い て計算できます(検定力分析と呼ばれることが多い)45。必 要な標本サイズを決定しやすくするために、例えば、標準偏 差や測定値分布で表されるような、FLW 発生単位の間に FLW 量の差がどれくらいあるかという事前情報を参考にし てもよいでしょう。事前情報を入手できない場合は、パイロッ ト調査を実施して FLW 量の差を確定するか、初期の値を 分析する際に標本サイズを調整する方法があります。標本抽 出の専門知識がない組織体は、統計専門家や経験豊富な 市場・社会調査の専門家に指導を仰ぐべきです。

標本の使用に適さないデータの測定

標本として抽出するFLW発生単位の数を決定する際は、 現実的な「不適合率」を考慮に入れるべきです。例えば、 FLW 定量化調査に最終的な標本(つまり、有効なデータ を提供する FLW 発生単位) として 100 工場必要で、調 査期間の合計不適合率が25%と予測されるなら、標本数 は133工場にすべきです。不適合率を推定する方法の1つ は、先行調査のデータを参考にすることです。

A3 データの定率拡大に関するガ イダンス

A3.1 FLW 発生単位の標本から収集したデータの定率拡大

FLW 発生単位の標本から収集したデータを定率拡大 (スケールアップ) する方法の1つは、FLW 発生単位当た りの平均 FLW 量 (レストラン1軒当たり70キログラムの FLW など) を用いて、その数値に母集団の適切な FLW 発生単位合計数 (レストラン1,000軒など) をかけることです。このレストランの例では、インベントリー内の母集団の合計 FLW は、2つの数値をかけた値になります (つまり、70,000キログラム)。

層化無作為標本抽出法にした場合は、まず各層のデータを定率拡大してから、それを合計して母集団全体の合計を得ることになります。例えば、母集団に2種類の事業があるなら(朝食用シリアルおよびパン事業の大手食品加工業者など)、まず平均FLW量を事業の種類別に計算し、それに種類別の加工現場数をかけます。次に、この2つの量を合計して母集団の合計を出します。

もう1つの方法は、以下に述べるように、正規化した FLW量(一人当たりFLW、売上当たりFLW、食品販売量当たりFLWなど)を用いてFLWデータを定率拡大することです(正規化データの詳細については付録C参照)。 FLW発生単位当たりのFLWではなく、正規化された量を用いる利点は、推定の正確性が向上し得ることです。目標の進捗を追跡する場合は、推定されたFLWの正確性の水準が高いほうが望ましいでしょう。また、正確な推定のほうが、より高い確実性で関連する決定を下せます。

正規化したデータを用いて定率拡大するには、まず標本として抽出した FLW 発生単位ごとの FLW 量を何らかの正規化因子 (FLW 発生単位の食品販売重量、FLW 発生単位の人数など)で割る必要があります。この計算によって、標本抽出されたデータポイントそれぞれが、食品販売1kg 当たり FLW、一人当たり FLW のように、正規化された FLW 量で表現されることになります。次に、この正規化した FLW データの平均を計算します(食品販売1kg 当たりの平均 FLW、一人当たりの平均 FLW など)。正規化したデータの平均を出したら、それに単位、すなわち選択

した正規化因子の合計数をかけます(食品販売の合計重量、合計人数など)。

FLW 発生単位の標本から集めたデータを定率拡大する 場合の上記2つの方法について、囲み記事A2に計算例 を示します。

データの無視できない一部が欠けている場合も、正規化データを用いて標本のFLWデータを定率拡大することがあります。例えば、中央官庁が国内の全食品小売業者から出るFLWを定量化しようとしているとします。当然、全小売業者からの情報取得を試みますが、市場シェアの25%を占める最大手の小売業者が何もデータを提供しません。こういう状況では、FLWの重量と密接に関係している因子(各々の食品販売量、市場シェアなど)を用いてほかの小売業者それぞれのFLWを正規化し、この正規化したデータ(食品販売1kg当たりのFLW量など)の平均を定率拡大して小売市場全体のデータを出せば、データのない最大手小売業者の分も測定できます。

最適な正規化因子を選ぶには:最適な正規化因子を見きわめるには、探索的分析(予備分析)を実施して、標本データにいくつかの正規化因子を適用してみる必要があるかもしれません。適切な正規化因子ならば、FLW量と密接な関係(おそらく因果関係)があり、それだけ正確なFLWの推定になります。例えば、従業員一人当たりのFLW量のほうが場所別のFLW量よりも場所によるばらつきが少ないなら、前者、すなわち従業員一人当たりのFLWがFLWの水準により直接的な関係があると想定され、標本データを定率拡大する際の正規化単位としてより適切でしょう。正規化因子の選択について、詳しくは付録Cで述べます。

外れ値の扱い: FLW 発生単位から収集したデータを評価する際は、外れ値のデータポイント(つまり、妥当と見なされる範囲外の値)があるかどうか評価すべきです。この評価は、定率拡大に用いる予定の正規化データに基づいて行うべきです。誤っているデータポイントを見つけたら、修正するか、分析から除外します。データポイントが誤りでないなら、一般的には含めるべきです。外れ値のデータポイントを含めるか否か疑わしいなら、その外れ値を含めた場合と除外した場合の値を提示して、全体的な FLW の推定にどう影響するか示すと有益でしょう。

囲み記事A2 | FLW発生単位の標本から収集したデータを定率拡大する場合の例

FLW データを集合住宅 3 棟の標本から収集します。 母集団 (FLW インベントリーの範囲に入る全 FLW 発生単位) は居住者合 計 50,000 人の集合住宅 100 棟です。3 つの標本から収集されるデータは1 週間で以下のとおりとします。

標本 1 (集合住宅 1) =集合住宅 1 棟当たり 50 kg の FLW (居住者 100 人) 標本 2 (集合住宅 2) =集合住宅 1 棟当たり 200 kg の FLW (居住者 500 人)

標本 3 (集合住宅 3) =集合住宅 1 棟あたり 500 kg の FLW (居住者 1,000 人)

方法 1. FLW の平均データと母数を用いて定率拡大

ステップ 1. 3 つの標本から平均を計算します: (50 + 200 + 500) / 3 =集合住宅 1 棟当たり 250 kg の FLW ステップ 2. 1 のデータを集合住宅全 100 棟に定率拡大します:(250 kg の FLW ×集合住宅 100 棟)=集合住宅全 100 棟で 25,000 kg の FLW

方法 2. 正規化した FLW データの平均と正規化因子の合計単位数を用いて定率拡大

ステップ 1. まずデータを正規化して集合住宅居住者一人当たり(すなわち正規化因子)のデータを出します

50 kg / 100 人= 0.5 kg /居住者 200 kg / 500 人= 0.4 kg /居住者 500 kg / 1,000 人= 0.5 kg /居住者

ステップ 2. 正規化データを平均します: (0.5 + 0.4 + 0.5) / 3 = 0.47 kg /居住者

ステップ3.2のデータを正規化因子である合計居住者数を用いて集合住宅全100棟に定率拡大します: (0.47 kg / 居住者× 50,000 人) =集合住宅全 100 棟で 23,500 kg の FLW

A3.2 FLWの物理的標本から収集したデー 夕を定率拡大

発生した FLW の合計量から FLW の物理的標本を定 量化した場合、それを定率拡大して FLW 発生単位から出 るFLWの合計を推定する必要があります。この場合の方 法としては、乗算を用います。例として、毎週容器3つ分 のFLWが出るとします。物理的標本を採取するプロセスで、 容器1つの重量が10トンだと分かったなら(系統的なば らつきはないものとして)、単純に3倍すれば、そのFLW 発生単位の週当たりの合計は30トンになります。

変動が予想されるなら、標本採取の方針もあらかじめそ れに応じたものにしておくべきです。そして各層ごとにその 範囲で定率拡大すればよいでしょう (異なる季節に採取し た物理的標本、企業の異なる事業活動から採取した標本 など)。

FLW インベントリーに複数の FLW 発生単位が含まれる が、データは1つの単位からのみ取得するという場合は、 そのデータを各単位のデータと見なして合計するか定率拡 大して、インベントリーの範囲全体をカバーする値となるよ うにする必要があります。

A3.3 時間的影響に関する定率拡大

インベントリーの期間は、いつからいつまでの FLW を報告するかを指します (1年を推奨)。しかし、標本抽出はそれより短期間でもよいでしょう (1カ月、数週間など)。その場合は、データを定率拡大してインベントリーの全期間を反映する値にする必要があります。

実施した標本抽出がインベントリーの全期間を代表しているか、時間的影響が重要だとは考えられないならば(「A2.2 経時的な FLW 発生の典型的な標本を得る」参照)、標本から全期間に定率拡大するには、単純にインベントリー期間と標本抽出期間の適切な比率を計算し、乗算すればよいでしょう。例えば、標本抽出期間が 1 カ月なら、インベントリー期間である1年間の FLW 量を報告するには、標本抽出期間に発生した FLW の合計量を 12 倍します 46。

標本がインベントリー期間を代表しておらず、時間的影響を無視できないなら、定率拡大のプロセスでは、値にバイアスが出ないようにこの期間の不一致を勘案すべきです。 調整する方法はいくつかあります。

データを限られた期間のみ収集するなら(1年の何カ月のみのデータ、週の何日かのみのデータなど)、代理データを用いて調整してから、そのFLWデータを定率拡大する方法があります。ただし、FLWインベントリーで求める正確性の水準が代理データを用いることで損なわれないという前提です。代理データの例としては、農家なら前の収穫時のデータ、家庭レベルのFLWなら季節的傾向を示す前年の飲食物購入データ、食品加工業者なら月間生産量が考えられます。

代理因子(データ)を入手できないなら、経時的な FLW 発生率が一定であると仮定して定率拡大する方法が あります。ただし、この方法ではインベントリーの合計値 の正確性はさらに低くなります。

A3.4 定率拡大する際のデータの重み付け

標本が FLW 発生単位やインベントリー期間の典型ではない場合、定率拡大する際にデータを重み付け (加重) して値にバイアスが生じないようにし、正確性を高める方法があります。例えば、通年で毎日データを収集しても、それらが典型的なデータではないなら (例えば、標本の12分の1を超える量がある月のものだったという理由で)、重み付けを適用できます。標本の層化にも重み付けと同様の効果があります (節 A2.1 参照)。

典型的な標本の欠如を補正するには、重み付け因子を 用いて調整することになるでしょう。このような因子を用い ると、標本不足の FLW 発生単位により大きな重みが与え られることになります (反対も同様)。データの重み付けに は複雑な計算が必要な場合があります。したがって、組 織体内部に専門知識が十分にない場合は、有資格の専門 家に指導を求めるべきです。

素材タイプを分離する: 付録B 個々の品目に適用する換算係 数の情報源

B1 はじめに

食品と関連する不可食部分を別々に定量化する場合、 不可食部分の割合(重量ベース)を計算するために個々の 品目に換算係数を適用してもよいでしょう(本文の節8.2で 述べたとおり)。本付録では、換算係数として第三者の情 報源を求めている組織体に対するガイダンスを示します。情 報源の選択に際して組織体が考慮すべきこと、ならびに具 体的な情報源の詳細について述べます。

B2 換算係数の情報源を選択

換算係数として使用可能なデータを提供する情報源は少 なからずあります。しかし、世界全体で、どのような状況に も適用できる情報源というものはありません。組織体は次 の要因に基づいて情報源の妥当性を評価すべきです。

- ▶ 定量化する食品ロスおよび廃棄物 (FLW) に関連する データを入手できるかどうか。ほとんどのデータセット は特定の国を対象に作成されており、それゆえに情報 が該当国で一般的に消費される食品に限定されること が多くあります。
- ▶「不可食部分」の分類。組織体は、換算係数を適用し ようとしている FLW インベントリーで食品と関連する不 可食部分をどう分類するかに照らして、それと合致する 換算係数を選択すべきです。したがって、参照する情 報源が同一の素材タイプを食品と関連する不可食部分 のどちらに分類しているかを考慮することが重要です。

- ▶ 品目の準備状態についての情報。換算係数として使用 可能なデータの中には、消費のための準備をする前の 完全な状態(魚1匹丸ごとなど)の品目に限定されるも のがあります。あるいは、家庭に入る段階の状態(魚 の切り身など) に基づくデータもあります。換算係数の 適用対象である品目と組織体の FLW インベントリーで 定量化する品目が類似していることが重要です。両者 に差異があると推定結果にバイアス(偏り)が生じるこ とがあります。
- ▶ 基本的な方法論。換算係数として使用可能なデータの 作成に用いられた方法論についての情報は、必ずしも 容易に入手できるわけではありません。データ作成の 方法論の透明性が高いほうが (例えば、標本品目数、 それらの標本が当該食品の典型的標本と見なせる度合 い)、換算係数の信頼性と組織体の用途に適切かどう かをより正しく評価できるでしょう。

以上の考慮事項は、ある品目の重量の何割が食品(可 食部分)で何割が関連する不可食部分かを換算係数を用 いて推定する際に不確実性がどの程度になるかに必然的 に関わってきます。これに加え、食品と不可食部分の割合 は、植物や動物の種によっても、栽培や飼育の条件の違 い (例えば、生育期の天候や栄養状態) によっても変化す る可能性があります。換算係数を用いる場合、本文の節9.1 で述べたように、組織体は FLW インベントリーの不確実 性の原因となる要因について言及すべきです。

B3 換算係数の一般的な情報源

世界中の組織が作成した食品成分に関するデータセッ トを多数まとめたリソースは2つあり、1つは国連食糧農 業機関 (FAO) の International Network of Food Data Systems (INFOODS) 47、もう1つは European Food Information Resource (EuroFIR) のウェブサイト 48 です。 これらデータセットのほとんどは特定の国に限定されたも のです。ただし、明確に品目の可食部分と不可食部分の 割合を計算する意図で作成されたデータセットは1つもあ りません。むしろ、食品、それもたいていは特定国に由来 する食品の栄養組成に関する詳細な情報の提供を意図し ていることが一般的です。とはいえ、食品のみの栄養情報 を提供するために、データセットの多くは対象となる地理 的領域の文化規範に基づいて品目の不可食部分と見なされ る割合や部分(重量ベース)を一覧にまとめています。デー タセットにおいて、この不可食部分と見なされる部分は「廃 棄部位」と呼ばれることが多くあります。本付録で述べる 留意点を考慮するかぎり、この廃棄部位の割合が換算係 数になり得ます。一部のデータセットは閲覧が有料です。 FLW プロトコルは、全データセットの入手可能な情報を総 合的に比較することは行っています。

データセットのうち、米国農務省(USDA)の「食品標準成分表(NNDSR: National Nutrient Database for Standard Reference)」は、品目のどの構成要素を「廃棄部位」と見なすか明示している数少ないデータセットの1つです。しかも、廃棄部位が複数の構成要素から成る場合は、しばしば各構成要素が品目全体の重量に占める割合について情報提供しています。対照的に、ほかの大半のデータセットでは、「可食部分(食品)」と「不可食部分」という用語に該当するものについて記述がないか、不完全な情報しか提供されていません。

図 B.1 は、USDA NNDSR のデータに基づく生のリンゴ の例です 49 。このデータベースで生のりんごは「リンゴ、生、皮なし」と分類されています。NNDSR が「廃棄部位」と見なすものの割合は 23%(重量ベース)、その内訳は芯と果柄 (10%ポイント)、皮 (13%ポイント) です。

図B.1 | USDA NNDSRのデータに 基づく例

リンゴ(生)



出典:USDA(2015)

USDAのNNDSRデータセットの利点は、提供されている割合を参照すれば、組織体が関連する不可食部分と分類した構成要素のみを選択できることです。組織体がリンゴの皮を不可食物に分類しないと決定したなら(定量化するFLWに関連する食品サプライチェーンでは慣例的に食べているという理由から)、芯と果柄のみの割合を用います。よって不可食部分の換算係数は10%になります。

NNDSR データセットは詳細さの水準が高く、組織体がその特定の状況に適合する割合のみを選択できるため (図 B1 が示すように)、米国以外の組織体でも、換算係数の情報源になりそうな自国のデータセットがなければNNDSR のデータを用いることができます 50。

さまざまな理由から、同一品目でも算出された割合には幅があります(表 B.1)。この差異の原因として考えられるのは、国によって品目の種類に違いがあること(一般的に販売されているリンゴの種類が違うなど)や想定している調理法の違いです。例えば、リンゴの「皮」として計測される割合は、皮をナイフでむくか、ピーラーでむくかによって変化する可能性があります。表 B.1 に示すリンゴの芯に関するデータの場合、リンゴを食べる人が芯の回りをどれくらい食べ残すかという想定がデータセットによって異なるのかもしれません。

表B.1 | 品目全体に占める構成要素の割合(重量ベース): リンゴを例に3つのデータベースより

	品目全体に占める各構成要素の割合(購入時)		
リンゴの構成要素	WRAPのThe Food We Waste ^a	マッカンスとウィドウソンによる食品栄養成分り	USDAØNNDSR
芯	20%(果柄を除く)	 11% (果柄を除く)	10% (果柄を含む)
皮	17%	13%	13%

^a 廃棄物・資源行動プログラム (WRAP) (2008)

B4 特定部門向けの換算係数の 情報源

特定部門で使用可能な換算係数を提供するリソースもい くつかあります。

ホスピタリティおよびフードサービス

『The Book of Yields (歩留まりの本)』 51 は、ホスピタリ ティおよびフードサービス部門に特化して大量の情報を提 供する書籍です。本来は料理人やシェフが適正量の食材 を仕入れるための参考書であり、「歩留まり」率、すなわ ち提供量もしくは使用量を仕入れ量で割った数値を提供し ています。『The Book of Yields』は、食べる部分か食べ ない部分か暗に判断を下しているのです。『The Book of Yields』の歩留まり率を換算係数として用いる組織体は、 同書が「食べる」と見なすものと、組織体が食品を可食部 分と不可食部分に分類する基準が一致することを確認すべ きです。

このリソースは、ホスピタリティおよびフードサービス部 門が換算係数を選択する場合に役に立つと思われますが、 品目のどの構成要素(例えば、リンゴの皮、芯、果柄か、 芯と果柄のみか) が含まれるか、歩留まりから除外される かは必ずしも明確ではありません。これは、栄養のデータ セットを用いる場合の問題に似ています。したがって、「歩 留まり」情報から食品と不可食部分の換算係数を計算す るなら慎重に行うべきです。『The Book of Yields』 の情 報がどのように導き出されたかに関しては、何も参考文献

や方法論についての情報は見つかりませんでした。つまり、 さまざまな推定に伴う不確実性を評価するのが難しいとい うことです。

食品・飲料加工

製造・加工業に特化した公開情報はなさそうです。しか し、個々の会社が独自の換算係数のリソースにアクセスで きる、独自の換算係数を計算できることはありそうです。 製造・加工部門向けの公開されているデータセットがない のは、各社の換算係数のような情報は企業秘密的なもの であることと無関係ではないでしょう。また、一般化する のが難しい情報だとも言えるかもしれません。なぜなら各 社が不可食部分と見なすものは、特定の1品目に基づい て、限定的に狭く定義されているからです。つまり、ある 会社が不可食部分と見なすものを別の会社は食品と見なす かもしれないということです。例えば、果物ジュースにかん きつ類のしぼりかすは含めない会社なら、この食品サプラ イチェーンではしぼりかすは人間による消費を目的としてい なかったことになり、よってしぼりかすを関連する不可食部 分に分類するでしょう。一方、このしぼりかすが最終製品 の欠くことのできない部分ならば、その会社はしぼりかす を食品に分類するでしょう。

食品・飲料加工業では、原材料や農産品が加工現場に 入ってきた状態と、それらが販売用に生産された状態とが 著しく異なる場合が多々あるでしょう。したがって、個々の 会社が実情に合わせた換算係数を決めることが必要となる でしょう。

^bイングランド公衆衛生庁(2015)

農業

農産品の不可食部分を決定する換算係数に関しては、 国連食糧農業機関 (FAO) による調査、『Global Food Losses and Food Waste—Extent, Causes, and Prevention (全世界の食品ロスと廃棄物—程度、原因、防 止策)』⁵² の方法論を参照すると、さまざまな換算係数を入 手できます。これらの換算係数は、広範な一次資料と二次 資料からまとめられており、資料はすべて同報告書に記載 されています。

FAO は「廃棄」係数もウェブサイトで公表しています。情報源はさまざまな外部資料であり、例えば、USDAのNNDSRデータ(注:USDAウェブサイトの同データとは版が異なる可能性があります)、国際食糧政策研究所(IFPRI)の『Food Security in Practice(食糧安全保障の実践)』テクニカルガイドシリーズ、アフリカ向け食品成分表の『Food Composition Table for use in Africa』⁵³です。これらの資料から換算係数として採用できそうなデータを入手できますが、1つ制約があります。それは、不可食部分と見なされる構成要素が具体的には何かという説明、あるいは不可食部分を構成する複数の構成要素になり得るものの詳細な分析を提供する資料はないということです。FAO が引用している資料の原典ならば、この情報が含まれる場合もありそうなので、原典に当たれば詳細な背景情報が判明するかもしれません。

畜産品に限ると、農業について助言する組織やFAOの『Technical Conversion Factors for Agricultural Commodities (農業産品の技術的な換算係数)』⁵⁴ などの資料から、食肉処理時の生体重を枝肉重量に換算する係数が入手可能です。

付録Cデータの正規化

C1 はじめに

より詳細に考察するために組織体が食品ロスおよび廃棄 物 (FLW) データを正規化することを選択する場合があり ます。正規化とは、FLW の重量を「正規化因子」と呼ば れる要因で割ることによって、人数(例えば国の人口)、財 務上の数字 (例えば会社の売上高)、ほかの関連要因 (例 えば食品販売量)など、何らかの単位当たりのFLWを 算出することです。データを正規化すると、一人当たり FLW、売上高当たり FLW、食品販売量当たり FLW のよ うな指標を導き出せます。

組織体がデータを正規化する目的としては、ステークホ ルダーにとってより意味のある FLW データにする、複数の FLW インベントリーのデータを比較する、さまざまな変動 要素が変化しつつある場合に経時的な変化を正しく把握す るなどが想定されます。例えば、ブラジルの家庭の2010 年の FLW を 2015 年と比較するとします。この期間にブラ ジルの人口は約4%増加したから、両年を比較する場合は (FLW の絶対量の変化を比較することに加えて) 一人当た り FLW を比較すれば有用な情報が得られます。

C2 正規化因子の選択

適切な正規化因子を選択する際に考慮すべき重要な点 は、想定する読み手(一般市民、政策立案者、企業幹部 など)と、その関心の焦点と知識を踏まえれば、正規化 の結果生じる情報がどのようなものなら最適なのかという ことです。

もう1つ考慮すべき点は、選択した正規化因子のデータ が信頼できると見なせるか、FLW インベントリーの期間に 入手可能かということです。 ほかの組織体の FLW インベ ントリーと対照させた進行中のベンチマーク評価と比較に 正規化された FLW データを用いる予定なら、正規化因子 のデータ(市民数や従業員数など)が対照する組織体に関 しても入手できることを確認すべきです。 FLW を経時的に 追跡するために正規化データを用いるなら、理想を言えば、 正規化因子のデータは最新のものにすべきです。

正規化因子は、FLWの定義に用いた範囲と一致してい るべきです。例えば、組織体の FLW インベントリーの範 囲に関連する不可食部分は含まれないなら、正規化因子 にも含まれるべきではありません(食品の加工量など、正 規化因子が食品の計測単位に関連している場合)。

組織体内もしくは組織体間(国、企業、農業生産者) で比較を行う場合、意味のある結論を導き出すには FLW と密接な関係にある正規化因子が最も有効でしょう。英国 を例にすると、家庭レベルの FLW と密接に関係し、比例 関係にあると分かっている正規化因子は、同国の「住民数」 です。つまり、ある割合で住民数が増加すれば、FLWの 水準も同じ割合で増大すると見込まれます(住民数以外の 全要因が同じとして)。したがって、「住民数」を正規化因 子として用いると、諸国の住民が発生させる FLW 量を比 較するのに有益でしょう。

比較を行う場合、ある部門の組織体が選択した正規化因子は、ほかの部門で用いるのに必ずしも適切ではありません。例えば、国を比較する場合、家庭のFLWなら住民数が概ね適切な正規化因子になりそうですが、国の農業部門を比較するなら国の住民数は適切とは言えません。なぜなら国の人口規模は農業生産者が発生させるFLW量とは密接な関係にないからです。

要約すると、最適な正規化因子は以下のとおりです。

► FLW 定量化調査の想定する読み手にとって意味があること。

- ▶ 当該期間に入手可能な信頼できるデータがあり、かつ FLW インベントリーの範囲に関連した側面があること (地域など)。
- ▶ 経時的な比較や組織体間の比較が成り立つようにFLW の水準や種類と強い相関関係にあること。

表 C.1 は、想定される正規化因子、各正規化因子を用いるのに適した食品サプライチェーンの段階、備考をまとめたものです。

表C.1 | 想定される正規化因子

正規化因子 (すなわち分母)	適切な段階	
住民数 (すなわち地理的領域の人口)	家庭	一般に人口データは入手可能であり、定期的に更新される。
		この因子と FLW 水準はたいてい比例関係にある。
世帯数	家庭	世帯数データは入手可能なことが多くある。
		この因子と FLW 水準は比例関係にあると言えそうだが、世帯人数の差異に影響される可能性がある。
家庭に持ち込まれる食品 (重量ベース)	家庭	FLW をこの因子で割ると、家庭に持ち込まれて FLW になる食品の割合が算出される。FLW との関係は、おそらく経時的に見れば比例関係ではないものの、FLW を背景事情の中でとらえるうえで有用な情報が得られる。
		データはどの国でも容易に入手できるわけではない。
食品の販売量、加工量、生産量 (重量ベース)	すべて(家庭以外)	FLW をこれらの因子で割ると、食品サプライチェーンの特定の段階での FLW になる食品の割合が算出される。FLW との関係は、おそらく経時的に見れば変動するものの、FLW を背景事情の中でとらえるうえで有用な情報が得られる。
		輸入や輸出が多い国の場合、この因子を用いて国の FLW を分析する際には注意を払うべきである。このような状況では、国の FLW の規模を推定するのにより適した因子は、食品消費量か、同国内での消費向けに生産された食品の総量(国内生産か他国生産かを問わず)で FLW を割ることで得られるだろう。
		重量ベースの計測は貨幣価値ベースより利点がある。通貨変動、インフレ、世 界各国の食品価格の差異に影響されないからだ。
		組織体が食品サプライチェーンの複数の段階にまたがって食品に占める FLW の割合を計算しようとしているなら注意が必要である。各段階の割合を単純に合計してもその計算はできない(本文の節 8.4 参照)。

表C.1 | 想定される正規化因子(つづき)

正規化因子 (すなわち分母)	適切な段階	備考
売上高や収益	すべて(家庭以外)	FLW の金銭価値を食品販売、食品加工、食品生産の金銭価値と比較すると、FLW の経済的影響を理解するうえで有用なことがある。 ただし、経時的な比較は通貨変動やインフレによって影響される。さらに、国
		や企業の比較は、為替レート、多様な食品価格、供給に影響する季節および天候事象などの要因によって影響される可能性がある。
提供食数	ホスピタリティとフー ドサービス	食品販売量、食品加工量、食品生産量(重量ベース)と同様、この部門を通 る素材タイプの流れを示す指標になり、よって有用である。
		1 食の定義に幅があるように、一人前の分量には幅があるため、比較をする 場合は注意が必要である。
来客数や患者数	ホスピタリティまた はフードサービスの場 (例えば、病院)	おそらく提供食数(上記)のほうが来客数や患者数よりも FLW と密接な関係にある。
		しかし、来客数や患者数のデータのほうが食数や一人前の分量に関するデータ よりも入手が容易かもしれない。
利益または付加価値(現地通貨)	すべて(家庭以外)	
従業員数	すべて(家庭以外)	左記の正規化因子と FLW の関係は直接的とは言えない。したがって、左記の 因子は正規化された FLW データを経時的に比較したり、組織体間で比較した
床面積(平方フィート/平方メー	小売、ホスピタリティ、	の子は正然化された FLW テーツを経時的に比較したり、組織体间で比較した りすることは通常あまり適切ではない。例えば、同じ床面積の店舗でも、食品
トル)	フードサービス	の在庫が多い店舗もあれば少ない店舗もある。
現場数または会社数	すべて(家庭以外)	

C3 正規化データについての報告 やコミュニケーション

正規化因子を適用した場合、以下について報告すること が望ましいでしょう。

- ▶ 正規化因子を適用する前と後の FLW インベントリーの 結果
- ▶ 選択した正規化因子の説明
- ▶ その正規化因子を選択した理由の説明

▶ 正規化データの情報源(例えば、ある国の住民数を用 いて正規化したなら人口データの出典)

どの正規化因子も一つとして完全なものはなく、した がって、正規化された FLW データの想定される制限に 組織体が言及することは有益でしょう。例えば、家庭の FLW 水準について複数の国を比較するなら、家庭外で 食べる食品の割合は国によって大きく異なる可能性があ り、それが家庭の FLW 水準を左右すると注釈をつける ことが考えられます。同様に、組織体が正規化データの 分析に基づいて FLW インベントリーの結果について結 論を出すなら、その事実を情報開示のコミュニケーショ ンに含めるべきです。

付録D FLWの重量をほかの用語や 計測単位で表示

D1 はじめに

FLW スタンダードでは、食品ロスおよび廃棄物(FLW)を重量で報告することが要求されます。重量に加えて、例えば、環境影響、栄養成分、経済的影響などの用語や計測単位で FLW を表して伝達したいと考える組織体もいるでしょう。この決定は、FLW スタンダードの要件の範囲外ですが、想定する読み手にとって重量よりも意味のあるであろう用語で、FLW の規模と関連性を説明および伝達するために重量に代わる計測単位を必要とする組織体に、全般的なガイダンスを提供する目的で本付録が収録されています。

本付録は、次の観点から FLW を表すための予備知識となる概要を提供します。

- ▶ 環境影響
 - ▶ エネルギー利用と温室効果ガス排出
 - ▶ 水利用
 - ▶ 土地利用
- ▶ 栄養成分
- ▶ 経済的影響

本付録では、上記の各々に関して、専門的な留意点、 各用語で FLW を表した調査研究の事例、FLW を重量から別の計測単位に換算するための方法や係数に関する参考資料の例を提供します。組織体は、その特定の状況と意図する目的にとって最適な単位と換算係数を使用すべきです。また、換算する場合、前提条件が増えて報告するデータ周辺の不確実性の程度が高まる可能性があることを念頭に置くべきです。

D2 全般的な留意点

FLW の量を重量から別の計測単位に換算するために使用する係数を選択する際、組織体は、

- ▶ 係数の情報源と係数の算定方法を理解すべきです(係数に含まれるもの、除外されるもの、制限など)。
- ▶ 用いた方法と情報源を報告すべきです。

FLWの重量を別の単位に換算する方法は、単純に FLWの重量に妥当な換算係数を1つかけるだけという位容易な場合があります。一方、同じ計測単位に換算する場合であっても、異なる換算係数を使用する必要があるかもしれません。例えば、組織体が FLW を重量から温室効果ガス排出量に換算しようとしており、FLW インベントリーに異なる食品カテゴリーが含まれているなら(肉とパンなど)、この2つの食品カテゴリーの各々に異なる換算係数が必要になります。食品カテゴリーごとの FLW の割合に異なる換算係数を適用できるかどうかは、その FLW の詳細がどれくらい分かっているかによります。

場合によっては、さまざまな情報源が同じ換算に対して さまざまな係数を公表していることがあるかもしれません。 その場合は、さまざまな係数の平均値を採用するか、最 小係数と最大係数を適用して範囲を計算するのが妥当で しょう。

容易に理解できる「同等物」でFLWを伝達する方法もあります。例えば、FLWの重量を次のように表すことができるでしょう。一般的に重さを量る品目の数(砂糖何袋分かなど)として、並べると誰でも知っている場所 Aから Bまでの距離に相当するという物理的な品目数量(月まで行って帰ってくる距離に相当など)として、ランドマーク

を満杯にする容量として(スポーツスタジアム1つ分など)、 などです。どんな同等物を用いるにせよ、組織体が選択し た同等物が対象とする読み手にとって意味のあるものであ り、正確なメッセージを醸成できるようにすべきです。また、 FLW の重量を別の計測単位(長さ、容量など) に換算す ることは時に複雑な作業ですから、計算に関して明確な 透明性のある裏づけ文書を準備することが重要です。

FLW が社会経済と環境に及ぼす影響の評価について 詳細は、FUSIONS が欧州委員会に向けて作成した報告 書、『Criteria for and Baseline Assessment of Environmental and Socio-economic Impacts of Food Waste (食 品廃棄物の環境および社会経済への影響の基準と基礎評 価)』⁵⁵ が参考になります。この報告書は、社会経済と環 境への影響に関する既存の知識ベースを文書化しているだ けでなく、社会経済と環境の観点から FLW の影響評価を 進める方法について新しい情報を提供しています。

D3 環境影響

温室効果ガス排出、水資源、土地資源は、生産、流通 から消費、処分まで食品サプライチェーンのあらゆる段階 で食品や飲料に "組み込まれて" います。 FLW を削減す れば、組み込まれている資源利用も最適化されます。食品 サプライチェーンから排除される食品から、それ以上何の 価値も取り出せないなら、その食品を生産するために利用 された資源も無駄になります。FLW が、FLW から資源を 取り出せる送り先に送られるなら、「回避された排出」とい う概念が成り立つでしょう。例えば、食品の腐敗過程で放 出されるメタンの生成が削減される場合です。 FLW インベ ントリーで FLW のライフサイクル段階と送り先を詳細に把 握するほど、推定される影響の正確性も高まります。組み 込まれた影響を定量化することは、FLW 削減の重要性に ついて理解し、報告する効果的な方法になり得ます。

世界全体の FLW による環境フットプリントを評価した 『Food Wastage Footprint (食品廃棄フットプリント)』は、 国連食糧農業機関(FAO) によって 2013 年に作成され、 2015 年に更新されました 56 。これは、本節で述べる 3 つ の環境影響すべて(つまり、エネルギー利用と温室効果ガ ス排出、水利用、土地利用)に関して、FLWの影響を評 価するための有益な資料です。

エネルギー利用と温室効果ガス排出

関連性

FLW は、2つの主な温室効果ガス排出源の一因となっ ています。1つは、生物起源の排出源、すなわち農業や FLWの腐敗に関連したメタンなどの排出です。もう1つは、 燃焼性の排出源、すなわち製品のライフサイクル全体(栽培・ 飼育から調理までの全段階) でエネルギーを利用するため に燃料を燃焼させることに由来する二酸化炭素などの排出 です。したがって、組み込まれた温室効果ガスを理解する には、エネルギー利用も理解することが重要になります。

専門的な留意点

温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算(CO₂eや CO_oeg)で表されることが多くあります。これは、種類の 異なる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など) の混合と種類によって異なる気候への影響度(「地球温暖 化係数」[GWP]⁵⁷ とも呼ばれる) を考慮に入れた単位です。 組織体は、使用した単位を誤って伝えないように報告にお いて正しい単位を使用することに注意しなければなりませ ん(例えば、「二酸化炭素換算排出量」を「二酸化炭素排 出量」と省略すべきではありません)。

FLW の重量を二酸化炭素換算量に換算する場合に使用 可能な換算係数の情報源については、後述する「参考資料」 節に示します。さまざまな食品や飲料の生産に伴う温室効 果ガス排出に関する広範な文献が公表されているものの、 こうした調査研究はしばしば、廃棄物管理や土地利用変 化など、ライフサイクルのある段階を除外していることを念 頭に置くことが重要です。公表されているデータを用いて 影響を推定する場合に重要なのは、その換算係数の適用 範囲に入るライフサイクル段階を理解すること(データギャッ プにつながるため、適用範囲外の段階も)、結果を報告す る際は、そのようなギャップについて不透明性がないよう にすること、選択したデータが品質基準を満たすことです。 ISO 14044 は、データ品質の留意点をはじめ、ライフ・サ イクル・アセスメントの実施に関するガイダンスです。

エネルギーの観点で計算を行う場合、必ず一貫性のあ る単位を使用することが重要です。エネルギーは、ジュー ル (J)、キロカロリー (kcal)、キロワット時 (kWh)、石油 換算トン(toe)など、さまざまな単位で表すことができます。 これらの換算を補助するツールもあります。例えば、米国 環境保護庁(EPA) は、エネルギーデータを温室効果ガ ス排出量に換算する計算ツールを作成しています58。

もう1つ重要なのは、計算全体に一貫性をもたせるために、どの時点で生成されるエネルギーデータなのかを考慮することです。例えば、発電用の化石燃料には一定量のエネルギーが含まれています。化石燃料を燃焼させて、エネルギーを電気に変換すると、エネルギーの損失が生じ、送電するとさらに損失が生じます。つまり、家庭で消費する1キロワット時の電気は発電時点では1キロワット時より多い電気に相当し、それに応じて発電用の化石燃料の量も1キロワット時分より多いということになります。

FLW をエネルギー利用や温室効果ガス排出の単位に換算した事例

以下に示すのは、FLW をエネルギー利用もしくは温室効果ガス排出の観点で表した調査研究の事例です。FLW削減策は、程度の差はあれ、エネルギー利用と温室効果ガス排出に影響を与えるでしょう。WARMツール(「参考資料」節を参照)を利用すると、冷蔵技術を使用するという前提で、介入策の違いによって温室効果ガス排出量がどう変化するか推定できます。

- ▶ ウェバー (Webber, 2012) の推定によれば、米国の食品廃棄物は米国の年間エネルギー消費量の 2.5%に相当します ⁵⁹。
- ▶ ホールら (Hall et al, 2009) の推定によれば、米国で 廃棄される食品の生産に関連したエネルギーは年当た り石油 3 億バレルに相当します ⁶⁰。
- ▶ FAO の推定によれば、全世界の生産されたが食べられなかった食品のカーボンフットプリントは 4.4 二酸化炭素換算ギガトン (GtCO₂e) であり、食品廃棄物を一国と見なせば、米国と中国に次いで世界第 3 位の排出源です ⁶¹。
- ▶ EU-28 (EU28 カ国) に向けた研究の一環として FUSIONS が出した推定によれば、食品廃棄物関連 の (温室効果ガス) 排出量は消費された食品の合計排 出量 (消費された食品 1kg 当たり約 3.2kgCO₂e) の 16 ~ 22%を占めていました ⁶²。これらの推定は、適用さ れた 2 つのアプローチ、ボトムアップ式とトップダウン 式を反映しています ⁶³。
- ▶ 英国の廃棄物・資源行動プログラム (WRAP) の推定によれば、家庭で廃棄された食品と飲料に関連した二酸化炭素換算排出量は2010年に1,700万トンCO₂e、食品廃棄物1トン当たり約4トンCO₂eでした⁶⁴。

▶ サカイら(Sakai et al, 2014) の推定によれば、日本では、 食品ロスの生産から年間 410 万トン CO₂e が排出され ていました。これはマツダら (Matsuda et al, 2012) の 先行研究の結果と一致します ⁶⁵。

参考資料

国のエネルギー利用と温室効果ガス排出に関するデータは政府が保有し、定期的に公表している場合があります。こうしたデータから、その国に限定した食品サプライチェーンの排出とエネルギー利用に関する情報が入手できる可能性があります。ただし、国は FLW の具体的な数字を把握していないこともあります。

さまざまなデータベースやライフ・サイクル・アセスメント ⁶⁶ ツールにも具体的な製品に関する情報が含まれています。ウェブサイト「European Platform on Life Cycle Assessment (ライフ・サイクル・アセスメントに関する欧州プラットフォーム)」では、いくつかの情報源へのリンクと一部データへのダイレクトアクセスが提供されています ⁶⁷。ウェブサイト「Food Carbon Emissions Calculator (食品炭素排出計算機)」は、北米におけるさまざまな食品の生産、輸送、消費者による廃棄に関連した温室効果ガス排出量を推定する計算ツールの一例です ⁶⁸。

以下に示すのは、組織体が FLW の重量をエネルギー や温室効果ガス排出量に換算するための方法や係数に関 する参考資料の例です。

- ▶ WRAPの『New Estimates for Household Food and Drink Waste in the UK 2012 (2012 年の英国における家庭の食品と飲料の廃棄に関する新しい推定値)』には、二酸化炭素換算排出量の計算法に関する情報が掲載されています 69。
- ▶ ISO 14067 は温室効果ガス排出に特化したガイダンスです⁷⁰。
- ▶ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書は、フィードバックあり・なし両方の想定で、さまざまな温室効果ガスを CO₂e に換算するための換算係数を提供しています ⁷¹。
- ▶ 米国環境保護庁(EPA)の廃棄物削減モデル(WARM) と関連ツールは、自治体の固形廃棄物に由来する温室 効果ガス排出量を廃棄物管理のほかの選択肢、あるい はほかの介入策(発生源の削減、嫌気処理、堆肥化、

燃焼など)と比較して計算します。WARMではFLW の食品カテゴリーをいくつか選択できます 72。オンライ ン計算ツールには以下の3つの分野があります(Excel 版では9分野)。

- ▶ 肉以外。青果、穀物(パン)、乳製品の平均的なラ イフサイクルを表す。
- ▶ 肉。家禽肉と牛肉の平均的なライフサイクルを表す。
- ▶ 混合 FLW。上記 FLW の平均を表す。

水利用

関連性

食品と飲料は水を集約的に利用して生産される傾向があ ります。回避された FLW を「ウォーターフットプリント」の 観点から、水ストレス(水需給が逼迫している状態)につ いての情報と組み合わせて表せば、地球規模で社会と環 境に影響を及ぼしている水関連の問題と FLW とのつなが りが見えやすくなります。

専門的な留意点

温室効果ガス排出とは異なり、ウォーターフットプリント は限局的な場所や地域のレベルできわめて深刻な影響を 及ぼします。こうした影響は、地理的もしくは経時的な水 の利用可能性、農業や食品サプライチェーンのどこかで利 用される水の効率性など、さまざまな問題によって決まりま す。効率性は、技術や管理の現状によってばらつきが大き くなります。組織体はウォーター・フットプリント・アセスメ ントやライフ・サイクル・アセスメントの手法を採用してもよ いでしょう ⁷³。

製品が収穫からサプライチェーンをたどって移動してい くにつれて、そのウォーターフットプリントは増える傾向に あります。フットプリントは製品中の水の量ではなく、製 品の生産過程で累積的に使用された淡水の量に相当しま す。ウォーターフットプリントは、温室効果ガス排出が製 品に"組み込まれて"いるように、「組み込まれた水」と 呼ばれることもあります。

温室効果ガス排出に関するデータ同様、公表されてい るデータを用いてウォーターフットプリントを推定する場合 に重要なのは、その換算係数の適用範囲に入るライフサイ クル段階を理解すること(データギャップにつながるため、 適用範囲外の段階も)、結果を報告する際は、そのような ギャップについて不透明性がないようにすること、選択し たデータが品質基準を満たすことですべる。

FLW を水消費の単位に換算した事例

以下に示すのは、FLW を水消費の観点で表した調査研 究の事例です。

- ▶ ホールら (Hall et al. 2009) の推定によれば、米国で 廃棄される食品に組み込まれている水は米国の農業用 水(淡水) 合計の 25%に相当します ⁷⁵。
- ▶ FAO (2013) の推定によれば、世界全体の食品廃棄 物のブルーウォーターフットプリント(つまり表流水と地 下水の消費量) は約250立方キロメートル、ヴォルガ川 の年間流量、あるいはレマン湖(ジュネーブ湖)の容 積の3倍に相当します⁷⁶。
- ▶ WRAPと世界自然保護基金(WWF)(2011)の推定 によれば、1トンの回避可能な食品廃棄物――処分前 のいずれかの時点で食用だった食品と飲料と定義され る――のウォーターフットプリントは730立方メートル の水より多く、英国の水の合計所要量の6%に相当しま す⁷⁷。

参考資料

以下に示すのは、組織体が FLW の重量を水利用に換算するための方法や係数に関する参考資料の例です。

- ▶ ウォーター・フットプリント・ネットワーク (Water Footprint Network) は、ウォーターフットプリントのデータベース、WaterStat を開発し、管理しています。内容は、製品のウォーターフットプリントの統計、国のウォーターフットプリント、国際的な仮想水の流れ、水不足、水質汚染です 78。
- ▶ ブーレイら (Boulay et al, 2013) は、ウォーターフット プリントの手法とライフ・サイクル・アセスメントの手法 との比較を提供しています ⁷⁹。
- ► AQUASTAT は FAO の世界的な水情報システムです。 世界全体・地域・国レベルの水資源、水利用、水ストレス、 農業用水管理に関する包括的で定期的に更新される情 報を知ることができます ⁸⁰。
- ▶ ISO 14046:2014 は、ライフ・サイクル・アセスメントに基づいて、製品、プロセス、組織のウォーターフットプリントアセスメントに関する原則、要件、指針を示しています ⁸¹。

土地利用

関連性

肥沃な土地は貴重な資源ですが、世界の一部では不足しています。生産されても最終的に食品サプライチェーンから除かれる食品(および関連する不可食部分)は、食品が栽培・飼育された土地面積の浪費を意味します。これは、世界人口と食糧需要が増加している状況にあっては特に由々しき事態です。その結果、森林をはじめとする未開墾地を農地に変える必要に迫られ、環境にも社会にもマイナスの結果をもたらす恐れがあります。

専門的な留意点

後述する情報源は、世界全体の平均的な土地利用に関するものです。世界中の農業生産性に大きな差があることを踏まえれば、さまざまな国、地域、地方に特有の土地の要件は世界平均とは大きく異なることが多いでしょう。

FLW を土地利用の単位に換算した事例

以下に示すのは、FLW を土地利用の観点で表した調査研究の事例です。

- ► FAO (2013) の推定によれば、食べられずに終わる食品に組み込まれた土地は約14億ヘクタールの土地に相当し、これは世界の農業用地面積の30%に近いものです82。
- ▶ WRAP (2013a) の推定によれば、英国の家庭で捨てられる食品と飲料に組み込まれた土地 (英国と海外の両方で生産に要する土地) は 19,000 平方キロメートル、ウェールズの面積の約 91%に相当します ⁸³。

参考資料

以下に示すのは、FLW の重量を土地利用に換算するための方法や係数に関する参考資料の例です。

- ▶ WRAPによる英国の食品廃棄物に関連した土地利用の計算に関する報告、『Household Food and Drink Waste in the UK 2012 (2012 年の英国における家庭の食品および飲料の廃棄)』は、オーズレイら (Audsley et al, 2009)、ブーシェら (Boucher et al, 2012)、デ・ブリスとデ・ボア (DeVries and DeBoer, 2010)の土地利用推定に基づいています ⁸⁴。この3つの調査研究は、英国以外の国や地域で計算を行う際にも参考になるでしょう。
- ▶ 1単位分の穀物と畜産物の生産に必要な土地面積の 世界平均は、メコネンとホークストラ (Mekonnen and Hoekstra, 2011) と同著者 (Mekonnen and Hoekstra, 2012) の付録を参考に導き出せます ⁸⁵。

D4 栄養成分

関連性

FLW は栄養、すなわち炭水化物、タンパク質、脂質、 ビタミン、ミネラルの損失を意味します。栄養価に換算し た FLW に関する情報は、比較をする場合に有用でしょう。 例えば、一国の異なる経済部門から出る FLW を比較する 場合、各部門で"失われた"栄養の比較は、リソースに優 先順位をつけて問題に取り組む場合に部門別の FLW 重 量を把握することと同じくらい重要なこともあります。

さらに、FLW の栄養成分に関する情報は、特に世界の 栄養不良が問題になっている場所では、FLW 問題の規模 を説得力をもって表現する可能性があります。状況によって は、何食分に相当するか、何人前に相当するかという数字 のほうが FLW の重量より有意義です (例えば、ホスピタリ ティ部門やケータリング部門、中央政府にとって)。

専門的な留意点

多くの国が、幅広い食品について所定の重量(たいてい は 100 グラム) に含まれる栄養素をデータベース化して提 供しています。こうしたデータベースの例は「参考資料」の 節で後述します。この栄養成分に関する情報は、廃棄され た栄養素の総量を決定するために FLW の重量に適用する 係数の代わりになります。栄養情報が「100 グラム当たり」 なら、それらの数字は重量ベースの情報に適用する割合 (%) として扱えます。

栄養情報を FLW に適用するには、FLW に含まれる食 品の種類を把握する必要があります。FLW の混合した流 れの中の栄養素は、主に青果で構成される流れ、あるい は主にパン・菓子類で構成される流れとは著しく異なるで しょう。

栄養情報を FLW に適用する場合は、情報が食品のみ を指しているのか、品目全体を指しているのか確認するこ とが重要です(鶏肉を例にすると、栄養の情報も FLW の 情報も骨を含めた鶏肉全体を指しているのか、肉のみを指 しているのか)。ほとんどの栄養情報は「食品」のみを指し ていますが、FLW データは食品に関連する不可食部分も 含むことがあります。不一致があるなら(FLW情報に食品 と関連する不可食部分の両方が含まれるなど)、FLW の 不可食部分の重量を計算から除外すべきです。

さらに、栄養成分は調理によって変化することがありま す (例えば、乾燥パスタはゆでると水を吸収します)。 そう なれば、100グラム当たりの含有エネルギーが減ることに なります。可能であれば、素材タイプが食品サプライチェー ンから除かれた状態にできるだけ近い状態の品目の栄養 情報が望ましいでしょう。

FLW を栄養成分の観点で表した事例

以下に示すのは、FLW を栄養成分の観点で表した調 査研究の事例です。

- ▶ 2014年、米国農務省(USDA)は、米国において入手 可能だが食べられずに終わる食品供給の量、(金銭的) 価値、カロリーを 2010 年の小売レベルと消費者レベル で推定しました86。
- ▶ デフラ (Defra, 2010) は、WRAP が提供した家庭の 食品廃棄物に関する情報に基づいて、家庭で消費する ために購入したが結果的に無駄になった栄養素の割合 を計算しました⁸⁷。
- ► COMCEC (2016) では、さまざまな作物の (収穫後) 損失をキロカロリー単位で表し、当該作物が栽培され ている国の人口分の年間所要カロリー(1日当たり1人 平均 2,500 カロリーとして) に換算しています ⁸⁸。
- ▶ リピンスキら (Lipinski et al, 2013) は、全世界の食品 ロス・廃棄物 (FAO の定義による) の量をキログラムか らカロリーに換算し、人間が消費するために生産され たカロリーは、4カロリーごとに約1カロリーが失われ るか、無駄にされていると推定しました⁸⁹。

参考資料

以下に示すのは、FLW の重量を栄養価に換算するための方法や係数に関する参考資料の例です。

- ▶ 各国が作成した栄養に関するデータベースの多くは、 「<u>European Food Information Resource(</u>欧州の食品 に関する情報リソース、EuroFIR)」のリストに掲載さ れています ⁹⁰。
- ▶ 米国農務省 (USDA) は「食品標準成分表 (NNDSR: <u>National Nutrient Database for Standard Reference</u>)」を公表しています ⁹¹。
- ► FAO も「International Network of Food Data <u>Systems</u> (食品データシステムの国際ネットワーク、 INFOODS)」の一部として栄養情報を公表していま す ⁹²。

D5 経済的影響

関連性

FLW は、食品サプライチェーン全体にわたって、直接コストと機会逸失した利益の形で財政面にも重大な影響を及ぼします。FLW はビジネスの収益性と競争力を低下させ、しかも、カナダにおける食品廃棄物研究の結果によれば、消費者が食品に余分なお金を支払うことにもなります。農家の売上と利益も影響を受けます。なぜなら、農家が負うコストは、販売数量には関係なく、作物もしくは畜産物をどれだけ生産するか次第だからです。

さらに、FLWの回収、処理、廃棄に関わるコストもしばしば発生します。多くの国で、ごみ廃棄場で処分される物質には税金がかかります。状況によっては、FLWが収益を生み出すために使用されることもあります(例えば、嫌気処理の供給原料や飼料として)。こうした収益額は、多くの場合、前述のコストに比べてはるかに小さいが、組織やビジネスにとって、FLWの正味コストを正確に定量化する上でおそらく重要な要素です。FLW関連の経済的なコストと利益の規模(収益など)は、対応策を講じる際に重要な考慮事項であり、FLW削減に向けたビジネス事例の不可欠な一部になると言えるでしょう。

もう1つ、社会が負担するコストを計算して環境外部性外部不経済)を考慮することもできます。前述のとおり、しばしば FLW に関連した少なからぬ環境影響があり、それを貨幣価値に換算すれば投資や政策議論にとって有益な情報になります。

専門的な留意点

FLWの経済的影響を定量化する場合は、変動要素の複雑な組み合わせが経済価値に影響することを念頭に置くことが重要です。想定される経済的な損益を正確に推定しようとするなら、物価ならびに通貨の変動性のような要因を考慮に入れて、誤ったビジネスの決断を下すリスクを最小限にすべきです。

どの経済的影響を考慮に入れたかについて、はっきりさせておくことも重要です。 定量化のために考慮し得る財政要素としては以下のものがあります。

- ▶ 購入された後に食品サプライチェーンから排除される製品の価格
- ▶ 購入された原材料の価格(例えば、食品加工業者、ホスピタリティ部門の場合)
- ► その他の投入の価格 (例えば、生産者の場合、肥料や 農薬のコスト)
- ▶ 労働力の価格
- ▶ 失った収益の価値 (例えば、農産物の 20%が低品質を 理由に拒否された場合)
- ▶ FLW 回収に関連したコスト
- ▶ FLW の処分もしくは処理のコスト(もしくは収益)
- ▶ 環境影響に関連したコスト(温室効果ガス排出、水利用、 土地利用など)

上記の要素の中には、コストの一部分のみが FLW に関連しているものがあり、その場合はそれに相応して FLW に割り当てるべきです。例えば、ある工場で加工された物質の 5 分の 1 が FLW なら、その工場の操業コストの 5 分の 1 (労働力、投入量など)を FLW に割り当てるのが妥当でしょう。

製品価格の場合、多くの政府が食品の種類別に情報 を公表しており93、その情報に基づいて食品1トン当たり (もしくは別の重量単位) の価格を計算し、それを家庭の FLW に適用することができます。同様に、農業投入に関 する統計を用いれば、サプライチェーンの家庭以外の段階 における食品と原材料のコストを計算できます。

適用するコスト係数が当該食品にとって適切であるよう にすることが重要です。例えば、調理中に水を吸収する食 品や家庭で希釈する食品なら、可能であれば、こうした変 化を考慮に入れてコスト係数を修正すべきです。

栄養情報に関しては、経済的情報を FLW に適用する 場合、情報が食品のみを指しているのか、食品と関連する 不可食部分を指しているのか確認することが重要です。経 済的情報と FLW 情報は両方とも、皮を含む丸ごとのオレ ンジか、あるいはオレンジ「果肉」のみかのどちらかを指 すべきです。ほとんどの経済的情報は品目全体を指してお り(例えば、丸ごとのオレンジの1キログラム当たり価格や 1トン当たり価格)、したがって、(a) オレンジの経済価値 の大部分が果肉にある、(b) FLW の流れ内で食品と関連 する不可食部分が混合している、という2点を考慮して係 数を修正しなければならない場合もあります。

FLW を経済的コストの観点で表した事例

以下に示すのは、FLW を経済的コストの観点で表した 調査研究の例です。

▶ FAO (2013) は、世界全体の FLW のコストを地域別 および商品種類別に推定しました 94。

- ▶ WRAPは、英国の家庭が最終的に無駄になった食品 に費やした金額⁹⁵、小売業者と製造業者が食品および 包装容器廃棄物に対して負担するコスト%、エネルギー、 水、労働力、輸送、管理、廃棄物管理、および原材 料購入の観点でホスピタリティ部門が食品廃棄物に関 連して負うコストを推定しました⁹⁷。
- ▶ ナーマンら (Nahman et al. 2012) は、南アフリカの全 部門における食品廃棄物のコストを計算しました 98。
- ▶ グーチとフェルフェル (Gooch and Felfel, 2014) は、カ ナダにおける年間の食品廃棄物の価値は2010年に 270 億カナダドル、2014 年に 310 億カナダドルと推定 しました 99。この報告書には組織体が独自の評価を実 施する場合に参考になる資料も掲載されています。

参考資料

以下に示すのは、FLW の重量を金銭価値に換算するた めの方法や係数に関する参考資料の例です。

- ▶ 食品と原材料の中間(原料など)価格に関する情報は 貿易統計 (Eurostat など) 100 の一部になっていること が多く、消費者価格に関する統計はさまざまな国際的 に管理されているデータセット(Eurostat など)¹⁰¹か各 国で作成されたデータセットで見つかる可能性がありま
- ▶ WRAP (2013d) は、英国の家庭で購入された食品の 価格の計算法を提示しています 102。

付録E 救出された食品の重量の定量 化と報告

E1 はじめに

FLW スタンダードは、食品ロスおよび廃棄物 (FLW) の発生防止を優先するという普遍的な推奨事項に合致したものです。防止策の1つは、手を打たなければ食品サプライチェーンから排除された、安全で健康的な食品を救出し、必要としている人に分配することです。食品の救出は、飢餓問題に対する取り組みを促進するものであるため重要です。

金銭的な報奨制度の下で(税控除など)、販売されなかったが食べられる食品を寄付すれば、栽培・飼育、購入、貯蔵、輸送、調理を経たが販売されずに終わる食品の経済的影響を相殺する効果があります。食品の救出は、FLWの管理に伴う悪影響(食品が腐敗するときに出る温室効果ガスなど)の一部を回避し、食品の生産と流通に組み込まれた資源の利用を最適化することにもなります。健康的な余剰食品を必要としている人に回し、食品サプライチェーンから排除されないようにすることの重要性を踏まえ、本付録では、救出された食品の重量の定量化と報告に関する全般的なガイダンスを提示します。

食品救出は、おそらく公式なプログラムか非公式な活動(フードリカバリー、食品再分配、食品寄付とも呼ばれる)を通して行われます。食品の回収は、農場(収穫残りの収集など)¹⁰³、食品加工施設、食品流通の出口(スーパーマーケット、レストランなど)をはじめ、食品サプライチェーンのどの時点でも起こると思われます。

国や企業などの組織体が救出された食品の重量を定量 化して報告する利用はさまざまです。例えば、社会の一員 としての企業の責任を示す、食品救出量を徐々に増やす という目標に対する進捗を監視するという理由が挙げられます。

救出された食品の重量を定量化する組織体として想定されるのは、食品を寄付する組織体です(本付録では「寄付者」とも呼びます)。あるいは、必要としている人に分配する食品を回収もしくは受領し、寄付者に代わって重量を定量化する組織体です。

救出された食品の重量は組織体のFLWインベントリーに含まれないものとすると言及することが重要です。なぜなら、FLWインベントリーの範囲はもはや食品サプライチェーン内にない物質であるのに対し、救出された食品はまだ食品サプライチェーン内にあるからです。したがって、FLWスタンダードのユーザーは、救出された食品のデータはFLWインベントリーの結果とは別に記録することを要求されます 104。

E2 救出された食品の重量を定量 化する手順

救出された食品の重量を定量化するには、以下のように、 すべてではないが、FLW インベントリーの準備と同じ手順 を実施すべきです。

- ▶ 組織体の決定の指針として、関連性、完全性、一貫性、 透明性、正確性という測定と報告の原則に従います。
- ▶ 定量化に含まれる範囲を明確に定義し、記述します。
- ▶ 誰が定量化を実施するか決定し、重量の定量化手法を 選択します。
- ▶ データを収集・分析して総重量を計算し、報告します。

ほかに考えられる手順の一例としては、計算中に生じる 不確実性の原因をつきとめ、記録することです。高い水準 の正確性が要求される場合、データを精査および検証する プロセスも設けるべきです。救出される食品の量を増やし ていくという目的を掲げて、その量を追跡することも考えら れます (例えば、総重量や販売されなかった食品に占める 割合で)。その場合は、FLW インベントリーの目標設定と 進捗追跡で推奨される手順に準じてよいでしょう。

E3 ガイダンス: 節囲の定義と記述

救出された食品の量を報告する場合、組織体は定量化 に含まれる対象の範囲を定義し、報告すべきです。まずす べきことは、何をもって救出された食品とするのか明確に 規定することです。

国連食糧農業機関(FAO)による「人間が消費するため の安全で栄養になる食品の回収と再分配」の定義を囲み 記事 E1 に示します。FAO によれば、回収と再分配は支払 いが伴う場合も、伴わない場合もあります。しかし、金銭 を受け取るなら「救出された」食品とは見なさない組織体 もあるでしょう(大幅な値引、アフターマーケットでの売買 だとしても)。

もう1つ米国の例を挙げます。業界主導で設立された 食品廃棄削減同盟 (FWRA: Food Waste Reduction Alliance)が、小売業と製造業を対象にした調査で「販 売できない食品」という用語を使用しています。これは、 「消費しても安全性には全く問題ないが、品質、過剰生産、

ラベル表示の問題が理由で販売できない食品」と見なさ れます。例えば、包装食品や生鮮食品、製品の原材料、 半完成品が該当するでしょう。ただし、寄付を目的に生 産された食品、寄付を目的に消費者や従業員が購入した 食品、組織に寄付された食品でも、まだ小売に適した状 態ならば、「販売できない食品」から除外されます。

報告の対象には以下の構成要素も含めるべきです。 FLW インベントリーを準備する際の構成要素と似ています が、まったく同じではありません¹⁰⁵。

- ▶ 期間:開始日および終了日を含みます。
- ▶ 素材タイプ:救出された食品の全重量が食品(つまり) 人間による消費を目的としたもの)か、不可食部分が 含まれているか把握すると有益でしょう。後者の場合、 全重量の一部は食用ではないということになります。

▶ 境界:

- ▶ 食品カテゴリー:救出される食品の種類を詳しく知 りたい場合(青果、パン・菓子、魚、肉など)
- ▶ ライフサイクル段階:営利組織体がその事業活動か ら救出される食品の重量を報告する場合は1つの 段階のみになります。ただし、救出される食品の重 量を複数の段階にまたがって定量化するなら(国全 体など)、ライフサイクルの複数の段階が関係するか もしれません。
- ▶ 地理境界
- ▶ 組織単位(作物が回収される農地の面積、食品を寄 付する店舗の数など)
- ▶ 包装:重量に含めるか、除外するか。

囲み記事E. 1 | FAOによる「人間が消費するための安全で栄養になる食品の回 収と再分配」の定義

人間が消費するための安全で栄養になる食品の回収:

支払いの有無にかかわらず、フードシステムの農業・畜産業・水産業サプライチェーンから廃棄されるはずだった食品(加工、 半加工、未加工)を受け取ること。

人間が消費するための安全で栄養になる食品の再分配:

安全、品質、規制のしかるべき枠組みに従って、受け取った食品を保管もしくは加工してから、分配すること。 分配は直接もし くは仲介者を介して行い、支払いの有無は問わず、食品摂取を目的に当該食品を利用可能な人を対象とします。

出典:The online Technical Platform on the Measurement and Reduction of Food Loss and Waste、 アクセス先:<u>http://www.fao.org/platform-food-loss-waste/food-waste/food-waste-reduction/country-level-guidance/en/</u> FLW インベントリーの場合、包装の重量は*除外する*ことが要求されます。しかし、救出された食品の重量を報告する場合は、これからデータを使用する組織体が包装の重量を除外するか、含めるか判断すべきです(例えば、包装の重量は総重量に大きな影響は与えないと決定します)。本文の節 8.3 で述べた FLW インベントリーで包装の重量を除外する方法は、救出された食品から包装の重量を除外する場合にも適用できるでしょう。

透明性と良好な比較可能性のために、救出された食品の 定量化に包装の重量が含まれているのか、除外されている のか組織体が明確に報告することが重要です。計算によっ て救出された食品の重量から包装の重量を分離するなら、 用いた方法と計算を説明すべきです。包装の重量が含まれ るなら、その重量(もしくは推定重量)を報告すべきです。

E4 ガイダンス: 重量の定量化手 法を選択する

救出された食品の重量を定量化する手法を選択する際は、望ましい精度と追跡する情報の種類(総重量以外の)を考慮に入れるべきです。例えば、救出された食品カテゴリー、どの組織単位から食品が救出されたか(農場、店舗、地方自治体など)、どの地理的領域から食品が救出されたか、再分配先に関するデータの追跡と報告が考えられます。データが詳細なほど、救出される食品の量を最大限に増やして必要な人に提供する方法を深く考察できます。

救出された食品の重量を計算する方法はたくさんあります。FLW スタンダードの『The Guidance on FLW Quantification Methods (FLW 定量化手法ガイダンス)』に記載されている手法のいくつかは (直接的な重量計測、個数カウントなど)、同ガイダンスが FLW の定量化に焦点を当てているとはいえ、救出された食品の重量を定量化する場合にも適用できます。本付録のこの節では、救出された食品に限ったガイダンスを補足します。

最も直接的な定量化手法は、救出された食品の重量を 計測することです。あるいは、各品目の正味重量(つまり 包装を除いた食品の重量)が分かっているなら、救出さ れた品目の個数を数えて、その数に各品目の正味重量をか けてもよいでしょう。例えば、業務用食材の卸売業者が缶 詰のトマトを寄付するなら、各缶の正味重量(缶の重量を 除いて450 グラムなど)に缶詰の個数をかけます。 印刷されたバーコードもしくはデジタルバーコードとリンクしたスキャン技術を使用するなら、救出された食品(包装食品であることが多い)をスキャンして、単品、ケース、パレットいずれかの単位で製品のデータを記録してもよいでしょう。そしてバーコードにリンクした標準的な製品重量データに基づいてスキャンした単位の数を重量に換算します。この換算は、まず食品の寄付者自身が担うことが想定されます。そうでなければ、関連する詳細のファイルを救出された食品を回収(もしくは受領)した組織体、あるいは寄付者や受領者に代わって計算を行う第三者に転送することもあります。食品の救出が定期的になされ、寄付と回収(もしくは受領)の両組織体間に継続的な関係があるなら、後者の場合が一般的です。

組織体がばら荷」品目(農地の収穫残りから集めた作物、食品メーカーが使用する原材料など)、あるいは標準的な製品重量が不明な品目(「量り売り製品」とも呼ぶ)を寄付する場合、これらの品目の重量を個別に推定する必要があるかもしれません。そのための方法はいくつかあります。選択肢の1つは、一定期間記録をつけて、救出された個々の品目の実重量を記録することです。そうすれば各品目の平均重量か、品目を販売もしくは保管する際の標準的な容器など、ほかの具体的な単位の平均重量を計算できます。

救出された食品の経済価値しか分からない場合は、換算係数を用いて経済価値を重量に換算する方法があります。個々の品目もしくは製品カテゴリーの重量について十分なデータがそろっているなら組織体独自の換算係数を算定すればよいでしょう。ばら荷もしくは量り売り品目に関しては、救出された食品(もしくは製品カテゴリー)の小売価格を「ポンドもしくはキログラム当たり価格」の平均で割ればよいでしょう。

第三者が算定した換算係数を用いる方法もあります。これは、ある産業部門や製品の種類に特化したものか、より一般的な国の平均になる可能性があります。米国を例にすると、フィーディング・アメリカ(Feeding America)というフードバンクのネットワークの計算によれば、寄付された製品 1 ポンド当たりの全米平均卸売価格は 2015 年に約 1.70ドルであった 106。救出された食品の重量を推定するには、経済価値を換算係数(この例では 1.7)で割ればよいでしょう。

E5 食品救出に関してほかに考慮 すべき事項

食品救出に関して留意しておくと有益な側面がほかにも いくつかあります。

食品救出を支援する国の政策

世界的に見て、余剰食品の救出を促進する政策を確立 すること対して政府の関心が高まっています。ヨーロッパ 諸国 107、メキシコ、米国では具体的な政策も実施されて います。例えば、米国では、寄付された食品の適正市価と コストに基づく税控除額を増やすほか、連邦法により寄付 者を法的責任から保護しています108。フランスでは現在、 売り場面積400平方メートルを超える全食品小売店に、1 つ以上のフードバンク組織と契約を結び、販売できない食 品を寄付することが義務づけられています 109。

重量や経済価値以外の方法で食品救出の利 益を表すには

重量や経済価値以外の計測単位、例えば環境面での利 益などの観点から食品救出を表したいと組織体が考えるこ とも想定されます。その場合の選択肢の1つは、米国環境 保護庁が開発した廃棄物削減モデル (WARM) を利用す ることです。このモデルで食品救出によって回避された工 ネルギーと温室効果ガス排出を推定できます 110。

食品救出を「何食分か」に換算して表すことも一般的な 指標です。この換算のためには、一食の平均重量に基づ いて、換算係数、すなわち比率を用います。例えば、英国 の食品小売チェーン、テスコ (Tesco) は、提携している慈 善団体によって提供された比率、1食420グラムを採用し ています。このような比率を適用すれば、救出された食品 の量が何食分に相当するか換算できます 111。

食品救出プログラムの展開

食品救出プログラムを展開するには多くの問題に対処し なければなりません。問題は産業部門によって異なるが、 一般的には以下のとおりです。

- ▶ 救出された食品の保管に関する物流管理、および別の 組織体による保管食品の回収(もしくは別の組織体へ の保管食品の配送)。
- ▶ 救出された食品を追跡する技術。
- ▶ 食品の安全性。救出された食品を管理し、安全でな い食品を分配、配給してしまうリスクを最小限にする 観点からきわめて重要な問題です。米国の組織が作成 した食品の安全性に関する参考資料の例を挙げると、 フィーディング・アメリカ作成の『Retail Food Safety Guidelines (小売食品安全性ガイドライン)』 112 とハー ベスト・サポート・ネットワーク (Harvest Support Network)が作成した調理済みの日持ちしない食品を 救出するための資料 113 です。
- ▶ プログラムの成功に必要なパートナーシップ。パートナーと しては、さまざまなコミュニティや地域の組織体が該当す るでしょう。Global FoodBanking Network (グローバ ル・フードバンク・ネットワーク)が世界中のフードバン ク組織のリストを管理しています。米国では、オンラインで 郵便場号から検索できる、さらに詳細なリストを Feeding America が提供しています。食品廃棄物の削減や余剰 食品の利用をめざす社会革新者(主にヨーロッパの)を 中心にした Food Surplus Entrepreneurs Network (余剰食品企業家ネットワーク)も役に立つ情報源の1 つです。
- ▶ リスクと合法性、ならびに健康的な余剰食品を救出す る障壁となる可能性がある文化的姿勢の認識。米国 の場合ですが、寄付に対する障壁を克服するための案 をまとめた資料を1つ挙げると、小売・製造・フード サービス部門に向けて食品廃棄削減同盟 (FWRA) が 作成した『Best Practices and Emerging Solutions Guide (ベスト・プラクティスと新たな解決策ガイド)』 があります。

用語集

FLWスタンダード全体で使用する用語と定義を一覧表にまとめます。

用語	<i>FLWスタンダード</i> における定義	注釈	出典
測定する (Account for)	値を報告する意図をもって、FLW を定量化すること		
正確性 (Accuracy)	推定値の、「真の」値(つまり完全な計測ができたとしたら得られる値)への近さ	正確性の原則は、分かる限り FLW の定量化が故意に実際の FLW より多くも少なくもならないようにし、実務的に可能な限り不確実性を減らすようにする。正確な推定値があれば、報告される情報の完全性について合理的な自信をもって意思決定を行えるようになる	
概算 (Approxi mation)	FLW の重量または容積の概算を 伴う種類の定量化であり、FLW の実際の量に近い推定を出すが、 計測を行っていた場合より正確さ に欠ける(「計測」も参照)	概算を行うのは通常、計測ができない場合である。例えば、農場や保管、トレーダーのレベルで起きる収穫後損失を概算するために「目視による階級評価」を使用できる。 家庭の FLW の調査では、回答者から「さじ○杯」や「皿○枚分」で報告を受けてもよい	
基準年 (Base year)	組織体の FLW を経時的に追跡する場合、ある期間(例えば 1 年など)を比較の範囲にするが、この期間のこと	普通は FLW の量に影響するあらゆる取り組みが行われる 前に、これを設定する	
バイアス (Bias)	推定値の「系統誤差」を指す	例えば、世帯から標本を抽出する際に集合住宅を省く場 合、結果にバイアスが生じる	
組織体 (Entity)	FLW インベントリーを作成するあらゆる関係者を網羅する広義の用語	FLW スタンダードは、世界中の、すべての経済部門にわたる、あらゆる種類や規模の組織体のためのものである組織体には、政府間組織、政府(例えば国、州、市など)、 業界団体、企業、農業生産者その他を含む	
FLW 発生単位 (FLW-producing unit)	FLW を発生させる個別の組織体 家庭、会社、各施設(例えば生 産拠点、食料品店など)、既知の 農地区画が考えられる	すべての FLW 発生単位を合わせると、FLW の定量化を 行う母集団全体になる	

用語	<i>FLWスタンダード</i> における定義	注釈	出典
食品 (Food)	人間による消費を目的としたあら ゆる物質 (加工食品、半加工食品、 原材料を含む)	「食品」には、傷んでしまったためにもはや人間による消費にそぐわない物質も含む 「食品」には、化粧品やたばこのほか、薬としてのみ使わ	コーデックス委 員会(Codex Alimentarius Commission,
	「食品」には、飲料のほか、「食品」 の製造、調理、処理に使用され	れる物質は含まない	2013) より作成
	たあらゆる物質を含む ^a	「食品」には、食品サプライチェーン内で加工時に使用し た作用物質、例えば工場や家庭で原材料を洗ったり調理 したりするのに使った水などは含まない	
		「可食部」という用語は、他の組織体では「食品」と同じ 意味で使用されるかもしれない。「食品」と同じものを意 味する何か別の用語を代わりに使用する場合、それにつ いて開示すべきである	
食品ロスおよび廃 棄物(FLW) (Food loss and waste (FLW))	食品サプライチェーンから排除される ^b 食品や関連する不可食部分	分かりやすい表現にするために、FLW プロトコルは「食品ロスおよび廃棄物」というフレーズ、および短く「FLW」という略語を使用する。「食品ロス」と「食品廃棄物」との間で区別を付けない	
		FLW スタンダードは、食品サプライチェーンから排除される食品や関連する不可食部分の両方に適用できる。FLW スタンダードに準拠するには、測定および報告を行うのが、これら素材タイプの両方か、食品のみか、関連する不可食部分のみかを明確化することが要求される。その選択は、FLW 定量化の目的によって決まる	
		食品サプライチェーンから排除される食品と関連する不可 食部分のどの「送り先」が「損失や廃棄」と見なされる かについて、普遍的な合意はない ^で	
		「食品」「不可食部分」「食品サプライチェーン」について FLW スタンダードの定義は FAO の定義と一致している一方で、FAO が FLW という用語を使用する際には「食品」しか指しておらず、不可食部分は除外している。 さらに、FAO の「損失と廃棄」の定義は、FLW スタンダードで定義される 10 の送り先すべてを網羅している	
		FLW スタンダードは、食品ロスおよび廃棄物の定義が違う場合にも使用できる	

<i>FLWスタンダード</i> における定義	注釈	出典
食品サプライチェーンから除かれた食品および関連する不可食部分の定量化にあたり、世界的な測定および報告基準を策定するための、マルチステークホルダーによる取り組み	2013 年に始動し、国際的に認められた FLW の測定および報告の基準とツールを開発することを責務としており、それによって FLW を最小化するために適切な措置をとる動機と情報の拡充を図る	
FLW の量の測定および報告における要件とガイダンス	FLW スタンダードあるいは単に本基準と言及している FLW スタンダードは、測定および報告における要件、普遍的に適用できる定義、定量化手法の推奨事項とガイダンスを示す。それによって、組織体内および組織体間のFLW インベントリーの一貫性を確保し、完全性を与え、比較可能性を促し、透明性のある情報開示を後押しすることを支援する	
食品を生産し、加工し、流通し、 消費する一連のつながった活動	FLW スタンダードの目的において、動詞「生産する」は、 食品の原材料が収穫あるいは解体の準備が整った(つま り食品生産や自家消費の経済技術システムに入る準備が 整った)段階として定義される。節 6.7 に、「収穫や解体 の準備が整った」と見なされうるものの例を示す	FAO (2014) よ り作成; FUSIONS (2014a) FUSIONS (2014a)
ある特定の食品サプライチェーンにおいて、人間により消費されることを目的としていない、食品に関連する部分	食品に関連する不可食部分の例としては、骨、皮、種などが挙げられる FLW スタンダードの目的において、「不可食部分」は、 FAO の用語「食用の植物と動物の可食部でない部分」と同等である(食用の植物と動物の中で、人間により消費されることを目的としていない部分) 不可食部分には、箱、包装、プラスチック容器などの包装容器は含まれない 何が不可食部分と見なされるかは、ユーザーによって異なり、時が経つにつれて変化し、文化や社会経済的要因、入手可能性、価格、技術進歩、国際貿易、地理など幅広い変動要素に左右される ある分野では、不可食部分は副産物とも呼ばれ得る	FAO (2014) よ り作成
	食品サプライチェーンから除かれた食品および関連する不可食部分の定量化にあたり、世界的な測定および報告基準を策定するための、マルチステークホルダーによる取り組み FLWの量の測定および報告における要件とガイダンス 食品を生産し、加工し、流通し、消費する一連のつながった活動 ある特定の食品サプライチェーンにおいて、人間により消費されることを目的としていない、食品に	食品サプライチェーンから除かれた食品および関連する不可食部分の定量化にあたり、世界的な測定力に変更を表しており、では報告基準を策定するための、マルチステークホルダーによる取り組み FLW の量の測定および報告における要件とガイダンス FLW スタンダードあるいは単に本基準と言及しているり、変異化とガイダンス 「AW スタンダードは、測定および報告における要件、普遍的に適用できる定義、定量化手法の推奨事項とガイダンスを示す。それによって、組織体内あよび組織体間の下にW インペントリーの一貫性を確保し、完全性を与え、比較可能性を促し、透明性のある情報開示を後押しすることを支援する 「AW スタンダードの目的において、動詞「生産する」は、食品の原材料が収穫あるいは解体の準備が整った(つまり食品を単色の素消費の経済技術システムに入る準備が整った)段階として定義される。節 6.7 に、「収穫や解体の準備が整った」と見なされうるものの例を示す ある特定の食品サプライチェーンにおいて、人間により消費されることを目的としていない、食品に関連する部分 「AW スタンダードの目的において、「不可食部分」は、FAO の用語「食用の植物と動物の可食部でない部分」と同等である(食用の植物と動物の可食部でない部分)と同等である(食用の植物と動物の可食部でない部分)と同等である(食用の植物と動物の中で、人間により消費されることを目的としていない部分) 不可食部分と見なされるかは、ユーザーによって異なり、時が経つにつれて変化し、文化や社会経済的要因入手可能性、価格、技術進歩、国際貿易、地理など幅広い変動要素に左右される

用語	<i>FLWスタンダード</i> における定義	注釈	出典
計算による推計 (Inference by calculation)	既存のデータを用いて計算的に処理し、FLW の推定値を出す	これは主に、机上で行うFLW 定量化手法である 計算による推論には、FLW 範囲外のデータ(例えば製造工程のインプット量とアウトプット量など)からFLW を推測すること、(モデルの使用などで)FLW との関係性が既知の係数を適用すること、FLW の推定値を出す近似値として他の組織体のFLW データを使用することが含まれる FLW の計測や概算は行わない。とはいえ、推計の元になるデータを得るのに、計測や概算が行われていたことはあり得る	
人間による消費を 目的とした (Intended for human consumption)	食品サプライチェーン内の物質の 元来の目的、すなわち、最終消費 者に食品として摂取されること	FLW スタンダードの目的において、「人間による消費を目的とした」ものには、「人間によって食べられることが合理的に予期される」物質を含む 植物、菌類、動物やその一部が人間による消費を目的としているかどうかは、食品サプライチェーンや食品システム、地理・文化圏による ある場合には、物質が最終的に食品となるかどうかが、初めの段階では分かっていないこともあるし、物質が食品サプライチェーンに沿って移動する中で意図が変わるかもしれない。FLW スタンダードは、そのような場合にどうすればよいかのガイダンスを示す	FAO (2014) よ り作成; FUSIONS (2014a)
インベントリー (Inventory)	FLW スタンダードの範囲で定義されたように FLW の定量化の一覧を作成するために行うプロセスからのアウトプット		温室効果ガス (GHG) プロト コル ^d より作成
インベントリー報告 (Inventory report)	ある組織体の FLW インベントリー の結果に加え、FLW スタンダード に準拠するために報告することが 要求される他の要素 (例えば範囲、使用した定量化手法など) を、透明性のある方法で記述する報告書	FLW インベントリー報告の雛形は www.flwprotocol.org からダウンロードできる	
インベントリーの結 果 (Inventory result)	インベントリーで作成される FLW を定量化した一覧	範囲内の FLW の量(重量)を、素材タイプ別および送り 先別に表す数値	温室効果ガス (GHG) プロト コル ^d より作成

用語	<i>FLWスタンダード</i> における定義	注釈	出典
計測 (Measurement)	標準単位の目盛りが付いた計測器や装置を使用して、あるいは量が分かっている物と比較して、FLWの量を求める定量化手法の一つ。FLWの計測は、正確性を得るために好ましい選択肢であるが、実施面の理由から必ずしも常に可能であるわけではない。(「概算」も参照)	ここには、FLW の直接的な重量計測、個数カウント、容 積計測を含む。計測が可能でない場合は、概算ベースの 手法を使用できる	
正規化 (Normalization)	個人の数(例えば国の人口など)、 財務統計(企業の売上高など)、 販売された食品の量といったあ る特定の因子(つまり分母)で、 FLW の量を割ること	例えば従業員一人当たりの FLW や食品の販売量当たりの FLW といった指標を示すために、「正規化因子」を使用することになるであろう	
母集団 (Population)	FLW インベントリーの範囲に入る すべての FLW 発生単位を指す	通常は母集団となる組織体全体の FLW を計測あるいは 概算することはできず、その場合、母集団から標本抽出す ることが要求される	
定量化 (Quantification)	FLW インベントリーに入れるため に、FLW の量を表す数値を生み 出すプロセス	FLW スタンダードは、計測、概算、計算による推計という、 定量化の 3 つの広い分野あるいは種類について、ガイダ ンスを示す(第 7 章参照)	
定量化手法 (Quantification method)	FLW インベントリーのためにデータを取得、記録、分析する方法	以下のような手法がある 基本的な手法(重量計測、個数カウント、明細化など)より複雑な研究ベースの手法(廃棄物組成分析、調査、インタビューなど)推計ベースの手法(モデル化、物質収支分析など)	
定量化調査 (Quantification study)	FLW を定量化するために行う研究、事業、取り組み。調査は、定量化を超えた目的で行ってもよい	計測、概算、計算による推計に基づく定量化手法を使用する 調査のアウトプットは、FLW インベントリーを完成させるのに使用できるデータの形をとる。FLW の原因に関する情報など追加的なアウトプットも含むかもしれない	
記録 (Records)	記載や保存が行われている個々の データ。しばしば定期的に収集さ れる	記録は、電子媒体あるいは紙媒体でありえ、インボイス、 倉庫の記録簿、廃棄物移動のメモ、貨物運送状を含むだ ろう。FLW 定量化以外の理由で作成されることが多いが、 この目的に役立つだろう	

用語	<i>FLWスタンダード</i> における定義	注釈	出典
信頼性 (Reliability)	データの信頼性は、それに関連す る不確実性の程度と相関がある	不確実性の水準が低い場合、データの信頼性が高い、つまり FLW の「真の値」に近いと考えることができ、それに基づいて意思決定が行えることを意味する	
報告する(動詞) (Report (verb))	記録し他者と共有すること	FLW インベントリーは、報告組織体が FLW インベントリーを作成する端緒となった目的の設定の担当者(企業の経営陣、業界団体、政府機関など)をはじめ、さまざまな当事者に報告され得る	
標本抽出(サンプリ ング) (Sampling)	ある母集団から FLW 発生単位の サブセットを選択したり、定量化 する FLW の物理的標本を選択し たりするプロセスを指す	標本抽出のプロセスは、標本から収集される情報が幅広い母集団をできるだけ代表するようにすべきである 標本データを収集する期間 (例えば何週間分の FLW を標本抽出すべきかなど)、およびこの標本抽出をいつ実施するかも考慮に入れる必要がある	
標本枠 (Sampling frame)	母集団の全単位の一覧で、そこから標本を選ぶ	データを収集する標本枠のサブセットは「標本」と呼ばれ る	
定率拡大(スケー ルアップ) (Scaling)	FLW インベントリーの全範囲を反映するために、定率でデータを拡大する行為	母集団全体やインベントリーの期間全体の推定値を得るため、限られた数の観察結果(例えば標本抽出して収集したデータなど)からデータを拡大する	
するものとする (Shall) すべきである (Should)	FLW スタンダードに準拠するため に FLW インベントリーに要求され る事項を示す 推奨事項ではあるが要求事項では ないことを示す	FLW スタンダードでは、正確な言葉を使用して、FLW スタンダードのどの規定が要求事項であり(「するものとする」)、どの規定が推奨事項であり(「すべきである」)、どの規定が許可あるいは容認される(「してもよい」)かを示す	温室効果ガス (GHG) プロト コル ^d より作成
経時的な (Temporal)	時間に関連する	「経時的な影響」は時間に関連した影響である。「経時的 な範囲」は期間と同じである	
不確実性 (の程度) Uncertainty (degree of)	不確実性の程度とは、FLW の推定 (定量化した値) と FLW の「真の」 量 (つまり完全な計測ができたと したら得られる量) との誤差の予 想	この 2 つの差は、ランダムな不確実性(例えば、母集団の一部のみから標本を抽出し、値を定率拡大することに起因する)とバイアス(偏り)(例えば、キッチンの日報など、FLW の水準を系統的に低く見積もるような系統誤差が生じる定量化手法を採用することに起因する)の寄与を含む	

 $[^]a$ FLWスタンダードの目的において「食品」の定義は、コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission, 2013)で使用される「食品」の定義と同等である。ここでは「食 品は、人間による消費を目的としたあらゆる物質(加工食品、半加工食品、原材料を含む)を意味し、飲料やチューインガムのほか、食品の製造、調理、処理に使用されたあらゆる物 質を含むが、化粧品やたばこのほか、薬としてのみ使われる物質は含まない」と記されている。 b 「から排除される」という用語は、「から去る」「に属していない」「から転換される」といった他の用語も包含する。

c バールザディヤら(Bagherzadeh et al, 2014)は、食品廃棄物に関して入手できるデータを評価し、OECD加盟国の食品廃棄物に関する政策を調査した。

^d WRI 及び WBCSD (2004)

参考文献

Audsley, E., M. Brander, J. Chatterton, D. Murphy-Bokern, C. Webster, and A. Williams. 2009. How Low Can We Go? An Assessment of Greenhouse Gas Emissions from the UK Food System and the Scope to Reduce them by 2050. London, UK: World Wide Fund for Nature-UK.

Bagerzadeh, M., M. Inamura, and H. Jeong. 2014. Food Waste along the Food Chain. Paris, France: Organisation for Economic Co-operation and Development.

Bell, S. 1999. "A Beginner's Guide to Uncertainty of Measurement." Measurement Good Practice Guide 11. Teddington, UK: National Physical Laboratory.

Boucher, D., P. Elias, L. Goodman, C. May-Tobin, K. Mulik, and S. Roquemore. 2012. Grade A Choice? Solutions for Deforestation-free Meat. Cambridge, MA: Union of Concerned Scientists.

Boulay, A-M., A.Y. Hoekstra, and S. Vionnet. 2013. "Complementarities of Water-Focused Life Cycle Assessment and Water Footprint Assessment." Environmental Science & Technology 47(21): 11926-11927

Buzby, J.C., H.F. Wells, and J. Hyman. 2014. The Estimated Amount, Value, and Calories of Postharvest Food Losses at the Retail and Consumer Levels in the United States. Washington, D.C.: United States Department of Agriculture.

CFP (Conference for Food Protection) Food Recovery Committee. 2007. Comprehensive Guidelines for Food Recovery Programs. Accessible at: http://www.foodprotect.org/media/guide/food- recovery-final2007.pdf>.

CGF (The Consumer Goods Forum). 2015. "Food Waste Resolution." Accessible at: http://www.theconsumergoodsforum.com/ sustainability-strategic-focus/sustainability-resolutions/foodwaste-resolution>.

Codex Alimentarius Commission. 2013. Codex Alimentarius Commission, Procedural Manual, 21st edition. Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations and World Health Organization.

COMCEC (Standing Committee for Economic and Commercial Cooperation of the Organisation of Islamic Cooperation). 2016. Reducing On-Farm Food Losses in the OIC Member Countries. Ankara, Turkey: COMCEC.

Defra (United Kingdom Department for Environment, Food and Rural Affairs). 2010. "Household Food and Drink Waste Linked to Food and Drink Purchases." Accessible at: https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/ attachment_data/file/137950/defra-stats-foodfarm-foodfoodwastepurchases-100727.pdf>

DeVries, M., and I.J.M. deBoer. 2010. "Comparing Environmental Impacts for Livestock Products: A Review of Life Cycle Assessments." Livestock Science 128(1-3):1-11.

EuroFIR (European Food Information Resource). n.d. "Food Composition Databases." Accessible at: http://www.eurofir. org/?page_id=96#>.

European Parliament. 2008. "Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives." 2008/98/EC.

European Parliament. 2014. "Proposal for a directive of the European Parliament and of the Council amending Directives 2008/98/EC on waste, 94/62/EC on packaging and packaging waste, 1999/31/EC on the landfill of waste, 2000/53/EC on endof-life vehicles, 2006/66/EC on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators, and 2012/19/EU on waste electrical and electronic equipment." COM/2014/0397.

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 2000. Technical Conversion Factors for Agricultural Commodities. Rome, Italy: FAO. Accessible at: http://www.fao.org/economic/ the-statistics-division-ess/methodology/methodology-systems/ technical-conversion-factors-for-agricultural-commodities/en/.

FAO. 2011. Global Food Losses and Food Waste: Extent, Causes and Prevention. Rome, Italy: UN FAO.

FAO. 2013. Food Wastage Footprint: Impacts on Natural Resources. Rome, Italy: UN FAO. Accessible at: http://www.fao.org/ docrep/018/i3347e/i3347e.pdf.

FAO. 2014. Definitional Framework of Food Loss. Working Paper of the Global Initiative on Food Loss and Waste Reduction. Rome, Italy: UN FAO.

FAO. 2015. "Food Wastage Footprint & Climate Change." Rome, Italy: UN FAO.

FAO. n.d. International Network of Food Data Systems. Accessible at: http://www.fao.org/infoods/infoods/tables-and-databases/ en/.

FAO Statistics Division. 2014. "International Product Classifications for Agricultural Statistics: A Brief Report of Activities in 2012-2013." Vientiane, Lao PDR: UN FAO.

FAO and UN Statistics Division. 2015. Guidelines on International Classifications for Agricultural Statistics. Rome, Italy: FAO and UN, Global Strategy to Improve Agricultural and Rural Statistics (GSARS).

Feeding America. 2015. "Financial Statements." Accessible at: http://www.feedingamerica.org/about-us/about-feeding- america/annual-report/FA-FY2015-financial-statements.pdf>.

FUSIONS (Food Use for Social Innovation by Optimising Waste Prevention Strategies). 2014a. Definitional Framework for Food Waste. Lund, Sweden: FUSIONS.

FUSIONS. 2014b. Standard Approach on Quantitative Techniques to Be Used to Estimate Food Waste Levels. Kråkerøy, Norway: FUSIONS.

FUSIONS. 2015. Criteria for and Baseline Assessment of Environmental and Socio-Economic Impacts of Food Waste. Wageningen, The Netherlands: FUSIONS.

FUSIONS. 2016. Food Waste Quantification Manual to Monitor Food Waste Amounts and Progression. Paris, France: FUSIONS.

Gooch, M.V., and A. Falfel. 2014. "\$27 Billion" Revisited: The Cost of Canada's Annual Food Waste. Oakville, Ontario: Value Chain Management International Inc. Accessible at: http://vcminternational.com/wp-content/uploads/2014/12/Food-Wastein-Canada-27-Billion-Revisited-Dec-10-2014.pdf.

Hall, K.D., J. Guo, M. Dore, and C.C. Chow. 2009. "The Progressive Increase of Food Waste in America and Its Environmental Impact." PLoS One 4(11).

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change). 2013. Climate Change 2013: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I To the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change. Cambridge, UK and New York City, NY: Cambridge University Press.

ISO (International Organization for Standardization). 2006. "ISO 14044:2006. Environmental management—Life cycle assessment—requirements and guidelines." Geneva: ISO.

Kummu, M., H. de Moel, M. Porkka, S. Siebert, O. Varis, and P.J. Ward. 2012. "Lost Food, Wasted Resources: Global Food Supply Chain Losses and Their Impacts on Freshwater, Cropland, and Fertiliser Use." Science of the Total Environment 438: 477-489.

Lipinski, B., C. Hanson, J. Lomax, L. Kitinoja, R. Waite, and T. Searchinger. 2013. "Reducing Food Loss and Waste." Working Paper, Installment 2 of Creating a Sustainable Food Future. Washington, D.C.: World Resources Institute.

Lynch, F.T. 2012. The Book of Yields. Eighth edition. Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, Inc.

Manitoba Department of Agriculture, Food, and Rural Development. n.d. "Water Content and Water Activity: Two Factors That Affect Food Safety." Accessible at: http://www. gov.mb.ca/agriculture/food-safety/at-the-food-processor/watercontent-water-activity.html#water_content>.

MassDEP (Massachusetts Department of Environmental Protection). 2014. "Solid Waste Facility Regulations." 310 CMR 19.000.

Matsuda et al. 2012. "Life-cycle Greenhouse Gas Inventory Analysis of Household Waste Management and Food Waste Reduction Activities in Kyoto, Japan." International Journal of Life Cycle Assessment 17: 743-752.

Mekonnen, M.M., and A.Y. Hoekstra. 2011. "The Green, Blue and Grey Water Footprint of Crops and Derived Crop Products." Hydrology and Earth System Sciences 15(5).

Mekonnen, M.M., and A.Y. Hoekstra. 2012. "A Global Assessment of the Water Footprint of Farm Animal Products." Ecosystems 15(3).

Nahman, A., W. de Lange, S. Oelofse, and L. Godfrey. "The Cost of Household Food Waste in South Africa." Waste Management 32(11).

Neale, Z. 2013. "Analysis of Biodigesters and Dehydrators to Manage Organics On-Site." BioCycle 54(10).

O'Connor, C., M. Gheoldus, and O. Jan. 2014. Comparative Study on EU Member States' Legislation and Practices on Food Donation: Final Report. Neuilly-sur-Seine, France: BIO by Deloitte.

Public Health England. 2015. McCance and Widdowson's The Composition of Foods: Seventh Summary Edition. Cambridge, UK: Royal Society of Chemistry and London: The Food Standards Agency.

Sakai et al. 2014. "Energy Recovery and Greenhouse Gas Reduction Potentials from Municipal Solid Waste Including Food Waste in Japan." Fifth International Symposium on Energy from Biomass and Waste. San Servolo, Venice, Italy. November 17, 2014.

Sénat. 2016. "Lutter contre le gaspillage alimentaire." Accessible at: < http://www.senat.fr/espace presse/actualites/201601/ lutter contre le gaspillage alimentaire.html>.

Tesco. 2016. "Neighbourhood Food Donation." Accessible at: http://www.tesco.com/food-collection/>.

UNEP (United Nations Environment Programme). 2014. Prevention and Reduction of Food and Drink Waste in Businesses and Households: Guidance for Governments, Local Authorities, Businesses and Other Organisations, Version 1.0. Paris, France: UNEP.

USDA (United States Department of Agriculture). 2015. USDA National Nutrient Database for Standard Reference, Release 28. Accessible at: http://www.ars.usda.gov/nea/bhnrc/ndl.

Webber, M.E. 2012. "More Food, Less Energy." Scientific American,

WRAP (The Waste and Resources Action Programme). 2008. The Food We Waste. Banbury, UK: WRAP.

WRAP. 2011. New Estimates for Household Food and Drink Waste in the UK. Banbury, UK: WRAP.

WRAP. 2013a. Household Food and Drink Waste in the United Kingdom 2012. Banbury, UK: WRAP.

WRAP. 2013b. Estimates of Waste in the Food and Drink Supply Chain. Banbury, UK: WRAP.

WRAP. 2013c. The True Cost of Food Waste Within Hospitality and Food Service. Banbury, UK: WRAP.

WRAP. 2013d. Methods Used in Household Food and Drink Waste in the UK 2012. Banbury, UK: WRAP.

WRAP. 2014. Household Food and Drink Waste: A Product Focus. Banbury, UK: WRAP.

WRAP and WWF (World Wide Fund for Nature). 2011. The Water and Carbon Footprint of Household Food and Drink Waste in the UK. Banbury, UK: WRAP.

WRI (World Resources Institute) and WBCSD (World Business Council for Sustainable Development). 2004. The Greenhouse Gas Protocol: A Corporate Accounting and Reporting Standard. Washington, D.C.: WRI and WBCSD.

巻末注

- 1. FUSIONS プロジェクトは、欧州連合(EU)の第7次研究技術 開発実証枠組計画の補助金合意番号 311972 の資金提供を受 けています。<u>http://www.eu-fusions.org/</u>
- 2. 国連持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲット 12.3 は [2030] 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食 糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェー ンにおける食品ロスを減少させる」としています。
- 3. FAO (2011)
- 4. FAO (2015)
- 5. Kummu et al. (2012)
- 6. Kummu et al. (2012)
- 7. FAO (2015)
- 8. このような開発は、温室効果ガス (GHG) プロトコルの基準が 適用されてきた方法に似るでしょう。
- 9. 収穫前に起きる損失は、本 FLW スタンダード初版の範囲には 入っていませんが、FLW プロトコルの今後の活動で対応される かもしれません。
- 10. 何が不可食部分と見なされるかは、特定の食品サプライチェー ンによって決まり、ユーザーによって異なることや、時が経つに つれて変化することが考えられ、文化や社会経済的要因、入手 可能性、価格、技術進歩、国際貿易、地理など幅広い変動要 素に左右されます。食品に関連する不可食部分の例としては、骨、 皮、種などが挙げられます。
- 11. 厳密に言えば、この計測は「質量」と呼ばれ、ポンド、キログラム、 トン、メートルトンなどで表現されます。しかし口語の用語では、 ほとんどの場合「重量」と呼ばれるため、FLWスタンダードで は「重量」という用語を使用します。
- 12. MassDEP (2014)

- 13. 国連持続可能な開発目標 (SDGs) は、志の高いグローバルな 目標を掲げるとともに、国内目標については各国政府に委ねら れており、グローバルな水準の抱負を指針としながらも国情を考 慮に入れて独自に設定することになっています。SDGs の草案で、 目標12は「持続可能な生産消費形態を確保する」です。その 個別目標(ターゲット12.3) は「2030 年までに小売・消費レベ ルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収 穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少 させる です。
- 14. CGF (2015)
- 15. European Parliament (2014)
- 16. 「食品カテゴリー」は、FLW インベントリーに含まれる食品の種 類を指すします (例えば、肉、乳製品、ベーカリー製品、果実 や野菜の種類など)。「素材タイプ」と混同すべきではありません。
- 17. WRAP (2008)
- 18. FLW スタンダードの目的において価値向上とは、概して何らか の有益な利用が行える産物の形で、FLW から価値を引き出す ことを指します (例えば、一部の FLW はエネルギーや肥料に 転換されます)。
- 19. FLW スタンダードでは、バイオディーゼルの生産(例えば油脂 や獣脂を使用するなど)を生物由来物質/生化学処理の送り先 の中に含みます。しかし FUSIONS の提案する定義では、「食 品廃棄物」の定義の一つにバイオディーゼルの生産を含め、こ の資源を資源効率の観点から食品および飼料に利用することを 促しています。FUSIONS (2016) を参照。
- 20. さらに詳しくは CGF (2015) を参照。
- 21. FLW 管理の階層図の情報源としては、米国環境保護庁の「食 品の持続可能な管理」プログラム、Bagerzadeh (2014)、 UNEP(2014), European Parliament(2014), FUSIONS(2014a) などがあります。
- 22. 食品カテゴリーの分類情報源についてのさらなる議論は、 FUSIONS (2014b, 105) を参照。
- 23. 「中央生産物分類」(CPC) システムの概要は、FAO and UN Statistics Division (2015, 39) で得られます。また、農業統計 で使用するために FAO が作成した公式の付属文書も存在しま す。FAO Statistics Division (2014) を参照。

- 24. 国際標準の GS1 は、中立で非営利の国際組織であり、複数の 部門にわたってサプライチェーンやディマンドチェーンのための 標準を策定し維持しています。
- 25. GPC は、ルールに基づいた 4 階層から成る商品の分類システム です。4階層とは、「セグメント」「ファミリー」「クラス」「ブリッ ク」(ブリックにアトリビュート〈属性〉とバリューが付けられる) です。ブリックは、共通の目的にかなっていて、類似の形状お よび素材であり、アトリビュートの同じセットを共有するような商 品(作物など)を包含した分類を特定するものです。ブリック・ コードの例を表 6.3 に示します。GPC のブリック・コードは、商 品の GTIN(国際取引商品番号) (UPC / EAN の商品バーコー ドに含まれる12~13桁の数字)とリンクしています。
- 26. 国連標準製品およびサービス・コード (UNSPSC) のウェブサイ トは、http://www.unspsc.org/
- 27. 含水量、あるいは水分含量は、食品中に含まれる水の量です。 普通は総重量に占める割合(%)で表現されます。さらに詳しく は、Manitoba Department of Agriculture, Food, and Rural Development (n.d.) を参照。
- 28. 包装容器には、箱、包装、プラスチック容器などさまざまな形 状があります(食べられる包装なら、人間による消費を目的とし ているため、食品と見なされるでしょう)。
- 29. その除外のインベントリー報告全体に及ぼしうる影響および妥 当性を判断するため、この決定について必要に応じて保証提供 者と議論してもよいでしょう。
- 30. FLW プロトコルは、適切な僅少さの閾値あるいは重要性のべ ンチマークを定めていません。とはいえ、FLW スタンダードの ユーザーが、それを行ったり、他で定められたガイドラインに 従ったりすることを選んでもよいでしょう。
- 31. FAO (2014) および FUSIONS (2014a) より作成。
- 32. 厳密に言えば、この計測は「質量」と呼ばれ、ポンド、キログラム、 トン、メートルトンなどで表現されます。しかし口語の用語では、 ほとんどの場合「重量」と呼ばれるため、FLWスタンダードで は「重量」という用語を使用します。
- 33. USDA (2015)
- 34. WRAP (2014, 150) を参照。

- 35. ランダムな不確実性とは、真の値前後のばらつきに起因する 不確実性を指します。もし FLW の計測を何度も繰り返せば、 FLW の計測値が真の値の周囲に一塊になるであろうことを、ラ ンダムな不確実性は意味します。 ほとんどの FLW の調査でラン ダムな不確実性に大きく寄与するのが、標本抽出(サンプリング) です。なぜなら、(a) 関心のある母集団内のすべての FLW 発 生単位から、(b) FLW インベントリーで規定される全期間にわ たって、標本を抽出できることは滅多にないものだからです。(a) FLW 発生単位の間で、および (b) 1つの FLW 発生単位内で も経時的に、発生する FLW の量に自然のばらつきがあるため、 標本抽出が推定値にランダムな不確実性をもたらします。
- 36. 信頼区間は、合計量以外の他の重要な量(例えばその合計量 のサブセットなど) に対しても推定してもよいでしょう。例え ば WRAP による家庭の食品廃棄物の調査では、信頼区間が、 FLW 合計量に対して、および食品や飲料の種類別 (例えばり ンゴ、パンなど)に対して、計算され報告されました。
- 37. p値は、2つの母集団間の差異あるいは経時的な変化が全くな いという帰無仮説を仮定した場合に、実際には2つの母集団の 間に全く差異がない(あるいは経時的に全く変化がない)のに、 差異の観察(あるいはもっと極端な差異)が得られる確率です。 例えば目標が達成された確率を計算することもできます。
- 38. 起こされた行動の結果、差異が生まれたことが予想される調査 では、許容の閾値ははるかに低く設定されることがあります (例 えば $p \le 0.10$ など)。
- 39. 2つの量の加算あるいは減算をするとき、これらの量に伴う不 確実性が互いに独立しているならば、値の合計の平方根(つま $0\sqrt{(10^2 + 10^2)} = 約14 t (10 t の 140\%)$ をとることがで きます。
- 40. 例えば、Bell (1999) の節 7.2 を参照。
- 41. モンテカルロ・シミュレーションは、不確実性分析で使用される 無作為抽出の形態であり、計算の入力値の範囲に基づいて起こ りそうな結果(FLW の推定値)の範囲を示します。モンテカルロ・ シミュレーションを実施するには、入力パラメータ(変数)が点 推定値ではなく不確実性の分布として明示されなければなりま せん。明示された不確実性の分布から引き出された毎回異なる 入力パラメータを使用して、何度も計算を繰り返します。計算の 繰り返しから、さまざまな入力パラメータを合わせた不確実性 を反映させて、予想される出力値 (FLW 推定値) の分布が出 されます。

- 42. 本節は、FUSIONS (2016) より作成。
- 43. これらの手順は、FUSIONS (2016) に示された概要に従って います。
- 44. WRAP (2013d) の第11章を参照。
- 45. 検定力分析についてさらに詳しくは、オンラインで見るこ とができます。例えば、http://www.biostathandbook. com/power.html, http://documents.software.dell.com/ Statistics/Textbook/Power-Analysis を参照。http:// powerandsamplesize.com/Calculators/など、標本サイズを決 める計算プログラムもあります。しかし、統計学の十分な専門 知識をもたない組織体は、専門家に相談することが推奨されま
- 46. このような計算を行うとき、1年にまる52週ある一方で、日数 は365日、閏年は366日であることに留意することが重要です。 このため、1年にそれぞれ1日あるいは2日の余りがあります。従っ て、平年の週数は52と1/7週、閏年は52と2/7週です。
- 47. FAO (n.d.)
- 48. EuroFIR (n.d.)
- 49. 本文書公表の時点で、オンラインで NNDSR を検索したところ、 「クズ (refuse)」の割合は「報告書全文 (全栄養素)」と表示さ れたタブをクリックし、「クズ」と表示された行までスクロールダ ウンすると表示されます(ここに割合と描写が示されます)。
- 50. しかしながら、NNDSR は米国で使用するために開発されたた め、すべての関連品目に関する情報は得られないかもしれませ ん。FLW プロトコルは、データの根拠となる手法のレビューを まだ行っていません。
- 51. Lynch (2012)
- 52. FAO (2011)
- 53. 次のサイトの「Refuse factors.xls」(クズ係数) を参照。http:// www.fao.org/fileadmin/templates/ess/documents/food_ security_statistics/Adept.zip
- 54. FAO (2000)
- 55. FUSIONS (2015)
- 56. FAO (2013) および FAO (2015)
- 57. GWP は、ある特定の温室効果ガス1単位の放射強制力の影響 (大気に害を及ぼす程度) を、二酸化炭素(CO2)1単位と比較 して表す係数です。
- 58. この計算プログラムは次のサイトで利用できます。http://www. epa.gov/energy/greenhouse-gas-equivalencies-calculator
- 59. Webber (2012)
- 60. Hall et al. (2009)
- 61. FAO (2015)

- 62. FUSIONSの食品廃棄物の定義に含まれるのは、飼料と生物由 来物質/生化学処理(EUの目的においては資源の回収および 転換と呼ばれる)以外の、FLW スタンダードの10の送り先すべ てに入る、食品サプライチェーンから除かれた食品の可食部お よび関連する不可食部分です。
- 63. FUSIONS (2015)
- 64. WRAP (2011)。この調査で家庭の食品廃棄物は「道路脇のゴ ミ回収箱、道路脇のリサイクル回収箱、道路脇の食品廃棄物と 有機混合物回収箱、および家庭ゴミリサイクルセンター(HWRC) 残留廃棄物に入っている FLW を含む と定義されました。
- 65. Sakai et al. (2014); Matsuda et al. (2012)
- 66. ライフ・サイクル・アセスメントは、ある商品またはサービスのラ イフサイクルの間 (天然資源の採掘から発生した廃棄物の管理 まで) に起きるすべての活動の環境影響を定量化するのに使用 する科学的手法です。
- 67. 欧州参考ライフ・サイクル・データベース (ELCD) は次のサイト から利用できます。http://eplca.jrc.ec.europa.eu/
- 68. 食品炭素排出量計算プログラムは次のサイトで利用できます。 $\underline{http://www.foodemissions.com/foodemissions/Calculator.}$ aspx
- 69. WRAP (2011)
- 70. ISO 14067 は次のサイトで入手できます。http://www.iso.org/ iso/catalogue_detail?csnumber=59521
- 71. IPCC (2013)。フィードバックとは、気候の温暖化が進むにつれ て、海洋および土壌が二酸化炭素を吸収する能力が低減するこ とを指します。温室効果ガス排出が気候を温暖化させ続ける中、 海洋と土壌がますます二酸化炭素で飽和していきます。もっと 涼しい気候であれば土壌と海洋の吸収源で吸収されていたであ ろう二酸化炭素が、それゆえに大気中に残存し、さらなる温暖 化の原因となります。
- 72. 次のサイトで利用できます。http://www.epa.gov/warm
- 73. 例えば、Boulay et al. (2013) を参照。
- 74. データの質に関する要件は、ISO (2006) に見ることができます。
- 75. Hall et al. (2009)
- 76. FAO (2013)
- 77. WRAP and WWF (2011)
- 78. WaterStat は、次のサイトから入手できます。http:// waterfootprint.org/en/resources/water-footprint-statistics/
- 79. Boulay et al. (2013)
- 80. AQUASTAT は次のサイトで利用できます。http://www.fao. org/nr/aquastat/

- 81. 次のサイトから入手できます。http://www.iso.org/iso/catalogue_detail?csnumber=43263
- 82. FAO (2013)
- 83. WRAP (2013a)
- Audsley et al. (2009); Boucher et al. (2012); DeVries and deBoer (2010)
- 85. Mekonnen and Hoekstra (2011); Mekonnen and Hoekstra (2012)
- 86. Buzby et al. (2014)
- 87. Defra (2010)
- 88. COMCEC (2016)
- 89. Lipinski et al. (2013)
- 90. 次のサイトから入手できます。http://www.eurofir.org/
- 91. 次のサイトで利用できます。http://ndb.nal.usda.gov/ndb/foods
- 92. 次のサイトから入手できます。http://www.fao.org/infoods/ infoods/tables-and-databases/en/
- 93. 例えば英国では、環境・食糧・農村地域省 (Defra) が 家庭の食品統計を発行しています。 https://www.gov.uk/government/collections/family-food-statistics
- 94. FAO (2013)
- 95. WRAP (2013a)
- 96. WRAP (2013b)
- 97. WRAP (2013c)
- 98. Nahman et al. (2012)
- 99. Gooch and Falfel (2014)
- 100. Eurostat is accessible at: http://ec.europa.eu/eurostat/data/data/database
- 101. Eurostat は次のサイトで利用できます。http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Comparative_price_levels_of_consumer_goods_and_services
- 102. WRAP (2013d)
- 103. 収穫残りの収集は、機械での収穫を終えた農地や、収穫が経済的に見合わない農地から、作物を集めることです。さらに詳しくは、CFP Food Recovery Committee (2007) を参照。
- 104. 救出されるがその後、食品サプライチェーンから除かれる(つまり最終的に食べられない)食品はいずれも、FLWとすべきです。

- 105. 救出される食品の定量化の際に関連性がない FLW インベントリーの範囲の構成要素は、「送り先」(食品サプライチェーンから除かれた食品にのみ関連する)、収穫前の損失を排除する要件(その食品は収穫期にはないため)、FLW に加えられる、あるいは除去される水の考慮です。
- 106. \$1.70 という数値は、Feeding America (2015) に基づきます。 寄付された食品の経済価値を求めるためのガイダンスは、関連 する法規制 (例えば米国では 2016 年の統合歳出予算法など) からも得られるかもしれません。
- 107. O' Connor et al. (2014)
- 108. 米国では、寄付する組織体が「ビル・エマーソン善意の食糧寄附法(一般法律104-210)」で保護されます。この法律の条文は、 米国農務省の次のウェブサイトから入手できます。www.usda. gov/news/pubs/gleaning/appc.htm
- 109. Sénat (2016)
- 110. 次のサイトの『*EPA の廃棄物削減モデル(WARM)における* 食糧寄付によるメリットのモデル化』を参照。https://www3. epa.gov/warm/SWMGHGreport.html
- 111. Tesco (2016).
- 112. フィーディング・アメリカのガイドラインは、CFP Food Recovery Committee (2007) に基づいています。
- 113. 次のサイトから入手できます。 http://www.harvestsupport.org/training.html

協力者

FLWプロトコルは、フィードバックと洞察を共有くださった多くの方々の人的貢献に厚く御礼を申し上げます。

レビュー実施者と パイロットテスト試験者たち

Will Schreiber, 3Keel LLP

John E Hermansen, Aarhus University

Kabanda Samson, Africa Multi Investments and

Development

Julian Parfitt, Anthesis Group

Rick Hodges, APHLIS/Natural Resources Institute,

University of Greenwich

Anna Flyso, Arla Foods

Anna-Karin Modin Edman, Arla Foods

Richard Laxton, Arla Foods

Carine Galante, Carrefour

Steven van Hemelryck, Colruyt Group

Samina Khalid, COMSATS Institute of Information

Technology, Vehari, Pakistan

Tineke Oudega-Kok, Danone

Benoit Liegey, Delhaize

John Laughead, Delhaize

Bin Liu, FAO

M. O. Abiola, Federal University Oye Ekiti Nigeria

Ignatius Pumpuni, Ghana Cocoa Board

Jim Bracken, GS1 AISBL

Patsy Ramirez-Arroyo, Homera

Brian Higgins, Innovation Center for U.S. Dairy

Kata Tisza, International Solid Waste Association (ISWA)

Misuzu Asari, Kyoto University Environment

Preservation Research Center

Andrew Shakman, LeanPath

Jacinta Nyaika, Lilongwe University of Agriculture and

Natural Resources-Bunda College Campus

John Fischer, Massachusetts Department of

Environmental Protection

Harriet Muyinza, NARO

Darby Hoover, Natural Resources Defense Council

Javiera Charad, Nestlé

Pascal Chapot, Nestlé

Nerlita Manalili, Nexus Agribusiness Solutions

Grace Lin Jiaying, NTUC Fairprice Co-operative Limited

Rich Martinelli, PepsiCo

Lucas Rafael Ivorra Peñafort, Pontificia Universidad

Javeriana/AISO (Academia de Innovación para la

Sostenibilidad)

Michael Hewett, Publix and on behalf of Food Waste

Reduction Alliance

Aleksandra Barnes, Salt Communications

Jenny Costelloe, Skylark Advisory PTE LTD

Christy Cook, Sodexo

Karin Östergren, SP Technical Research Institute of Sweden

Selina Juul, Stop Wasting Food Movement Denmark

(Stop Spild Af Mad)

Mark Little, Tesco

Lisa Kitinoja, The Postharvest Education Foundation

Elise Golan, United States Department of Agriculture

Jean Buzby, United States Department of Agriculture

Hope Pillsbury, United States Environmental

Protection Agency

Anna Vinogradova, Walmart

Cynthia Cummis, World Resources Institute

Laura Malaguzzi Valeri, World Resources Institute

Mary Sotos, World Resources Institute

Richard Waite, World Resources Institute

Samantha PuttDelPino, World Resources Institute

Tatjana von Bormann, WWF

Mungule D. Chikoye, Zambian Centre for Lifelong

Learning Ltd

そのほかの協力者たち

Richard Sheane, 3Keel LLP Simon Miller, 3Keel LLP John Lamb, Abt Associates

Julio Andrés Rozo Grisales, Academia de Innovación para la Sostenibilidad

Kari Wozniak, ADM Institute for the Prevention of Postharvest Loss, University of Illinois

Prasanta Kumar Kalita, ADM Institute for the Prevention of Postharvest Loss, University of Illinois

Kitae Kim, AGCO

Tabitha Rich, Agriculture and Agri-Food Canada

Patrick Serfass, American Biogas Council

Tecla Castella, Anthesis Group Kathleen Cacciola, ARAMARK

Nazim Uddin, Bangladesh Agricultultural Research

Insitute (BARI) Markus Frank, BASF

Charlene McKoin, Bill and Melinda Gates Foundation

Kristen MacNaughtan, Bill and Melinda Gates Foundation

Nora Goldstein, BioCycle

 $Constant\ Van\ Aerschot,\ Business\ Council\ for\ Sustainable$

Development Singapore

Catalina Giraldo, CAV+S, Cadenas de Valor más

Sustentables SpA

Lisa Johnson, Center for Environmental Farming Systems,

North Carolina State University Lesley Macheka, Chinhoyi University Wanda Redic, City of Oakland, California

Veronica Fincher, City of Seattle, Washington

Gail Tavill, Con Agra

Anna Applefield Gore, CSIS (Center for Strategic &

International Studies)
Megan Hellstedt, Delhaize
Clement Tostivint, Deloitte
Dawn Rittenhouse, DuPont
Mikkel Thrane, DuPont
Yasmin Siddiqi, DuPont

Viki Sonntag, Ecopraxis

Anton van den Brink, EFFPA

Anne Sharp, Ehrenberg-Bass Institute, University of

South Australia Dominic Hogg, Eunomia Harriet Parke, Eunomia

Anne-Laure Gassin, European Commission;
Directorate-General for Health and Food Safety

Barbara Ekwall, FAO

Camelia Bucatariu, FAO

Carola Fabi, FAO Franck Cachia, FAO Klaus Grunberger, FAO

Salar Tayyib, FAO

Ansen Ward, FAO/Change and Learning for Development Maria Kowalewska, Federation of Polish Food Banks

Tristram Stuart, Feedback
Carrie Calvert, Feeding America
Eric Davis, Feeding America
Karen Hanner, Feeding America
Tove Larsson, Food and Drink Europe
David Bellamy, Food and Drink Federation

Jim Larson, Food Donation Connection
Jeanne von Zastrow, Food Marketing Institute

Danielle Nierenberg, Food Tank: The Food Think Tank Shelly Schneider, Franklin Associates, A Division of ERG

Andrew Rzepa, Gallup Jeff Hanratty, General Mills

Azizjon Rasulov, GIZ (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit GmbH)

Charlie (Karl) Moosmann , GIZ (Deutsche Gesellschaft

für Internationale Zusammenarbeit GmbH) Kerstin Lohr, GIZ (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit GmbH) Tanja Pickardt, GIZ (Deutsche Gesellschaft für

Internationale Zusammenarbeit GmbH)

Philippe Villers, GrainPro

Bastian Buck, GRI

Meghan Stasz, Grocery Manufacturers Association

Diana Carrillo, GS1 France Jonas Batt, GS1 Switzerland

John Hall, GS1 UK David Hatch, IICA Karol Alpizar, IICA

K.C. Sivabalan, Imayam Institute of

Agriculture & Technology Cielo Arias, Independent

Erin Sexson, Innovation Center for U.S. Dairy Joe McMahan, Innovation Center for U.S. Dairy David Williams, Institution of Mechanical Engineers

Tim Fox, Institution of Mechanical Engineers
Patricia Ocampo Thomason, International

Council of Science

Shahram Safiyary, Iran Fisheries Organization

Álvaro Ureña-Padilla, ISOECO S.A.

Csaba Borbély, Kaposvár University Jolanda Soons-Dings, Lamb Weston

Benjamin Lephilibert, LightBlue Environmental Consulting

Alan Foster, London South Bank University

Ashley Stanley, Lovin' Spoonfuls Mike Barry, Marks and Spencer

Laura Abshire, National Restaurant Association Dana Gunders, Natural Resources Defense Council

Joanne Berkenkamp, Natural Resources Defense Council

Tanya Stathers, Natural Resources Institute,

University of Greenwich Andrey Evtenko, Nestlé Helene Lanctuit, Nestlé

Elizabeth Balkan, New York City Mayor's Office Michael. A. Omodara, Nigerian Stored Products

Research Institute

Hanna Hatrikainen, Nordic Food Waste and Resource

Efficiency Project

Morvarid Bagherzadeh, OECD Ole Jørgen Hanssen, Ostfold Research

Nicola Jenkin, Pinpoint Sustainability

Elizabeth Mitcham, Postharvest Technology Center,

University of California, Davis

Nick Shufro, PWC

Jon Dettling, Quantis International Scott Lougheed, Queen's University Robin Curry, Queens University Belfast Agnes Chruszcz, Resource Futures Ltd. Eric Bridgwater, Resource Futures Ltd. Hunt Briggs, Resource Recycling Systems JD Lindeberg, Resource Recycling Systems

Karli Verghese, RMIT Chris Ratto, Safeway

Peter Erik Ywema, SAI Platform Ron Cotterman, Sealed Air Jenny Gustavvson, SIK Scott Tudor, Sobeys Inc. Hélène Castel, Sodexo

Umezuruike Linus Opara, Stellenbosch University

George Gordon, Tesco

Chris Rebstock, The Global FoodBanking Network

C.D. Glin, The Rockefeller Foundation Christy Slay, The Sustainability Consortium Erin Killeen, The Sustainability Consortium

Martin Bowman, This is Rubbish Sam Packer, This is Rubbish Emma Rogers, Tim Hortons Laura Moreno, UC Berkeley

Sarah Bawaye, Uganda Ministry of Agriculture,

Animal Industry, and Fisheries

Pat Laughlin, UK Business Council for

Sustainable Development

Paolo Azzurro, UNIBO

Morten Hagen, Unilever

Clayton Adams, United Nations Environment Programme

Alexis Rourk, United States Department of Agriculture

Lana Coppolino Suarez, United States Department of

Agriculture

Carolyn Shore, United States Department of State

Ashley Zanolli, United States Environmental

Protection Agency

Cheryl Coleman, United States Environmental

Protection Agency

Jean Schwab, United States Environmental

Protection Agency

Ron Vance, United States Environmental

Protection Agency

Ted McDonald, United States Environmental

Protection Agency

Tiffany Kollar, United States Environmental

Protection Agency

Tatiana Lozano, Universidad Jorge Tadeo Lozano

Felicitas Schneider, Universität für Bodenkultur Wien

Steve Sonka, University of Illinois

Mohmad Arief Zargar, University of Kashmir Beatriz Reutter, University of Queensland Atiq Zaman, University of South Australia Stine Høj, University of South Australia

Christian Reynolds, University of South Australia/

University of Aberdeen

Gang Liu, University of Southern Denmark

Steven Underhill, University of the Sunshine Coast

Brighton Mvumi, University of Zimbabwe

Samuel Gabanyi, Vitae Civilis

Jason Wadsworth, Wegmans Food Markets

Patti Olenick, Weis Markets

Byomkesh Talukder, Wilfrid Laurier University

Marc Zornes, Winnow Solutions

Jose Cuesta, World Bank Keith James, WRAP Sophie Easteal, WRAP Pete Pearson, WWF Jessica Rosen, Yum Brands

消費財フォーラム (CGF) について

CGFは、70カ国に広がる400社の小売企業、メーカー、サービスプロバイダー、その他のステークホルダーのCEOと上級経営陣が参加する、同等を原則とするグローバルな業界ネットワークです。

国際連合食糧農業機関 (FAO) について

FAOは、194の加盟国、2つの準加盟国、1つの加盟組織 (EU) が参加する政府間組織です。すべての国の食糧安全保障を確保し、人々が活発で健康的な生活を送れるよう、いつでも質の高い食品を入手可能にすることがFAOの 使命です。

EUの委託によるFUSIONSプロジェクトについて

FUSIONSは、食品廃棄物を大幅に減らすことにより、 資源効率の高いヨーロッパを実現するための取り組みを 続けています。13カ国から21のプロジェクトパートナーが FUSIONSに参加しています。その中には大学、知識機関、 消費者団体、企業が含まれています。

国際連合環境計画 (UNEP) について

UNEPは、世界の環境に関する優先課題を設定し、国際連合のシステムにおける持続可能な開発をまとまりのある形で推進し、世界の環境に対する信頼に足る擁護者としての役割を果たします。

持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) について

WBCSDは、企業、社会、環境にとって持続可能な未来を作るために、全世界の実業界に刺激を与える、先進的な思考力を持った企業によるCEO主導の組織です。

廃棄物・資源行動プログラム (WRAP) について

WRAPは、英国を本拠地とする慈善基金団体です。WRAPの使命は、製品を設計・生産・販売する新たな手法を考案し、消費財の使用について再考し、リユースとリサイクルによって何が可能になるかを再定義することにより、持続可能性のある資源効率に優れた経済への移行を加速することです。

世界資源研究所(WRI)について

WRIは50カ国以上に広がる世界規模の研究組織であり、ブラジル、中国、ヨーロッパ、インド、インドネシア、米国に拠点があります。WRIに所属する450人以上の専門家とスタッフは、リーダーたちとの緊密な連携を通じて、経済的機会と人間の福利厚生のための基盤である、私たちの天然資源を維持するために、優れたアイデアを現実のものにしています。

FLWプロトコル運営委員会は、FLWスタンダード発足へのプラットフォームを提供したGlobal Green Growth Forum (3GF) に感謝の意を表します。さらに、食品ロスおよび廃棄物プロトコル開発を可能にする中核的資金を世界資源研究所に提供したオランダ外務省、デンマーク外務省、スウェーデン国際開発協力庁(SIDA)、アイルランド外交・貿易省(Irish Aid)に感謝の意を表します。運営委員会は、本プロジェクトの基礎となる初期分析を行った世界資源報告書の作成をサポートしたノルウェー外務省にも感謝の意を表します。

免責事項

FLWスタンダードは食品損失と廃棄に関する測定および報告のベストプラクティス推進を目的として作成されています。本基準は、FLWプロトコル運営委員会によって招集された非政府組織、政府機関などの専門家が参画する、包括的なマルチステークホルダープロセスに従って策定されました。執筆担当者たちは、関連するあらゆる組織によってFLWスタンダードが活用されることを奨励しますが、本基準に準拠する報告やプログラム仕様の準備及び発行は、準拠部分が一部か全てかに関わらず、それら報告や仕様の製作者が全責任を負うものです。そういった報告及びプログラム仕様の準備あるいは本基準に基づく報告データの利用に直接的または間接的に起因する損害につきましては、本基準の執筆に関わった組織及び寄稿者は一切の責任を負うものではありません。

本文書中で使用されている名称や提示された資料は、いかなる国、領土、都市、地域あるいはこれらの当局の法的地位、また国境や境界の範囲についても、国連環境計画による見解を示すものでは一切ありません。さらに、表明されている見解は必ずしも国連環境計画の決定事項や公式の方針を示すものではなく、また、商品名や商業的プロセスに関する引用があっても、これらを支持するものではありません。

写真提供者

表紙写真、Richard Nyberg (USAID); 8、10、14ページ、istockphoto; 20ページ、Christopher Fynn/Flickr; 25、28、32、34ページ、istockphoto; 58ページ、David Simmonds/Flickr; 64ページ、istockphoto; 66ページ、Darwin Bell/Flickr; 76ページ、rick/Flickr; 80ページ、zolmuhd/Flickr;



食品ロスおよび廃棄物プロトコル(FLWプロトコル)は、一般に「食品ロスおよび廃棄物」(FLW)と呼ばれる、食品サプライチェーンから排除される食品および/または関連する不可食部分を定量化するための食品損失と廃棄に関する測定および報告に関する基準(FLWスタンダード)を開発した、複数のステークホルダーからなるパートナーシップです。

www.flwprotocol.org

日本語版は、味の素株式会社の依頼により、有限会社チェンジ・エージェントが制作を行いました。